杉並区地域防災計画

(震災・風水害編)

【総則·予防対策】

(令和6年(2024年)修正)

杉並区防災会議

<目次>

第1部 総	慰	1
第1章	地域防災計画の概要	3
第11	節 計画の目的及び前提	3
1	計画の目的	3
2	計画の前提	3
3	被害想定	3
4	近年の水害記録	6
第21	節 計画の構成	11
第31	節 計画の習熟	11
第41	節 計画の修正	12
1	計画の修正	12
2	令和 6 年(2024 年)修正の概要	12
第2章	杉並区の概況	14
第11		
1	位置	
2	地勢	
3	地質	
4	面積	
第21		
1	人口	
2	生活環境	
第3章	被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)	18
第11	節 震災対策	18
第21	節 風水害対策	19
第4章	複合災害への対応	20
第11	節 複合災害の考え方	20
第21	節 複合災害への対応方針	20
第5章	災害に関する調査研究	21

第2部 施第	策ごとの具体的計画(震災予防対策)	23
第1章	杉並区の基本的責務と役割	25
第1節	5 基本理念及び基本的責務	25
1	基本理念	25
2	基本的責務	25
第2節	i 区、都及び防災機関の役割	26
1	区の分掌事務	26
2	東京都関係機関等	29
3	指定地方行政機関	31
4	指定公共機関	31
5	指定地方公共機関	32
6	自衛隊	32
7	公共的団体	32
第2章	区民と地域の防災力向上	34
第1節	i 現在の到達状況	37
1	自助による区民の防災力向上	37
2	地域による共助の推進	37
3	消防団の活動体制の充実	37
4	事業所による自助・共助の強化	37
5	ボランティア活動との連携	37
第2節	5 課題	38
1	自助による防災力の向上	38
2	地域における「共助」の推進	38
3	消防団の活動体制	38
4	事業所による自助・共助の取組	38
5	ボランティア活動の支援体制	38
第3節	5 対策の方向性	39
1	自助による防災力の向上	39
2	地域による「共助」の推進	39
3	消防団の活動体制の充実	39
4	事業所による自助・共助の強化	39
5	ボランティア活動の支援体制づくりの推進	39

第4	4 節	i 到達目標	40
	1	自助の備えを講じている割合を 100%に到達	40
2	2	防災市民組織(防災会)の区内全域での組織化と地域防災力の向上	40
;	3	マンションを含めた地域の防災活動の活性化	40
2	4	消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上	40
į	5	地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化	40
(6	円滑なボランティア活動のための支援体制を構築	40
第:	5 節	i 具体的な取組 【予防対策】	41
	1	自助による区民の防災力向上	41
2	2	地域による共助の推進	50
;	3	消防団の活動体制の充実	52
4	4	事業所による自助・共助の強化	53
ļ	5	ボランティアとの連携	55
(6	区民・行政・事業所等の連携	57
,	7	女性の視点を踏まえた防災対策の充実	57
第3章	章	安全な都市づくりの実現	58
第	1 節	i 現在の到達状況	60
	1	区におけるこれまでの取組	60
2	2	木造住宅密集地域の不燃化(安全に暮らせる都市づくり)	60
;	3	建築物の耐震化及び安全対策	61
4	4	液状化対策の強化	61
ļ	5	出火、延焼の防止	61
(6	管理不全な空家等への対応	62
第:	2 節	i 課題	62
	1	木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題	62
9	2	建築物の耐震化及び安全対策の課題	62
;	3	液状化対策の課題	62
4	4	出火、延焼の防止に向けた課題	62
!	5	管理不全な空家等の課題	63
第:	3 節	i 対策の方向性	63
	1	木造住宅密集地域の不燃化促進	63
:	2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	63
;	3	液状化対策の周知促進	63
2	4	出火、延焼の防止	63
	5	管理不全な空家等への対応	63

第	4 節	i 到達目標	64
	1	木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率 70%	64
	2	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	64
	3	液状化対策による建築物の安全確保	64
	4	消防水利不足地域の解消	64
	5	管理不全な空家等の問題解消	64
第	55節	具体的な取組 【予防対策】	65
	1	安全に暮らせる都市づくり	65
	2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	69
	3	液状化、長周期地震動への対策の強化	73
	4	出火、延焼の防止	74
第4	章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	86
第	1 節	i 現在の到達状況	88
	1	交通関連施設の安全確保	88
	2	ライフライン等の確保	89
	3	エネルギーの確保	89
第	32節	i 課題	90
	1	交通関連施設の安全確保に向けた課題	90
	2	ライフラインの確保に向けた課題	90
	3	エネルギーの確保に向けた課題	90
第	3節	i 対策の方向性	91
	1	交通関連施設の安全確保	91
	2	ライフライン等の確保	91
	3	エネルギーの確保	91
第	4 節	i 到達目標	91
	1	幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化推進	91
	2	水道管路の耐震継手化及び下水道管路の耐震化の更なる推進	91
	3	エネルギーの確保	91
第	55節	具体的な取組 【予防対策】	92
	1	道路・橋梁	92
	2	鉄道施設	95
	3	河川施設	00
	4	緊急輸送ネットワークの整備	00
	5	水道	01
	6	下水道	02
	7	電気・ガス・通信等	03
	8	エネルギーの確保	06

第5章	応急対応力、広域連携体制の強化	110
第1節	う 現在の到達状況	112
1	区の初動対応	112
2	広域連携体制	112
3	防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制	112
4	防災上重要な施設	112
第2節	j 課題	112
1	区の初動対応	113
2	広域連携体制	113
3	防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制	113
第3節	う 対策の方向性	113
1	初動対応体制の見直し	113
2	広域連携体制の強化	113
3	防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制の強化	113
第4節	5 到達目標	113
1	迅速かつ的確な初動態勢の構築	113
2	受援体制の拡充	113
3	防災関係機関、協定締結先民間団体との連携強化による応急対策体制の構築	
第5節	i 具体的な取組 【予防対策】	114
1	災害対策本部、初動態勢の整備	
2	業務継続体制の確保	115
3	消火・救助・救急活動体制の整備	117
4	広域連携体制の構築	117
5	応急活動拠点の整備	
6	防災拠点の充実	121
第6章	情報通信の確保	124
第1節	i 現在の到達状況	126
1	行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制	126
2	住民等への情報伝達	126
3	住民相互の情報収集・安否確認等	126
4	ICT を活用した災害情報の収集及び発信	126
第2節	j 課題	127
1	行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制	127
2	住民等への情報伝達	127
3	住民相互の情報収集・確認等	127

第3	節 対策の方向性	127
1	行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡	127
2	報道機関との連携、住民への情報伝達	127
3	住民相互の情報・通信基盤の確保	127
第4	節 到達目標	128
1	IP 無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟	128
2	迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備	128
3	安否確認サービスの普及、利用経験の促進	128
4	公開型 GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・発信方法の強化	128
第5	節 具体的な取組 【予防対策】	129
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	129
2	住民等への情報伝達体制の整備	131
3	住民相互の情報連絡等の環境整備	132
4	公開型 GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・発信方法の強化	133
5	災害時の情報収集等の検討	133
6	デジタルサイネージの活用	134
7	支援システムへの登録	134
8	震災救援所の運営に関するデジタル化の推進	134
第7音	: 医療救護・保健等対策	136
第1		
1		
2		
第 2		
1		
_	遺体の取扱	139
- 第3	節 対策の方向性	
1		
2		
第4		
1	Local Management of the Control of t	
2	検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化	140
第 5		
1	Land and the state of the state	
2		
3	遺体の取扱	144
	感染症を踏まえた今後の医療救護部の活動の在り方	

第8章	帚宅困難者対策	146
第1節	う 現在の到達状況	148
1	一時滞在施設の確保	148
2	駅前滞留者対策協議会の設置	148
3	帰宅困難者用備蓄の配備	148
第2節	う 課題	148
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題	148
2	帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題	148
3	一時滞在施設に関する課題	148
4	帰宅支援に関する課題	149
5	駅前滞留者対策に関する課題	149
第3節	i 対策の方向性	149
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	149
2	情報通信基盤の整備	149
3	一時滞在施設の確保及び運営支援	149
第4節	i 到達目標	149
1	事業所等における帰宅困難者対策の強化	149
2	一時滞在施設の確保及び質的向上	149
3	災害時帰宅支援ステーションとの連携体制の構築	149
4	帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援	150
第5節	i 具体的な取組 【予防対策】	150
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	150
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	156
3	一時滞在施設の確保及び運営支援	157
4	帰宅支援のための体制整備	158
** 0 **	\nb+#t/_+v_1_ /**	1.00
第9章	遊難者対策	
第1節	2	
1	避難体制の整備	
2	避難場所等の指定	
3	震災救援所等の指定及び管理運営の整備	
第2節		
1	避難体制の整備	
2	避難場所等の指定	
3	震災救援所等の指定及び管理運営の整備	165

第	3官	節 対策の方向性	165
	1	避難体制の整備	165
	2	避難場所の指定及び安全化	165
	3	震災救援所等の指定及び管理運営の整備	166
第	4 🏗	節 到達目標	166
	1	避難体制の整備	166
	2	避難場所の確保や運営体制の確立	166
	3	震災救援所における生活環境の確保と震災救援所等運営体制の確立	166
第	5 🏗	節 具体的な取組 【予防対策】	166
	1	避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む)	166
	2	避難場所等の指定・整備	171
	3	震災救援所の指定・管理運営体制の整備等	175
	4	第二次救援所及び福祉救援所の指定・管理運営体制の整備等	178
	5	車中泊	179
	6	動物愛護	180
	7	感染症対策	181
第1	∩ ₹	章 物流・備蓄・輸送対策の推進	184
	11		
N	1	食料・水・生活必需品等の確保	
	2	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	2 1		
>1 0	1	食料・水・生活必需品の確保に向けた課題	
	2	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3		
第	3 🏗		
	1	食料・水・生活必需品等の確保	187
	2	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	187
	3	輸送体制の整備	187
第	4 🏗	節 到達目標	188
	1	発災後3日分の区内備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進	188
	2	物販事業者と連携した強固な調達体制の構築	188
	3	東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な物資の荷さばき機能の強化	188
	4	東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な支援物資輸送体制の構築	188
	5	孤立時に区内備蓄等のみで3日間を乗り切れる体制の構築	188

第	5節	具体的な取組	【予防対策】	189
	1	食料及び生活必需	品等の確保	189
	2	飲料水及び生活用	水の確保	194
	3	備蓄倉庫及び輸送	拠点の整備	196
	4	輸送体制の整備		200
	5	支援物資の輸送		200
	6	輸送車両等の確保		202
	7	燃料の確保		202
	8	女性等に配慮した	生活必需品等の備蓄又は調達	202
第1	1章	放射性物質対策		204
第	1 節	i 現在の到達状況		206
	1	区有施設等におけ	る空間放射線量率測定・放射性物質検査等	206
	2	区民への正確な情	報提供等	206
	3	体制の整備等		206
第	2節	: 課題		206
	1	事故発生時に円滑	に対応できる体制の構築	206
	2	区民への情報提供	策の構築	206
第	3節	i 対策の方向性		206
	1	関係課の役割分担	の明確化	206
	2	情報提供策の構築		206
第	4節	i 到達目標		207
	1	円滑かつ的確に対	応できる区の体制を構築	207
	2	区民への適切な対	応	207
第	5節	j 具体的な取組	【予防対策】	207
	1	情報伝達体制の整	備	207
	2	区民への情報提供	等	207
	3	放射線等使用施設	の安全化	207
第1	2章	住民の生活の早	期再建期	210
第	1 節	i 現在の到達状況		212
	1	被災者の生活再建	対策	212
	2	災害用トイレの備	蓄及びし尿処理	212
	3	ごみ処理、災害廃	棄物処理	212
第	2節	i 課題		212
	1	早急な対応を要す	る生活再建対策に向けた課題	212
	2	災害用トイレの確	保及びし尿処理に向けた課題	213
	3	大量の災害廃棄物	の処理に向けた課題	213

第3頁	5 対策の方向性	213
1	生活再建対策の早急な実施	213
2	災害用トイレの確保、し尿処理への備え	213
3	災害廃棄物に係る情報共有及び人材育成	213
第4頁	5 到達目標	213
1	生活再建の迅速化	213
2	災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	213
3	災害廃棄物処理体制の構築	213
第5頁	5 具体的な取組 【予防対策】	214
1	被災住宅等の応急危険度判定	214
2	り災証明書の発行	214
3	義援金の配分	215
4	応急教育	215
5	応急保育	216
6	応急育成	217
7	トイレの確保及びし尿処理	218
8	ごみ処理	220
9	災害廃棄物処理	220
10	応急仮設住宅	222
11	災害救助法等	223
第3部 旅	西策ごとの具体的計画(風水害予防対策)	225
第1章	杉並区及び防災機関の役割	227
第1頁	5 杉並区	227
1	区の役割	227
2	区災害対策本部各部の役割	228
第2頁	東京都関係機関等	231
第3頁	自衛隊	234
第4頁	指定公共機関	234
第5頁	指定地方公共機関	236
第6頁	5 公共的団体	236
第2章	風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等	237
第1頁	5 現在の到達状況	237
1	自助による区民の防災力向上	237
2	地域による共助の推進	237

第2節 課題	237
1 自助による防災力の向上	237
2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)	237
3 ボランティア活動の支援体制	237
第3節 対策の方向性	237
1 自助による防災力の向上	237
2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)	238
第4節 到達目標	238
1 家庭内での事前水害対策実施率 100%	238
2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)	238
3 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築	238
第3章 区民と地域の防災力向上	220
第1節 具体的な取組 【予防対策】	
1 区民等の役割	
2 防災市民組織等の強化	
3 事業所水防体制の強化	
4 地域による共助の推進	
5 防災意識の啓発	
6 防災訓練の充実	
7 登録ボランティア	
	- 10
第4章 安全な都市づくりの実現 	246
第1節 具体的な取組 【予防対策】	246
1 豪雨対策	246
2 土石流、地すべり、がけ崩れ対策	252
3 土砂災害に関するソフト対策	253
4	254
5 落下物等の防止	
6 有毒物・危険物等の安全化	257
7 文化財の安全化	258
第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	259
第1節 具体的な取組 【予防対策】	
1 ライフライン施設	
2 道路及び交通施設等	

第6章	応急対応力、広域連携体制の強化	265
第1節	「」具体的な取組 【予防対策】	265
1	業務継続計画の策定	265
2	避難指示に関するマニュアルの改善	265
3	災害対応経験者リストの作成	265
4	水防情報システムの改修	265
第7章	情報通信の確保	266
第1節	i 具体的な取組 【予防対策】	266
1	ホームページのアクセス集中対策	266
2	物資調達・輸送調整等支援システムの活用	266
3	問合せ窓口の整備	266
第8章	医療救護・保健等対策	267
第9章	避難者対策	268
第1節	う 具体的な取組 【予防対策】	268
1	避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む)	268
2	避難所等の指定	269
3	感染症対策	270
第10章	5 物流・備蓄・輸送対策	271
第1餌	5 具体的な取組 【予防対策】	271
1	災害時給水ステーション(給水拠点)の整備	271
2	給水資器材の整備	271
3	備蓄品の充実	271
第11章	住民の生活の早期再建の推進	272
第1質	5 具体的な取組 【予防対策】	272
1	り災証明書の発行	272
2	区災害廃棄物処理計画の作成	272

第1部 総則

震災・風水害編 第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

杉並区地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下同じ。)第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画である。

「みどり豊かな 住まいのみやこ」を目指す杉並区において、区の地域に掛かる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の前提

この計画は、(1) 震災対策(2) 風水害対策で構成する。

(1) 震災対策

区は、令和5年度(2023年度)に修正された東京都地域防災計画や、区内における国土強靱化を図るための指針である杉並区地域強靱化計画と整合を図るとともに、近年の大規模地震から得た対応と経験、近年の社会情勢の変化及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映した。

今回の修正では、震災対策の実効性を向上させる観点から、災害対策基本法等の改正、令和 4 年(2022年)5月に都が発表した首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえた対策の拡充、子供、女性、災害時要配慮者¹に対するきめ細かい配慮の必要性を踏まえた対策の更なる拡大など、所要の修正を実施した。

(2) 風水害対策

区は、計画作成の指標として、東京都防災会議が発表した「東京都における異常気象時の水害想定に関する調査報告」をもとに、過去の被害等を勘案して、区独自の被害想定を作成してきたが、平成17年(2005年)9月に区を襲った大雨は、近年浸水の経験がなかった地区にも水害をもたらし、水害対策を根本的に見直すきっかけとなった。

これまで、中小河川緊急整備計画等による 50mm 整備計画の推進や下水道の整備、防水板等各種設置助成、平成 18 年度(2006 年度)神田川・環状七号線地下調節池の供用開始など都と連携して風水害対策に取り組んでいる。このような状況のもと、「想定し得る最大規模降雨」に基づく浸水想定や災害時要配慮者利用施設に対する避難確保計画の義務化等の水防法改正、平成 30 年(2018 年)に東京都が発表した「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」をもとに区が行った被害想定、り災証明書の発行履歴に基づく近年の水害記録等、これらを基に計画の修正を行った。

3 被害想定

10年間の様々な変化や最新の科学的知見を踏まえ、令和4年(2022年)5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区での被害が最大となる多摩東部直下地震を本計画の前提とする。

¹ 平成 25 年(2013 年)6 月の災害対策基本法の改正を受け、「災害時要援護者」の名称を「災害時要配慮者」、「避難行動要支援者」の名称に整理している。「災害時要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者、その他の特に配慮を要する人である。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」としている。

震災・風水害編 第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提

図表:「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月発表)における被害想定

			・地震寺によ	る米水の						
国津	Ţ	目)¥4 (±•	多	擎東部直下地 国 油 0 /-	震	都小	心南部直下地	震
風速 想定シーン				単位	冬・夕方	風速8m/s 冬·昼	冬•早朝	冬•夕方	風速8m/s 冬·居	冬•早朝
忠定シーン 夜間人口				(人)	591,108	<u> </u>	今·早期 591,108	<u> </u>	~◆ 全 591,108	○ 平朝 591,108
を開入口 目間人口				(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975
面積				(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1
田恒			5強以下	(%)	04.1	04.1	04.1	04.1	04.1	04.1
			6弱	(%)	54	54	54	72.2	72.2	72.2
震度別面積	率		6強	(%)	46	46	46	27.8	27.8	27.8
			7	(%)	0	0	0	0	0	(
			計	(棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614
建物棟数			木造	(棟)	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613
			非木造	(棟)	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002
			計	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,544	2,544	2,544
原因別建物			ゆれ建物被害	(棟)	3,223	3,223	3,223	2,536	2,536	2,536
	土坂休奴		液状化	(棟)	10	10	10	8	8	3
			急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	(
			計	(棟)	10,676	10,676	10,676	10,046	10,046	10,046
原因別建物	半壊棟数		ゆれ建物被害	(棟)	10,610	10,610	10,610	9,996	9,996	9,996
W.VE1011/VE101	1 30八八分入		液状化	(棟)	66	66	66	50	50	50
			急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	(
	. ,	a. (a.)	計	(棟)	2,447	2,447	2,447	2,232	2,232	2,232
			ゆれ建物被害	(棟)	2,424	2,424	2,424	2,214	2,214	2,214
	規模半壊棟	釵	液状化	(棟)	23	23	23	18	18	18
	111.1.11.141.		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	(
Je (()	出火件数	上市工中ルーナ	A+.	(件)	27 10,645	15	11	21	12	0.071
火災		壊建物を		(棟)		5,750	4,650	7,900	4,350	3,371
	[担		含まない	(棟) (人)	10,342	5,588	4,518	7,741	4,270	3,317
			計めれる物質を		316 102	186	323	239	143 54	247
			ゆれ建物被害 屋内収容物	(人)	102	70 5	195	79	54	152
	死者		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	9	0	0	- :
	DL/H		火災	(人)	200	108	120	148	82	87
			ブロック塀等	(人)	8	3	0	7	2	(
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	(
			計	(人)	3,410	2,542	4,138	2,775	2,060	3,478
			ゆれ建物被害	(人)	2,139	1,867	3,440	1,786	1,521	2,932
			屋内収容物	(人)	128	130	193	129	130	193
人的被害			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	(
			火災	(人)	863	452	494	631	333	344
			ブロック塀等	(人)	280	93	11	229	76	Ç
	負傷者		屋外落下物	(人)	1	0	0	0	0	(
	貝饧白		計	(人)	566	351	491	432	266	371
		ń	ゆれ建物被害	(人)	188	160	306	138	115	229
		うち重	屋内収容物	(人)	28	28	43	28	28	43
		重	急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	(
		傷者	火災	(人)	241	126	138	176	93	96
		自	ブロック塀等	(人)	109	36	4	89	30	4
##1##	· + * */ ·		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	(
要配慮者死				(人)	255	150	261	193	115	200
避難者発生		\		(人)	122,469	101,867	97,183	100,623	85,461	81,278
	者数(1日後)		(人)	104,098	86,586	82,605	85,529	72,641	69,086
帰宅困難者 契内濃図書				(人)	51411	51,411		51,411	51,411 415,955	_
都内滞留者数 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		(人) (台)	415,955 791	415,955 792	718	415,955 711	415,955	654		
自力脱出困難者数		(人)	818	792	1,322	631	544	1,028		
日乃虎山凶無有数 災害廃棄物		(万t)	113	100	1,322	93	544 84	1,028		
ライフライン被害		電力	停雷率	(%)	14.30%	10.50%	9.70%	10.80%	8.10%	7.409
		通信	不通率	(%)	9.10%	5.00%	4.10%	6.70%	3.80%	3.00%
		上水道	断水率	(%)	16.80%	16.80%	16.80%	13.30%	13.30%	13.309
		下水道	管きよ被害率	(%)	4.80%	4.80%	4.80%	4.10%	4.10%	4.109
		ガス	供給停止率	(%)	2.90%	2.90%	2.90%	0.00%	0.00%	0.000
			~3 日目	(万食)	50	38	35	40	32	29
		食料	4~7 日目	(万食)	96	78	74	78	66	62
物資需要量		名を出しま	~3 日目	(万 L)	25	23	23	19	18	18
		飲料水	4~7 日目	(万 L)	61	60	60	55	54	54
		毛布	必要量	(万枚)	16	14	13	13	11	11

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

項目			大正関東地震				立川断層帯地震			
風速				単位		風速8m/s			風速8m/s	
想定シーン	官シーン			冬•夕方	冬•昼	冬•早朝	冬•夕方	冬·昼	冬•早朝	
夜間人口				(人)	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108
昼間人口				(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975
面積				(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1
			5強以下	(%)	3.2	3.2	3.2	89.8	89.8	89.8
震度別面積	率		6弱	(%)	96.1	96.1	96.1	10.2	10.2	10.2
удодога гада	. 1		6強	(%)	0.7	0.7	0.7	0	0	0
			7 =:	(%)	100.614	100.614	100.614	100.014	100.614	100.614
Z=b-pbm+=b-米b-			計 木造	(棟) (棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614
建物棟数			非木造	(棟)	94,613 36,002	94,613 36,002	94,613 36,002	94,613 36,002	94,613 36,002	94,613 36,002
			計	(棟)	635	635	635	30,002	30,002	30,002
			ゆれ建物被害	(棟)	626	626	626	26	26	26
原因別建物	全壊棟数		液状化	(棟)	8	8	8	4	4	4
			急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0
			計	(棟)	5,125	5,125	5,125	648	648	648
百田田本业	小木牛牛		ゆれ建物被害	(棟)	5,067	5,067	5,067	622	622	622
原因別建物	干圾馃釵		液状化	(棟)	58	58	58	26	26	26
			急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0
			計	(棟)	994	994	994	97	97	97
			ゆれ建物被害	(棟)	973	973	973	88	88	88
	規模半壊	棟数	液状化	(棟)	21	21	21	9	9	9
	111 1 61 30		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0
.1.44	出火件数		→ A.t.	(件)	10	5	3	5	3	2
火災	焼失棟数	倒壊建物		(棟)	3,814	1,957	1,211	1,986	1,082	670
		倒環建物·	を含まない	(棟)	3,786	1,943	1,202	1,984	1,081	669
			計 ゆれ建物被害	(人)	94	52 9	70 30	37	21	19
			屋内収容物	(人)	15	9	30	1	0	0
	死者		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
)L'H		火災	(人)	70	36	31	37	20	17
			ブロック塀等	(人)	3	1	0	0	0	0
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
			計	(人)	1,177	832	1,385	229	145	178
			ゆれ建物被害	(人)	655	538	1,099	66	59	104
			屋内収容物	(人)	130	132	195	35	35	50
人的被害			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
			火災	(人)	283	127	87	128	52	23
			ブロック塀等	(人)	108	36	4	0	0	0
	負傷者		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
			計	(人)	166	89	96	38	16	10
		5	ゆれ建物被害	(人)	16	11	27	2	2	3
		うち重	屋内収容物 急傾斜地崩壊	(人)	28	29	43	0	0	0
		里 傷	大災 大災	(人)	79	35	24	36	15	-
		傷者	ブロック塀等	(人)	42	14	24	ე <u>ი</u>	1.0	0
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
要配慮者死	者数			(人)	76	42	57	30	17	15
避難者発生				(人)	47,322	39,129	35,838	13,592	9,509	7,650
避難所避難		发)		(人)	40,223	33,259	30,462	11,553	8,082	6,502
帰宅困難者	数			(人)	51,411	51,411		51,411	51,411	
都内滞留者数		(人)	415,955	415,955		415,955	415,955			
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		(台)	572	547	537	314	301	295		
自力脱出困難者数		(人)	168	150	265	8	7	12		
災害廃棄物	災害廃棄物		信息表	(万t)	40	35	33	7 700	7	6
		<u>電力</u> 通信	停電率	(%)	4.70%	3.20%	2.60%	1.70%	1.00%	0.60%
ライフラム			不通率	(%)	3.20%	1.70%	1.10%	1.70%	0.90%	0.60%
		上水道	断水率	(%)	6.70%	6.70%	6.70%	1.20%	1.20%	1.20%
		<u>下水道</u> ガス	管きょ被害率 供給停止率	(%)	3.20% 0.00%	3.20% 0.00%	3.20% 0.00%	1.60% 0.00%	1.60% 0.00%	1.60% 0.00%
			~3日目	(万食)	18	0.00%	12	0.00% 6	0.00%	0.00%
		食料	~3 月日 4~7 月目	(万食)	37	30	27	11	7	ე გ
物資需要量			~3 日目	(万 L)	8	30 8	8	11	1	1
四只回女里	•	飲料水	4~7 日目	(万 L)	19	19	19	1	1	1
		毛布	必要量	(万枚)	6	5	5	2	1	1
			1	(/4 /\/	<u> </u>	0	o ₁	_	1	1

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

4 近年の水害記録

F. F. F.	F 5-	降同	有量 mm		被害状況		→ +> \\\ \\ \\ \\
年月日	気象	総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	主な被災地
昭和56年10月23日	台風 24 号	194	38	51	105		堀ノ内、和田
昭和57年9月12日	台風 18 号	257	62	708	376		堀ノ内、和田
昭和60年7月14日	大雨	75	73	124	176		堀ノ内、和田
平成元年8月2日	大雨	266	55	184	107		堀ノ内、和田
平成元年8月10日	大雨	83	79	32	130		堀ノ内、和田
平成2年8月8日	大雨	90	78	7	24		堀ノ内、和田
平成3年8月1日	大雨	37	37	2	10		堀ノ内、和田
平成3年9月19日	台風 18 号	256	40	42	42		堀ノ内、和田
平成5年8月27日	台風 11 号	272	40	99	175		堀ノ内、和田
平成5年11月13日	大雨	146	34		10		堀ノ内、和田
平成6年7月7日	大雨	103	91	48	138		阿佐谷、高円寺
平成7年8月2日	大雨	68	67		9		久我山、高井戸
平成7年9月16日	台風 12 号	144	13			倒木 19	
平成8年9月22日	台風 17 号	249	34	2	34	倒木 253	堀ノ内、和田
平成9年6月20日	台風7号	107	23			倒木 6	
平成10年9月16日	台風5号	190	34		4		堀ノ内、和田
平成11年7月21日	大雨	71	65	107	45		阿佐谷、区内全域
平成11年8月14日	大雨	165	39	6	4		堀ノ内、和田
平成11年8月29日	大雨	57	46	17	1		阿佐谷
平成12年7月7日	台風3号	212	29		3	倒木 1	堀ノ内
平成13年7月18日	大雨	57	57	17	28		阿佐谷
平成14年8月2日	大雨	67	53	2	2		堀ノ内、和泉
平成15年6月25日	大雨	61	47	6	16		荻窪
平成15年10月13日	大雨	64	62	1	16		荻窪
平成16年10月9日	台風 22 号	278	55	9	45		和田、荻窪
平成17年8月15日	大雨	99	92	15	15	土間上8	上荻、荻窪
平成17年9月4日	大雨	258	112	1201	669	土間上 444	善福寺、西荻北、上荻、 南荻窪、荻窪、成田東、 成田西、松ノ木、堀ノ 内、和田、 阿佐谷南、井草、 上井草、永福
平成18年8月12日	大雨	36	36	6	1	土間上 3 倒木 1	天沼、阿佐谷北、 阿佐谷南
平成18年9月11日	大雨	43	38	1		土間上2	久我山
平成18年10月6日	大雨	166	12			倒木 1	今川
平成19年7月29日	大雨	70	46	4	6	住家地下駐車 場浸水2 土間上5	荻窪 久我山 西荻北 善福寺
平成19年9月5~7日	台風9号	129	16			住家一部損壊 2 倒木 15	天沼、堀ノ内、西荻北、 高井戸東、清水、大宮、 阿佐谷北、成田西、梅 里
平成19年10月27日	台風 20 号	106	13			倒木 3	久我山、浜田山
平成20年4月3日	風害					住家一部損壊 1	善福寺
平成 21 年 5 月 24~25 日	大雨	53	50			住家地下駐車 場浸水 1 土間上 6	阿佐谷、荻窪

		降同	有量 mm		被害状況		N. 2. July 111	
年月日	気象	総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	主な被災地	
平成21年8月10~11日	台風9号	65	40	2			久我山	
平成21年8月30~31日	台風 11 号	95	15			倒木 1	南荻窪	
平成21年10月7~8日	台風 18 号	150	46	4	5	住家一部損壊 1	堀ノ内、下井草、成田	
177,001 107,11 0		100	10	1		土間上2	東	
						倒木 3		
平成 22 年 3 月 21 日	風害					住家一部損壊 5	下井草、今川、本天	
	/AK []					LA PRAST	沼、高円寺北	
平成22年12月3日	大雨	93	38			土間上 1	阿佐谷北、阿佐谷南、	
1 // / - 1 / - / - /	7 4117						高円寺	
平成23年7月19~20日	台風6号	55	23			倒木 1	大宮	
平成23年8月26日	大雨	86	72	1	4	土間上 26	井草、天沼、阿佐谷	
1,000 0)120 H) CNN		12	1	1	事業所駐車場陥	南、高円寺南、成田東	
						没 1	HIX PHI THE PARTY	
平成23年9月2~3日	台風 12 号	2	1			倒木 2	西荻北	
平成23年9月21日	台風 15 号	177	32	1		住家半壊 1	上井草、桃井、西荻	
一次25年5万21日	D/34 10 7	111	32	1		住家一部損壊 19	北、本天沼、阿佐谷	
						事業所一部損壊 1	北、和田、久我山、上	
						倒木 25	高井戸、永福、成田	
						国/ 25	東、成田西	
平成 24 年 2 月 29 日	大雪					住家一部損壊 1	下高井戸	
平成24年2月29日	暴風	34	17			住家一部損壊 3	高円寺北、和泉、久我	
十成24 牛 4 月 3 日	茶風	34	17			事業所一部損壊 1	山、荻窪	
平成 24 年 5 月 2 日~3 日	大雨	194	26			倒木 1	井草	
平成 24 年 5 月 2 日~3 日平成 24 年 6 月 19 日~20 日	台風4号	85	26			住家一部損壊 7		
平成 24 平 6 月 19 日~20 日	百風4万	89	20			日本一部損壊 / 日本 16	本天沼、高円寺北、高円寺南、堀ノ内、松ノ	
						国八 10	木、成田東、成田西	
平成 24 年 9 月 30 日	台風 17 号	11	9			住家一部損壊 4	高円寺南、和泉、久我	
十成 24 平 9 月 30 日	口風11万	11	9			住家一部頂塚 4	山、下高井戸	
平成 25 年 1 月 14 日	風雪					住家一部損壊 6	下井草、上荻、浜田	
平成 25 平 1 月 14 日	風雪					住家一部損級 6		
W + 05 /5 4 H C H . 7 H	上田	104	4.0		0		山、成田東、南荻窪	
平成 25 年 4 月 6 日~7 日	大雨	104	46	10	2		和泉、下高井戸	
平成 25 年 8 月 12 日~13 日	大雨	69	67	19	5	住家一部損壊 1	井草、上井草、下井	
						土間上 20	草、善福寺、西荻北、	
							上荻、清水、本天沼、	
							天沼、阿佐谷北、阿佐	
							谷南、高円寺北、永	
							福、下高井戸、高井戸	
							東、成田東、荻窪、西	
							荻南	
平成 25 年 8 月 21 日	大雨	40	34		2		善福寺	
平成 25 年 9 月 15~16 日	台風 18 号	182	46	2		住家一部損壊 4	井草、西荻北、上荻、	
						事業所一部損壊 1	天沼、阿佐谷南、和	
							田、成田西、荻窪	
平成 25 年 10 月 16 日	台風 26 号	240	36			住家一部損壊 10	本天沼、阿佐谷北、阿	
							佐谷南、和泉、堀ノ	
							内、梅里、上高井戸、	
		<u> </u>				<u> </u>	浜田山	

		降雨	F量 mm		被害状态	 兄	
年月日	気象	総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	主な被災地
平成 26 年 2 月 8 日	大雪					住家一部損壊 1	天沼
平成 26 年 2 月 14 日	大雪					住家一部損壞 39 住家駐車場破損 等 24 事業所全壞 1 事業所一部損壞 1 事業所駐車場破 損等 1	井草、上井草、下井草、善福寺、西荻北、上荻、清水、本天沼、阿佐谷北、阿佐谷 南、高円寺北、高円寺南、和田、方南、和泉、堀ノ内、大宮、久我山、高井戸東、高井戸西、上高井戸、下高井戸、永福、浜田山、成田東、成田西、南荻窪、西荻南、宮前
平成 26 年 3 月 18 日	強風					住家一部損壊 1	和田
平成 26 年 6 月 24 日	大雨	58	55	14		住家地下駐車場 浸水等 9 土間上 11 事業所地下駐車 場浸水等 1	井草、上井草、西荻北、清水、本天沼、天沼、阿佐谷北、阿佐谷南、和田、堀ノ内、松ノ木、久我山、成田東、荻窪、南荻窪、宮前
平成 26 年 6 月 29 日	大雨	52	43	22		住家地下駐車場 浸水等 6 土間上 9	善福寺、阿佐谷南、方南、 和泉、大宮、久我山、永福 下高井戸、成田東、松庵
平成 26 年 7 月 24 日	大雨	114	73	24	14	住家地下駐車場 浸水等 11 土間上 13 事業所地下駐車 場浸水等 2	下井草、善福寺、西荻北、 上荻、阿佐谷北、和泉、成 田東、成田西、荻窪、南荻 窪
平成 26 年 8 月 9~10 日	台風 11 号	44	18			住家一部損壊 1	方南
平成 26 年 9 月 10 日	大雨	85	69	1	1		善福寺
平成 26 年 10 月 6 日	台風 18 号	280	28			住家一部損壊 1	和泉
平成 26 年 12 月 17 日	暴風					住家一部損壊 1	堀ノ内
平成 27 年 5 月 12 日	台風6号	62	28.5	1			高井戸西
平成 27 年 8 月 16 日	大雨	38	34. 5			地下倉庫浸水等 1	荻窪
平成 27 年 9 月 9 日	台風 18 号	140	26	2	1	住家一部破損 2 土間上 1	和田、高円寺北、和泉、成田東、方南
平成 27 年 10 月 1 日	風害					住家一部破損 1	南荻窪
平成 28 年 3 月 28 日	大雨	12	11			住家一部破損 2	阿佐谷南、堀ノ内
平成 28 年 4 月 17 日	風害					住家一部破損 1	松庵
平成 28 年 4 月 29 日	風害					住家一部破損 1	天沼
平成 28 年 8 月 22 日	台風9号	145. 5	48.5			住家一部破損 2	和泉
平成 29 年 3 月 15 日	風害					住家一部破損 2	上高井戸
平成 29 年 6 月 5 日	大雨	6. 5	6. 5			住家地下駐車場浸 水等 1	大宮
平成 29 年 8 月 19 日	大雨	56	50	1	4	住家地下駐車場 浸水等 8 その他住家被害 1	善福寺、清水、久我山、西 荻北、荻窪、上荻、成田西

		降雨	可量 mm		被害状治	 권	
年月日	気象	総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	主な被災地
平成 29 年 9 月 17 日	台風 18 号	47. 5	5			その他住家被害 1	高井戸東、梅里
						住家一部破損 1	
平成 29 年 10 月 22 日	台風 21 号	139. 5	14	1	1	住家地下室浸水等	南荻窪、高井戸東、和泉、
						4	天沼 上井草 永福 今川、
						その他住家被害 3	下井草、永福
平成 30 年 1 月 22 日	大雪					住家一部損壊 11	本天沼、松ノ木、南荻窪、
						住家設備等破損 1	下高井戸、西荻北、高井戸
						事業所一部損壊 1	東、和泉、永福
平成 30 年 3 月 9 日	大雨	112.5	48	1	1	住家設備等破損 1	荻窪、西荻北
平成 30 年 8 月 8 日	台風 13 号	18. 0	5. 0			住家設備等破損 1	下井草
平成 30 年 8 月 13 日	大雨	14. 5	12. 5	1		住家設備等破損 2	久我山、和泉、南荻窪、清
- 6						事業所一部損壊 1	水
平成 30 年 8 月 27 日	大雨	75. 5	74. 5	99	7	住家設備等破損	井草、阿佐谷南、上高井
						86	戸、上井草、永福、下井草、
						事業所土間上浸水 37	高円寺南、浜田山、下高井
						31 事業所設備等破損	戸、今川、高井戸東、桃井、 和泉、成田東、成田西、上
						事来/// 文/	荻、荻窪、清水、大宮、南
						11	荻窪、梅里、天沼、梅里、天沼、
							久我山、阿佐谷北、宮前
平成 30 年 9 月 4 日	台風 21 号	14. 5	7. 5			住家一部損壊 9	松庵、久我山、西荻北、梅
1774 = 1 1 7 7 1 1 1						住家設備等破損 9	里、善福寺、下井草、宮前
						事業所一部損壊 1	
						事業所設備等破損	
						1	
平成 30 年 9 月 30 日	台風 24 号	34. 0	11.5			住家一部損壊 109	井草、阿佐谷南、上高井
						住家設備等破損	戸、上井草、高円寺北、永
						67	福、下井草、高円寺南、浜
						事業所全壊 1	田山、善福寺、和田、下高
						事業所一部損壊 3	井戸、今川、方南、高井戸
							東、桃井、和泉、成田東、
							西荻北、堀ノ内、成田西、
							上荻、松ノ木、荻窪、清水、
							大宮、南荻窪、本天沼、梅
							里、西荻南、天沼、久我山、
							松庵、阿佐谷北、高井戸西、京前
平成 30 年 12 月 28 日	強風	0. 0	0. 0			住家一部損壊 1	西、宮前 高井戸東
170人 00 十 12 万 20 日	JE/EL	0.0	0.0			住家設備等破損 1	
令和元年 5 月 21 日	大雨	87. 5	13.0			住家設備等破損 1	高円寺南
令和元年8月15日	台風 10 号	9. 0	3.0			住家一部損壊 1	成田西、井草
						事業所一部損壊 1	

		降雨	可量 mm		被害状治	兄	
年月日	気象	総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	主な被災地
令和元年9月9日	台風 15 号	94.5	24. 0			住家半壊 4 住家一部損壊 93 住家設備等破損 21 事業所一部損壊 1 事業所設備等破損 1	井草、阿佐谷南、上高井 戸、上井草、高円寺北、永 福、下井草、高円寺南、浜 田山、善福寺、南、下 東、桃井、和泉、成田東、 西荻北、堀ノ内、成田東、 西荻北、堀ノ内、成田西、 上荻、松ノ木、荻窪、清水、 大宮、南荻窪、本天沼、 里、西荻南、天沼、久我山、 松庵、阿佐谷北、宮前
令和元年9月23日	台風 17 号	3. 0	1.0			住家一部損壊 1	下井草
令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	306	37	7	2	住家一部損壞 78 住家設備等破損 9 事業所土間上浸水 2 事業所一部損壞 2 事業所設備等破損 3	井草、上高井戸、上井草、高円寺北、永福、下井草、高円寺南、浜田山、善福寺、和田、下高井戸、今川、方南、桃井、和泉、成田東、西荻北、堀ノ内、成田西、松ノ木、荻窪、清水、大宮、南荻窪、本天沼、梅里、西荻南、天沼、久我山、松庵、阿佐谷北、高井戸西、宮前
令和4年7月15日	大雨	57	51			事業所一部損壊	清水
令和4年8月13日	台風8号	83	29			倒木	上井草
令和4年9月20日	台風 14 号	38	30			倒木	久我山
令和5年6月3日	台風2号	255	50	4	2	住家地下駐車場浸 水等 1 倒木 8	获窪、南获窪、井草、西获 北、成田西、上井草、永福、 成田東、阿佐谷北、天沼
令和5年9月8日	台風 13 号	100	31			その他住家被害	上荻

第2節 計画の構成

この計画には、区、防災機関及び区民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
	第1部	総則 ・区及び防災関係機関の役割等
震災・風水害編	第2部	施策ごとの具体的計画(震災予防対策) ・区及び防災機関等が行う予防対策、区民等が行うべき措置
	第3部	施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) ・区及び防災機関等が行う予防対策、区民等が行うべき措置
	第1部	施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) ・地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復 旧対策、災害救助法の適用等
震災編	第2部	災害復興計画 ・被災者の生活再建やまちの復興を図るための対策等
	第3部	南海トラフ地震等防災対策 ・南海トラフ巨大地震に対する本区の対策方針
	第4部	降灰対策 ・富士山噴火から生じる降灰に対する本区の対策方針
風水害編	第1部	施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) ・警戒期や風水害発生後に区及び防災機関等がとるべ き応急・復旧対策、災害救助法の適用等
	第2部	災害復興計画 ・被災者の生活再建やまちの復興を図るための対策等

第3節 計画の習熟

各防災関係機関は、災害に際し、それぞれの機関の有する機能を十分に発揮するため、平素から自ら又は他の機関と協力して、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第4節 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、区及び防災関係機関は関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期間(緊急を要するものについては、その都度)までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

2 令和6年(2024年)修正の概要

(1) 震災対策

令和6年(2024年)における計画修正では「災害時要配慮者の生活環境の充実」、「帰宅困難者対策の推進」、「マンション防災の強化」、「防災拠点の運用力の向上」、「建物被害による二次被害の防止」、「飲料水や物資の供給体制の強化」などを主な修正項目として、震災に関する国や東京都の施策や近年発生した災害に対する対応と経験を反映した。

表:主な修正項目

主要修正項目	対応する施策
地域防災計画の想定地震の変更	
	災害時要配慮者の容態に応じた避難先の提供
災害時要配慮者の生活環境の充実	災害時要配慮者の支援体制の拡充
	災害時の歯科保健活動の強化
	帰宅困難者対策の取組周知
	施設利用者等の滞在環境の強化
帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者の滞在環境の確保
	民間一時滞在施設の支援
	外国人滞留者への情報提供
	エレベーター停止対策の推進
マンション防災の強化	救助体制の整備
	マンション居住者への啓発
	広域避難場所における滞在環境の整備
防災拠点の運用力の向上	災害時緊急離着陸場候補地における実効性の確保
	災害時におけるオープンスペースの運用
(本地が少してトナールが中の)とし	応急危険度判定体制の強化
建物被害による二次被害の防止	二次被害防止の周知
ALVOLI, AND WE SHOW STATE	給水環境の多様化
飲料水や物資の供給体制の強化	物資輸送環境の充実

主要修正項目	対応する施策
	遠隔地避難者への支援
	揺れから生じる建物被害の軽減
	避難所の自然的発生対策
	液状化対策の強化
	停電対策の推進
その他防災体制の充実	防犯体制の強化
その他例及体制の冗美	自助による避難先の充実
	防災まちづくりの推進
	ICT・デジタル環境の整備
	人命の救助活動の効率化
	復興まちづくりの推進
	災害時における女性等支援の取組

(2) 風水害対策

令和3年(2021年)における計画修正では、「平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の経験を踏まえた対応の具体化」、「感染症対策の強化」、「杉並区水害ハザードマップを踏まえた対策の具体化」、「防災事業の緊急総点検の結果に基づき着手した取組」、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会の取組」を主な修正項目として、水害や土砂災害に関する国や東京都の施策や近年発生した災害の対応と経験を反映した。

表:主な修正項目

主要修正項目	対応する施策			
	災害対策本部の活動体制			
	避難対策の強化			
	迅速なり災証明書発行			
平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台	災害リスクととるべき行動の理解促進			
風等の経験を踏まえた対応の具体化	防災情報の提供			
	避難所環境の整備・充実			
	地域で支える共助体制の整備			
	備蓄品の強化			
	運営体制強化			
感染症対策の強化	備蓄品対策			
	避難所対策			
杉並区水害ハザードマップを踏まえた 対策の具体化	自助の取組強化			
「防災事業の緊急総点検」の結果に基づ	東京マイ・タイムラインの普及拡大			
く取組の推進	災害拠点病院等における浸水対策			
	洪水に関する情報伝達の強化			
東京製築研河川の辺澄に関土では巛物	区民等への周知・教育・訓練の推進			
東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会の取組の推進	排水能力の改善			
MAXIMA - VANISHED A BROOM	水防体制の強化			
	自衛水防の推進			

第2章 杉並区の概況

第1節 杉並区の地域

1 位置

杉並区は、東京 23 区の西端にあり、北緯 35 度 40 分~44 分、東経 139 度 35 分~40 分に位置し、東は中野区・渋谷区、西は三鷹市・武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区に接している。

2 地勢

地形は、東西 7.51km、南北 7.16km で、概ね方形をなし、ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地で、西から東に向って緩やかに傾斜している。

区内の最も高い箇所は、善福寺 3 丁目 25・34 番付近で 54.3m あり、最も低い箇所は和田 1 丁目 17・18 番付近の 28.6m である。

区の中央には善福寺川が西から東に貫流し、南端に神田川が、北には妙正寺川がいずれも東に向かって蛇行している。

3 地質

本区は、概ね武蔵野台地上にあって、その地質も山の手一帯と同じく、上部は洪積層(関東ローム層)、下部は第三紀層である。

地質の形成は、上部から褐色ローム層 (3~12m)、黄褐色凝灰質粘土層 (1~3m)、褐色砂礫層 (3~15m)、褐色粘土層 (0.5m)、青灰色粘土層 (3~15m)、灰色凝灰質砂層 (2~3m)、凝灰質粘土層 (3~6m)の順で、各層の厚さは、場所によって多少異なっている。

図表:模式地質断面図

4 面積

本区の面積は、34.06 kmで、23 区中第8位の大きさである。

土地の利用形態では、宅地利用が全体の71.2%を占めている。そのうち住宅の占める割合が79.1%であり、この比率は23区最高である。(土地利用現況調査「東京の土地利用 令和3年東京都区部」)

第2章 杉並区の概況

第2節 杉並区の人口・生活環境

第2節 杉並区の人口・生活環境

1 人口

(1)人口の推移(国勢調査による)

(1)) (H 0) IE 19						
## \/ 	III. ##+ 米/-	人口				
年次	世帯数	総数	男	女		
昭和 50 年	220, 039	560, 716	281, 672	279, 044		
昭和 55 年	234, 892	542, 449	271, 340	271, 109		
昭和 60 年	239, 514	539, 842	268, 597	271, 245		
平成2年	247, 693	529, 485	261, 504	267, 981		
平成7年	251, 837	515, 803	251,810	263, 993		
平成 12 年	268, 873	522, 103	254, 615	267, 488		
平成 17 年	283, 682	528, 587	256, 410	272, 177		
平成 22 年	302, 805	549, 569	263, 837	285, 732		
平成 27 年	312,001	563, 997	271, 737	292, 260		
令和2年	336, 954	592, 241	284, 781	307, 460		

(2) 人口規模(令和2年国勢調査)

人口	592, 241 人
男	284, 781 人
女	307, 460 人
世帯数	336,954 世帯
1 世帯当り人員	1.76 人
人口密度	17388. 2 人/km²

(3) 昼夜間人口(令和2年国勢調査)

区分	夜間人口	昼間人口	夜間人口と 昼間人口の差	流入人口	流出人口
総数	591, 108 人	498,067 人	93,041 人	89, 278 人	182,319 人
男	284, 301	233, 114	51, 187	48, 405	99, 592
女	306, 807	264, 953	41, 854	40, 873	82, 727

2 生活環境

(1) 道路(高速道路を除く)

(令和4年(2022年)4月1日現在)

区分	総数	総数 国道 都道		区道
総延長	683,791m	4,327m	56,678m	622,786m
総面積	4, 514, 612m ²	178, 337m²	1, 055, 851m ²	3, 280, 424m²

第2章 杉並区の概況

第2節 杉並区の人口・生活環境

(2)河川

(令和5年(2023年)4月1日現在)

区分	妙正寺川	善福寺川	神田川
延長	1,150m	8,460m	8,060m
改修率	46%	61%	88%

- ※延長は河川法第4条に基づく法定延長のうち区内の延長。
- ※改修率は、1時間 50mm の降雨に対応する護岸の整備率で、他自治体の区間も含む。

なお、現在1時間30mmの降雨に対応する護岸整備は完了している。

(3)公園

(令和5年(2023年)4月1日現在)

区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園
公園数	340 か所	5 か所	286 か所	49 か所
面積	1, 289, 091. 51m ²	621, 534. 76m ²	642, 800. 86m ²	24, 755. 89m²

区民1人当たり面積	$2.25m^2$
-----------	-----------

(4) 鉄道及び軌道

(令和3年(2021年)1月1日現在)

区分	JR 中央線	京王電鉄		西武鉄道	東京地下鉄
	1 2 000	京王線	井の頭線	新宿線	丸ノ内線
営業距離	5.78km	0.84km	6.08km	2.5km	4.9km
区内駅数	4	1	6	3	5

(5) 病院及び診療所

(令和3年(2021年)1月1日現在)

区分	病院	診療所	歯科診療所
病院	17 院	508 院	428 院
ベッド数	2,278 床	124 床	_

第2章 杉並区の概況 第2節 杉並区の人口・生活環境

(6) 用途地域

(令和5年(2023年)4月28日現在)

区分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域
面積 (ha)	2, 158. 5	14. 8	431.3	96. 7	77. 4	61. 1
割合 (%)	63. 7	0. 4	12. 7	2. 9	2. 3	1.8

区分	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
面積 (ha)	68. 4	298. 7	130. 6	52. 4
割合 (%)	2.0	8.8	3. 9	1.5

第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)

第1節 震災対策

第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)

区は次のとおり、減災目標を実現するため、新たな「目標を達成するための対策」に基づき、区民、 都、事業者と協力して対策を推進していく。具体的には本計画中の該当箇所に定めることとし、この 減災目標の早期達成に努める。

第1節 震災対策

【目標】 首都直下地震による死者0(ゼロ)を目指す

1 住宅の倒壊や家具類の転倒による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 建物の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止対策の促進

2 火災による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 木造住宅密集地域の不燃化の促進
- (2) 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱移設の推進
- (3) 区民や事業所による初期消火対応の強化等、「消火能力」の充実
- (4) 救出・救護体制の強化
- (5) 通電火災の発生の抑止

3 災害関連死をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 補助・代替施設の活用
- (2) 第二次救援所、福祉救援所の拡充
- (3) 避難者全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングの実施
- (4) 全震災救援所への要配慮者用テントの配備
- (5) 体育館や各教室へのエアコン設置
- (6) 福祉専門職や意思疎通支援者の確保
- (7) エレベーター閉じ込め対策の推進

「死者 0 を目指す対策」が、すべての人的被害、物的被害を軽減する対策であり、まちの被害をできるだけ抑えて、区の早期復旧・復興を目指す。

第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)

第2節 風水害対策

第2節 風水害対策

【目標】 大規模水害による死者0(ゼロ)を維持する

1 人的被害をなくすこと

目標を達成するための対策

- (1) 避難指示等発令基準の明確化と迅速な伝達
- (2) 区民への情報提供及び伝達の強化・推進
- (3) 在宅避難を支える自助の取組強化
- (4) 感染症予防対策の強化拡充

2 物的被害を最小限にとどめること

目標を達成するための対策

- (1) 的確な水防活動のための取組強化
- (2) 排水施設の拡張整備及び排水資機材の充実・強化
- (3) 国土交通省や東京都と連携した河川改修・貯水施設の整備促進
 - 3 関係機関等との情報連携による二次被害を防止すること

目標を達成するための対策

- (1) 多機関連携型タイムラインの検討
- (2) 公共交通機関と連携した計画運休時の対応方針の整備
- (3) 災害時要配慮者利用施設等への避難計画作成の推進

今後も「死者 0 を維持」するとともに、すべての人的被害、物的被害を軽減する対策を実施し、まちの被害をできるだけ抑えて、区の早期復旧・復興を目指す。

震災・風水害編 第1部 総則 第4章 複合災害への対応 第1節 複合災害の考え方

第4章 複合災害への対応

第1節 複合災害の考え方

- ・近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延 焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。
- ・東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われている。
- ・近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされたことから、「首都直下地震等による東京の被害想定」において、大規模風水害や火山噴火、感染症拡大などの複合災害発生時に起きうる事象が整理されている。

第2節 複合災害への対応方針

・区では、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が起きた場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防対策、 応急・復旧対策を実施する。

第5章 災害に関する調査研究

- ・迅速かつ的確に災害対策を行っていくためには、現状分析と将来予測といった調査研究が重要である。
- ・区は、国、東京都と連携し、現代科学と技術を活用した各種の調査研究活動を役割分担に応じて行う。また、各防災関係機関は、平常時から災害対策等に必要な調査研究項目の抽出を心がけ、調査研究に努めることとし、本計画との整合を図った防災計画及び具体的な行動計画やマニュアル等の作成・修正・整備に努める。
- ・区は、本計画に基づき、総合的なマニュアル整備を進めていく。

震災・風水害編 第1部 総則 第5章 災害に関する調査研究

重巛.	国业宝短	笠 9 並	協等 デレσ	目体的斜面	(震災予防対策)
悪ル・					

第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1章 杉並区の基本的青務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- ・地震災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」 という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け 合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この 2 つの理念に立つ区民 と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくこ とが欠かせない。
- ・地震災害から区を守ることは行政に課せられた責務であり、震災対策の推進にあたっては、区が基礎 自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、区は、国と広域的役割を担う都 と一体となって、区民と連携し、多くの人々の生命、身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維 持しなければならない。

2 基本的責務

2-1 区の責務

- ・区長は、区民の生命、身体、財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、 防災体制を整備しなければならない。
- ・区長は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ・区長は、平常時から、国、東京都、関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携・協力に努めなければならない。
- ・区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識や技術の習得に努めるとともに、地域の自 主的な防災活動に参加するよう努めなければならない。

2-2 区民の責務

- ・区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努め なければならない。
- ・区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ○建築物などの安全性の向上

- ○家具類の転倒・落下・移動の防止
- ○出火の防止と初期消火に必要な用具の準備
- ○避難場所や避難経路の確認
- ○防災に関する知識や技術の習得及び防災訓練への参加
- ○簡易トイレ、食料や飲料水など生活必需品の備蓄
- ○家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ・区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加する ように努めなければならない。

2-3 事業者の責務

- ・事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。
- ・事業者は、防災市民組織など区民との連携・協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。
- ・事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

- ・事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- ・事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- ・事業者は、東京都震災対策条例第10条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、区及び 都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という) を作成しなければならない。

第2節 区、都及び防災機関の役割

区、都及び防災関係機関が、防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりとする。 なお、本来業務に密接するものについては、当該機関が処理するものとする。

1 区の分掌事務

機関の名称		事務又は業務の大綱
2752 7773	1	災害対策予算に関すること。
政策経営部	2	情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。
) 33 J () 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧に関すること。
	1	防災に関する計画・調整に関すること。
	2	災害対策本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。
	3	災害に関する情報の収集伝達及び被害状況調査の総括に関する
		こと。
	4	都及び防災関係機関との連絡に関すること。
	5	災害対策本部の通信情報の総括に関すること。
	6	災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関すること。
	7	職員の被災状況の確認に関すること。
	8	非常呼集に関すること。
	9	初動配備態勢に関すること。
	10	職員の宿泊・給食に関すること。
	11	各部における職員の応援の調整に関すること。
	12	他の自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
総務部	13	車両及び燃料の調達、配車及び人員の確保に関すること。
	14	救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	15	義援金品の受付及び送付に関すること。
	16	報道機関との連絡調整に関すること。
	17	災害に関する広報及び広聴相談業務に関すること。
	18	災害に関する情報の収集伝達及び整理に関すること。
	19	防災行政無線設備の点検・整備に関すること。
	20	区防災会議に関すること。
	21	議会との連絡その他渉外に関すること。
	22	災害対策のために必要な経費及び物品の出納に関すること。
	23	区役所庁舎、所管施設及び有線通信施設の点検・整備に関するこ
		٤.
	24	区役所庁舎及び所管施設利用者の安全、保護に関すること。
	25	他の部、課に属さないこと。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 震災救援所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 住家被害認定調査及びり災証明書(火災被害に係るものを除く)
	に関すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬の応援に関すること。
	4 死体埋(火)葬許可証の発行に関すること。
	5 商工農業関係の被害調査に関すること。
区民生活部	6 租税等の徴収猶予及び減免等に関すること。
	7 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	8 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	9 帰宅困難者の支援に関すること。
	10 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	11 応急給水に関すること
	12 所管施設利用者の安全、保護に関すること。
	1 震災救援所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関すること。
	4 身元不明者の遺骨の取扱に関すること。
	5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸
	付けに関すること。
	6 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
	7 義援金品の配分に関すること。
	8 国民健康保険料の減免、一部負担金に関すること。
	9 災害時要配慮者の救護に関すること。
	10 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	11 帰宅困難者の支援に関すること。
	12 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関すること。
	13 社会福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること
/兄 <i>佐</i> 事/戸 ケレ立(7	(他の部に属することを除く)。
保健福祉部	14 介護保険料及び利用者負担の減免に関すること。
	15 医療・助産救護に関すること。
	16 杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会等との
	連絡に関すること。
	17 防疫、その他保健衛生に関すること。
	18 飲料水・食品の衛生に関すること。
	19 医療用資機材等の調達及び搬送に関すること。
	20 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること。
	21 被災者等の健康確保に関すること。
	22 被災者等の健康に関わる適切な栄養管理に関すること。
	23 民間医療施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。
	24 動物の救護に関すること。
	25 応急給水に関すること。
	26 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	27 所管施設利用者の安全、保護に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 震災救援所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関すること。
	4 身元不明者の遺骨の取扱に関すること。
	5 帰宅困難者の支援に関すること。
	6 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関すること。
→ 10.2 	7 応急給水に関すること。
子ども家庭部	8 区立保育園・子供園・児童館等の園児・児童の保護に関すること。
	9 応急保育対策に関すること。
	10 災害遺児等の一時的保護に関すること。
	11 私立児童福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。
	12 医療・助産救護に関すること(保健福祉部に属することを除く)。
	13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	14 所管施設利用者の安全、保護に関すること。
	1 都市計画に関する災害復旧計画の策定に関すること。
	2 応急仮設住宅の入居等に関すること。
	3 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選定に関すること。
	4 道路及び河川、橋梁等の保全、整備、復旧に関すること。
	5 道路等における障害物の除去に関すること。
	6 水防活動に関すること。
	7 危険ながけ、擁壁、落下物(屋外広告物等)、建築物等の調査及び
都市整備部	指導に関すること。
	8 道路、建築物等の被害状況の調査及び報告に関すること。
	9 災害復旧対策に係る土木、建築工事の指導・相談業務に関するこ
	と。
	10 応急危険度判定員の受入れ及び調整に関すること。
	11 民間建築物の応急危険度判定及び調整に関すること。
	12 がれき処理対策に関すること。
	13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	1 ごみ、し尿処理対策に関すること。
	2 防疫に関すること。
環境部	3 がれきの処理に係る連絡調査に関すること。
	4 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	1 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。
	2 震災救援所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	3 区立学校の児童・生徒の保護に関すること。
W 1.3 F	4 被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び支給に関すること。
教育委員会	5 応急教育対策に関すること。
事務局	6 教育職員・県費負担の事務職員及び栄養職員の災害対策業務支援
	に関すること。
	7 文化財の保護に関すること。
	8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関すること。

2 東京都関係機関等

東京都関係機関等機関の名称	事務又は業務の大綱
N2127,55.日.(1),	1 東京都防災会議に関すること。
	2 防災に係る組織及び施設に関すること。
	3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
	4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
	5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する
	5 域的機関、他的系、公共機関、駐車単及の横外域的機関等に対する 応援の要請に関すること。
	応援の安晴に関すること。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
	7 緊急輸送の確保に関すること。
	8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
	9 人命の救助及び救急に関すること。
	Note that the second se
	11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12 外出者の支援に関すること。
	12 外山有の文族に関すること。 13 応急給水に関すること。
東京都	No. of the State o
	15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援
	16 区間町村による防灰田民組織の自成への支援、ホランティアの支援 及び過去の災害から得られた対応と経験を伝承する活動の支援に関
	及い過去の次音がら待られた対応と経験を伝承する伯勤の支援に関すること。
	17 公共施設の応急復旧に関すること。
	18 災害復興に関すること。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
	21 事業所防災に関すること。
	22 防災教育及び防災訓練に関すること。
	23 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関す
	ること。
	24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
74. 70.	1 河川の保全に関すること。
建設局	2 道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。
(第三建設事務所)	3 水防に関すること。
	4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
交通局	 1 バスによる輸送協力に関すること。
(小滝橋自動車	2 都営交通施設の保全に関すること。
営業所杉並支所)	
水道局	1 応急給水に関すること。
西部支所	2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
杉並営業所	3 災害時における他の局の応援に関すること。
下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
西部第一下水道	2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。
事務所	3 工事中の下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

第2節 区、都及び防災機関の役割

機関の名称		
17.14	1	被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
警視庁	$\frac{1}{2}$	被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
第四方面本部	3	行方不明者等の捜索及び調査に関すること。
杉並警察署	4	遺体の調査等及び検視に関すること。
高井戸警察署	5	交通の規制に関すること。
荻窪警察署	6	緊急通行車両確認標章の交付に関すること。
沙八王 自 次省	7	公共の安全と秩序の維持に関すること。
	1	火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。
	$\frac{1}{2}$	救急及び救助に関すること。
	3	危険物等の措置に関すること。
	4	女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
	5	区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把
		屋、効果的な訓練の推進
	6	初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等実践的な訓
		練や都民防災教育センターにおける VR (災害疑似体験) コーナー等
		を活用した体験訓練の実施
	7	防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
	8	出火防止等に関する教育・訓練の実施
	9	VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・
		出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
	10	
	11	
東京消防庁		備・充実
第四消防方面本部	12	
杉並消防署		心して応急手当を実施できる環境を整備
荻窪消防署	13	一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民
		の応急救護に関する技能の向上
	14	幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
	15	都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災
		教育の実施
	16	都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応
		急救護訓練等の実施
	17	小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には
		上級救命講習の受講を推奨
	18	町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、
		町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護
		要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
	19	災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
	20	消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
	21	前各号に揚げるもののほか、消防に関すること。
大光冰叶口	1	水火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること。
杉並消防団	2	人命の救助及び応急救護に関すること。
荻窪消防団	3	地域住民の指導に関すること。

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省	1 災害時の情報交換に関する協定による活動
	2 区の要請に基づく各種支援
関東地方整備局	3 国道 20 号及び橋梁の保全に関すること。
東京国道事務所	4 国道 20 号における障害物の除去及び復旧に関すること。

4 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局	1 郵便施設の保全に関すること。 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
NTT 東日本 (東京北支店)	 1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社 (首都圏本部)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社(荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力供給に関すること。
東京ガス株式会社	1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。2 ガスの供給に関すること。
首都高速道路 株式会社	1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日赤東京都支部	 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付・配分に関すること。(原則として義援物資については 受け付けない。)。 7 赤十字エイ・ステーション (帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。

第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本通運	
福山通運	1 (公内内)によりよう化地・白利士()に、お)がによう光山地がある。
佐川急便	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の
ヤマト運輸	輸送に関すること。
西濃運輸	

5 指定地方公共機関

事務又は業務の大綱
1 鉄道施設の保全に関すること。
2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送の協力に関する
こと。
1 鉄道施設の保全に関すること。
2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の
協力に関すること。
1 鉄道施設の保全に関すること。
2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の
協力に関すること。
1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送
の協力に関すること。

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。
	2 災害派遣の実施に関すること。
陸上自衛隊	(1) 人命・財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急
(第1普通科連隊)	復旧に関すること。
	(2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲
	与に関すること。

7 公共的団体

機関の名称		事務又は業務の大綱
杉並区医師会	1	災害時における医療・助産救護活動の協力に関すること。
東京都杉並区 歯科医師会	1	災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。
杉並区薬剤師会	1	備蓄医薬品の管理の協力に関すること。
	2	災害時における応急救護活動の協力に関すること。
東京都柔道整復師会 杉並支部	1	災害時における応急救護活動の協力に関すること。
東京都獣医師会 杉並支部	1	災害時における動物に関わる救護活動に関すること。

第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

- 広報や訓練、講習等、自助による区民の防災力 向上に向けた取組を実施
- 区内約160の防災市民組織が自主的な取組を実
- 消防団の活動を支援(区内団員数602名)
- 指定管理者導入施設等における災害対応に関す るガイドラインを策定
- 杉並区社会福祉協議会との協定締結等、発災時 にボランティアが円滑に活動できる体制で入りを 実施

第2節

- 転倒・落下・移動防止(災の発生をOIC近づける
- 盗機材の配備及び訓練 材育成が必要
- 消防団員の活動体制の
- マンションの被害状況 難から震災救援所への
- 事業所の震災救援所設
- ボランティアが円滑な記 が必要

震災編第1部第1章参照

第4節

- 自助の備えを講じている割合を100%に到達
- 防災市民組織(防災会)の区内全域での組織化と地域防災力の向上
- マンションを含めた地域の防災活動の活性化

	第5節 具
地震前の行動(予防対策)	地震直後の行 発災後72
自助による区民の防災力向上 (41頁)	自助による応急が
地域による共助の推進	地域による応急が
(50頁)	マンション管理組合等に
消防団の活動体制の充実 (52頁)	消防団による応急
事業所による自助・共助の強化	/月P/J団による心忌
(53頁)	事業所による応急
ボランティアとの連携 (55頁)	ボランティアと
区民・行政・事業所等の連携 (57頁)	外国人の情報収集

女性の視点を踏まえた防災対策の充実

(57頁)

う 課題

D備えを進めるとともに、火 る取組が必要 東の充実や女性の防災人

D整備が必要 こよって居住者が在宅避)避難に変更が想定 軍営連絡会への参加が必

舌動を実施するための準備

第3節 対策の方向性

- 女性、子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実
- 地域における実践的な防災訓練の推進、初期消火器具の周知や配備、地域や職場で防災活動の 核となる女性防災人材の育成を推進
- 消防団員の募集活動、地域住民や消防署等と連携した訓練、資機材等の支援を推進
- 発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進
- ボランティア活用の支援体制づくりを推進

到達目標

- 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
- 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
- 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

体的な取組

動(応急対策) 2時間以内

対策の実施(5頁)

対策の実施(5頁)

こおける応急対策の実施 5頁)

対策の実施(6頁)

対策の実施(6頁)

-の連携(6頁)

等に係る支援(7頁)

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画 (震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、防災マップをはじめとする様々な媒体(杉並区の防災対策、公開型 GIS「すぎナビ」、東京くらし防災、東京防災等)を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。また、家具類の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- ・家具類の転倒防止・窓ガラスの飛散防止、救急医薬品の用意をしている区民の割合 31.9% (第 55 回杉 並区区民意向調査 区政に関する意識と実態)
- ・非常用食料・飲料水の用意をしている区民の割合 73.8%(同上)
- ・震災救援所訓練参加者数8,079人(令和5年度(2023年度))
- 総合震災訓練参加者数 1,389 人(令和 5 年度(2023 年度))

2 地域による共助の推進

現在、区内には約160の防災市民組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。また、防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として防災市民組織連絡協議会が設置されている。

・防災市民組織の結成数 162 組識・加入世帯数 322,917 世帯(令和 6(2024 年)年1月1日現在)

3 消防団の活動体制の充実

- ・発災時に、消火活動、救助・救出活動等を迅速に展開するためには、地域の実状に精通した消防団が 果たす役割は極めて重要であり、区は都とともに、消防団の活動支援を行っている。
- ・区における消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対して現員は602名である。(令和5年(2023年)12月1日現在)
- ・フォークリフト、クレーン等の操作や応急手当指導員等の資格を有する特殊技能団員も在籍している。
- ・消防団員の活動を支援する消防団協力事業所等の制度があり、消防団協力事業所表示証を交付して企業の社会貢献を評価している。

4 事業所による自助・共助の強化

- ・発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。区及び都は、杉並区総合震災訓練や震災救援所の活動などを通じ、災害時における地域の連携を図る取組を推進し、地域の防災力向上を図っている。
- ・区は、災害対応で活用する施設や事業者等の役割を明確化し、区が求める災害対応について事業者が 理解を深めたうえで、協定により災害時の協力体制を整備することを目的に、「指定管理者制度の手引」 (令和6年3月)の改訂を行うとともに、「指定管理者導入施設等における災害対応に関するガイドラ イン」(令和6年3月)を策定した。

5 ボランティア活動との連携

- ・救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、震災救援所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。
- ・区は、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定 締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設する こととしている。

第2章 区民と地域の防災力向上

第2節 課題

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
倒壊建物を含まない焼失棟数・出火件数	10, 342 棟・27 件
建物被害、屋内収容物、火災等による死者	323 人
建物被害、屋内収容物、火災等による負傷者	4, 138 人
要配慮者死者数	261 人

1 自助による防災力の向上

- ・家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講ずるとともに、地震発生時に火災の発生をできるだけ 0 に近づけることが、区民の生命・財産を守ることにつながる。
- ・初期消火のために各自が消火器を用意することをはじめ、街頭消火器の位置の確認や避難場所の確認 を区民全員が知っておくことが重要である。また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフライン の被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を 集める方法の準備などに取り組む必要がある。そのため、引き続き、区民に対する啓発活動を展開し、 区民一人ひとりの「自助」の備えを推進していくことが求められる。

2 地域における「共助」の推進

- ・消火資機材として軽可搬ポンプ (D級ポンプなど) に加え、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリアー)といった初期消火器具の普及に重点を置いている。防災市民組織の防災力の強化に向けて、資機材の配備に留まらず、実際に資機材を活用するための防災訓練等の充実が必要である。
- ・震災救援所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性等の視点が重要である。そのため、防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいく ことが必要である。
- ・マンションでは、躯体の耐震化が完了している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難となること、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用が不可となること等の問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンション居住者が震災救援所等に避難することが想定される。

3 消防団の活動体制

- ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。
- ・現在、区内の消防団は、定員 750 名に対して、現員 602 名(令和 5 年(2023 年) 12 月 1 日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。

4 事業所による自助・共助の取組

- ・発災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済 活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することなどの役割が求められている。
- ・区において、発災後、救助・救援活動の拠点となる震災救援所には、一部の事業所及び団体が参加しているが、地域団体等に比べ、限定的である。事業所の防災に関する取組として、震災救援所運営連絡会への参加を促進する必要がある。

5 ボランティア活動の支援体制

発災時、ボランティアは、震災救援所の運営支援、炊き出し、災害廃棄物の撤去といった労働力が必要となる様々な場面で役割を担うことが期待されている。しかし、東日本大震災や熊本地震等の際に、 甚大な被害による混乱や準備不足等から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

第2章 区民と地域の防災力向上

第3節 対策の方向性

第3節 対策の方向性

1 自助による防災力の向上

- ・防災対策で最も基本となるのは「自助」であり、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるという自覚を持って防災対策に取り組むよう、各種防災関連資料を積極的に活用し、更なる防災に対する意識啓発を推進する。また、区民及び事業所等の初期消火や応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練、小中学校等における総合的な防災教育の推進により、自助・共助の意識を育む。
- ・女性、子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者等の視点を踏まえた防災 対策の充実を図る。

2 地域による「共助」の推進

- ・防災市民組織の防災力向上のため、防災関係機関は防災訓練の支援の充実を図っている。
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的な防災訓練の実施や防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。また、区は、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリアー)といった初期消火器具を、防災市民組織の要望に応じて配備を進めるとともに、設置場所の周知を行う等、災害対応力の向上を図る。
- ・災害時の女性避難者等にきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の 育成を推進し、性別による役割の固定や偏りが起きないよう男女の理解の促進を図る。また、様々な 立場において支援の内容や方法に違いがある災害時の区民ニーズに配慮するため、性別・多様性を理 解している関係団体と支援内容を検討する等の環境整備に努める。
- ・震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区の住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。
- ・地区防災計画とは、地区住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、震災救援所運 営連絡会が作成する震災救援所運営管理マニュアルなどがあたる。
- ・区は、震災救援所運営連絡会に対して、地区防災計画の作成支援を行う。
- ・日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、マンション居住者、マンションの防災市民組織、管理組合等を対象に支援を行い、マンションの防災力向上を図る。

3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などを発災時に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署等と連携した訓練及び資機材整備の支援等を推進し、活動体制の充実を図っていく。

4 事業所による自助・共助の強化

- ・事業所防災計画の作成促進、従業員用の食料や水の備蓄推進等により、発災時において事業所が自ら の役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。
- ・震災救援所での活動に代表されるように、平常時から相互に連携・協力しあうネットワークを形成し、 事業所も地域社会の一員として、災害に強い社会の構築を目指す。

5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

- ・ニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区と杉並区社会福祉協議会、NPO などの団体との相互の連携を強化するとともに、事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。
- ・東日本大震災や熊本地震等では、災害対策や復興支援において、ボランティアが担う役割は大きく、 区が支援を受けるとき、又は区が支援を行うときに備え、ボランティアを活用するための体制づくり が重要になる。

第2章 区民と地域の防災力向上

第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 自助の備えを講じている割合を 100%に到達

- ・区民が自ら考え、家庭内備蓄などの防災対策が万全になるよう、様々な主体に対する防災訓練や講演会等の実施、あらゆる媒体を通した広報等により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を「我がこと」として捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。
- ・乳幼児、妊産婦、障害者、外国人などの災害時要配慮者に対しては、日頃より考えている不安を払しょくし、発災時に適切な対応ができるよう、総合的かつきめ細やかな支援に努める。

2 防災市民組織(防災会)の区内全域での組織化と地域防災力の向上

- ・「共助」の大きな役割を担う防災市民組織(防災会)は、区内の全地域で組織されるよう、啓発に努めていく。
- ・スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリアー)といった初期消火器具の配備に併せて、これら資機材を使用するための訓練実施に努めることで、防災市民組織の防災力の強化につなげる。

3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化

平常時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるよう、都と連携して、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図る。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

区は、消防署と連携・協力して、消防団の定員充足率向上に取り組み、体制の充実につなげることで、 発災時の地域住民・消防署等との連携強化と迅速な初動活動の実現に寄与する。

5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

区は都と連携し、発災後の自衛消防活動の充実・強化を図る。また、区は、事業所が防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織等との協力関係を促進することで、地域全体の「自助」・「共助」体制の構築につながるよう取組を強化する。なお、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、事業所の従業員等の食料や水等の備蓄が進むよう、事業所を支援する。

6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

区は、災害時のボランティアの活用や、ボランティア活動に対する支援を想定し、杉並区社会福祉協議会と連携して、区災害ボランティアセンターの運用に関わる検討・協議や訓練を実施する。この他、区災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される NPO 団体等とのネットワークを構築する。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

5 ボランティアとの連携

2 地域による共助の推進

6 区民・行政・事業所等の連携

3 消防団の活動体制の充実

7 女性の視点を踏まえた防災対策の充実

4 事業所による自助・共助の強化

1 自助による区民の防災力向上

被害の軽減、拡大防止のためには、防災関係機関の協力はもとより、区民も最低 3 日分の食料や飲料水の備蓄、家庭での予防安全対策、災害時の連絡方法の確保など、自ら予防措置を講じ、災害時の行動をあらかじめ準備しておくことが必要である。

そのために、区や防災関係機関は、防災知識の普及や周知活動に努め、防災教育を推進し、区民の防 災意識の高揚を図る必要がある。

1-1 区民による自助の備え

(1) 自らの生命、身体及び財産を自らが守るための対策の推進

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ブロック塀の点検補修など、住居の外部の安全対策
- ・水 (1日分の最低必要量1人30)及び食料の備蓄、携帯トイレや簡易トイレの確保、並びに医薬品・ 携帯ラジオ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品など非常持出用品の準備(最低3日分、推奨1週間分)
- ・災害が発生した場合の家族の役割分担及び防災マップ等を活用した避難や連絡方法の確認
- ・安全な親戚や知人宅、ホテル等の分散避難先の確認
- ・買物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・家庭内循環備蓄方式(ローリングストック方式)での食料備蓄
- ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備や自転車の利用促進
- ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・災害時のボランティアへ積極的に参加
- ・災害時要配慮者の地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録
- 災害情報の収集方法の確認
- ・災害発生時に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、震災救援所、避難場所及び避難経路等の確認・ 点検
- ・各種保険会社、銀行など災害時に必要な手続のための書類や連絡先をすぐに確認できるよう準備
- ・家屋被災時における家屋の内外の写真撮影(片付けや修理前)
- 過去の災害から得られた経験の伝承等による防災への寄与
- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施(マンション居住者)
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備(マンション居住者)

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 区民の自主救助活動能力の向上

ア 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発し、防災関係機関等による対応が困難になることが予想される。このことから、区民・地域による救助活動が必要となる。このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめ、防災市民組織関係者や一般区民を対象に、救助活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を推進する。

イ 応急救護知識及び技術の向上

震災時、発生する多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、地域及び事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

1-2 防災に対する意識啓発

地震に関する一般知識(地域危険度、被害想定等を含む)、出火防止及び初期消火、耐震化の取組事例の紹介、非常食料、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。

	K、身の回り品等の準備の心侍なと、災害に関する知識の普及店期を付り。 T
機関名	事業内容
	①パンフレット等による普及・啓発
	広報すぎなみ、防災マップ、公開型 GIS「すぎナビ」等を活用した、複合災害を
	含む災害の種類、災害時の安全確保と防災知識の普及啓発
	②講演会等による普及・啓発
	社会状況や区民ニーズに応じた講演会や訓練の実施
	③DVD 等による啓発
	防災に関する DVD 等の貸出しによる啓発
	④起震車の運行
	起震車による地震体験を通じた啓発
	⑤防災用品のあっせん
	震災時に備えるための消火器、家具転倒・落下・移動防止具等やトイレ・食料の
	防災用品のあっせんを実施
区	⑥衛生関連事項・ペット同行避難等の普及啓発
	マスクの着用等の感染症対策、震災時における動物の適切な飼養等、災害時の備
	えなどに関する普及啓発
	⑦暴力根絶の意識の普及徹底
	災害発生後に震災救援所、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災
	者や支援者が性暴力や DV の被害者にも加害者にもならないよう、暴力根絶の意
	識の普及徹底
	⑧マンション居住者への啓発
	マンション居住者に対する自助の備えの周知、管理組合に対する防災計画の作
	成、訓練の実施等の共助の取組、都が実施するセミナー、防災の専門家を派遣す
	る制度に関する周知をマンション管理組合やマンション管理会社に要請
	⑨女性のための防災講座
	災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を目的とした女性の視点を踏まえた
	災害対策を学び考える講座を開催

第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	事業内容	
機関名	事業内容 ① 広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、町会・自治会等の組織、 新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等における PR 活動、デジタ ルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する 10 の備え」「地震 その時 10 のポイント」) ・地震から命を守る「7 つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・地域の防火防災功労賞制度 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及	
	・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター	
警察署	 ①広報手段 ・日常の諸活動を通じた広報 ・講習会、座談会等を利用した広報 ・パンフレット等による広報 ②広報内容 ・地震のときの心構え ・普段の準備 ・避難と誘導 ・ドライバーの心構え ・警戒宣言が発令されたら 	

第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	事業内容	
	各家庭で行える水の備え、震災時の給水拠点、東京都水道局の震災対策(水道施設の応急復旧)等を都民に周知し地震発生時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。 ①広報内容	
	・地震発生に際しての都水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由・その他地震発生時に必要な注意事項等②広報の方法	
都水道局	・X (旧 Twitter) の活用 震災時の情報伝達手段として有効とされる X (旧 Twitter) を活用した情報提供 を行う。	
	・様々な広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 水道キャラバンやホームページ、その他配布物により分かりやすく PR を実施し ていく。	
	③広報媒体・パンフレット「水道・くらしのガイド」・ビデオ「近くにあります給水拠点」	
	平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、ホームページその他による事 故防止等に関する広報を行う。	
	・無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに 当社事業所に通報すること。	
東京電力パワーグリッド	・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない こと。	
	・漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 ・大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。	
	・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・その他事故防止のため留意すべき事項	
東京ガス グループ	・マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載・地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発・東京ガスホームページに安全と防災に関する取組について情報を掲載	

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	事業内容	
	災害時、安否確認等で通話が集中し、電話が掛かりにくくなる等の混乱を防止す	
	るために、防災訓練等における NTT の災害対策用パンフレットの配布、報道機関	
	(テレビ・ラジオ) を通じた広報等による通信確保のため対策等の周知を行う。	
	・広報車での案内	
NTT 東日本	・災害用伝言ダイヤル"171"の開設	
	・災害時における広報による電話混雑の防止策	
	・事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援	
	・公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動	
	震災時、利用者が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難	
光 初 有 油	対応などの情報を周知する広報を実施	
首都高速道路	・首都高ホームページでの紹介	
	・各種の防災関連行事等でパンフレットの配布	
古古地下外	利用者に対し、平常時からメトロニュース等を配布し、地下鉄の防災に関する広	
東京地下鉄	報及び災害時における利用者の避難誘導に関する協力等の広報を実施	

1-3 防災教育・防災訓練の充実

(1) 区及び防災関係機関による防災知識の普及・啓発活動

≪区≫

ア 児童・生徒に対する防災教育

災害発生時の心構えや避難方法、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本「じしんにそなえて」及び新一年生等に「防災マニュアルミニブック」を配布し、防災教育の徹底を図る。併せて、地域と共同した防災訓練、小学校第四学年以上を対象とした防災施設の見学や中学生を対象とした普通救命講習を消防署との連携により実施する。これらの防災・救命等に関わる活動を通して、防災に関連した教育を行い、より「自助」が児童・生徒に定着するよう、教育委員会との連携を密にし、防災教育全般の底上げを行う。また、中学生レスキュー隊の活動を推進し、防災意識や社会貢献意欲を高める。また、消防団員等が参画した体験型・実践型の防災教育を実施する。

イ 児童の保護者向け小冊子

区立保育園に児童が入園した際に、引渡しカードと「大地震発生!保育園はどうなるの?」を配布 し、保護者と園との連携強化を図る。

ウ 自然災害伝承碑の取組推進

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、関東地方測量部及び 都総務局と連携して、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑の持つ意味を正しく後世に伝え ていくための取組を推進する。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

≪消防署≫

- ・幼児期から教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。
- ・児童生徒に対しては、「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防 災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。
- ・地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会・映画会等を開催するとともに、地震災害や 風水害等に対する区民、事業所等の地域の取組に対し、優良な事例について「地域の防火防災功労賞 制度」により表彰することで、防災に対する意識啓発を行う。
- ・防災市民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成に努め、それぞれにあわせた防火教育を推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点とし、発達段階に応じた総合防災教育を推進することで、 防災意識と防災行動力の向上を図る。
- ・ホームページや SNS による情報発信を行う。
- ・各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防 火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」を実施する。
- ・デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を図る。
- ・長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発を実施する。

(2) 防災訓練の充実

災害時に応急対策活動を円滑に実施するためには、日頃から防災関係機関相互の緊密な連携と、実効性の高い訓練が不可欠である。

このような認識に基づき、区及び防災関係機関は、それぞれ能力向上を図るとともに、以下のとおり、区民との協力体制の確立に重点を置いた総合震災訓練や、各機関の個別訓練等を実施していく必要がある。

ア 総合震災訓練

(ア)目的

震災発生時、区、防災関係機関、住民が連携して対応をとる必要があるため、緊密な相互協力体制の強化と防災活動の習熟を図ることを目的に実施する。

(イ) 状況想定

マグニチュード 7.3 の多摩東部を震源とする首都直下地震を想定。

(ウ) 参加機関

組織	参加機関
区	関係部課
消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団
警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署
都	水道局
自衛隊	陸上自衛隊
	東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京
公共機関等	都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠
	点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他
分尺 签	防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害
住民等	時支援ボランティア

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(エ) 主な訓練内容

- ・情報伝達訓練(防災行政無線等により、訓練の実施を周知)
- 情報通信訓練(無線を使用した区本部、防災関係機関、被災現場等との情報連絡)
- ・初期消火訓練(消火器、D級ポンプ等を使用)
- · 応急救護訓練(心肺蘇生法、止血法等)
- ・ 救出救助訓練(救助資機材の取扱訓練、警備犬による捜索訓練、搬送訓練)
- ・避難訓練(警察官等の誘導による、避難場所までの集団避難)
- 医療救護訓練(トリアージ訓練、応急処置訓練)
- ・応急給水訓練(避難者に対する給水)
- ・応急復旧訓練(ライフライン機関による応急復旧作業)
- ・警備訓練(交通整理及び警備活動)
- ・震災救援所訓練(震災救援所の開設、建物被害状況の確認、無線通信訓練、スタンドパイプ訓練、運営及び被災者への対応等)
- ・災害時要配慮者避難訓練(災害時要配慮者の安否確認、震災救援所への搬送等)
- ・延焼阻止訓練(消防隊、消防団、防災市民組織、中学生レスキュー隊)
- ・ペット同行避難訓練
- 起震車体験

(才) 実施時期

毎年、9月から11月頃実施

イ 各機関の個別訓練

<u> </u>		
主催	内容	
	災害時における災害応急対策業務の習熟と迅速な活動態勢の確立を図るため、区職員防災訓	
	練実施要網に定めるところにより実施する。	
	1) 主な訓練項目	
	・災害対策本部設置訓練	
	・職員非常呼集(参集)訓練・職員配置、派遣訓練	
	・情報連絡訓練	
区	・災害状況調査訓練	
	・震災救援所開設訓練	
	・避難誘導及び避難場所開設訓練	
	・物資輸送及び配布訓練	
	・各部等相互応援訓練	
	・医療救護訓練	
	・応援職員受入訓練	
	2) 実施時間 勤務時間内又は勤務時間外に毎年度実施	

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

主催 内容 震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理 的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援 体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。 1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関 2)訓練項目 ①消防隊訓練 · 非常招集命令伝達訓練 · 参集訓練 · 初動処置訓練 · 情報収集訓練 ·署隊本部運用訓練 ·部隊編成訓練 ·部隊運用訓練 通信運用訓練 • 火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 チームリーダー以上を目指す人に「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施 ④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練指導 · 出火防止訓練 · 初期消火訓練 救出・救護訓練・応急救護訓練 その他の訓練 • 通報訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・ 救急処置及び搬送訓練 その他の訓練 3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等におい て実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施 する。 1)訓練日時 9月1日及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随 時実施する。 2)訓練項目 ・警備要員の招集及び部隊編成訓練 ・情報収集伝達訓練 ・警備本部設置訓練 • 交通対策訓練 避難誘導訓練 広報訓練 • 救出救助訓練 通信伝達訓練 装備資器材操作訓練 3)参加関係機関 都、防災機関、防災市民組織、地域住民、事業所等

主催		内容	
		危機対応能力の強化を図り、東京都水道局震災応急対策計画 るため、毎年度策定する東京都水道局防災訓練の実施要綱に	
都	訓練名	訓練内容	
	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。	
	2 水道局総合防災訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を 全部所、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市 町等関係団体と連携しながら行う。	
	3 水道局休日発災対応訓練	首都直下型地震等が、休日に発生したことを想定し、 初動活動、非常参集訓練、参集・安否情報の確認訓練、 情報連絡訓練等を行う。	
都水道局	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院 において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。	
	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指 定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び 防災行政無線の通信訓練を行う。	
	6 拠点給水訓練	給水拠点において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応 急給水訓練を行う。	
	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等 の訓練を行う。	
	8区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加	
パワーグリッド東京電力	非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした非常災害 訓練を年1回以上、全社的に実施する。 国、地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加する。		
東京ガスグループ	本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。 1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 2) 実施時期・回数 年1回以上(本社及び各事業所)		

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

主催	内容
NTT 東日本	「災害対策実施要網」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練を毎年数回実施、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。また、国・都・区市町村が主催して行う総合防災訓練に参加する。・災害時の通信の疎通確保・指揮・命令・情報伝達・初期行動・非常招集・所内・所外電気通信設備の復旧・災害対策機器の取扱・点検・整備・避難及び救護・防火及び防水・その他必要とする訓練
東京地下鉄	災害発生時において、的確な情報判断と適切な措置及び正確かつ迅速な情報連絡体制が常にとれるよう、年1回以上次のような訓練を行う。 ・異常時想定訓練 ・防災設備取扱訓練 ・非常招集訓練 ・情報収集伝達訓練 ・避難誘導訓練 ・救出救護訓練 ・初動消火、初動措置訓練

1-4 外国人支援対策

(1) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

区は、一般財団法人杉並区交流協会と「災害時における外国人支援活動に関する協定」(令和3年4月1日)を締結している。

地域の防災訓練において、語学ボランティア等を活用し、参加する外国人への支援を推進する。

(2) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進

区は、区内在住等の外国人に対し、多言語表記による防災ガイドブックや防災マップを作成・配布するほか、杉並区交流協会と連携を強化して、ピクトグラムや「やさしい日本語」を活用し、分かりやすい防災知識の普及を図っていく。併せて、外国人が多く集まる場所等での防災訓練や防災講座の実施、都が作成する防災に関する多言語動画を活用した啓発活動など、平時から地域と在住外国人が交流できる場を創設し、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意して、お互い顔の見える関係性を構築していく。

2 地域による共助の推進

震災被害は、広範囲に及び、同時多発的な火災発生等が想定される。

このような状況では、「自分たちのまち、地域を自分たちで守る防災市民組織等の活動」が重要である。 地域住民が団結し、組織的に行動することによって、出火防止、初期消火、被災者の救援・救護及び避 難等が効果的に実行できる。このため、地域住民の自主的防災組織である防災市民組織の育成強化や組 織の活性化を図るとともに、区内の各事業所の防災体制の強化が必要である。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

2-1 防災市民組織の役割

地域住民により自主的に結成された防災市民組織の役割、とるべき措置は概ね次のとおりである。

平常時	 ・防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ・初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ・消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材等防災資機材の備蓄及び保守管理 ・地域内の危険箇所(ブロック塀等)や災害時要配慮者の把握 ・震災救援所の運営に関すること ・火気使用設備器具の安全化
発災時	 ・出火防止、初期消火の実施 ・地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難指示の伝達 ・救出救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・震災救援所の運営に関すること ・在宅避難者の支援

2-2 防災市民組織の現況

区では、防災市民組織の自主的な性格に配慮しながら、その結成を積極的に働きかけてきており、現在の組織化の状況は【別冊・資料 17】のとおりである。これらの防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災市民組織連絡協議会が設置されている。

2-3 防災市民組織の活性化

平常時における各種訓練・啓発活動のほか、非常時における初期消火・救出救護活動など防災市民組織の対策活動に対する期待は増大している。

しかし、防災市民組織は、構成員の高齢化、リーダー不足等多くの問題を抱えている。

このため、区、消防署及び警察署では、未結成地域に対する結成促進を働きかけていきながら、防災市民組織の活性化のため、地域防災会関係者や若年層及び女性層の地域住民を対象として、防災リーダー養成講座を実施するなど、地域防災リーダーの人材育成、フォローアップを推進していく。また、防災に関する意識啓発、防災教育訓練、初期消火マニュアルを活用した指導、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプを活用した実践的な訓練指導等を行うことで、防災市民組織の活動を支援していき、自助・共助の促進や地域防災への新たな担い手の創出を図る。

防災市民組織に配備したスタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリアー)といった初期消火器具について、設置場所の表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備等を進め、災害対応力の向上を図る。

2-4 防災市民組織への支援

区では、防災市民組織及び防災市民組織連絡協議会の円滑な運営及び活動の充実に資するため、助成金や資機材等の交付を行っている。【別冊・資料 18、19】

2-5 震災救援所運営連絡会の運営への支援

(1) 震災救援所運営連絡会の目的

- ・震災救援所の円滑な運営体制づくりを進めるとともに、地域防災力の向上を図る。
- ・地域住民の自主運営によることを目標とする。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 震災救援所運営連絡会の現況

区立小中学校等を一単位とし、65組織が設置される。

(3) 震災救援所運営連絡会の活動内容

各震災救援所運営連絡会では、震災救援所運営管理標準マニュアルを参考とし、平常時については、 各震災救援所における運営マニュアルを作成するとともに、発災時に応急・救援活動等が円滑に行える よう、実践的な訓練等を実施していく。

- ・ 震災救援所運営訓練、救助資機材等の操作訓練の計画及び実施
- ・震災救援所運営のルールを定めた運営マニュアル(災害時要配慮者支援を含む)の作成

(4) 震災救援所運営連絡会の運営

区助成金及び連絡会の主な構成団体である地域防災団体(防災会・町会等)からの拠出金により運営する。

(5) 人材の確保及び育成の推進

区と連携して避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保や育成を推進する。

3 消防団の活動体制の充実

3-1 現況

区内の消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対し現員は602名である(令和5年(2023年)12月1日現在)。常時定数を充足させるために、積極的に消防団員の募集活動を行っている。これらの消防団は、震災時には消防署と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、 可搬ポンプ積載車(緊急車)、可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具 を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。令和5年(2023年)12月1日時点における格納庫の 整備状況は、杉並消防団37か所、荻窪消防団15か所である。

さらに、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資機材を整備するほか、区としても消防団の装備等を助成し、その強化を図っている。

3-2 取組内容

- ・消防署では、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を PR し、入団等を促進し、新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- ・震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車(緊急自動車)等を整備する。
- ・大規模災害団員などの制度を活用して更なる防災体制を強化する。
- ・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- ・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図るとともに、消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。
- ・消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- ・消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員 の仕事や家庭との両立を図る。

- 第2章 区民と地域の防災力向上
- 第5節 具体的な取組 【予防対策】
- ・地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の 向上を図る。
- ・消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の 充実を図る。
- ・区は、分団本部施設(延べ面積 80 ㎡以上)のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時においては区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。

4 事業所による自助・共助の強化

4-1 各事業所による事業継続計画 (BCP:Business Continuity Plan) の策定等

事業継続計画(BCP)は、事業所の被害を最低限に抑えることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものである。また、このような事業継続計画の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」など、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定することが重要である。今後、区も関係機関と協力して事業所への働きかけを強化していく。

4-2 災害時要配慮者利用施設による非常災害対策計画の作成

- ・災害時要配慮者利用施設においては、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底を図 るため、介護保険法等関係法令に基づき非常災害対策計画を作成する。
- ・区は、引き続き関係機関と協力して災害時要配慮者利用施設に対して周知する。

4-3 事業所防災体制の強化

事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。消防署では、事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

(1) 防火管理体制の強化

消防署では、多数の人が利用する事業所に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、自衛消防 訓練の実施、防火対象物点検報告及び消防用設備の点検、整備等について指導し、出火の防止、初期消 火体制の強化等を図る。

(2) 自衛消防隊の設置

消防署は、防火防災管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。 一定以上の規模の事業所については、火災予防条例に基づき消防資機材を装備した自衛消防隊の設置、 隊員講習等の指導、救命講習の受講を促進し、事業所自らの消火・救出・救護活動能力の向上を図って いる。

- ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所
 - 消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育 成を推進する。
- 防災管理者の選任を要する事業所
 - 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。
 - この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

- a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の 事業所は、火災予防条例(昭和 37年東京都条例第65号)第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)を配置することが義務付けられている。
- b 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を 推進する。
- c 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具の配置を推進する。

(3) 地域住民との連携訓練の推進

区及び消防署は、事業所についても地域の安全を担う構成員であるとの認識から、地域ぐるみの訓練への積極的な参画など、地域の防災体制を強化するため、地元防災市民組織等との連携体制づくりを指導する。

(4) 事業所備蓄の推進

発災時には、交通機関の途絶等により、帰宅困難者の発生が想定されている。平成25年(2013年)4月に施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後3日間は事業所が従業員等を施設内に待機させるよう努めることが定められている。そのため、区は、事業所に対して、毛布等の寝具、3日分の食料や飲料水の備蓄のほかに、備蓄10%ルール²等、「自助」の部分のみならず、「共助」の部分の推進を働きかけていく。

(5) 災害時の対応組織の準備

各事業所等では、事業継続計画や従業員等の安全を確保するための防災計画を策定するにあたって、 災害時の対応組織の整備を図っていく。その際、自衛消防組織の活用などにより、夜間・休日における 対応組織も含めて、組織的に統制された行動ができるよう、あらかじめ任務分担を定めておく必要があ る。また、企業全体の被災情報の収集、連絡調整、指揮を行う部門や、複数の災害対策本部長を必ず定 めておくように留意する。さらに、地震発生時における施設利用者等の安全確保や機械停止等により被 害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の活用に努める。

4-4 事業所の安全点検

事業所は、地震が発生した場合、基本となるのが従業員自身の身の安全を守ることであり、二次災害防止のため、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、OA機器等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

4-5 非常用品の備蓄、防災資機材の準備

事業所は、発災時に停電や断水等ライフラインが遮断されることに備えて、飲料水や食料、その他必要な資機材の備蓄などを行い、いつでも使用できるようにしておく。

4-6 家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、 各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスを活用し、各事業者が従業員等に対し、これらの取扱方 法等の周知を図る。

² 外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、10%程度の量を余分に備蓄するという取組

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

5 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティアは、被災者の生活の安定と再建を目指すうえで重要な役割を担う。その ため、平常時から各関係機関相互の連携関係を確立し、協力の仕組みを構築しておく。

(1) 一般のボランティア

ア 一般ボランティアの受入れ

- ・区はボランティアによる災害時活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を平成30年(2018年)4月1日に締結し、災害時に災害応急対策活動等を行うボランティア活動の協力体制を確立した。この協定に基づき、杉並区社会福祉協議会は、災害時に「災害ボランティアセンター」を設置し、次のような活動を行う。
 - ○災害ボランティアの受入れや派遣
 - ○避難所運営、維持等に関する支援・協力
 - ○救援物資の仕分け運搬等に関する支援・協力
 - ○自宅避難者の生活に関する支援・協力
 - ○災害応急及び復興活動に関する支援
- ・区は、災害時にボランティアが特定の避難所に集中しないよう、情報の一元化を図り、手段や内容について適切な情報発信を行うとともに、ボランティアの待機スペースを確保し、避難所の要望に応じた配置を行う。また、大量に届く救援物資を一時保管するスペースやそれを仕分けする人手不足の問題に対処するため、一時集積場所としての地域区民センター等の区民利用施設の選定や、ボランティアの派遣体制の構築等に取り組む。

イ 災害ボランティアセンターの機能強化

- ・関係機関・団体と連携し、円滑な災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアコーディネート等の実施を目的とした支援体制づくりに取り組む。
- ・災害ボランティア講座の修了者や NPO 等と定期的に立ち上げ・運営訓練を実施する。

ウ ボランティアの育成支援

- ・区は、杉並区社会福祉協議会と連携して、区民参加のもと、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成、設置訓練などを定期的に行い、ボランティア意識の啓発や区民のボランティア活動への参加を推進していく。
- ・養成講座の修了生を対象にスキルアップを図るための講座も実施し、災害ボランティアの育成に 取り組む。

エ 連携情報共有会議の推進

区は、杉並区社会福祉協議会と連携して、区・NPO・ボランティア等で連携する連携情報共有会議の整備を推進する。なお、連携情報共有会議では、次の事項について意見交換を実施する。

- ・ 平常時の登録
- 研修制度
- 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制
- ボランティアの活動拠点
- ・活動上の安全確保
- ・被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- ・災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、杉並・荻窪消防署は、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。
- ・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に 事前登録しているボランティアであり、区内では、杉並消防署81名、荻窪消防署29名、合計110名 が登録している。(令和5年(2023年)12月1日時点)

(3) 交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年 (1996年)8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機減灯時の対応の強化を図っている。

(4) 赤十字ボランティア

- ・主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機 関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- ・日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災意識の普及に努め、災害時にはボランティア が組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備 を図る。

(5) 東京都防災ボランティア

- ・東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録してお く制度である。現在、建築物の「応急危険度判定員」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等 がある。
- ・災害時、東京都では、東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区等と連携して、区災害ボランティアセンターへの災害ボランティアコーディネーターの派遣等、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

(6) 語学ボランティア

- ・外国人への支援については、語学ボランティア等の協力を得て対応する。区は、一般財団法人杉並区 交流協会と「災害時における外国人支援活動に関する協定」(令和3年4月1日)を締結し、連携して 対応する。
- ・東京都へ「東京都防災(語学)ボランティアシステム」を介して、語学ボランティアの派遣要請を行う。
- 主な活動は次のとおり。
 - ○語学ボランティアの募集及び登録並びに外国人相談窓口等への協力
 - ○語学ボランティアのコーディネーション
 - ○外国人への情報提供
 - ○区が行う外国人への防災知識の普及及び啓発に対する協力

(7) 杉並区中学生レスキュー隊

- ・杉並区中学生レスキュー隊は、中学生の豊かな人間性の育成を目指し、防災意識、社会貢献意識及び 自己有用感を高める目的で全区立中学校に編成されている。震災救援所の防災訓練への参加など、地 域防災活動の一端を担っている。
- ・区は、中学生レスキュー隊の活動を推進し、防災意識や地域社会に貢献しようという意識等を高める。

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(8) 区民活動団体等と協働したネットワークの構築

区は、平常時から杉並区社会福祉協議会及び NPO 等の災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築するため、災害時に支援活動に関する情報交換会を定期的に開催するとともに、災害ボランティア関係団体と協定を締結し、連携体制の整備に努める。また、男女平等推進センターのネットワークを活用するなどし、女性団体と連携も検討する。

(9) ボランティア活動準備の周知

区は、杉並区社会福祉協議会と連携し、ボランティアが行う準備(保険加入、服装、所持品等)やボランティア活動時におけるルールに関する周知を図る。

(10) 震災救援所運営支援における NPO・民間ボランティアとの連携

発災時、救援活動には様々な面での人的な支援が欠かせない。そのため地域の様々な団体との連携や多くの人から協力が得られる仕組みづくりを促進する必要があることから、杉並区社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア関係団体、災害中間支援組織とのボランティア活動や震災救援所の運営等に関する連携を強化する。また、震災救援所でも、避難者等からボランティアを募り、協力を得られる仕組みづくりを進める。

- ・震災救援所と災害ボランティア関係団体との連携訓練の実施
- ・杉並区社会福祉協議会が行う連携情報共有会議への震災救援所運営連絡会の参加
- 情報交換会の実施

6 区民・行政・事業所等の連携

区民、地域、区、事業所等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成することで、地域 での防災体制を強化する。

(1) 相互の連携体制の推進

区は地域での防災体制強化のため、震災救援所を中心として、防災市民組織、事業所、ボランティア等の間において、発災時の情報連絡体制の確保や平常時からの合同訓練の実施など、協力体制の構築・強化に努める。なお、区の防災以外の様々な事業でも、発想の転換や新たな視点での見直しにより、防災効果が生まれることから、事業者を含めた連携体制の中で研究に取り組んでいく。

(2) 自助・共助による応急手当の普及促進

消防署は、区民、事業所等を対象に専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会を実施する。

(3)地域コミュニティの活性化対策による地域防災力の向上

区は、区民に対し、町会、自治会等への参加を促すことで、地域の防災活動への参加を促進し、地域 防災力の向上を図る。また、若年層を含めた多様な世代が参加できるよう、区公式ホームページや各種 SNS 等を活用して、町会・自治会の広報活動を拡充することなどにより、地域活動の担い手の確保を図 る。

7 女性の視点を踏まえた防災対策の充実

区は、女性の視点を踏まえた防災対策の充実を図るため、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を目的とした防災講座の実施、女性の地域住民を対象とした防災リーダー養成講座を実施するなどのフォローアップを推進する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

- 延焼遮断帯の形成や緊急輸送道路等の機能確保、燃えにくい市街地の形成、避難場所の確保、 建築物の耐震化・不燃化を推進
- 道路拡幅や防火地域の指定、密集事業の導入 等による不燃化まちづくりを推進
- 防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、 緊急輸送道路沿道建築物及び住宅を中心に、耐 震化を促進
- 都のよる液状化ポータルサイトの開設・周知
- 初期消火対応の資機材を震災救援所、防災市民 組織に配備
- 管理不全な空家等に対する取組の推進

第2節

- 地震時における火災の 密集地域の危険性が
- 建築物の耐震化や家身 止等の更なる対策の検
- 区民への適切な液状 (言が必要
- 的確な消防水利の整備 計画的な道路の拡幅素
- 管理不全な空家等の所 た助言・指導や除却費 題解決が必要

第4節

- 木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率70%
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
- 液状化対策による建築物の安全確保

第5節 具

地震前の行動(予防対策)

安全に暮らせる都市づくり (65頁)

建築物の耐震化及び安全対策の促進 (69頁)

液状化、長周期地震動への対策の強化 (73頁)

> 出火、延焼の防止 (74頁)

地震直後の行 発災後72

> 消火·救助 (1

河川・社会公共施設の応信 (1)

> 危険物等の応急指 (1.

震災編 第1部 第2章参照

課題

)危険性が高い木造住宅 いいではいいないではいいでは いった。 いった。 いった。 いった。 いった。 いった。 いった。 いった。 にいった。 でいる。 にいった。 にい。 にいった。 にい。 にいった。 にいった。 にいった。 にいった。 にいる。 にい。 にいる。

とに関する情報提供や助

情、地域の消火用水の確保、 ≦備が必要

所有者に対する改善に向け 用助成により、早期の問

第3節 対策の方向性

- 不燃化特区の不燃領域率向上を推進、被害想定 等の周知による区民の防災・減災意識の更なる 向上
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、耐震改修の促進耐、震化の重要性や助成制度の普及 啓発活動の実施
- 液状化対策アドバイザー制度や液状化対策ポータルサイト等の情報提供を実施
- 初期消火対応の強化、出火及び延焼を防止による地域の安全確保
- 適正な管理がされないまま放置された管理不全 な空家等に対する助言や措置等の実施

到達目標

- 消防水利不足地域の解消
- 管理不全な空家等の問題解消

体的な取組

動(応急対策)時間以内

地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途

」・救急活動 1頁)

急対策による二次災害防止 2頁) 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 (21頁)

計置による危険防止 4頁)

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

1 区におけるこれまでの取組

- ・区では、震災を予防し、被害拡大を防ぐハードの取組として、主に延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路 等の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所の確保などを進めてきた。
- ・延焼遮断帯の形成の軸となる都市計画道路の整備については、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成28年3月)に基づき、杉並区施行の優先整備路線の事業着手や事業化に向けた検討を図るとともに、東京都施行の路線についても、東京都と連携を図りながら進めている。
- ・緊急輸送道路の機能確保については、「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進を図るとともに、無電柱化の取組では、「杉並区無電柱化推進方針」(平成29年11月)に基づき、都市計画道路の整備に併せた実施や、整備効果の高い路線の整備を進めている。
- ・安全で良質な市街地の形成については、災害時等における円滑な避難及び通行の確保を目的に、区全域を対象に狭あい道路の拡幅整備と突出電柱の移設を推進し、特に火災危険度の高い地区や重点整備路線等での助成制度を拡充し、拡幅整備の促進を図っている。
- ・各種助成制度を設け建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、木造住宅密集地域のなかでもより 防災強化の取組を図るべき地区を対象に、国の密集事業や東京都の不燃化特区の支援事業などを導入 し、建築物の不燃化の更なる促進、公園・広場等のオープンスペースの確保、計画幅員 6m 以上の道 路拡幅など基盤整備の取組を進めている。なお、現状区内の不燃化特区は、杉並第六小学校周辺地区 及び方南一丁目地区が指定されている。また、木造住宅密集地域の再生産の防止を目的に、東京都の 「防災都市づくり推進計画」との整合性を図りながら、東京都建築安全条例第7条の3に基づく「新 たな防火規制」の区域指定を行うなど、燃えにくい市街地の形成を図っている。
- ・避難場所の確保については、大地震により発生した火災から、周辺住民が一時的に避難する場所として、防災空地を兼ねた公園(防災公園)等を一時避難地として指定するとともに、避難場所として都の指定を目指して整備を行っている。

2 木造住宅密集地域の不燃化(安全に暮らせる都市づくり)

蚕糸試験場跡地周辺地区及び気象研究所跡地周辺地区では、国有地の払下げによる防災公園の整備を機に、地区計画による道路拡幅や防火地域の指定、密集事業の導入等により周辺市街地の不燃化まちづくりを行ってきた。天沼三丁目地区では、密集事業を導入して、道路拡幅、天沼もえぎ公園や天沼弁天池公園の整備等を行うとともに、「新たな防火規制」の区域指定により不燃化を図ってきた。阿佐谷南・高円寺南地区では、重点整備地区を対象に密集事業や不燃化特区の支援制度を導入し、優先整備路線の拡幅整備や公園用地の確保、老朽建築物の建替えの促進など、地区の不燃領域率3の向上を図るとともに、狭あい道路の拡幅整備の強化促進を図っている。また、方南一丁目地区についても、不燃化特区の制度を導入し、主に老朽建築物の建替えを促進し、地区の不燃領域率の向上を図るとともに、狭あい道路の拡幅整備の強化促進を図っている。さらに、区の幹線道路において、都市防災不燃化促進事業を導入し、建物の不燃化を推進してきた。

なお、「防火地域の指定」、「新たな防火規制区域の指定」、「都市防災不燃化促進事業実施地区」の状況 については、次のとおりである。

³ 不燃領域率:市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

(1) 防火地域の指定状況

令和5年(2023年)4月28日現在

区分	防火地域	準防火地域
面積(ha)	404. 4	2, 899. 6

(2) 新たな防火規制区域の指定状況

2)利には防犬税制区域の指定状況		
	指定区域	
方南一丁目		
高円寺南二丁目(15~24番、45~50番)		
高円寺南三丁目		
高円寺北三・四丁目		
阿佐谷南一・二丁目		
阿佐谷北一・二・五丁目		
天沼三丁目		
高井戸東一丁目の一部		

(3)都市防災不燃化促進事業実施地区

地区名	規模	備考
方南通り杉並地区	約 13.9ha	平成 11 年度事業終了
環状 7 号線杉並地区	約 22. 1ha	平成 12 年度事業終了
環状 8 号線杉並地区	約 39. 0ha	平成 17 年度事業終了

3 建築物の耐震化及び安全対策

区及び都は、防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送 道路沿道建築物、及び住宅を中心に、耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。

なお、区内の主な建築物に対する耐震化の状況については、次項のとおりである。

- · 区内建築物 約92.0%(令和2年度(2020年度)末)
- ·住宅 約87.4%(令和2年度(2020年度)末)
- ・防災上重要な区立施設 100% (平成 30 年度(2018 年度))
- ・区立小中学校 100% (平成 23 年度(2011 年度))
- ・多数の区民が利用する民間の施設 約86.7% (令和2年度(2020年度)末)
- ・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年東京都条例第36号)第7条に基づき指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物 約84.2%(令和2年度(2020年度)末)
- · 要緊急安全確認大規模建築物 約 95.9% (令和 2 年度(2020 年度)末)

4 液状化対策の強化

東京都では、平成 26 年(2014 年)5 月より液状化ポータルサイトを開設し、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供している。

5 出火、延焼の防止

・区は、初期消火対応の強化を図るため、スタンドパイプ等の資機材を震災救援所、防災市民組織に配備している。

第3章 安全な都市づくりの実現

第2節 課題

・区、消防署、都は、防火水槽等の整備を行っている。なお、整備状況については、「第5節 具体的な取組【予防対策】 4 出火、延焼の防止」を参照。

6 管理不全な空家等への対応

適切な管理がされないまま放置された空家等は、防災、衛生、景観等周辺環境に悪影響を生じさせるため、「杉並区空家等対策計画」に基づき、除却費用助成などの管理不全な空家等に対する取組を進めてきた。また、管理不全な空家等のうち、建築物の倒壊等著しく保安上危険な状態にある特定空家等を6件認定し、問題の解決に向けた対応をしてきた。その結果、6件中5件の特定空家等については、所有者による自発的な除却が行われ、残り1件については、区が行政代執行により特定空家等の除却を行った。

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
建物全壊棟数	3, 233 棟
建物半壊棟数	10,676 棟
倒壊建物を含まない焼失棟数	10, 342 棟
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	792 台

1 木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題

木造住宅密集地域の重要な指標となる昭和55年(1980年)以前の旧耐震基準で建築された建築物の棟数は、建替えや耐震改修などによる更新によって着実に減少しており、東京都の「防災都市づくり推進計画」で木造住宅密集地域に指定されている地区も減少しているが、依然として地震時における火災の危険性が木造住宅密集地域を中心に高い状況となっている。

木造住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路に接した狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なことなどから建替えが進みにくい状況があること、高齢化による建替え意欲の低下などが、不燃化の取組の課題となっている。

2 建築物の耐震化及び安全対策の課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、杉並区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに重層的な施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の更なる対策についても検討を行う必要がある。

3 液状化対策の課題

液状化のおそれのある地域については、区民等に対して適切な情報提供や助言を行っていく必要がある。

4 出火、延焼の防止に向けた課題

震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、的確な消防水利の整備を進める必要があり、 震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水 を確保する必要がある。さらに、都市計画道路を含む区の主な幹線道路は、避難の安全性の確保と市街 地大火を防止する延焼遮断帯の形成を図るうえで、沿道の不燃化が必要とされている。都市計画道路に 通じる道路についても「杉並区まちづくり基本方針」に基づき計画的に拡幅整備を図り、建物倒壊等に よる道路閉塞を防ぎ、円滑な消防活動を可能にしていく必要がある。

第3章 安全な都市づくりの実現

第3節 対策の方向性

5 管理不全な空家等の課題

長期間放置された管理不全な空家等や特定空家等は、建築物の破損や倒壊など、周囲の住環境に悪影響を及ぼすことから、引き続き、管理不全な空家等の所有者に対する改善に向けた助言・指導や除却費用助成を行うなど、問題解決に向けた対策を早期に進める必要がある。

第3節 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

東京都と連携を図りながら、「防災都市づくり推進計画」による整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る不燃化特区において、老朽建築物の建替え促進、道路の拡幅整備や空地の確保など、地区の不燃領域率の向上を推進し、木造住宅密集地域での被害想定や減災対策の効果をわかりやすく周知し、区民の防災・減災意識の更なる向上を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、住宅やマンション及び地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送 道路沿道建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。このため、建物所有者が行う耐震化の取組について、 財政的な支援、相談体制の整備や情報提供等の技術的な支援を行うとともに、区民への耐震化の重要性 や助成制度の普及啓発活動に取り組む。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について 普及・啓発を図る。さらに、震災救援所等の災害時活動拠点となる区立施設については、自家発電機の 設置等、非常時の電源確保を図るなど、首都直下地震に対応した防災機能の強化に取り組む。

3 液状化対策の周知促進

区内には液状化する可能性のある地域はほとんどないが、東京都と連携し、建て主等へ「液状化対策 アドバイザー制度」の周知を図る。また、区民へ建物における液状化対策ポータルサイトや液状化によ る建物被害に備えるための手引の情報提供を行っていく。

4 出火、延焼の防止

都は、経年防火水槽の再生、防火水槽の耐震化や深井戸の整備のほか、関係機関等と連携して水利の開発・確保を図る。また、区は、防災市民組織、震災救援所に資機材の整備を進めるなど、初期消火対応の強化に努め、出火及び延焼を防止し、地域の安全を確保していく。

5 管理不全な空家等への対応

防災、衛生、景観等周辺環境に悪影響を生じさせないよう、適正な管理がされないまま放置された管理不全な空家等に対して、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「杉並区空家等対策計画」に基づき、所有者に対する改善に向けた助言・指導、除却費用助成及び特定空家等への措置を行うなどの対応を実施する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率 70%

地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域を重点整備地域とし、防災都市づくりに係る施策を展開しながら、不燃領域率 70%を目指す。

2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの大動脈となる道路である、特定緊急輸送 道路の沿道建築物について、都と連携して重点的に耐震化を推進することにより、令和7年度(2025年 度)末までに区間到達率95%未満の区間を解消することを目標とする。また、特定緊急輸送道路以外の 緊急輸送道路となる一般緊急輸送道路の沿道建築物については、令和7年度(2025年度)末までに耐震化 率95%を目標とする。

3 液状化対策による建築物の安全確保

区は、建物における液状化対策ポータルサイトやリーフレットを活用し、液状化対策の情報を区民に 提供していくとともに、「東京都液状化対策アドバイザー制度」の紹介等を行っていく。

4 消防水利不足地域の解消

区は、区有施設の大規模改修等の際、当該地域における消防水利の設置状況について消防署と協議を 行い、消防水利の設置に積極的に協力することで、消防水利不足地域の解消を図る。

5 管理不全な空家等の問題解消

区は、近隣の生活環境に対して悪影響を及ぼす管理不全な空家等の問題を解消し、暮らしやすく良好な住環境の実現を図る。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

4 出火、延焼の防止

- 1 安全に暮らせる都市づくり
- 1-1 地域特性に応じた防災都市づくり
- (1) 防災公園周辺の不燃化まちづくりの推進
- ・蚕糸試験場跡地周辺地区及び気象研究所跡地周辺地区では、策定された地域住民参加によるまちづくり計画や地区計画に基づき、地区計画道路の整備等を推進する。
- ・馬橋公園については、公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図る。

(2) 防災都市づくりの推進

- ・阿佐谷南・高円寺南地区では、平成 21 年(2009 年)に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に基づき、優先整備路線の拡幅等を推進する。さらに、都の不燃化特区制度を活用し、地区の不燃領域率の向上を図る。また、整備地域として指定されている阿佐谷・高円寺周辺地域内の阿佐ヶ谷駅北東地区では、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定し、これに基づき地区計画の都市計画決定や土地区画整理事業の施行認可などを行い、地区の特性を踏まえ、防災まちづくりを推進する。なお、その他の地域についても、順次防災まちづくりに取り組む。
- ・方南一丁目地区についても、不燃化特区制度を活用し、地区の不燃領域率の向上を図る。
- ・建築物の不燃化助成の対象地域をさらに拡大し、不燃化をより一層促進する。
- ・駅周辺等において、地域の状況やまちづくりの動向を踏まえたうえで、都市開発諸制度などを活用し、 都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成する。
- ・避難場所や一時避難地の周辺、避難路沿道で周辺地域の特性に応じた不燃空間の拡充を図る。
- ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災に備えるため、建築物の延焼危険が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。
 - ○民間の開発行為や市街地開発事業等の機会を生かした防火水槽の設置
 - ○民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置
 - ○消防水利不足地域における用地取得
 - ○雨水貯留施設や親水公園など他用途水源の活用
 - ○巨大水利の開発・確保

(3)特定施設の対策

危険物備蓄施設を定期点検するとともに、ガソリンスタンドや消防と連携・協力し防災行事を開催するなど、安全性向上のための取組を行う。

(4) 杉並区再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成

区は、エネルギーの使用効率を高めるとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすことで、持続可能な社会の実現に寄与すること等を目的として、二酸化炭素排出が少ないエネルギー機器である、太陽エネルギー利用機器、蓄電システム機器、省エネルギー機器、省エネルギー住宅、雨水タンクに対して導入経費を助成している。

(5) 防災関連設備の整備推奨

区は、大規模な土地利用転換や共同住宅の建設にあわせて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家発電設備などの整備を推奨する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1-2 河川等の整備

- ・都は、治水対策としての河川整備を進め、これに併せて河川管理施設の耐震性向上を図る。
- ・区は、護岸等の河川管理施設の点検を適切に実施して状況を把握し、その結果に応じて必要とされる 補修等を行う。

1-3 高層建築物等における安全対策

高層建築物等の耐震性については特別な配慮がなされているが、地震時には什器類等の転倒、建物の 揺れによる不安感からパニックの発生が考えられる。

このため、区及び消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

(1)火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止対策の推進
- 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(2) 避難対策(混乱防止対策)

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・防災センター要員の確保、育成
- ・ショーケース、看板等の転倒、落下防止の指導
- ・避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

(3) 防火管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ビルの防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- ・防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

(4)消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政として、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて崩壊・倒壊防止対策の改善指導を行う。

(1) がけ・擁壁等の安全化

ア 規制指導等の強化

がけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、引き続き 防災上の見地から指導を行う。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

イ 改善資金の融資あっせん

区道沿いのがけに擁壁を設置し、もしくは既存の擁壁を改善しようとする者に対し、必要な資金を融資あっせんする制度を昭和56年(1981年)11月から実施している。

【融資】

- ・融資限度額 500 万円
- ・利子補給条例及び規則の規定に基づき、区が利子補給する。

(2) ブロック塀等の安全対策支援

震災時における児童生徒等の安全確保するため、通学路のブロック塀等の安全対策として撤去及び撤去部分の新設について優先して、改修工事助成制度を実施している。区は、通学路を含む不特定多数が通行する道路に面する塀等についても、安全対策として、同様の助成制度を実施している。また、幅員4m未満の狭あい道路では、道路の拡幅に協力いただく場合に塀の建替えに係る費用を助成している。

1-5 区施設の再開に際する判断基準等の整備

区は、指定管理者又は業務委託を導入している区施設において、当該指定管理者又は業務委託事業者 に対して、災害後に実施する施設点検項目や簡便な判断方法などの講習を実施する。

1-6 管理不全な空家等への対応に関する取組

(1) 空家等の所有者等に対する改善に向けた助言・指導等の実施

区は、適切な維持管理がされていない空家等に関する相談を受けた場合、相談内容に応じた担当部署 が現場調査をしたうえで、空家等の所有者等に対し、問題の改善に向けた助言・指導等を実施する。

(2) 所有者不明の管理不全な空家等への対応

区は、空家等の所有者等が行方不明であったり、所有者が死亡し、相続人も不存在であったりするなど、所有者等による適切な空家等の管理を期待することができない場合、財産管理制度や所有者不明土地・建物管理制度などの活用を検討し、問題の改善に向けた対策を実施する。

(3) 除却費用助成の実施

区は、周辺に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして区が判定した建築物である老朽危険空家について、所有者による自発的な除却を促すため、除却費用助成を実施する。

(4) 管理不全な空家等への緊急安全措置

区は、管理不全な空家等に起因して周辺に危険な状態が切迫している場合、緊急安全措置として、通 行時等に注意を促す表示、バリケード、立入禁止テープの設置等を実施する。

(5) 特定空家等への措置

特定空家等に対する措置方針等の決定については、杉並区空家等対策協議会での協議を踏まえ、次の とおり適切に対応する。

ア 特定空家等の判断

空家等をそのまま放置した場合の周辺への悪影響が社会通念上、許容される範囲を超えるか否か、 また、もたらされる危機等について切迫性が高いか否か等について、杉並区空家等対策協議会へ諮問 し、その調査・審議結果を踏まえ、総合的に特定空家等とするか判断する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

イ 助言又は指導

除却、修繕、立木竹の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう特定 空家等の所有者等に対して助言又は指導を実施する。

ウ 勧告・命令

助言又は指導をしても特定空家等の状態が改善されない場合は、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告し、勧告に係る措置を行わない場合は、その措置をとることを命令する。

工 行政代執行

周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき等は、行政代執行法に基づき、特定空家等の所有者等が履行すべき措置を代執行する。

(6) 跡地の活用

管理不全な状態にある空家等について、除却後に発生する跡地を適切に活用するため、オープンスペースの確保などを進めている防災まちづくりの取組や地域主体のまちづくり活動と連携する。

1-7 自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラの推進

(1) 民有地の緑化指導

民有地の緑化を推進するために、建築行為などを行う場合には緑化計画書等の提出を求め、用途地域や敷地面積などに応じた緑化を進めるよう適切に指導する。

(2)緑化の助成

みどりの創出を図るため、生垣、屋上や壁面の緑化に対して助成する。

(3) みどりのベルトづくり事業

火災延焼を防ぐ効果があるため、「杉並区みどりの条例」による保護指定制度、みどりのベルトづくり 事業を推進するとともに、市民緑地制度の運用を図る。

(4)屋敷林等の保全

杉並区緑地保全方針により、良好な屋敷林等の保全を図る。

(5) 公園緑地の整備

杉並区みどりの条例、都市計画公園・緑地の整備方針に基づき、公園や緑地の整備を進め、水とみどりのネットワークの拠点となり、日常的に地域住民の交流を促す多様なオープンスペースを確保するなどの土地の有効利用を推進する。

1-8 復興まちづくりの推進

(1)土地境界の明確化

大規模災害が発生した際の復旧・復興の迅速化に役立てるため、国土調査法に基づく地籍調査を着実に推進し、土地境界の明確化を図る。

(2) 事前復興まちづくり計画の検討

NPO、ボランティア、専門家、民間企業等と協働し、復興する区の将来像のかたち、環境負荷の少ないまちづくりの具現化、事前復興まちづくり計画を検討する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(3) 復興まちづくりイメージトレーニングの実施

災害対応力を強化し、多種多様な災害に対応できる人材育成を推進するため、職員に対し、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。

(4) 地域復興協議会の準備会の設立

地域ごとに地域力を生かして復興に取り組む核となる地域復興協議会の準備会などの組織づくりを推進する。

(5) 三次元基盤情報の整備

被災後の復興計画策定の基礎データとなる高精度な三次元基盤情報を整備する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化の促進

(1)区内建築物の耐震化促進

首都直下地震等に備えるため、「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ総合的に区内建築物の耐震化を促進していく。特に、特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化に重点的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。

ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援

・特定緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断の実施を義務化し、補強設計・耐震改修の費用 の一部を助成することで、耐震化を支援する。また、一般緊急輸送道路沿道建築物について、耐 震診断、補強設計及び耐震改修の費用の一部を助成し、耐震化を支援する。なお、耐震化に向け た合意形成の相談、改修計画案の作成等、耐震化アドバイザーの無料派遣を実施する。

イ 木造住宅等の耐震化の支援

- ・旧耐震基準(昭和56年(1981年)5月以前)で建てられた木造住宅の所有者が主体的に耐震化に 取り組むよう積極的に働きかけるとともに、耐震診断や耐震改修の費用の一部を助成し、耐震化 の取組を支援する。
- ・新耐震基準(昭和56年(1981年)6月1日~平成12年(2000年)5月31日)で建てられた、一定の要件の木造住宅についても、耐震診断や耐震改修等の費用の一部を助成により支援する。
- ・緊急道路障害物除去路線等沿道建築物については、不燃化促進事業と連携し、耐震化を促進する。
- ・整備地域等を中心とした木造住宅密集地域の木造住宅については、耐震改修割増助成や木造住宅 除却助成による耐震化を支援する。

ウ マンションの耐震化の支援

- ・マンションの管理状況届出制度を活用して、耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性や必要性を周知し、要望に応じて耐震相談アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスや区分所有者間の合意形成の支援を行う。
- ・マンションの耐震診断や補強設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成により支援する。

エ 耐震シェルター等設置助成

地震発生時の建物倒壊から命を守るため、耐震シェルター等の設置費用の一部を助成する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

オ 耐震化の必要性の周知・啓発

・耐震相談会や防災イベント等において、過去の大震災写真、東京都の被害想定のパネル展示や助成案内のパネル展示などを実施し、耐震化の重要性や助成制度の周知を効果的に行っていく。また、耐震診断後、耐震改修工事に進んでいない方に対し、アンケートなどによる調査を実施するなど、耐震改修に向けた取組を積極的に行うことで、耐震化を促進する。

(2) 区立施設・震災救援所の耐震化

防災上重要な区立施設や、震災時に避難所となる震災救援所(区立小中学校等)の耐震化は完了したが、施設に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を実施する。

2-2 エレベーター対策

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター 復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止

ア エレベーター閉じ込め防止装置の設置

区は、区有施設に対し、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めるものとする。また、民間建築物に設置されているエレベーターについても改修等の機会を捉え、閉じ込め防止装置の設置を促進する。

図表:エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	・地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレ
	ベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	・停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な装置
P 波感知型 地震時管制運転装置	・主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置
地辰时目前理构表固	リ、女主にエレングで取前り陌に有体させ、下月を開放りる表直

イ 停電時におけるエレベーターの電源確保

区は、停電時にエレベーターの運転を可能とするための電源確保を促進する。

ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備

区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、震災時に重要な防災拠点施設となる区有施設に、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターキャビネットの設置を行う。

(2) 救出体制の構築

ア エレベーター保守管理会社の連絡体制強化

限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要である。

区は都と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努めるとともに、周知を図っていく。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

イ エレベーター内の閉じ込め有無の確認

区は都と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社へ通報する。保守管理会社への通報ができない場合のみ消防機関等に通報する。

ウ マンション居住者等による救出救助訓練の実施

区は、エレベーターの閉じ込めが多発した場合、エレベーター保守管理会社の到着に遅れが生じる可能性があることから、エレベーター保守管理会社の指導を受け、マンション管理組合及びマンション居住者でエレベーター利用者の救出救助訓練の実施を促進する。

エ マンション居住者及び管理組合による共助の活動支援

区は、エレベーターの停止が長期化することで、中高層階からの避難、負傷者の搬送、各階の被害確認等に時間がかかることから、マンション居住者及び管理組合が協力して実施する共助の取組(救出救護、初期消火、安否確認等)の活動を支援する。

(3) 早期復旧体制の構築

ア 「1 ビル 1 台」ルールの徹底

- ・地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが想定されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1 ビルにつき 1 台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能回復を早期に図る。
- ・区は都と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会などと連携し、「1 ビル 1 台」ルールや、地震時におけるエレベーターの運行や復旧・安全対策などに関する情報を広く区民・事業者等に普及啓発する。

イ 自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、 仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。今後の開発状況を見ながら、区は防災上 重要な区施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、一般社団法人日本エレベ ーター協会とともに、本システムの導入の働きかけを検討する。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

区における窓ガラス等の落下物の安全化、屋外広告物の規制及び家具類の転倒・落下防止対策等の施 策を取り上げる。なお、関係機関の対策内容と役割分担は次のとおりとする。

(1)窓ガラス等の落下物の安全化

区施設の落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについては、定期的 に調査を行い必要に応じて改修していく。また、区施設以外の建築物については、建築基準法に基づく 定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者に対し、改善指導を継続して行っていく。

(2)屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため区は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置 後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を継続していく。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

住民の安全確保を図るため、申請があった 65 歳以上のみの世帯や障害者のいる世帯を対象に、家具転倒防止器具の無料取付けを行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策を着実に進めていく。

図表:対策内容と役割

機関名	対策内容	
	・都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進	
	・関係機関へ家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請	
都	・都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発	
	・各種調査結果を活用した対策実施率の更なる向上	
	・正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導	
都都市整備局	・建築物の天井等の落下防止対策を推進	
和加加工工厂 (用) (月)	・屋外広告物に対する規制	
	・家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進	
<u> </u>	・住民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具転倒・落下・移動防止	
区	器具の取り付け事業を推進	
	・天井等の落下防止対策を推進	
	・家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転	
	倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指	
	導を実施	
W 1-11 W	・防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移	
消防署	動防止器具の取り付け講習の実施	
	・関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知	
	 ・映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移	
	動防止に向けた普及啓発を実施	
1		

2-4 文化財施設の安全対策

文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の被災予防について普及徹底を図るための区及び消防署の施策については以下のとおりである。

(1) 防災設備等の整備推進

文化財の搬出用具の整備等を指導するとともに、被災予防に関し、常に関係機関と密接な連絡を図り、 防災訓練を実施する。文化財の被災予防のため、消防法に基づく消防用設備等の点検、整備の実施及び 設置を指導・推進する。より重要な文化財については、火災通報装置の設置を指導・推進する。

(2) 文化財建築物等の耐震化

文化財となっている建造物、文化財・郷土資料の展示収蔵施設等の保存、修理及び耐震化を推進する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1)対象となる社会公共施設等

区施設、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち、社会公共施設等を対象とする。なお、社会公共施設等とは、災害対策本部が設置される庁舎の他、震災救援所に指定している学校施設等、福祉救援所に指定している社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物等を総称している。

(2) 判定実施体制の整備

区は、区施設等の各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。また、社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努め、応急危険度判定の実施体制を整備する。

2-6 非構造部材の落下防止対策

区は、震災救援所に指定している学校施設等の天井材、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を推 進する。

2-7 マンションの防災対策

(1) マンション管理ガイドラインの周知

区は、マンションの管理組合が防災マニュアル作成や備蓄などの自主的な取組を図るため、都が作成 したマンション管理ガイドラインを周知する。

2-8 ドローンの活用検討

区は、震災時に火災の危険度が高い木造住宅密集地域における迅速な被害概況の把握等のため、ドローンを活用した画像情報の収集・連絡システム、物資搬送システムの整備を検討する。

2-9 施設の災害対策強化の提議

区は、施設の耐震性能の向上、バックアップ機能の確保、適切な維持管理の強化等の対策を都(水道局・下水道局)、ライフライン事業者、鉄道事業者、高速道路事業者に働きかける。

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

3-1 液状化対策の強化

(1) 対策内容

液状化被害の発生危険性のある箇所について、区民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機関名	対策内容
特定行政庁である	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対し的確な
区指定確認検査機関	対策を講ずるよう促す。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 取組内容

ア 液状化のおそれのある地域における建築物の安全確保

区及び指定確認検査機関は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法など について情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。

特定行政庁である区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などを実施する際、建築物の設計者等に対して、的確な対策を講ずるよう促していく。

イ インフラ施設等の液状化対策

- ・都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。
- ・都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や 災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象に マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

ウ 液状化に係る情報提供

- ・区は、東京都都市整備局が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」やリーフレットを活用して、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、区民に情報提供する。
- ・東京都と連携して、液状化対策に関して必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引の活用に取り組む。

エ 大規模盛土造成地マップの周知

区は、大規模盛土造成地が区内に8か所存在しているため、都が作成した大規模盛土造成地マップ を周知する。

3-2 長周期地震動対策の強化(建物所有者等への対策の推進)

≪区≫

超高層建築物等について、国の対策の決定後、東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の 事例や家具転倒防止対策などを、建物所有者等に対し情報提供する。

≪消防署≫

- ・屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導を行う。
- ・長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に 周知する。

4 出火、延焼の防止

4-1 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 近隣住区の防災機能の強化

区は、大地震時などに市街地大火をくい止め、大きな被害を出さないために道路、河川、鉄道、公園を骨格とする延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成する。なお、ブロック内では、小中学校を防災拠点として避難・救援活動に活用するとともに、不燃空間の確保、建て詰まりの防止、建物の不燃化・耐震化などを有効に組み合わせ、地域の防火機能を強化する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 震災救援所周辺及び緊急道路障害物除去路線等沿道の不燃化

区は、災害時の避難路の確保や迅速な消火・救援・救助活動のために、震災救援所(区立小中学校等) 周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線等沿道において、耐火性能の高い建物を建築する者に建築 資金の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する。

(3) 出火の防止

ア 火気使用設備・器具の安全化対策

- ・現在、区内で使用されている火気使用設備・器具等は膨大な数であり、地震時にこれらの火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高い。このことから、東京消防庁は、地震時の火気使用設備・器具等から出火を防止するため、火災予防条例に基づく対震安全装置付石油燃焼機器の普及、火気使用設備の固定及び適正な保有距離の確保等、その他各種の安全対策の推進を図る。また、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について、一般住宅に対しては防火診断の機会を通じて、防火対象物に立入検査等を通じて指導を図る。
- ・区では、65歳以上のみの世帯で防火等の配慮が必要な世帯に対し、申請により、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器の給付を行っているほか、65歳以上のみの世帯で慢性疾患があるなどの世帯に対し、申請により、緊急通報システムを設置する際に火災センサーを併せて設置している。(所得に応じた費用負担がある。)
- ・区では、重度の身体障害者に対しては、申請により、自動消火器、ガス安全システム、電磁調理器、緊急通報システム(火災センサー)の給付を行っているほか、愛の手帳所持者には、自動消火器、電磁調理器の給付を行っている。(緊急通報システム以外は所得に応じた費用負担がある。)

イ 石油類等危険物施設の安全対策

区内における石油類等の危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所等 775 施設(少量危険物貯蔵取扱所を含む。)あり、これらの危険物施設は出火のみならず延焼拡大要因ともなる。

このため、管理者等は危険物施設の保安対策の重要性を十分認識し、危険物取扱者等の資格者を有効に活用し、従業員の防災意識を高め、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進及び消防署では立入検査の強化等により出火防止、流出防止対策、適正な貯蔵取扱の指導をし、安全を図る。

ウ 電気設備等の安全対策

現在、区内には、多数の変電設備、自家発電設備及び蓄電設備が設置されている。これらの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。また、消防署は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。さらに、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

エ その他出火防止のための査察・指導

東京消防庁は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他の事業所や一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領に基づく指導を行う。また、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵及び取扱を指導するとともに、これらの施設を有する事業所に

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

対しても、予防規程に基づく出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。さらに、各事業所に対して、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ、事業所防災計画の具体的対策等について指導する。

オ 住民指導の強化

消防署及び区は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなど防災教育を推進する。また、起震車等の指導用資機材を活用した実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を徹底するとともに、住宅用防災機器等の普及を図る。

(ア) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ・住宅用火災警報器の設置 (平成 22 年(2010 年)4 月 1 日からすべての住宅に対し設置が義務化 されている。)
- ・消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ・対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電しや断器などの出火 を防ぐための安全で信頼性の高い装置及び機器の設置と普及
- ・家具類の転倒、家電製品等の落下防止対策の徹底
- ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ・カーテンなどへの防炎製品の普及
- ・灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ・防災訓練への参加

(イ) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ・起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- ・普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」と声を掛けあい、まず身の安全を図り、 揺れがおさまってから、慌てずに火を消す習慣の徹底
- ・避難により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス栓遮断確認など出火防止の徹底
- ・ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ・ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

カ 感震ブレーカー設置支援事業の拡充

区は、電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置支援事業を行っている。さらなる出火防止 対策のため、火災危険度の高い地域に対する感震ブレーカー設置支援事業の拡充などを行い、震災 時の電気火災対策を強化する。

(4) 初期消火

ア 街頭消火器等の設置

区は、地域住民の初期消火用として、街頭消火器を約50~60mに1本の割合を基準として配備する。 また、既設消火器、格納箱の保守点検等を定期的に実施する。【別冊・資料20】

イ 消防用設備等の適正化指導

消防署及び区は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時にも十分にその機能を発揮し、火災を初期のうちに消火することができるような耐震措置の実施の指導を促進する。特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震発生後も機能するよう指導を強化する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

ウ 初期消火資機材等の普及

家庭や事業所における初期消火を確実に行うためには、町会・自治会等で行われる防災訓練の参加や事業所の自衛消防訓練を通して、いざという時のために備えておく事が重要である。そのため、区は、家庭において初期消火用の消火器をすべての世帯が設置するよう、区広報や物資のあっせんチラシを通じて普及に努める。

エ 区民、事業所の自主防災体制の強化

(ア) 区民の防災行動力の向上

消防署及び区は、区民が自信を持って災害に対応できるよう、初歩から応用へと段階的に体験できるような訓練を推進し、地域の初期消火力の強化と防災訓練体験者の増加を図る。また、地域の協力体制づくりを進め、災害時要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。

(イ) 事業所の自主防災体制の強化

消防署及び区は、すべての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び防災市民組織との連携を深めるとともに、保有する資材等を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。

(5)火災の拡大防止

ア 消防活動体制の整備強化

区における常備消防力は、東京消防庁のもとに、2 消防署、10 消防出張所に、消防職員 600 名余を擁し、ポンプ車、救急車等約 60 台を配備し、災害に備えている。これらの消防力を、震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に則した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。しかし、同時多発性、広域性を有する地震火災の防止をすべて常備消防力に期待することには限界があるため、消防力の整備増強と平行しながら、地域住民による出火防止、初期消火の徹底を図っていく。

図表:消防車両の内訳 ポンプ車 数急車 その他指揮車等

ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計
28 台	13 台	17 台	58 台

イ 震災対応用資機材の整備

消防署及び区は、震災時において常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機材を活用するとともに、防災市民組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

ウ 消防水利の整備(令和5年(2023年)12月1日時点)

- ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、都、区及び関係機関と連携して、 多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。
 - ○耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸等の整備を推進し、消防水利が不足する地域に対し、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
 - ○経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
 - ○木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、 都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
 - ○防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

- 第3章 安全な都市づくりの実現
- 第5節 具体的な取組 【予防対策】
 - ○民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
 - ○区が公共施設及び特殊建築物を整備する時には、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、防火 水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協 議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
 - ・杉並・荻窪消防署では、関係行政機関との連携を図り、関係部局と情報連絡体制を密にし、新たな水利を開発するとともに、民間の開発行為に対しても防火水槽等の消防水利を確保するよう働きかけ、都市づくりと一体となった消防水利を確保する。また、消防水利以外の他用途水源を消防水利に活用するなど多角的な方策による消防水利の確保に努めている。
 - ・区は震災対策系列に基づく防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定及び区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。また、公園等での防火水槽等を拡充や大規模開発事業等にあわせて民間施設での防火水槽等の設置を積極的に誘導するなど、消防水利の整備を推進する。
 - ・区における消防水利の整備状況は次のとおりである。

		ט עיז נד	平(2024 平)1 月 31 日先任
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計
防火水槽	549 基	324 基	873 基
プール	44 基	34 基	78 基
受水槽	10 基	7 基	17 基
池水	5 基	6 基	11 基
河川	63 基	32 基	95 基
消火栓	2,962 基	2,371 基	5,333 基
井戸	3 基	1 基	4 基
貯水池	1 基	0 基	1 基

令和6年(2024年)1月31日現在

エ 消防団の体制強化

- ・杉並消防団及び荻窪消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車(緊急車)、可搬ポンプ、防災資機材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。令和5年(2023年)12月1日時点における格納庫
- ・地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資機材を整備するほか、区としても消防団の装備等を助成し、その強化を図っている。また、区は、分団本部施設(延べ面積 80 ㎡以上)のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時においては区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。

オ 消防活動路等の確保

消防署及び区は、震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが想定されることから、次の項目を推進し、消防活動路等の確保に努める。

- ・民間から借り上げる特殊車両の確保
- ・広幅員道路の整備、U字溝の暗きょ化及び交差点の隈切り整備などを関係機関等と検討
- ・震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等についての警察との協議

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

カ 消防活動が困難な区域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、道路周辺建物等の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが想定される。このため、消防署及び区は、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団の体制の充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

キ 地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象が同時多発的に発生し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが想定されることから、消防署及び区は、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があるため、次の項目を推進する。

- ・防災市民組織と事業所等との連携体制の整備
- ・消防機関、災害時支援ボランティア、防災市民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う 合同防災訓練の実施

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1)対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の安全化

機関名	対策内容
東京消防庁等	事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導・石油等危険物施設の安全化
消防署	・保安対策の指導・規制及び維持管理の指導

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	・液化石油ガス消費施設の安全化

ウ 火薬類保管施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	・火薬類保管施設の安全化

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	・高圧ガス保管施設の安全性確保
消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

機関名	対策内容
都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁 区	・毒物・劇物による危害未然防止
消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

カ 化学物質関連施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	・化学物質による取扱施設の安全性向上 ・PCB保管事業者の明確化

キ 放射線等使用施設の安全化

- ・放射線等使用施設については、国(文部科学省)が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)4の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。
- ・放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

機関名	対策内容	
都保健医療局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	
都総務局都保健医療局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	
都産業労働局	・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。	

ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

機関名	対策内容
都環境局	・都民、作業員、ボランティア等への広報 ・協定締結団体等との体制の構築

(2) 取組内容

危険物等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

ア 石油等危険物施設の安全化

≪東京消防庁等≫

- ・危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- ・震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進すると ともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保 安管理体制の充実、強化を図る。
- ・製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等 に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指 導する。
- ・震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、 未作成の場合は作成を指導する。

⁴ RI (ラジオ・アイソトープ): 放射線を出す同位元素 (ウラン、ラジウム、カリウム等) のことで、 核医学検査及び放射線治療で使用

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

・消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

≪消防署≫

消防署では、次の事項について積極的に指導を行う。

(ア) 保安対策

危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画等に基づく訓練の実施並びに危険物事業所間の相互応援組織の育成を促進する。

危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため設置、許可等にあたっては、構造・設備の耐震化、 貯蔵取扱の安全対策を促進する。

(イ) 規制及び維持管理

a 危険物施設の規制

危険物施設に対しては、貯蔵し、又は取扱う危険物の種別、数量及び施設の形態により、消防法令に基づき、位置、構造、設備に関する規制と危険物の貯蔵、取扱及び運搬に関する規制 並びに自主保安管理等にかかわる指導を推進する。

b 維持管理

危険物施設に対しては、立入検査を行うとともに、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等による自主的災害予防体制の確立について指導を図る。

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

≪都環境局≫

所管する液化石油ガス (LPG) 販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、 災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。

- ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- ・料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置
- ・地震時の容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG 漏えい等による 二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」等に基づき指導する。
- ・災害時における LP ガス等の供給に関する協定」に基づき、LP ガス等の避難所への供給に関し、 東京都 LP ガス協会と相互に協力して実施する。

ウ 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所(占)有者による定期自主検査が義務付けられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。

≪都環境局≫

- ・火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。
- ・平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応 急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

≪都環境局≫

- ・施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査し、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理する。設置時には、完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。 また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- ・東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合ったきめ細かい指導を行う。
- ・防災計画指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚 と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。
- ・高圧ガス施設について、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、耐 震性能を確認することにより安全性を確保する。

≪都環境局≫≪東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所≫≪関係機関等≫

- ・都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎 訓練、総合訓練等を実施する。
- ・高圧ガス取扱事業所等との連携を強化(防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用 MCA 無線機を配備)する。さらに業務用 MCA 無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。

≪消防署≫

- ・都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、厳しい規制・検査を行うとともに、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。
- ・消防署では、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ、事業所防災計画の作成状況を確認し、 具体的対策等を指導する。

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

≪区、都保健医療局≫

- ・都保健医療局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- ・都保健医療局及び区は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未 作成の場合は作成を指導する。
- ・事業者は、流出及び漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。
- ・学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁及び区は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、発災時の防毒グッズの準備を促す等事故防止に努めている。都生活文化スポーツ局及び区は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。また、区では、安全管理、安全指導に関わる通知やヒヤリハット事例報告等により事故情報について情報提供し危機管理意識を高めるとともに、平成13年(2001年)1月に学校における化学薬品に起因する災害の防止に関する内容を盛り込んだ「杉並区立学校安全対策の手引き」を作成して区立小中学校に配布し、事故防止に努める。

≪消防署≫

消防署では、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ、事業所防災計画の作成状況を確認し、 具体的対策等を指導する。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

カ 化学物質関連施設の安全化

≪都環境局≫

- ・化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講ずる。さらに、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。
- ・化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。
- ・PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。

キ 放射線等使用施設の安全化

≪都保健医療局≫

RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4 人を 1 班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

≪都総務局≫≪都保健医療局≫≪都産業労働局≫

- ・RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- ・必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

ク 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

≪都環境局≫

- ・災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。さらに、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。
- ・都環境局、協定締結団体及び区は協力して、年1回災害訓練を実施する。

4-3 危険物等の輸送の安全化

(1)対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機関名	対策内容	
	・高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発	
都環境局	・高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施	
	・高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施	
都保健医療局	・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施	
区	・関係機関との連絡通報体制の確立	
本专沙 (大)	・タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施	
東京消防庁	・イエローカードの車両積載の確認及び活用推進	

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 【予防対策】

	・危険物等運搬車両の通行路線の検討
警視庁	・危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進
	・関係機関等の連絡通報体制の確立
	・高圧ガスの製造者、高圧ガス運搬者等で組織する高圧ガス地域防災協議会
関東東北産業	の協力による自主的な災害予防対策の指導
保安監督部	・高圧ガスを移動する者による災害防止のために必要な注意事項を記載し
	た書面(イエローカード)の運転者への交付、携帯及び遵守の指導

(2) 取組内容

≪都環境局≫

- ・販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術 上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の防止、法令遵守の啓発を行い、保安 の強化を図る。
- ・高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導 取締りを行う。
- ・東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災 訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊 急措置技術の向上を図る。

≪都保健医療局≫≪区≫

毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

≪東京消防庁≫

- ・タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、 設備等を、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあた っては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- ・鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計 画の遵守、徹底を図る。
- ・「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認 し、活用の推進を図る。

≪警視庁≫

危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

≪関東東北産業保安監督部≫

- ・高圧ガス運送上の災害に対処するため、高圧ガスの製造、販売、運搬を行う者等で組織する高圧ガス 地域防災協議会の協力による自主的な災害予防対策を指導する。
- ・高圧ガス保安法に基づき、輸送者が作成したイエローカードの運転者への交付等の遵守及び保安の確保に努めるよう指導する。

第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

- 都市計画道路、生活道路、狭あい道路の整備や 区道の無電柱化整備を推進
- ■「橋梁白書(平成25年3月)」に基づき、橋梁の耐 震補強整備や長寿命化修繕を実施
- 水道管路の耐震継手化や下水道管とマンホールの接続部の耐震化を進める
- 震災救援所(区立小中学校等)に太陽光発電機器及び蓄電池を設置、各地域区民センターに非常用発電機の整備を推進

第2節

- 南北方向の都市計画派を含む道路の老朽化対理が必要
- 効果的に水道管路の両 道管とマンホールの接 ルの浮上抑制対策の耳
- 震災救援所への発電制 LPガス常設設備の導力

第4節

- 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化推進
- 水道管路の耐震継手化及び下水道管路の耐震化の更なる推進

第5節 具

地震直後の行 発災後72	地震前の行動(予防対策)
道路・橋	道路·橋梁(92頁)
鉄道施設	鉄道施設(95頁)
河川。	河川施設(100頁)
1.34	緊急輸送ネットワークの整備 (100頁)
水道・	水道(101頁)
下水道	下水道(102頁)
電気・ガス・迫	電気・ガス・通信等 (103頁)
エネルギーの	エネルギーの確保 (106頁)

震災編第1部第3章参照

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画 (震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

j 課題

いなもの整備、狭あいなものは、

は、

たる。

はいないできる。

対震継手化の推進や下水 続部の耐震化やマンホー 又組強化が必要 製増設や蓄電池の備蓄、 人等の検討が必要

第3節 対策の方向性

- 道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援の実施、狭あい道路の拡幅整備と電柱の移設の推進
- ライフライン機能の確保に向けた対策の実施
- 立・分散型電源の導入や太陽光発電機器や蓄電 池等の分散型電源や非常用発電の整備の推進

到達目標

■ エネルギーの確保

体的な取組

動(応急対策) 時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途
梁(25頁)	道路·橋梁 (49頁)
设(32頁)	鉄道施設(50頁)
(35頁)	河川 (50頁)
(36頁)	
(38頁)	水道(51頁)
值等(39頁)	下水道(51頁)
)確保(48頁)	電気・ガス・通信等 (52頁)

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

1-1 区の道路整備

(都市計画道路)

区内の都市計画道路は、主に昭和 21~22 年(1946~1947 年)の戦災復興計画時に計画され、その後、昭和 41 年(1966 年)に計画が見直され、現在に至っている。東京都と特別区及び 26 市 2 町は、昭和 56年(1981 年)から概ね 10年ごとに「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、計画的に整備を進めている。

(生活道路)

区内の身近な生活道路の整備については、「すぎなみの道づくり(道路整備方針)」を平成29年(2017年)3月に策定し整備を進めている。

(狭あい道路)

幅員が 4m 未満の狭あい道路は、平成元年(1989年)に条例を制定し、拡幅整備を推進している。令和 4年度(2022年度)末には約256kmの拡幅整備が完了している。

(無電柱化)

道路の無電柱化は、「防災」、「安全・快適」、「良好な景観」などの効果がある。これまで、区道の無電柱化整備は、幅員 2.5m 以上の歩道のある都市計画道路等で進めている。区では、平成 29 年(2017年)11月に「杉並区無電柱化推進方針」を策定し、整備効果の高い路線について整備を進めている。

1-2 区の橋梁整備

平成7年(1995年)における兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の被災を機に、橋梁に係る技術基準(道路橋示方書:平成8年12月改訂)が大幅に改正されたことから新たな震災対策に向けた維持管理方針の見直しを行い、平成12年度(2000年度)に「橋梁整備計画」を策定した。平成13年度(2001年度)以降は、この整備計画に基づき、順次耐震補強等に取り組んでいる。なお、新たに改定された技術基準については、その基準に照らして実施している。

橋梁整備計画などに基づく耐震補強実施は次のとおりである。

(1)	平成13年度施工	稲荷陸橋、東陸橋、高井戸第一号跨線橋(耐震補強(落橋防止))
(2)	平成14年度施工	八幡西橋、関根橋、西田端橋、月見橋、鎌倉橋(耐震補強(落橋防止))
(3)	平成15年度施工	渡戸橋、真中橋、神明橋(耐震補強(落橋防止))
(4)	平成16年度施工	向陽橋、相生橋(耐震補強(落橋防止))
(5)	平成17年度施工	界橋、大成橋(耐震補強(落橋防止))
(6)	平成18年度施工	春日橋、久我山橋、正用下橋(耐震補強(落橋防止))
(7)	平成19年度施工	本村橋、忍川橋、宮下橋、宮前橋、天王橋(耐震補強(落橋防止))
(8)	平成22年度施工	松渓橋 (耐震補強 (落橋防止))
(9)	平成24年度施工	堂ノ下橋(耐震補強(落橋防止))
(10)	平成25年度施工	八幡橋(神)(耐震補強(落橋防止))
(11)	平成26年度施工	寺前橋、※井荻小学校橋(上流)(耐震補強(落橋防止))
(12)	平成27年度施工	高砂橋(耐震補強(落橋防止))

(13)	平成28年度施工	池袋橋、藤和橋、東吾橋、※井荻小学校橋(下流)(耐震補強(落橋防止))
(14)	平成29年度施工	妙正寺橋、緑橋、※荻窪中学校橋((耐震補強(落橋防止))
(15)	平成30年度施工	乙女橋(耐震補強(落橋防止))
(16)	令和元年度施工	上松橋、松下上橋(耐震補強(落橋防止))
(17)	令和2年度施工	下松橋 (耐震補強 (落橋防止))
(18)	令和3年度施工	井草橋 (耐震補強 (落橋防止))
(19)	令和4年度施行	方南第一橋 (耐震補強 (落橋防止))

※は、区教育委員会管理橋

こうした耐震補強整備を計画的に進める中で、区の橋梁が高度経済成長期に集中して架け替えられていることから、近い将来に迎える橋梁の高齢化対策など、今後の橋梁整備に関する課題について検討を進め、平成25年(2013年)3月に「橋梁白書」を策定した。橋梁白書では、悪くなる前に計画的な修繕を行う「予防保全型」の維持管理を充実させ、維持管理費の縮減と、老朽化による架け替え時期の集中を解消して行く長寿命化への推進や、耐震補強・改良等整備の方針をまとめており、平成25年度(2013年度)からは橋梁白書に基づき、橋梁の耐震補強整備や長寿命化修繕などを実施している。

2 ライフライン等の確保

都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を進めている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。

- ・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救援所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下 水道管の耐震化完了(平成25年度(2013年度)末)
- ・重要施設(避難所や主要な駅)への供給ルートの耐震継手化を概成(令和4年度(2022年度)末)
- ・水道管路の耐震継手率 50% (令和 4 年度(2022 年度)末)

3 エネルギーの確保

- (1) 区は、震災救援所(区立小中学校等)への太陽光発電機器及び蓄電池の設置により屋内用の自立 電源を確保し、系統電力が停電した場合でも、パソコンやテレビによる情報収集、家族等の安否 確認のための携帯電話の充電や照明等の用途に給電するための取組を進めている。(令和 5 年度 (2023 年度)時点で39 施設に導入済。)
- (2) 発災時に救援活動の拠点となる各地域区民センターに、計画的に約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めた。

施設名	整備年度
高井戸地域区民センター	平成 24 年度
井草地域区民センター	令和元年度
荻窪地域区民センター	令和元年度
永福和泉地域区民センター	令和元年度
西荻地域区民センター	令和2年度
阿佐谷地域区民センター	令和4年度
高円寺地域区民センター	令和5年度

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

(3) 庁有車の電気自動車 (EV) を発災時の非常用電源 (移動電源) として活用するため、可搬型外 部給電器 (※) を本庁舎に1台整備している。

※電気自動車 (EV)、プラグインハイブリット自動車 (PHV) 等から電力を取り出す装置で、パソコンなどの精密機器に電力を供給できる。可搬型のため、容易に移動させることができる。

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
電力停電率	14.3%
通信不通率	9.1%
上水道断水率	16.8%
下水道管きょ被害率	4.8%
ガス供給停止率	2.9%

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

- ・市街化の過程で、基盤整備が整わないまま市街地が拡大・形成されてきたため、南北方向の交通基盤が脆弱である。木造住宅密集地域では狭い道路が多く存在し、建物の建替え時に拡幅整備を進めているが、一部では建物や塀が後退していてもL形側溝等が従前のまま存置され道路が拡がっていない状況があるなど災害時や緊急時の消火・避難などの支障となっている。また、高度成長期に整備された道路も数多く、これらの老朽化の進行も課題となっている。
- ・橋梁においては、新設時からの経年に伴う劣化が進行し、各所で損傷・事故等の事例が多数報告されている。加速する構造物の老朽化に対して、国をはじめとし、施設の更新(架替)時期をにらみつつ、補修・更新経費の縮減化・平準化や施設そのものの長寿命化を図るため、総合的な維持管理方針の見直しを行い、順次整備実施に取り組んでいる。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組を進めてきているが、一部のバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。また、下水道については、震災時、下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組をさらに強化する必要がある。電気、ガス、通信については、事業者によって、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、大規模な震災に備えるため、こうした取組は、バックアップ機能の強化などを引き続き進めていく必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

震災救援所に、必要最小限の電力を確保するため一救援所当たり計 5 台の発電機を設置しているが、 発災時の電力の需要はさらに多くあることから、停電時においても電力需要を賄うため必要となる自 立・分散型電源の設置・増設、蓄電池の備蓄、LP ガス常設設備の導入等、費用対効果を踏まえ、総合的 に検討を進めていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

- ・道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ったりすると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。そのため、区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制を実施する。
- ・鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道の安全確保と早期復旧に向け、鉄道施設の耐震性の向上を図る。
- ・狭あい道路の解消に向けて、「狭あい道路の拡幅に関する条例」に基づき、狭あい道路の拡幅整備と電柱の移設を推進し、災害時等における円滑な避難及び通行の確保を図っていく。また、地震被害想定により火災の延焼被害が大きいとされる地域の狭あい道路について、更なる拡幅整備を推進する。

2 ライフライン等の確保

都は、水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期 復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

区は、自立・分散型電源の導入や、太陽光発電機器や蓄電池等の分散型電源や非常用発電の整備を推進する。

第4節 到達日標

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化推進

- ・幹線道路ネットワークの整備と事業者等による鉄道施設の耐震化の取組がされるとともに、緊急輸送 道路等の橋梁の耐震化を令和7年度(2025年度)までに100%完了する。加えて、特定緊急輸送道路の 沿道建築物の耐震化を促進し、令和7年度(2025年度)末までに区間到達率95%未満の区間を解消す る。
- ・緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 7 号線の無電柱化を令和 6 年度(2024 年度)末までに完了する。

2 水道管路の耐震継手化及び下水道管路の耐震化の更なる推進

都(水道局)は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民(区民)への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度(2028年度)までに解消する。また、震災時の下水道機能を確保するため、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大して耐震化を推進するとともに、水再生センター・ポンプ所等の耐震化についても引き続き推進していく。さらに、事業者については、電気、ガス、通信の施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)は、震災救援所となる学校の大規模改修等に合わせ、整備を進めていく。また、発災時に救援活動の拠点となる各地域区民センターへは、既に非常用発電設備が整備されているが、大規模改修等を実施する場合は自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)の設置や約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 道路・橋梁 5 水道

2 鉄道施設 6 下水道

3 河川施設 7 電気・ガス・通信等

4 緊急輸送ネットワークの整備 8 エネルギーの確保

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、人・物の輸送を分担する交通機能のほか、災害時には、避難、救援、消防活動等に 重要な役割を果たすこととなり、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。災害時におけ るこれらの機能を確保するため、ここでは、道路・橋梁の整備を取り上げる。

1-1 道路の整備

(1)都の道路整備

都では、防災効果の高い道路について、重点的に新設拡幅を含めた整備を推進している。これらの新設拡張整備は沿道建物の不燃化を促し、オープンスペースとともに火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため、都では防災上の観点等から幹線道路の整備の促進を図っているが、区管内では、放射第5号線、放射第23号線(和泉の一部)、が事業中である。

他に、放射第23号線(和泉の一部)、補助第61号線、補助第62号線、補助第74号線、補助第133号線(成田東及び下高井戸)が第四次事業化計画に選定されている。

(2)区の道路整備

(都市計画道路整備)

都市計画道路は、延焼遮断帯の形成、避難路・緊急車両等の通行空間の確保など防災機能等を有しており、現在、平成28年(2016年)3月に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき整備を進めている。優先整備路線のうち、補助第132号線(事業認可区間)及び補助第221号線では、住民との合意形成を図りつつ、事業を進めており、事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討する。

(生活道路整備)

平成29年(2017年)3月に策定した「すぎなみの道づくり(道路整備方針)」に基づき、生活道路のうち、防災性、安全性の観点から拡幅整備の必要性が高い路線について、住民との合意形成を図りながら優先的に整備を進めるとともに、公共施設の整備や、関連する基盤整備事業を契機に、その機会を捉えて整備を進める。

(狭あい道路整備)

狭あい道路の整備は、災害時における円滑な避難及び緊急車両の通行を確保するため、「杉並区実行計画」に掲げる年間整備目標 10,000m の達成に向けて、火災危険度の高い地区や重点整備路線等で拡幅整備を推進していく。また、戸別訪問による拡幅整備に伴う塀の除却費等助成制度の活用を促進、後退用地に置かれた支障物件の除却、電柱の移設について促進する。

(無電柱化整備)

平成29年(2017年)11月に策定した「杉並区無電柱化推進方針」で整備効果の高い路線として選定した杉並保健所前の区道(特別区道第2096-1号路線)について、現在、整備を進めている。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業、都市計画道路・主要生活道路の整備に合わせて無電柱化を進めている。さらに、幅員の狭い道路を含めた面的整備が行われる地域を無電柱化の対象地域とすることも視野に入れ、無電柱化推進方針の内容について見直しを図る。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

(3) 道路交差点の隅切り

土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画による地区計画道路の整備などについては、緊急車両が円滑に交差点を通過できるよう隅切りの整備をしていく。

(4) 緊急道路調整会議の設置

道路障害物除去の迅速化を図るため、道路に係る被害状況及び通行可能の有無等の情報収集、建設資材の使用に係る救出救助活動等の調整を実施する仕組みとして、道路管理者、警察、消防などによる緊急道路調整会議の設置について検討する。

1-2 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び応急対策を実施するうえで重要な 役割を担っている。このため、各道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図って いる。

(1) 事業計画

機関名	事業計画
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	国道 20 号 震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、阪神・淡路大震災 の被害状況を踏まえた耐震点検を行い、必要な補修・補強を実施する。
都建設局 建設事務所	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。
区	1 道路の整備 震災時には、路面の亀裂や陥没等の被害が予想されることから、日々の点検と ともに定期的な調査を実施し、計画的な修繕を実施することにより、震災時の被 害軽減を図る。 2 橋梁の整備 震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、主要な生活道路や 緊急道路障害物除去路線上にある橋梁について、「橋梁白書」に基づき、計画的、 かつ、効率的に橋梁の長寿命化修繕や耐震補強・改良等の整備を行う。

機関名	事業計画
首都高速道路	1 高架橋の安全性の強化 (1)橋脚の耐震対策(橋脚鋼板巻き立て等の補強は平成10年度をもって完了) (2)落橋防止構造、支承部(橋桁を支える台座)の一層の強化 (3)地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施 2 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 (1)地震計測システムの構造 (2)通信網の整備 (3)電力バックアップの強化 3 地震発生時の利用者の安全対策 (1)利用者への情報伝達の充実 (2)避難・誘導施設の整備 (3)利用者の対処方法についての十分な広報 4 首都高速道路の構造物及び道路付属物その他の管理施設等の常時点検 5 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検
消防署	1 道路の整備 一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握している。 2 非常用施設の設置・出火防止 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

(2) オンランプの開設支援

区は、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、中央道高井戸インター チェンジの下り線の入口開設に向けて、地域の課題解決等の事業者等の取組を支援する。

1-3 橋梁の整備

区内の橋梁は、河川に架かるもののほか、立体交差橋、横断歩道橋等を合わせ 205 橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋(国管理)12 橋、都道橋(都管理)68、区道橋(区管理)119 橋となっている。その他に公園橋等(都・区公園管理橋、都住宅管理橋、都下水道管理橋、区教育委員会管理橋、京王電鉄管理橋等)17 橋、高速道路の橋脚として、首都高速道路 201 基、中日本高速道路 95 基がある。これらの橋梁のうち、平成7年5月25日付「兵庫県南部地震により被災した道路の復旧に係る仕様(復旧仕様)」等を受け、平成8年(1996年)12月に改訂となった道路橋示方書(技術基準)や平成14年(2002年)3月に性能規定化や耐久性に関する規定の強化等を主な内容として改訂された道路橋示方書(技術基準)に基づき、高速道路や主要幹線道路などの主要な道路から補強等工事を進めてきた。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、平成8年度(1996年度)以降の耐震基準に基づいて設計、補修された橋については、地震動による致命的な被害は見られず、基準の改定が耐震性の向上に効果を発揮していることが確認されているが、道路橋示方書は前回の改定以降の調査研究成果や近年の地震による道路橋の被害事例の分析等を踏まえて、規定の見直し等が行われている。

(1)都道橋

橋梁については、震災時の応急活動や円滑な避難活動を確保するため、緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化を積極的に推進している。また、既成の道路ネットワークの防災性を向上させるため、都が管理する主要橋梁について、点検結果により現在の状況を把握し、最新の技術基準に基づく長寿命化事業を推進している。

(2) 橋梁の長寿命化及び耐震補強・改良

区道橋については、高度経済成長期を中心とする1960年~1970年代にかけて新設された橋梁が多く、 架設後50年以上の橋(高齢化橋梁)が増加している。

橋梁の定期点検結果等を踏まえ、長寿命化のための修繕を実施するとともに、耐震補強を行い、災害時における避難路等を確保する。また、都が行う河川整備による橋梁架け替えについては、都と設計協議を行うとともに、橋梁の拡幅を伴う場合には建設負担を実施する。

1-4 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等5として使用を予定している車両については、事前に確認する。

1-5 道路啓開体制の整備

区は、早期に区の道路障害物除去路線の道路啓開を目指すため、通行不能箇所の迅速な情報収集方法 を検討するとともに、バイク、自転車(シェアサイクルを含む)、ドローン等の活用も検討する。また、 障害物除去作業を実施する協力業者との円滑な情報共有の仕組みを構築する。

2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能を持つことから、いったん地震等による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後も施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

(1)施設の現況

ア 路線 (単位:m)

		内訳					
機関名	路線延長	平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋梁 区間	地下区間
東日本旅客鉄道	5, 780	_	4, 555	651	414	160	_
京王電鉄	6, 918	5, 114	451	235	1,028	89	_
西武鉄道	2, 505	2, 496	_	_	_	9	_
東京地下鉄	4, 900	_	_	_	_	_	4,900

イ 駅舎

機関名	駅舎数	構造別内訳				
		防火	簡易耐火	耐火	その他	
東日本旅客鉄道	4	4	_	_	_	
京王電鉄	7	_	_	7	_	
西武鉄道	3	1	_	2	_	
東京地下鉄	5	_	_	5	_	

⁵ 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2で定める車両をいう。

ウ 施設の耐震性

機関名	構造	耐震性		
東日本旅客鉄道	高架構造	1 耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 2 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるよう設計されている。		
京王電鉄		1 耐震設計の計算方法は、震度法が規定されて以降の既存構造物については、震度法により構造設計を実施。また新設構造物については、鉄道構造物等設計標準耐震設計編(平成24年9月)に準拠し、設計を実施している。 2 主要構造物は、原則としてせん断先行破壊を防ぐ目的で耐震補強工事を実施しており、阪神淡路大震災クラスの地震に対して倒壊しないように対応している。 3 既存構造物の耐震補強については、「既設鉄道構造物に係る耐震補強について」に準拠し対応している。		
西武鉄道	高架構造 地下構造	1 既存の構造物は、主に震度法により設計されている。2 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるよう設計されている。3 兵庫県南部地震の教訓を踏まえた耐震補強を終了した。4 新設の構造物については、兵庫県南部地震を契機に制定された国土交通省「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」により設計する。		
東京地下鉄		1 耐震設計の計算法は、震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るように配慮してある。 3 既存の鉄道構造物について耐震性調査を実施するとともに、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の結果を踏まえて補強等を実施していく。		

(2)事業計画

機関名	事業計画			
	表置の整備 転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件と考えられ 車防護整備計画を推進している。 の方式は、次のようになっている。			
	対象線区	列車防護方式		
	ATC区間	① ATC絶対停止信号の現示② 無線による地震情報の伝達		
	その他線区	 感震器との連動による地震警報の表示 無線による緊急停止信号の発信、地震情報の伝達 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示 		
東日本旅客鉄道	抜本的対策とし 区防災強化を推済	生の強化 等による防護措置及び巡回検査等により安全の確保に努めている。 ては、従来から実施してきた防災工事に耐震上の考慮を加味した線 進し、要注意構造物の解消を図る必要があるため、昭和48年度から、 造物の補強取替を実施している。		
	列車の緊急停	間の情報連絡設備の整備 上措置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被害状 確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整		

機関名	事業計画
京王電鉄	1 駅舎 定期的に検査・点検及び巡回を行い、必要に応じ補修を行い、機能の改善維持を図っている。 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤(押え盛土)を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設につ
	いては「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。
西武鉄道	1 駅舎 定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。 建物の位置、構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全 を確保する。 2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、諸構造物の耐震性を調査し補強工事を施工した が、周辺状況の変化並びに老朽化による耐震性の低下を考慮し、必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。 ア 構造物の現況調査 イ 橋梁補強工事 ウ 構造物補強工事 エ 法面防護工事

機関名	事業計画
	1 防災体制の確立
	営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を
	確立する。
	2 排水施設
	トンネル内の排水については、全線155か所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1~
	1.5トンの排水が可能なポンプ3台を配備している。
	3 構造物の耐震性
	地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、関東大震災級の地震にも耐えら
	れるよう考慮してある。
東京地下鉄	4 建築施設等の耐震性
	地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計建造している。
	5 車両の防災対策
	車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は「難燃性」以上の判定を
	受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けている。
	6 停電対策
	多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという
	事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備え
	て、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯により出口は容易にわかる。また、列
	車内も蓄電池により照明を確保している。
l 消防署	1 事業所防災計画の作成
10074	東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

3 河川施設

(1)対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機関名	対策内容
都建設局	・河川施設の整備
和是灰/的	・土のう等、水防資機材の備蓄
区	・土のう等、水防資機材の備蓄

(2) 取組内容

≪都建設局≫

都内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機材及び施設の整備に努める。

《区》

区は水防管理団体として、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機材及び施設の整備等 の確保に努める。また、水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等についても確 認しておく。

4 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 緊急輸送ネットワーク

- ・都及び各防災機関は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、 第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを 整備する。
 - ○第一次緊急輸送ネットワーク 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重 要港湾、空港等を連絡する輸送路
 - ○第二次緊急輸送ネットワーク 第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地等を連絡する輸送路
 - ○第三次緊急輸送ネットワークトラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路
- ・都及び各防災機関は、「緊急自動車専用路⁶」、「緊急交通路」、「緊急道路障害物除去路線⁷」との整合を図り、緊急輸送ネットワークの実効性を担保する。

⁶ 発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行 させる路線

⁷ 道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う路線

5 水道

(1)施設の現況

区内の水道施設の現況は以下のとおりである。

施設名	所在地	確保水量
上井草給水所	上井草3-22-12	60,000 m ³
和泉水圧調整所	和泉2-5-23	16,600 m ³
都立和田堀公園内応急給水槽	大宮2-26	1,500 m ³
区立蚕糸の森公園内応急給水槽	和田3-55	1,500 m ³
区立昭栄公園内応急給水槽	高井戸西1-12	1,500 m ³
区立井草森公園内応急給水槽	井草4-12-1	1,500 m ³
区立馬橋公園内小規模応急給水槽	高円寺北4-35-5	100 m ³
都立善福寺川緑地内小規模応急給水槽	成田西3-14	100 m ³
杉並浄水所	善福寺3-28-5	0 m^3
配水管総延長(注)	1,095,086.8m
	配水小管 (75~350mm)	982, 943. 9m
	配水本管 (400mm以上)	112, 142. 9m

配水管延長は、令和2年(2020年)3月31日現在 配水施設統計 令和元年度(速報版)による。 ※杉並浄水所は、令和6年(2024年)3月現在停止中。

※区立井草森公園については令和6年度(2024年度)から一時停止予定。

(2) 取組内容

「東京都地域防災計画」では、以下の方策を推進することとしている。

ア 水道施設の耐震化の推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていくこととし、また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進することとしている。

イ 管路の効果的な耐震継手化の推進

より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度(2028年度)までに解消する。

ウ バックアップ機能の強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する

エ 自家用発電設備の増強整備による電力の自立化

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定給水を確保できるよう、浄水 場等に自家発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。

オ 緊急給水車の拡充

医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的 に令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)に緊急給水車を拡充した。

カ ブロック塀等の安全対策

水道局施設内に存在するブロック塀等について、現行法規に適合するよう安全対策を施工した。 (令和2年度(2020年度)完了)

6 下水道

(1) 施設の現況

杉並区における下水道施設は令和 4 年度(2022 年度)末で、管延長が 826.1km、人孔が 24,486 か所、公共汚水桝 119,201 か所である。これら下水道施設の能力は、1 時間 50mm 降雨に対応できるよう整備を推進している。

(2) 取組内容

「東京都地域防災計画」では、以下の方策を推進することとしている。

ア 下水道管とマンホールの接続部の耐震化等の拡大及び対策推進

避難所や災害拠点病院などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化等を推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

イ マンホールの浮上抑制対策の拡大及び対策推進

震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大している。

ウ 水再生センター、ポンプ所の耐震化

想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能(揚水、簡易処理及び消毒機能)に加え、 水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、 震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。

エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持

停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさらに整備する。また、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進する。

オ ネットワーク化の推進

震災に強い「下水道光ファイバーケーブル」を活用した情報通信網の整備を促進する。

カ 大都市間の相互応援体制の構築

区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、21 大都市災害時相互応援に関する協定等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。

キ 区と連携した応急復旧体制を強化・充実

区と連携し、マンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充する。

ケ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し協力を求める。

7 電気・ガス・通信等

7-1 電気施設

(1) 施設の耐震化

各施設が十分に耐えられるよう、以下の耐震設計基準に従い、各施設の耐震化に努めている。

	設備名	耐震設計基準
変電設備		変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術 指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
送電設備	地中電線路	終端接続箱、給油装置については、変電設備の電気技術指針に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
配電	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
設備	地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し た設計とする。

(2) 設備の予防強化

- ・電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした 二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給す るよう構成されている。
- ・送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- ・電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に 停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

7-2 ガス施設

(1)施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である LNG 基地が 4 か所、ホルダーのある整圧所が 12 か所と、 導管 〔総延長 63, 189km〕 (令和 5 年(2023 年)3 月末現在) からなる。

(2) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び一般社団法人日本ガス協会基準に基づいて行っている。

施設名	を準及い一般社団法人日本ガス協会基準に基づいて行っている。 内容
ленх-п	
製造	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及
	び安全性を確保する。
施設	2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次
	災害の防止を図る。
	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備
	は必要に応じて補強を行う。
	2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度など
	から供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。
	(1) 導管網ブロック化
	地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により
	早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。
	ア 低圧導管網の地区ブロック化(L ブロック化)
	局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧
供給	導管網を約300以上のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧
施設	する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高い SI 値を計測するセンサー
旭叹	を設置している。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来
	る防災システムを整備している。
	イ 中圧導管網の地域ブロック化(K ブロック化)
	中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性
	を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に
	備え、全供給区域を 25 以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊
	急遮断バルブを設置している。
	(2) 放散塔の設置
	地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備
	(放散塔など)を、LNG 基地・整圧所・幹線ステーション等に設置している。
通信	1 ループ化された固定無線回線の整備。
施設	2 可搬型無線回線の整備。
	1 地震センサーの設置
2014	地震発生時、各地の地震動が把握できるよう LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震
その他	計を設置するとともに、地区ガバナには感震(遠隔)遮断装置を設置している。
の安全	2 安全装置付ガスメーターの設置
装備	建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメー
	ターを設置している。

(3)整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

ア 製造施設

- ・重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。
- ・防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

- ・導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、 耐震性の向上を図る。
- ・ほぼ全ての地区ガバナに SI センサーを設置して揺れの大きさ (SI 値) を計測可能とし、ガスの 圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガ バナを遠隔遮断し、地震被害が大きな L ブロックを供給停止する防災システムを整備している。

7-3 通信設備

- ・災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、通信 の果たす役割は非常に大きい。
- ・災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備する。

(1) 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線のケーブルの分散収容を図っている。また、優先電話により通信を確保する。

(2) 電気通信設備の強化対策

- ・設備自体を物理的に強化する耐震対策として、震度7の地震にも耐え得る設備に目標をおき、次のような対策を実施している。
 - ア 通信用電力機器の固定と耐震補強 (バッテリー・予備エンジンの耐震強化)
 - イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強(耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム 等端末の固定)
 - ウ 通信網信頼性の向上
- ・地下ケーブルは、耐震性の高いとう道・共同溝等の建設を推進し、既設ケーブルを含め収容替えを図っていく。また、ケーブルの不燃化・難燃化対策を実施している。なお、とう道内作業は、火気を使用しない方法を採用している。
- ・交換機からの伝送回線は、複数ビルに分散設定し通信の途絶を防止している。
- ・光ケーブル網のループ化を整備するとともに、光伝送路の自動切換えを整備する。
- ・ネットワーク管制センターによる、24 時間の監視支援体制を敷き、災害に備えるとともに、サブセン ターへのバックアップ機能を備えている。

(3) 災害対策用電気通信機器の配備及び開発

・災害により、NTT 交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機・衛星車 載車等を配備している。

- ・通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機・携帯電話機・移動無線機等 を常備する。また、停電対策として、移動用発電機を主要地域に配備している。
- 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。
- ・通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システム の開発・配備をする。併せて、輻輳緩和策として「災害用伝言ダイヤル"171"」の提供を行っている。

(4) 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話機は比較的かかりやすい。災害時には料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に、交換所単位で実施する。

(5) 避難場所等への通信確保

- ・災害救助法が適用された場合は、避難場所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- ・避難場所において、特設公衆電話を設置する。(本電話は、無料扱いとしている。) また、各震災救援 所にも特設公衆電話回線が確保されている。

(6)復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品をあらかじめ確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合には、 工事用物品を充当することとしている。

(7) 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊の回避に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。一定規模以上の共同溝・とう道については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届け出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等を、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

8 エネルギーの確保

(1)対策内容と役割分担

都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

機関名	対策内容
都各局	・ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ・燃料の安定調達
都環境局 都産業労働局	・再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの 自立・分散型電源の確保を促進 ・災害時における LP ガスの活用の検討
都住宅政策本部	・東京とどまるマンションの普及・推進
都水道局	・自家発電設備の設置・増強整備による電力の自立化
都下水道局	・非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強
警視庁	防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備推進
区	・震災救援所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置

機関名	対策内容
東京ガスグループ ガス事業者	・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時における LP ガスの活用を促進

(2) 取組内容

≪都各局≫

- ・病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点(ふ頭、市場等)など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の活動拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- ・災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが 予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行 うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- ・大規模救出救助活動拠点に指定されている都立公園等に非常用発電設備等を設置し、応急・復旧活動 の拠点としての機能を強化する。

≪都財務局≫

都庁舎では、非常用発電設備を増強するとともに、電力事業者からの電力供給に加えて地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を二元化するなどにより、防災拠点としての機能を向上させる。

≪都総務局≫≪都各局≫

- ・都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するとともに、国や石油関係団体との連携体制を構築しており、引き続き協定の実効性を高める取組を進め、連携体制を強化していく。具体的には、発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等重要施設について、施設の情報をあらかじめリスト化し、平常時から関係機関と共有するなど、円滑な燃料供給ができるよう関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施することで、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
- ・ZEV 及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。

≪都環境局≫≪都産業労働局≫

- ・高効率な天然ガス発電所の設置などによりエネルギーの安定供給体制を構築するとともに、都市開発 と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。
- ・災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。
- ・災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源として LP ガスを 有効に活用する方策について検討する。
- ・災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。また、新築中小住宅等を対象にした「建築物環境報告書制度」を令和7年(2025年)4月より運用し、再生可能エネルギー発電設備等の導入を促進する。あわせて当該設備が非常時にも利用できることや活用法などについて、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- ・災害時に避難所機能等を担う都有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優 先的に設置する。
- ・ZEV 等の導入を促進し、外部給電機などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

≪都住宅政策本部≫

・停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保(ハード対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。

≪都水道局≫

震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強整備して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるように電源を確保する。

≪都下水道局≫

- ・停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全 ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさら に整備する。
- ・太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。

≪警視庁≫

停電時の交通安全や避難円滑化に向け、信号機用非常用電源設備や防災対応型信号機の整備を推進する。

≪区≫

ア 防災拠点における多様な電力の確保

- ・震災救援所である小中学校等 39 施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力 停電時においても必要最低限の電力を確保した。なお、太陽光発電機器を設置していない震災救 援所については、電力の確保のためポータブル蓄電池の配備を行う。また、今後も、区立施設の 大規模改修等に合わせ、自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)を設置するとともに、 約72 時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。
- ・防災拠点については、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を計画的に進めていく。
- ・遊休区有地等を活用した太陽光発電設備の整備による再生可能エネルギー発電事業に関する調査 を実施する。

施設名	設置年度	施設名	設置年度
高井戸地域区民センター	平成 24 年度	西荻地域区民センター	令和2年度
井草地域区民センター	令和元年度	阿佐谷地域区民センター	令和4年度
荻窪地域区民センター	令和元年度	高円寺地域区民センター	令和5年度
永福和泉地域区民センター	令和元年度		

イ 電気自動車等の利用促進

区は、停電時の多様な電力供給手段の確保のため、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進する。

ウ 電気自動車等の確保及び活用の検討

区は、発災時の非常用電源(移動電源)として、区が所有する電気自動車等に搭載されているバッテリーのほか、民間シェアサイクルのバッテリーの活用を検討する。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況

- 区の初動態勢として、災害対策本部の設置基準 や職員参集条件を決定
- 広域連携体制として、特別区災害時相互協力及 び相互支援に関する協定、東京都及び区市町村 相互協力に関する協定、自治体スクラム支援会 議における災害時相互援助協定を締結
- 様々な防災関係機関、民間団体と医療救護関係、 食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等の協 定を締結
- 防災上特に重要な施設及び多くの区民が利用する施設を選定

第2節

- 情報収集や発信・分析 効率的かつ効果的な事
- 広域連携体制の実効性
- 各防災関係機関、協定 大限に発揮できるよう、 の毎年度の確認が必要

第4節

- 迅速かつ的確な初動態勢の構築
- 受援体制の拡充

第5節 具

	713 C MI1 3 C
地震前の行動(予防対策)	地震直後の行 発災後72
災害対策本部、初動態勢の整備	応急対策活動体
(114頁)	(5)
業務継続体制の確保	消火·救助
(115頁)	(6·
消火・救助・救急活動体制の整備	応援協力
(117頁)	(6 ξ
広域連携体制の構築	復興対策
(117頁)	(72
応急活動拠点の整備 (120頁)	(12
防災拠点の充実 (121頁)	

震災編 第1部 第4章参照

課題

、救助活動の展開等、より E施体制の構築が必要 生を高めることが必要 !締結先民間団体の力を最 連絡体制や使用施設等 要

第3節 対策の方向性

- 区と防災関係機関が災害対応・総合調整機能や、 警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化
- 協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有等、広域連携に係る調整体制を強化
- 各種の応急対策ごとに防災関係機関や協定締結 先民間団体を含めた関係主体同士の事前調整、 訓練等を通じた連携体制の強化

到達目標

■ 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携強化による応急対策体制の 構築

体的な取組

動(応急対策) 時間以内

ー 制及び初動態勢 7頁)

」・救急活動 1頁)

派遣要請5頁)

きの準備 2頁)

111

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、非常配備態勢をとり、杉並区災害対策本部を設置する。また、勤務時間外に区で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、自動的に全職員が参集する。

2 広域連携体制

災害時において、他の地方公共団体の協力が円滑に得られるよう、広域的連携体制として、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」、「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」、「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」等を締結している。

3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制

様々な防災関係機関、民間団体と医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等の協定を 締結している。【別冊・資料 29】

4 防災上重要な施設

区では、全ての区施設から、防災上特に重要な施設及び多くの区民が利用する施設を選定し、防災上 重要な施設として位置付けている。

【防災上重要な施設(区施設)の区分】

防災上重要な施設の区分	施設の種別
防災上特に重要な施設	小中学校等、産業商工会館、地域区民センター、保健センター、子育て
(要配慮者が利用する施設	関連施設、高齢者・障害者等福祉施設、スポーツ施設、区役所本庁舎、
、災害時に利用・活用が想	土木事務所、公園緑地事務所、区立公園、中央図書館、区役所分庁舎、
定される施設)	区職員会館
その他防災上重要な施設	図書館・文化教養施設(中央図書館を除く)、区民集会所、コミュニティ
(多くの区民が利用する施設)	ふらっと、区民会館、区民事務所、会議室等

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
建物全壊棟数	3, 233 棟
建物半壊棟数	10,676 棟
建物被害、屋内収容物、火災等による死者	323 人
建物被害、屋内収容物、火災等による負傷者	4,138人

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第3節 対策の方向性

1 区の初動対応

東日本大震災では、被害が広範かつ甚大で、自治体の庁舎等が被災するなどにより、被害状況や支援 要請の集約に時間を要した。新たな被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害の発生が 想定されるため、救出・救助活動の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等において、 より効率的かつ効果的に実施できる体制を構築する必要がある。

2 広域連携体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もある。都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制

各防災関係機関、協定締結先民間団体の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用する施設等について、毎年度の確認を行うなど、十分に調整をする必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動対応体制の見直し

区と防災関係機関が、災害対応・総合調整機能や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を 図り、より一体となって活動を展開できるよう、体制を見直す。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災、熊本地震等の対応と経験や都の体制等を踏まえ、協定締結自治体間で円滑な連絡調整 や情報共有ができるよう、広域連携に係る体制を強化する。

3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制の強化

各種の応急対策ごとに防災関係機関や協定締結先民間団体を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化する。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な初動態勢の構築

災害対策本部の各部の行動マニュアル等を整備・更新し、実践的な訓練等につなげていくことで、迅速かつ的確な初動態勢を構築する。また、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化し、具体化を図るなど、各防災関係機関と連携強化により、本部の対処能力の向上を図る。

2 受援体制の拡充

発災時に、国・都、災害時相互援助協定を締結している自治体等と円滑に協力体制がとれるように、 人員や支援物資の受入方法の具体化・検証等、受援体制の拡充を図る。

3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携強化による応急対策体制の構築

被害状況、応急対策に必要な労力及び物資等の情報を整理し、防災関係機関や協定締結先民間団体へ 速やかに支援要請が出来る体制を構築する。また、要請にあたっては、都や国、他自治体との競合が発 生しないよう考慮する。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 災害対策本部、初動態勢の整備 4 広域連携体制の構築

2 業務継続体制の確保 5 応急活動拠点の整備

3 消火・救助・救急活動体制の整備 6 防災拠点の充実

1 災害対策本部、初動態勢の整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	 ・災害対策本部の全ての部及び班を通じた初動及び行動マニュアルの整備・更新、訓練 ・総合震災訓練等の実施 ・災害対応に精通した区職員の確保 ・応援職員に関する情報の整理 ・救援隊本隊の訓練
都(総務局)	・首都直下地震等対処要領の策定・発災時における応急活動拠点の確保・総合防災訓練の実施

(2) 取組内容

ア 災害対策本部の全ての部及び班を通じた初動及び行動マニュアルの整備・更新、訓練

各部長は杉並区災害対策本部に関する規則等に基づき、あらかじめ措置すべき分掌事務について、 初動及び行動マニュアル等を整備し、所属職員に周知徹底させる。また、必要に応じて行動マニュア ルに準じた訓練を各部において実施し、発災時に速やかに分掌事務を行えるように努める。

【別冊・資料 6】

イ総合震災訓練等の実施

区は、各防災関係機関や住民との緊密な協力体制の確立、防災活動の習熟を図ることを目的に、区、 防災関係機関、住民が一体となった訓練を実施する。

ウ 災害対応に精通した人材の確保

災害対応には専門的知識や経験が有効なことから、区は、災害対応に精通する専門家の知見の活用や、災害対応に従事する関係機関との人事交流などで、防災の専門的知識の習得に努め、防災対応力の総合的な底上げを図る。また、区は、災害に関する専門的知識を有し、平常時から自治体を支援している専門家から、平常時から災害時にわたって継続的に助言を求め、対策全般の見直しに努める。

エ 応援職員に関する情報の整理

スクラム自治体で大規模災害が発生した場合、発災後1週間程度で、各スクラム自治体は被災スクラム自治体に対し、支援ニーズに基づいて応援職員(プル型)を選定して派遣する。そのため、区は、平常時より非常時優先業務に必要とされている資格、技能、業務知識、被災地支援経験等の情報を基に、応援職員に関する情報の整理を行う。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

オ 救援隊本隊の訓練

各地域の拠点として重要な役割を担う救援隊本隊が災害対応を円滑に行えるように、地域活動係を中心に災害対応が行えるよう訓練を行う。

カ 防災センターの機能強化等

防災関係機関と連携した災害対策本部運営を実施するため、防災センターの維持管理、機能強化を 推進する。

キ 関連業務の体制整備等

住家被害認定調査、り災証明書の発行、被災者台帳を活用した生活再建・都市復興について、システム活用を含めた全庁的な体制整備を図る。

2 業務継続体制の確保

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
	・区の業務継続計画の更新
	・事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進
区	・防災関係機関との情報共有体制の構築
	・協定の実効性の確保
	・医療機関等への非常用電源確保に係る周知

(2) 取組内容

ア 区業務継続計画の更新

- ・災害発生後の各段階における非常時優先業務の調査及びヒアリング等を実施し、災害対策本部業務及び非常時優先業務(通常業務)の業務内容や職員配置等の精査をすることで実効性を高め、令和元年(2019年)に杉並区業務継続計画【震災編】の修正を行った。区における業務継続の基本方針は次のとおりである。
 - ○災害対応態勢の確立 ○非常時優先業務を確実に実施 ○通常業務は原則として休止
- ・訓練等を通じて課題の抽出・検討・改善を行い、様々なシナリオを想定して計画を更新する。

イ ICT-BCPに基づく訓練の実施

大規模な災害等の発生時に備えて、情報システムの保全及び安全な復旧に関する対応手順を ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)として策定しており、定期的に ICT-BCP に基づいた訓練を実施し、緊急対応要員の育成を推進する。

ウ 事業所の事業継続計画 (BCP) 策定の促進

(ア) 各事業所による事業継続計画 (BCP:Business Continuity Plan) 策定の必要性

事業継続計画(BCP)は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものである。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(イ) 各事業所における事業継続計画と帰宅困難者対策条例への対応

- ・このような事業継続計画の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「む やみに移動しない」など、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定することが重要である。 なお、事業所の事業継続計画の策定にあたっては、東京都帰宅困難者対策条例の内容を踏ま えたものとしなければならない。
- ・東京商工会議所杉並支部等区内商工団体が行う中小企業等による防災・減災対策を促進する ための事業継続力強化支援計画の策定について、区は、中小企業強靭化法第 60 条に基づい て支援を行う。

(ウ) 災害時の対応組織の整備

各事業所等においては、事業継続計画や従業員等の安全を確保するための防災計画を策定するにあたって、災害時の対応組織の整備を図っていく。その際、夜間・休日における対応組織も含めて、組織的に統制された行動が出来るよう、あらかじめ役割分担を定めておく必要がある。また、企業全体の被災情報の収集、連絡調整、指揮を行う部門や、複数の災害対策本部長等を定めておくように留意する。

(エ) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、基本となるのが従業員自身の身の安全を守ることであり、二次災害防止のため、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、0A機器等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

(オ) 非常用品の備蓄、防災資機材の準備

東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、従業員の3日分の水・食料・その他必要物資の備蓄に努める。また、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先等)のために、10%程度余分に備蓄することも検討する必要がある。

(カ) 家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、NTT による災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスがあるので、各事業者が従業員等に対する教育を実施し、これらの存在や取扱方法等の周知を図る。

エ 防災関係機関との情報共有体制の構築

区は、防災関係機関と災害時に対応する内容、過去の災害対応における対応と経験の共有、連絡体制の構築など、平常時から防災関係機関連絡会等の会議体を開催する。

オ 協定の実効性の確保

区は、協定締結団体等と連携し、協定の内容から、支援を受けるまでの具体的な手順等を整備し、協定締結団体等と協力した訓練等を実施することで、防災体制の充実を図る。

カ 医療機関等への非常用電源確保に係る周知

区は、医療機関、災害時要配慮者利用施設等の施設管理者に対して発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めるよう周知する。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

キ 区有施設の施設内における耐震対策の推進

防災拠点として使用する区有施設内の非構造部材(天井材、照明器具、窓ガラス等)の補修・補強、 什器、PC、印刷複合機等の転倒防止対策を推進する。

3 消火・救助・救急活動体制の整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化
	・防災関係機関との救助・救急体制の整備
消防署	・消防団、自衛消防隊等への訓練の推進
	・外国人への救急対応の充実強化

(2) 取組内容

≪区≫

- ・区は、震災救援所の救援活動に必要な資機材等の充実、強化を図る。
- ・消火体制の整備を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備している。
- ・防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプについて、設置場所の案内表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備等を進め、資機材を活用した初期消火訓練の充実による区民の防災意識と災害対応力の向上を図る。
- ・区は、災害時に速やかに救助活動の支援を行えるように、防災関係機関との連携体制を強化する。
- ・区は、災害時における安否不明者情報の収集や整理に備え、住民基本台帳を使用した安否不明者名簿 の作成方法及び利用目的を整備する。また、安否不明者名簿の作成方法では、所在情報を秘匿する必 要がある者の情報が公表されることがないよう、公表対象から除くなど特に配慮する。

≪消防署≫

- ・消防署は平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害 状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- ・消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。
- ・消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- ・消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。
- ・消防署は、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の強化を図る。

4 広域連携体制の構築

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築
	・防災関係機関等との相互協力
	・協定締結先民間団体等との連携体制の強化
	・区災害時受援・支援計画の策定

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 取組内容

ア 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築

(ア) 相互援助協定の締結

他自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等が不足した場合、 相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料 213~224】

災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、平成 25 年度 (2013 年度)には北塩原宣言を採択し、今後も水平型支援の仕組みを継続し、いざという時に助け合い、支え合うことを宣言した。また、令和3年度(2021年度)に「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」、令和4年度(2022年度)に「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を締結し、災害が発生した際の相互援助の協力体制をより強固なものとした。

(イ) 支援・受援体制の構築

自治体スクラム支援会議参加自治体では、迅速かつ的確に支援物資を被災スクラム自治体に届ける体制を構築することや、支援するスクラム自治体から派遣する先遣隊や、リエゾン、応援職員の役割及び派遣基準などを明確にするとともに、スクラム自治体間における人的支援の受援・支援体制を構築することを目的として、令和3年(2021年)12月に「自治体スクラム支援会議における災害時の支援・受援計画」を策定した。また、令和4年(2022年)5月に「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を締結し、自治体スクラム支援会議に参加する各自治体の災害対応力を高めるとともに、災害が発生した際の相互援助の協力体制を確立した。

図表:相互援助協定先自治体

自治体名	住所
北海道名寄市 (総務部・防災担当)	北海道名寄市大通南一丁目1番地
群馬県東吾妻町 (総務課)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地
新潟県小千谷市 (防災安全課)	新潟県小千谷市城内二丁目7番5号
福島県南相馬市 (危機管理課)	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
東京都青梅市 (防災課)	東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
東京都武蔵野市 (防災課)	東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
福島県北塩原村 (住民課)	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作3151番地
山梨県忍野村 (総務課)	山梨県南都留郡忍野村忍草1514番地
静岡県南伊豆町 (総務課)	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

イ 防災関係機関等との相互協力

区は、災害応急対策を円滑に実施するため、平素から防災関係機関等と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。

(ア) 日本郵便株式会社との協力

区と杉並郵便局、荻窪郵便局及び杉並南郵便局との間に、災害発生時及び防災訓練時に相互に協力を実施する「災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定」(平成 10 年 12 月 15 日)を締結している。【別冊・資料 205】

(イ) 杉並区医師会等との協定

区は、災害時において防災関係機関等の円滑な協力が得られるよう、協定を締結し、協力体制 を確立している。【別冊・資料 33~37】

(ウ) 杉並区交流協会との協定

区は、公共的団体との協力の一環として、一般財団法人杉並区交流協会と「災害時における外国人支援活動に関する協定」(令和3年4月1日)を締結している。【別冊・資料207】

(エ) 杉並区社会福祉協議会との協定

杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」(平成30年4月1日)を締結している。【別冊・資料208】

(オ) その他公共的団体等との協力体制の確立

区は、災害応急対策業務について、区内の赤十字奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法を定め、その内容の周知を図っていく。

これらの団体の協力業務の主なものは次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に通報すること。
- ・災害に関する予報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- ・災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ・震災時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- ・避難誘導、震災救援所内等の被災者の救助業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・被害状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・り災証明書交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

ウ 協定締結先民間団体等との連携体制の強化

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めており、民間団体等と協定を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。協定先一覧表は【別冊・資料 29】のとおり。

今後は、地域内輸送拠点における物資の在庫管理や震災救援所等への配送等について、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)との連携体制の構築を図っていく。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

エ 区災害時受援・支援計画の策定

区では、大規模災害が発生した際に、東京都、自治体スクラム支援会議参加自治体等の地方公共団体、協定締結団体、ボランティア団体等から人的支援を効率的に受け入れ、効果的に活用するための受援体制や対応する手順等の整備、支援物資を被災者に届ける体制等を構築するため、杉並区災害時受援・支援計画を令和3年(2021年)3月に策定した。関連する計画の見直し、訓練検証等を踏まえて、杉並区災害時受援・支援計画の見直しを図る。

5 応急活動拠点の整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・オープンスペースの確保・整備・大規模救出救助活動拠点等の確保・整備
都関係局	・ヘリコプター活動拠点の確保・ヘリサインの整備

(2) 取組内容

ア オープンスペース等活動拠点の確保・整備

- ・震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。区は、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努める。
- ・都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体 的な使用方法等を確立する。

(ア) 地域公園等の整備

震災時において、避難者の安全確保と火災の延焼阻止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは、「震災に強いまちづくり」の基本的課題であり、新規公園の整備及び既存公園の改修等による防災機能の強化や公園整備による防災力と周辺住環境の向上に取り組む。

区では、地域公園の整備を進めており、このオープンスペースは、都指定の避難場所及び区指定の一時避難地として活用していく。

樹林など一定のみどりが確保できる「核となる公園」を整備していくため、下高井戸おおぞら公園や(仮称)杉並第八小学校跡地公園の整備、馬橋公園の拡張整備を実施する。

東京都と連携して、みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保やみどりの拠点として、都立高井戸公園や都立和田堀公園の整備を推進する。

区分		事業の現況 (令和5年4月1日)
地域公園	$10,000\sim 100,000$ m ²	274, 719. 32m ²
身	のびのび公園3,000~10,000m²	68, 459. 73m ²
身近な	ふれあい公園1,000~3,000m ²	134, 658. 31m ²
備公園	まちかど公園300~1,000m ²	81, 209. 51m ²
0	都市緑地緑道を含む	108, 509. 88m²

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(イ) 公園等区有施設の防災活動広場化の推進

平常時及び災害時において、区民や防災市民組織が各種の防災活動及び訓練を行うことのできるオープンスペースが必要である。その意味では、公園、緑地、学校その他オープンスペースを持つ区有施設は、すべて防災活動広場としての条件を有する。

そこで、各施設の本来目的と機能を損なうことなく、調和・両立させる方向で、防災活動広場の 確保を図る。また、都の設置する公園についても、防災活動広場確保の要請を行うものとする。な お、防火水槽や防災パーゴラ、かまどベンチの設置の可能な施設について、その施設の諸条件に十 分留意しつつ、その推進を図るものとする。

(ウ) 公園等区有施設におけるトイレの確保

- ・区内全域の公園トイレ・公衆トイレ等 (令和5年(2023年)4月1日トイレ設置公園235か所) において、災害時に活用可能な体制を整備する。
- ・今後の新設・大規模改修に合わせ、それぞれの公園の諸条件に十分留意しながら、マンホールトイレや貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等を進める。

イ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

- ・区は、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊 等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や都及び 関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- ・大規模救出救助活動拠点として、都立和田堀公園、杉並清掃工場が指定されている。

ウ ヘリコプター活動拠点の確保

区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するために、ヘリコプターの緊急離着陸場を 国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

エ ヘリサインの整備

区は、震災時の支援物資の受け取りや、医療搬送等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うために、 震災救援所等の防災拠点を中心に所有する建築物の屋上へ、施設の大規模改修等を実施する際にヘリ コプターから視認できる施設名を表示する。

6 防災拠点の充実

大規模災害が発生した場合に、避難生活の拠点となる施設や区が災害対策本部業務の実施に必要な施設等を防災拠点として位置付けている。【別冊・資料 268】

ア 井草防災拠点の活用

区では、道路インフラの寸断等に伴う孤立時備え、「区内備蓄のみで 3 日間を乗り切れる体制の構築」をするために、災害拠点倉庫、支援物資等の受入れを行う地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設の機能を有する「井草防災拠点」として活用する。併せて、防災拠点として活用していくために必要な措置を講じていくほか、応援職員の活動拠点としての活用も検討を進めていく。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組 【予防対策】

イ 指定管理者制度導入施設等の災害時における取組の推進

熊本地震では、市町村と指定管理者の間で避難所運営の役割分担が共有されていなかったことにより、様々な混乱が生じ、指定管理者が管理する施設において、避難所の指定に関わらず、事実上の避難所となった場面が生じた。

区では、指定管理者制度の導入や業務の委託化が進んでいるため、指定管理者等との災害応急対策を的確かつ円滑に実施するとともに、不足している活動拠点の確保を目的に、「指定管理者制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」を策定した。【別冊・資料 269】

(ア) 指定管理者等との災害時の協定締結の推進

区は、指定管理者等との災害時における応急措置の役割分担をあらかじめ明確にするとともに、 応急措置を含む災害対応に関する活動に関し、協議のうえ協定を締結する。

(イ) 災害時の協力体制の整備

区は、災害対応に関する協定を締結した指定管理者及び委託事業者による応急措置等の実効性を高めるため、「指定管理者制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」を作成している。また、指定管理者及び委託事業者が当該ガイドラインに基づいて災害対応マニュアルや事業継続計画等を作成し、災害時の協力体制を整備するように徹底を図る。

(ウ) 防災拠点の指定施設の拡充

区は、指定管理者及び委託事業者が管理している施設について、災害時に活用できる施設を機能に応じて防災拠点活動支援施設、本部直轄施設、災害時活用施設に分類し、防災拠点として指定する。【別冊・資料 268】

防災拠点名	施設の機能
防災拠点活動支援施設	広域避難場所や一時避難地など、主に公園敷地が防災拠点となっている中に施設があり、職員の出先本部・待機場所として活動を支援する施設。
本部直轄施設	災害対策本部(区庁舎)や救援隊本隊(地域区民センター)の近隣 にあることから、本部機能を支援する施設として活用する施設。 また、他自治体の応援支援本部などで活用する施設。
災害時活用施設	災害発生時、施設利用者及び周辺住民の安全確保対応後、災害対策 本部が活用する施設。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

- 無線通信網(MCA無線機180局、IP無線機330 局)を整備し、災害時における情報の収集・伝達 体制を整備
- 防災行政無線(無線放送塔127基、電光表示局3基)、ホームページ、SNS、電話応答サービス等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整備
- 通信事業者による安否確認サービスの提供及び 安否確認方法の普及啓発を実施
- 最新の災害情報を公開型GIS「すぎナビ」での発信により、二次災害を未然に防止

第2節

- 行政機関内や外部機様 体制づくりが必要
- 携帯電話を持たない高 速かつ確実に提供でき
- 区民や帰宅困難者の》 に、鉄道の運行状況に 安否確認ツールの活序

第4節

- IP無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟
- 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

第5節 具

地震前の行動(予防対策)

防災機関相互の情報通信連絡体制の整備(129頁)

住民等への情報伝達体制の整備(131頁)

住民相互の情報連絡等の環境整備(132頁)

公開型GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・ 発信方法の強化(133頁)

災害時の情報収集等の検討(133頁)

デジタルサイネージの活用(134頁)

支援システムへの登録(134頁)

震災救援所の運営に関するデジタル化の推進 (134頁) 地震直後の行 発災後72

情報収集体制

防災機関相互の (警報及び注意報等

区本部による情

広報体制

区民等の通信手

広聴体記

震災編 第1部 第5章参照

j 課題

関との連携、情報共有化の

引齢者等に適切な情報を迅 会る体制整備が必要 令静な判断を妨げないため □関する情報不足の解消や 目促進が必要

第3節 対策の方向性

- 機器の使用方法を訓練等により習熟、強固な連 絡体制を構築などによる行政機関内の情報連絡 体制の確保
- Lアラート、公開型GIS「すぎナビ」を使用した被害情報の発信および共有
- 情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図るとともに、安否確認サービスの利用を促進

到達目標

- 安否確認サービスの普及、利用経験の促進
- 公開型GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・発信方法の強化

| 本的な取組 | 地震後の行動(復旧対策) | 発災後1週間目途 | 単級の第一報)(78頁) | 遠隔地避難者への支援(85頁) | 通信設備の復旧(85頁) | 開(80頁) | 現の確保(84頁) | 開(84頁) | 開(84頁)

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第1節 現在の到達状況

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

東京都(災害情報システム DIS)、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体との間に無線通信網(MCA 無線機 180 局、IP 無線機 330 局)を整備し、災害時における情報の収集・伝達体制を整えている。また、地域 BWA を活用した WEB カメラ、街角防犯カメラ、公開型 GIS「すぎナビ」を活用し、区内の被害状況を把握する。

2 住民等への情報伝達

防災行政無線(無線放送塔 127 基、電光表示局 3 基)、区公式ホームページ、各種 SNS、電話応答サービス、電話通報サービス、公開型 GIS「すぎナビ」、LINE ヤフー株式会社が運用する「Yahoo! 防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用した情報発信、携帯電話会社の 4 社(NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)が運用する「緊急速報メール(エリアメール)」等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。また、公開型 GIS「すぎナビ」を活用して、防災マップ、水害ハザードマップ、河川カメラ、土のうストッカー等の情報を、インターネットを通じて区民にわかりやすく公開・提供している。

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

4 ICT を活用した災害情報の収集及び発信

近年の ICT の急速な発展を受け、当該技術の防災面における活用が求められている。

区では、現在スマートフォン等を活用して、地震被害想定の結果を閲覧できるとともに、災害時には各種 SNS に投稿された災害情報を、信頼性や正確性の高い情報 AI(人工知能)技術を活用して解析・収集することにより、正確かつ迅速な災害情報の把握に努める。また、収集した最新の災害情報を公開型 GIS「すぎナビ」で発信することにより、二次災害を未然に防止する。今後、発展が期待される AI、IoT 等の最新技術を防災対策に積極的に活用する研究を進める。

第6章 情報通信の確保

第2節 課題

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)	
電力停電率	14.3%	
通信不通率	9.1%	

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

行政機関内や外部機関との連携、情報共有化の体制づくりが必要である。

2 住民等への情報伝達

区公式ホームページへのアクセスが集中することにより、閲覧に時間を要する等の問題が生じるおそれがある。区公式ホームページへのアクセス負荷の軽減を図るため、「LINE ヤフー株式会社」と協定を締結し、区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載することで、閲覧できるよう整えている。

【別冊・資料 154】

また、「Yahoo!防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用して、区の避難所開設情報や避難指示等の防災に関する情報を発信し、区民等への情報提供体制を整備している。

防災行政無線による放送内容が聞き取りづらい現象については、防災・防犯情報メール配信サービス、 電話応答サービス、電話通報サービスの運用により対応を図っている。また、携帯電話を持たない高齢 者等に適切な情報を迅速かつ確実に伝達できる体制整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線の機能拡充に加え、それらを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、強固な連絡体制を構築する。

2 報道機関との連携、住民への情報伝達

L アラートを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道機関との連携を密にすることで、報道発表の迅速化と報道対応の円滑化を図る。また、公開型 GIS「すぎナビ」を使用して、最新の被害状況等の情報を区民に発信・共有する。

3 住民相互の情報・通信基盤の確保

区は、通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するなど、情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、安否確認サービスの利用普及を図る。

第6章 情報通信の確保

第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 IP 無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟

区庁舎内、本庁代替施設、出先機関等の区の施設、防災関係機関や一時滞在施設、民間福祉救援所等における IP 無線機の適正な配備、また、IP 無線機を補う通信手段としての MCA 無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。なお、上記無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。

2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

区は、都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制を整備し区民に提供する災害情報の充実を図る。

3 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

区は、通信事業者による安否確認サービスの周知を徹底して行い、災害時の帰宅困難者の支援対策等 を強化する。

4 公開型 GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・発信方法の強化

災害発生時に、地域の被害状況等の災害情報の収集を区民等からの直接情報提供に加え、公開型 GIS 「すぎナビ」への投稿や各種 SNS 等を使用して速やかに把握する。また、最新の被害状況等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

5 災害時の情報収集等の検討

2 住民等への情報伝達体制の整備

6 デジタルサイネージの活用

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

7 支援システムへの登録

4 公開型 GIS「すぎナビ」を活用した災害

8 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進

情報の収集・発信方法の強化

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(1)対策内容と役割分担

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関が緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

機関名	対策内容
	・都本部との情報連絡体制の構築
区	・固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備
	・緊急地震速報 ⁸ の利用
	・全国瞬時警報システム(J-ALERT) ⁹ 、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)
	10の活用ができる体制の整備
	・東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段によ
都総務局	り、関係防災機関と情報連絡体制を構築(東京都防災行政無線や可搬型の衛星
	通信設備による総合的な防災行政無線網の整備)
	・国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築
	・地震計ネットワークの運用
	・緊急地震速報の利用
	・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の利用
	・緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の利用
	・Lアラートの利用
	・地理空間情報の活用
	・各種 SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用

_

⁸ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、 事前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合 わない。

⁹ 総務省消防庁が運用する全国瞬時警報システム(J-ALERT)は気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容を自動的に放送する。

¹⁰ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) は総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国(官邸) と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、FAX による情報伝達も並行して行う。

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	対策内容
警察署	・関係防災機関との情報連絡体制の構築
消防署	・各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・ 救急デジタル無線等の整備・関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築・画像情報を活用した災害情報収集体制の整備・震災消防対策システムの運用

(2) 取組内容

ア 都本部との情報連絡体制の構築

区には、都多重無線網による無線電話、無線 FAX のほか、東京都災害情報システム (DIS) のコンピュータ端末が設置されており、東京都との情報伝達、報告を行う体制を整備している。

イ 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備

区は、地震等災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡のため、東京都(都防災行政無線による)、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に、防災無線網を整備している。

ウ 区通信連絡窓口

図表:区災害対策本部設置前

	勤務時間内 (危機管理室防災課)	勤務時間外 (休日・夜間警戒本部)
NTTファクシミリ	3312-9402	3312-9402
区代表電話 (内線)	3312-2111 (3602~3606 · 3609 · 3617 · 3618)	3312-2111 (3607)
都防災無線電話	74411	74411
都無線ファクシミリ	74401	74401

図表:区災害対策本部設置後

	区庁舎西棟6階防災センター及び無線室 (災対総務部指令情報班)	
NTT直通電話 (災害時優先電話)	回線数 10本	
NTTファクシミリ	3312-9402	
区代表電話 (内線)	3312-2111 (3622~3629、3633~3636)	
都防災無線電話	74411(音声一斉)、74412~74413(ホットライン)	
都無線ファクシミリ	74401	

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

エ 緊急地震速報の利用

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、 地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

オ 全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムの活用ができる体制の整備

区は、全国瞬時警報システムからの緊急情報(地震・武力攻撃など)が発信されると、区の防災行 政無線放送塔から自動的に放送される設備を整えている。

■国民保護に関する情報

- ・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・大規模テロ情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ・その他、国民保護に関する情報
- ■緊急地震速報 (震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上を予測)

■気象等の特別警報など

また、緊急情報ネットワークシステムから送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備 している。

カ ICT を活用した災害時の保健・医療活動体制の構築

地域 BWA 等による通信網を活用して、震災救援所と保健センターをオンラインでつなぎ、急性期以降の健康相談や精神的ケア等の保健活動体制を整備するとともに、震災救援所と医療機関をオンライン等でつなぐ医療活動体制の構築を図り、災害発生時における保健・医療体制の更なる充実を目指す。

キ 災害時情報連絡体制の確立

防災行政無線(固定系無線、移動系無線)、IP無線機、公衆無線 LAN や携帯電話(災害時優先電話)の運用による無線を基幹とした情報連絡手段を整備する。

2 住民等への情報伝達体制の整備

(1)対策内容と役割分担

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や住民等に、災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機関名	対策内容	
区	・情報伝達のための防災行政無線設備の運用・住民への情報伝達手段の多様化・放送機関等との連携体制を整備・在宅で生活をしている災害時要配慮者に対する情報提供の整備	
都政策企画局	・東京都防災各種 SNS をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課各種 SNS により幅広く発信 ・放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備	
都総務局	・災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立・各種 SNS、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど 多様な情報提供ツールの活用・ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン 対策連絡協議会を設置	
都各局	・在住外国人等への情報の提供	

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	対策内容
都都市整備局	・災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を 活用した情報収集発信体制を確立
都産業労働局 都建設局 都水道局 都下水道局	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制 を確立
都デジタルサービス局	・スマートポールを活用した情報発信・東京都公式ホームページ等のアクセス集中対策の実施
関東総合通信局	・Lアラートによる住民への防災情報伝達システムの整備促進
東京電力パワーグリッド 株式会社 東京ガスグループ NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の 情報収集発信体制を確立
消防署	・火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

(2) 取組内容

- ・区は、防災行政無線(同報系)の整備や代替手段の確保により、区民への情報伝達体制を構築する。
- ・災害、避難情報などをいち早く確実に住民へ伝達するために、誰にでも伝わるよう防災行政無線のほか、区公式ホームページ、各種 SNS、電話通報サービス、電話応答サービス、防災・防犯情報メール配信サービス、公開型 GIS「すぎナビ」、緊急速報メール(エリアメール)等、複合的な情報伝達手段を整える。
- ・災害情報等を区民へ迅速に発信するため、新たな伝達手段について検討し、災害情報発信体制の充実・ 強化を図る。
- ・区内で地震、風水害、その他の災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合に、放送等をもって 災害時の情報を区民に迅速かつ正確に伝えることを目的として株式会社ジェイコム東京と覚書を結 んでいる。【別冊・資料 209、210】
- ・救援所へ避難せず自宅などで生活をしている災害時要配慮者に対して、区は地域包括支援センター(ケア 24)、障害者地域相談支援センター及び震災救援所等と連携し、情報提供体制の整備に努める。また、停電時における情報伝達・情報収集手段として、停電時にも使用できるスマートフォンやラジオの活用など、多角的に新たな情報伝達の仕組みとして検討する。
- ・障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団 体やボランティア等の協力を得た情報提供及び情報発信体制を検討する。

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

(1)対策内容と役割分担

区民が相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	対策内容	
区	・区民相互間の安否確認手段の周知	
都総務局	・区相互間の安否確認手段の確保・周知	
	・その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進	

(2)取組内容

日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう区民に周知する。また、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用音声お届けサービス、各種 SNS、災害時特設公衆電話等の通信事業者が行う住民相互間の安否確認手段等について周知する。区は、災害発生時における区民等の連絡手段確保のため、特設公衆電話の設置を NTT 東日本に依頼する。特設公衆電話は、各地域区民センター、震災救援所、補助代替施設、一時滞在施設、福祉救援所に設置し、発災時は避難者の利用に供する。

4 公開型 GIS「すぎナビ」を活用した災害情報の収集・発信方法の強化

(1)対策内容と役割分担

災害情報システムとして、公開型GIS「すぎナビ」を活用する。また、区民等にその活用方法について普及啓発を図る。

機関名	対策内容	
	・公開型GIS「すぎナビ」を活用した災害情報システムの構築及び区民等	
区	への普及啓発	
	・公開型GIS「すぎナビ」を活用した地震被害想定等の周知	

(2) 取組内容

ア 災害情報システムの構築及び区民等への普及啓発

- ○区は、次の対応を可能とする災害情報システムを構築し、運用する。
- ・災害発生時に、現地の被害状況等について区民等から直接情報提供を受け、その情報を、公開型GIS「すぎナビ」を使用して速やかに共有する。
- ・最新の被害状況等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二 次災害の発生防止につなげる。
- ○区民等へ災害情報システムの活用方法の普及啓発を図る。

イ 地震被害想定等の周知

・地震被害想定、防災マップ、水害ハザードマップ等について公開型 GIS「すぎナビ」を使用して 区民に周知する。

5 災害時の情報収集等の検討

災害時には、情報の錯綜が混乱を招き、被害を大きくする要因となる。そのため、平常時より情報の 把握手段や集約方法の改善などを検討・確認し、区民に提供する情報の共有方法を整理する。また、広 報車での情報発信は、巡回時間を設定し予告する等、効果的かつ効率的な情報提供の方法を検討する。

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組 【予防対策】

6 デジタルサイネージの活用

区は、区役所本庁舎内の広告付きデジタルサイネージを活用し、区民への多様な情報提供内容を検討する。

7 支援システムへの登録

区は、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、区内に備蓄している備蓄物資や地域内輸送拠点の登録を実施する。

8 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進

区は、震災救援所において、区民の利便性の向上と震災救援所の効率的な運営を図るため、混雑状況、 在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認についてデジタル化を図る。

第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 現在の到達状況

- 杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班を編成、災害対策本部を設置した時は杉並保健所内に医療救護部を開設、区災害医療コーディネーターと連携し初動医療救護活動を実施
- 人心の安定、死者の尊厳への十分な配慮、公衆 衛生等の観点から、遺体収容所を設置、都と協力した行方不明者の捜索に関する対応を実施

第2節

- 多くの重症者や中等症 二次保健医療圏や周〕 と連携した医療救護体 災害時要配慮者等に対 築が必要
- 適切な検視・検案作業 築と実施訓練、身元不 前調整が必要

第4節

■ 初動期の医療救護活動

第5節 具

地震前	の行動	(予修	方対策)
ᄱᇰᄺᆇᄞᆝ	U/ 1 3 35/1	/ 1. K	ハヘコペ

初動医療体制の整備 (140頁)

医薬品・医療資器材の確保 (144頁)

> 遺体の取扱 (144頁)

感染症を踏まえた今後の医療救護部の活動の在り方 (145頁) 地震直後の行! 発災後72

> 初動医 (9·

医薬品·医療 (10

> 医療施証 (10

行方不明者の捜索、遺体 (10

震災編 第1部 第6章参照

課題

:者が発生した場合に備え、 ②区市の災害拠点病院等制の構築が必要 対する医療救護体制の構

のため収集管理体制の構明者の遺骨保管場所の事

第3節 対策の方向性

- 災害拠点病院・災害拠点連携病院等と連携し、 実践に則した、医療救護訓練を実施、医療救護 活動拠点等の通信体制、医療依存度の高い災害 時要配慮者等に対する医療救護体制の整備
- 警察・医師を交えた訓練及び資機材の常備について検討や、火葬時における遺族への遺品の引渡し等の実施体制の整備

到達目標

■ 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

体的な取組

動(応急対策)時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途
療体制1頁)	医療救護活動 (107頁)
資器材の供給 0頁) 役の確保 0頁)	防疫体制の確立 (108頁)
の検視・検案・身元確認等 3頁)	火葬 (111頁)

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 現在の到達状況

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成する。

この医療救護班等は、区の要請を受けて、区が設置する緊急医療救護所¹¹11 か所及び歯科医療救護所 ¹²において、医療救護活動に従事する。各班の配置先及び役割分担等をあらかじめ明確に定め、初動医療体制等の確立を図る。また、区は、災害対策本部を設置した時は、杉並保健所内に医療救護部を開設し、情報・庶務班、衛生班、各保健活動班を編成するとともに、区災害医療コーディネーター¹³と連携し、初動医療救護活動にあたる。

2 遺体の取扱

区は、人心の安定、死者の尊厳への十分な配慮、公衆衛生等の観点から、遺体収容所を設置する。また、警察署、自衛隊等が行う遺体収容、行方不明者の捜索等について、都とともに協力し、必要に応じて作業員の雇用、資機材の借り上げ、その他必要な対応を行う。(関係書類の整備、遺体の搬送・収容、棺の調達等)

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
建物被害、屋内収容物、火災等による死者	323 人
建物被害、屋内収容物、火災等による負傷者・重症者	4, 138 人・491 人
自力脱出困難者数	1,322 人

1 初動医療体制の確立

令和4年(2022年)5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩東部直下地震が冬に発生すると、火災による建物の焼失や負傷者が多数発生するという想定が示された。区は、大規模災害発生時に傷病者の受入可能な病院が周辺区市に比較して少ない。そのため、多くの重症者や中等症者が発生した場合に、区内にある医療資源の活用だけで対応することは非常に困難であり、二次保健医療圏や周辺区市の災害拠点病院等と連携した医療救護体制の構築が重要となる。

(1) 医療機関と連携した医療救護訓練の実施

発災後、早期に、緊急医療救護所を開設し、円滑な運営を行う必要がある。

(2)情報連絡体制の整備

円滑な医療救護体制を確保するためには、区内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等の情報が区災 害医療コーディネーターに集約される情報連絡体制の整備が必要である。

¹¹区が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。)に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所

¹²急性期以降、杉並区歯科保健医療センター(杉並保健所 5 階)に設置する歯科治療を行う救護所 ¹³区の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定するコーディネーター

第7章 医療救護·保健等対策

第3節 対策の方向性

(3) 緊急医療救護所の設置

「災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定」に基づき、災害拠点病院・災害拠点連携病院等 11 病院に緊急医療救護所を設置したが、今後、新たに追加設置する必要がある。

(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の検討

医療依存度の高い災害時要配慮者等(人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者、妊産婦等)に対する医療救護体制を構築する必要がある。

2 遺体の取扱

遺族への迅速な対応のため、遺品の範囲および管理について、手続きの確認と実施訓練が必要である。 適切な検視・検案作業のため、死亡者の情報について、収集管理体制の構築と実施訓練が必要となる。 また、身分証明ができない死亡者が多数あることが想定されるため、写真を一体ずつ撮影し、死体袋に 添付する必要がある。

火葬後の身元不明者については、遺骨の保管場所について事前に調整しておくことが必要である。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制の確立

(1) 医療機関と連携した医療救護訓練の実施

発災後、早期に、緊急医療救護所を開設し、円滑な運営を行うため、災害拠点病院・災害拠点連携病院等と連携し、実践に則した医療救護訓練を実施する。

(2) 医療救護活動拠点等の通信体制の整備

杉並保健所内に設置する災害対策本部医療救護部を区医療救護活動拠点、杉並区医師会館を区医療救護活動拠点支所と位置付け、区内の被災状況、負傷者の状況及び医療機関の対応状況等の情報が区災害医療コーディネーターに集約されるよう、医療救護活動拠点等に無線や衛星電話等のほか、複数の通信体制を確保する。

(3) 緊急医療救護所の設置

「災害時おける緊急医療救護所の開設等に関する協定」に基づき、災害拠点病院・災害拠点連携病院 等 11 病院に緊急医療救護所を設置する。

(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の整備

医療依存度の高い災害時要配慮者等(人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等)の現状を把握したうえで、杉並区災害医療運営連絡協議会等の意見も踏まえ、医療ニーズに沿った対応策を十分検討し、医療救護体制を整備する。

2 遺体の取扱

- ・正確な死亡状況の確認と、迅速な身元確認のため、適切で迅速な情報管理体制が必要である。このため、警察・医師を交えた訓練及び資機材の常備について検討を行う。
- ・火葬においては「東京都広域火葬実施計画」との調整を図り、遺族への遺品の引渡しが速やかに行えるよう整備する。

第7章 医療救護・保健等対策

第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 初動期の医療救護活動

杉並保健所に災害対策本部医療救護部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心とした円滑な医療救護活動を実施する。

- ・災害拠点病院・災害拠点連携病院等と連携し、早期に緊急医療救護所を開設し、円滑な運営を行う。
- ・無線や衛星電話等のほか、複数の通信体制を確保し、情報の収集・伝達を行う。
- ・災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を設置する。
- ・災害時要配慮者等の医療ニーズに沿った医療救護体制を整備する。

2 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

・区は、遺体・遺品についての情報管理体制と、情報公開体制の構築を行う。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 初動医療体制等の整備

3 遺体の取扱

2 医薬品・医療資器材の確保

4 感染症を踏まえた今後の医療救護部の活動の 在り方

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

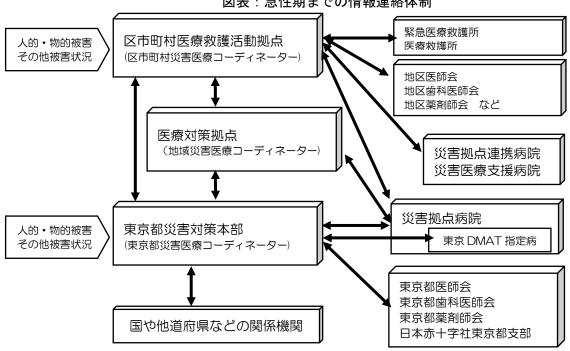
(1) 医療情報の収集伝達体制

- ・災害時において、各医療機関からの施設の被害状況や医療情報等は、区の医療救護活動を進めていく うえで極めて重要である。そのため区では、IP無線機を医療救護所と杉並区医師会、東京都杉並区歯 科医師会、東京都杉並区薬剤師会、柔道整復師会杉並支部、災害拠点病院・災害拠点連携病院等に配 備している。
- ・災害拠点病院・災害拠点連携病院等からは、災害時に区の災害対策本部に IP 無線機を通じて、被害状況や活動状況などが報告される。
- ・災害拠点病院及び二次救急病院は、広域災害救急医療情報システム (EMIS) ¹⁴により東京都及び東京 消防庁へ被害状況等を報告する通信体制となっている。
- ・災害時には、想定外の事態が発生することも考慮し、IP無線機だけではなく、衛星電話等複数の通信連絡手段を配備する。

¹⁴ 広域災害救急医療情報システム (EMIS): 災害時に医療機関の稼働状況などの医療・救護情報を集約し、 行政や消防、各医療機関などへ情報提供するシステム。

第7章 医療救護·保健等対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】



図表:急性期までの情報連絡体制

(2) 杉並区災害医療運営連絡協議会の設置

災害時における区の医療救護体制を協議し、医療救護活動の円滑な運営を図るため、区災害医療コー ディネーター、医療関係者及び行政等関係者で構成される、「杉並区災害医療運営連絡協議会」を設置 し、医療機関等との連携強化を図り、これらの関係機関との協定等について追加や見直しなどを検討す る。

(3) 区災害医療コーディネーターの任命

区は、区内の医療救護活動を統括・調整するため、東京都及び二次保健医療圏単位に設置される地域 災害医療コーディネーターとの連絡調整や医学的助言を担う職として、区災害医療コーディネーターを 任命する。

名称	説明	
東京都災害医療	都全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的	
コーディネーター	な助言を行う、都が指定する医師	
東京都地域災害医療	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために、都	
コーディネーター	が指定する医師	
杉並区災害医療	区内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行	
コーディネーター	う、区に対して医学的助言を行う区が指定する医師	

図表 : 災害医療コーディネーター

第7章 医療救護・保健等対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

図表 : 医療対策拠点等

名称	説明	
	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コー	
二次保健医療圏医療対策拠点	ディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所とし	
	て、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点	
	都が、二次保健医療圏ごとに設置する。地区医師会、地区歯科	
地域災害医療連携会議	医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の防	
	災関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報	
	共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の	
	構築を目的に平常時・発災時に開催する会議	

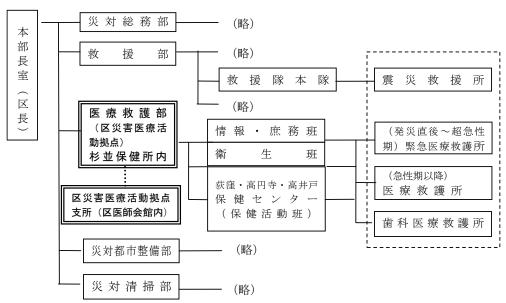
(4) 災害時医療体制の充実

重大な健康危機発生時の迅速、的確な対応のために、区内の医療連携体制と地域医療圏における相互協力体制を整備する。

1-2 医療救護活動等の確保

(1)区の医療救護活動

杉並保健所内に設置する「区災害対策本部医療救護部」は、区医療救護活動拠点として、国や都、関係機関との連絡調整、区内医療機関に関する情報収集及び関係機関等への派遣要請などを行う。具体的には発災直後から超急性期までは、区災害医療コーディネーターの助言のもと、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、東京都杉並区薬剤師会や柔道整復師会杉並支部、医療機関、地域災害医療コーディネーター、警察・消防等との緊密な連携を図りながら、医療救護班や医療機関との連絡調整などを行う。また、杉並区医師会は、「医師会災害対策本部」を医師会館内に設置し、連絡要員として配置された区職員とともに、収集した医療機関情報などの区医療救護部への報告や医療救護班の編成及び派遣業務を行い、医療救護部と連携して医療救護活動にあたる。なお、医療機関の情報が集積する医師会館は、区医療救護活動拠点支所と位置付け、通信機器を確保したうえで、災害医療派遣チーム等の医療スタッフの待機拠点とする。



第7章 医療救護·保健等対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 保健活動体制の強化

保健活動班等で実施する震災救援所を巡回して実施する健康相談や体調管理等の指導やアドバイス等の保健活動体制を強化する。

(3) 災害歯科保健活動の検討

歯科的災害関連疾病や誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科衛生士等による口腔ケアや口腔衛生啓発などの災害時の歯科保健活動の実施に向けて、東京都歯科衛生士会等と連携する。

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

都の計画において、下表のとおり定めている。

各機関	内容
都総務局	・救出救助活動拠点等を選定し確保
	・行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保
	・東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備
都保健医療局	・被災地域への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 15の
	設置場所を確保
	・日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	・医薬品、医療従事者等を搬送するため、民間航空会社と協定を締結
東京消防庁	・東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結
区	・負傷者の搬送方法の検討
	・医療救護所(緊急医療救護所を含む)における傷病者の搬送体制の構築

1-4 防疫体制の整備

- ・防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- ・飲み水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認する器材を備蓄する。
- ・消毒用次亜塩素酸 Na、簡易残留塩素試験紙、残留塩素測定器を確保する。
- ・被災動物の保護態勢を整備する。
- ・都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

1-5 震災救援所における衛生環境の向上

区は、震災救援所の衛生環境の向上のため、都が作成した「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」 や「杉並区震災救援所運営管理標準マニュアル」等の区民周知を行う。

1-6 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

区は、在宅で人工呼吸器や酸素使用患者等に対し、発電機器・酸素ボンベ等の貸出を支援するとともに、その他の医療が必要な患者に対しても支援体制の整備に向けて、関係機関と検討する。

¹⁵ 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU:エスシーユー) Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

第7章 医療救護·保健等対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 医薬品等の確保

ア 緊急医療救護所

緊急医療救護所等で使用する医薬品等を災害拠点病院・災害拠点連携病院等に備蓄している。備蓄量は、発災から3日間で1所500人相当分を目安としている。

イ 医療救護所

急性期以降に、必要に応じて開設することとなる医療救護所の医薬品等は、杉並保健所で一定量備蓄を行うとともに、区との災害時における優先供給の協定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。

ウ 震災救援所

全震災救援所に災害救急接骨セットを配備し、その保管充実を図っている。【別冊・資料249】

(2) 医療機関による医薬品等の備蓄

緊急医療救護所に指定された病院、各診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

3 遺体の取扱

(1)対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互 の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

機関名	対策内容	
	○遺体収容所の事前指定	
	○遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と	
	協議を行い、条件整備に努める。	
	・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項	
	・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項	
区	・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱に関する事項	
	・遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関す	
	る事項	
	・遺族への遺体の引渡しに関する事項	
	○遺体対応マニュアルに基づく訓練や、堀ノ内斎場等との協議を行うとと	
	もに、都との連携強化を図り、円滑な広域火葬体制の確保に努める。	
	○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導	
	○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及	
都保健医療局	啓発	
	○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築	
	○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化	

第7章 医療救護・保健等対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 取組内容

ア 遺体収容所の指定

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、以下の条件を満たす施設を事前に指定する。また、遺体収容所に指定された施設には、災害時の連絡手段を確保するため、IP無線機を配備する。

- 屋内施設
- ・震災救援所や医療救護所等他の用途と競合しない施設
- ・検視・検案スペースも実施可能な一定の広さを有する施設
- ・身元の不明な遺体の一時保存場所として使用可能な施設
- ・搬送車両の駐車スペースを確保できる施設

杉並警察署管内	荻窪警察署管内	高井戸警察署管内
杉並区荻窪体育館	杉並区妙正寺体育館	杉並区立下高井戸区民集会所
杉並区荻窪 3-47-2	杉並区清水 3-20-12	杉並区下高井戸3-26-1

[※] 遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、 現実的な遺体収容先について事前に確保する。

4 感染症を踏まえた今後の医療救護部の活動の在り方

衛生班・各保健活動班の対応強化

衛生班・各保健活動班は、震災救援所の避難者に対する健康相談の充実、健康状態のきめ細やかな確認、緊急医療救護所への適切な送致判断等、避難者の健康維持のための巡回活動を強化する。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

- 各地域区民センター、杉並芸術会館、杉並公会 堂、民間施設を一時滞在施設として指定
- 荻窪駅、西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅に駅 前滞留者対策連絡会を設置し、駅周辺のエリア 防災計画を策定
- 駅前滞留者及び区内通過者対策として、非常食 (クラッカー)を備蓄

第2節

- 従業員等の施設内待様 日間の水・食料等の備
- 駅や街中の掲示板等7 と民間が連携した帰宅 体制の整備が必要
- 一時滞在施設で二次ネ の所在等の課題解決力
- 災害時帰宅支援ステー 提供等連携体制の充動
- 駅前滞留者への情報! 報提供ステーション設i 確化、資機材訓練等の

第4節

- 事業所等における帰宅困難者対策の強化
- 一時滞在施設の確保及び質的向上

第5節 具

地震前の行動(予防対策)

東京都帰宅困難者対策条例に基づく 取組の周知徹底(150頁)

帰宅困難者への情報通信体制整備 (156頁)

一時滞在施設の確保及び運営支援 (157頁)

> 帰宅支援のための体制整備 (158頁)

地震直後の行 発災後72

情報収集と

一時滞在施設の開設 (11

帰宅困難者·一時滞在 (12

事業所等における帰い

駅周辺での混乱

集客施設及び駅等 (12

震災編 第1部 第7章参照

i 課題

機に係る計画の作成や3 i蓄を行うことが必要 アナログ媒体の活用、行政 !困難者に対する情報提供

皮害が発生した場合の責任 が必要 -ションに対する区の情報

実が必要 是供や誘導等、各駅の情 置に係る人員や役割の明)充実が必要

第3節 対策の方向性

- 東京都帰宅困難者対策条例の内容を実施するため、条例の内容を区民及び事業者等に周知
- 区、都、国、事業者等の連携による帰宅困難者に 対する安否確認や情報提供のための基盤を整備
- 事業者等と連携した一時滞在施設の確保、一時 滞在施設の運営方法について支援

到達目標

- 災害時帰宅支援ステーションとの連携体制の構築
- 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

体的な取組

動(応急対策)時間以内

地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途

判断(117頁)

·帰宅困難者の受入れ 8頁)

E施設等への情報提供 20頁)

宅困難者対策(121頁)

乱防止(124頁)

における利用者保護 !4頁) 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 (127頁)

> 徒歩帰宅者の支援 (130頁)

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

1 一時滞在施設の確保

区は、各地域区民センターのほか、コミュニティふらっと永福、杉並芸術会館(座高円寺)、杉並公会堂、民間施設を一時滞在施設として指定した。

2 駅前滞留者対策協議会の設置

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成 25 年(2013 年)7 月に荻窪駅前滞留者対策協議会を設置した。その後、西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅にも、駅前滞留者対策連絡会を設置し、駅周辺のエリア防災計画を策定した。

3 帰宅困難者用備蓄の配備

駅前滞留者及び帰宅困難者対策として、杉並第一小学校、杉並第十小学校、桃井第一小学校、桃井第二小学校、桃井第三小学校、阿佐谷中学校、旧杉並第四小学校に、クラッカー計 4,900 食を備蓄した。

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
帰宅困難者数	51,411 人
都内滞留者数	415, 955 人

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題

「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した内容について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や、3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に都内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールが十分に活用されたとは言い難く、また、都や区は、公共交通機関と十分に連携が取れていなかった。このため、インターネットや各種 SNS に加え、駅や街中の掲示板等アナログ媒体の活用を進めるほか、行政と交通事業者等の民間が連携して帰宅困難者に対して、情報提供を行う体制を整備する必要がある。

3 一時滞在施設に関する課題

都の被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、 備蓄の充実が必要である。特に、大規模施設の確保、二次被害が発生した場合の責任の所在等について、 課題を解決していく必要がある。また、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるよう、平常時から施 設に対する支援が重要である。

第8章 帰宅困難者対策

第3節 対策の方向性

4 帰宅支援に関する課題

帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。混乱収拾後、都が設置する災害時帰宅支援ステーションに対する区の情報提供等連携体制の充実が必要である。

5 駅前滞留者対策に関する課題

JR4 駅の各駅前滞留者への、情報提供、一時滞在施設への誘導等、各駅の情報提供ステーション設置に係る人員や役割の明確化を図り、感染症対策物品、テント等の資機材の備蓄及び訓練等の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容を実施するため、条例の内容を、区民及び事業者、区立小中学校等に周知していく。(従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など)また、事業所防災リーダー制度を周知することで、滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策を図る。

2 情報通信基盤の整備

区、都、国、事業者等の連携による帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

3 一時滞在施設の確保及び運営支援

- ・駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所が ない者を一時的に受け入れる一時滞在施設の確保に事業者等と連携して努める。
- ・区立施設については、引き続き、施設規模や立地条件等を踏まえ拡大を図る。併せて民間施設との協議を行い、指定を進める。
- ・民間施設が一時滞在施設を円滑に運営できるよう、平常時から一時滞在施設の運営方法について支援する。

第4節 到達目標

1 事業所等における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、 従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。なお、区立小中学校等の児童・生徒及び教 職員分の食料備蓄は既に確保済である。

2 一時滞在施設の確保及び質的向上

企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、可能な限り早期に一時 滞在施設を拡充する。また、発災時により確実に運営できる体制を整備する。

3 災害時帰宅支援ステーションとの連携体制の構築

混乱収拾後、都が設置する災害時帰宅支援ステーションに対する区の情報提供等連携体制の構築に向けた検討を行う。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、区内の事業所に事業所防災リーダー制度、災害時帰宅 支援ステーション等を周知する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

- 1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の
- 3 一時滞在施設の確保及び運営支援

周知徹底

- 4 帰宅支援のための体制整備
- 2 帰宅困難者への情報通信体制整備

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・東京都帰宅困難者対策条例の区民・事業者への周知
	・JR 各駅における駅前滞留者対策連絡会による対策強化
	・駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる施設の確保
	・従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進
都教育庁	
都生活文化	日本、女体のウクなりのとよった制動は
スポーツ局	・児童・生徒等の安全確保のための体制整備
学校等	
	・計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策連絡会等に参加
警察署	・駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施
	・地域版パートナーシップを活用した広報啓発活動の推進
消防署	・駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言
	・事業所防災計画の作成状況の確認、作成指導
	・企業備蓄の啓発
商工会議所等	・団体及び会員企業向け啓発や対策の実施
	・地域住民と会員企業との連携・協力に関する啓発、連携協力体制の整備
	・事業所防災リーダーへの登録
事業者	・企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整
	備や必要な備蓄の確保
	・外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討
	・企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知

機関名	対策内容	
	・行動ルールに基づいた滞留者対策の実施	
JR4駅駅前滞留者	・帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施	
対策連絡会	・駅周辺の事業者や地域住民への周知や対策の浸透	
	・情報提供ステーション設置に向けた体制の整備	
集客施設及び	・集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必	
駅の事業者	要な備蓄の確保	
例(少争来有	・集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進	
区民	・外出時の発災に備えた必要な準備	
	・東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発	
	・国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直	
	下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置	
	・「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の	
	強化	
都総務局	・各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町	
	村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを	
	開催	
	・駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設	
	の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同	
	で帰宅困難者対策訓練を実施	
都産業労働局	・中小企業の事業継続計画(BCP)策定を支援	
	・都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進	
都都市整備局	・発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリア	
	マネジメント団体等の活動を支援	
東京商工会議所	・事業所防災リーダーの普及啓発への協力	
東京経営者協会	・団体及び会員企業向け啓発や対策の実施	
東京青年会議所	・団体における連携協力体制の整備	

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2)取組内容

ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

- ・区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都 帰宅困難者対策条例等の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を 図る-
- ・都と連携して、都民向け「防災ブック」、企業防災アドバイザー等の周知を図る。
- ・事業所の防災担当者等が都と直接つながることで、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を 都が直接届ける事業所防災リーダー制度を周知し、同制度の普及啓発を図る。
- ・帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や、従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じて、対策に協力する区民・企業等の拡大を図る。
- ・都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

イ 事業者における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保

- ・事業者は事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。テナントビルや、入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を決める。
- ・都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへ登録する。
- ・従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)、燃料(非常用発電機のための燃料)等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所での混乱軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に従業員へ配布しておく方法も検討しておく。発災後3日間は、救出・救護活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救護活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このため、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ○事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄について検討していく。
- ○事業者は、3日分の備蓄を行う場合について、共助の観点から、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における 従業員等の備蓄の考え方について

1 対象となる企業等

国、都、区等の官公庁も含む、全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態(正規、非正規)を問わず、事業所内で勤務する全従業員

- 3 3 日分の備蓄量の目安
 - (1) 水については、1人当たり1日30、計90とする。
 - (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
 - (3) 毛布については、1人当たり1枚とする。
 - (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水 :ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食:アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択にあたっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) マスク・手指消毒剤等の感染症対策用品
 - (4) その他の物資(特に必要性が高いもの)

毛布やそれに類する保温シート、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)、敷物(ビニールシート等)、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類 (備 考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していく ことが望ましい。(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、 副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料 水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(ア) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員の取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

(イ)安否確認手段

- ・安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏ま えて複数の手段を使うことが望ましい。
- ○固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
- (例) 災害用伝言ダイヤル (171)
- ○固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの
- (例)災害用伝言板(web171)、各種 SNS、IP 電話、専用線の確保等
- ・事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。
- (例)毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し定期的に従業員へ周知する。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

ウ 駅前滞留者対策連絡会による滞留者対策

(ア) 高円寺駅、阿佐ヶ谷駅、荻窪駅、西荻窪駅前滞留者対策連絡会による滞留者対策

・鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成 25 年(2013 年)7 月 に荻窪駅、平成 28 年(2016 年)1 月に西荻窪駅、平成 29 年(2017 年)3 月に阿佐ヶ谷駅、平成 30 年(2018 年)3 月に高円寺駅前滞留者対策連絡会を設置した。

【駅前滞留者対策連絡会の主な所掌事務】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- 情報提供方法と情報収集
- 誘導場所の選定

- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施
- ・災害時の駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に誘導するためのルールに基づいて、連絡会の構成団体が協力して駅前滞留者対策を推進する。
- ・駅前滞留者対策連絡会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- ・組織は組織で対応する(自助)
 - 地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に 対する取組を行う。
- ・地域が連携して対応する(共助)
 - 駅前滞留者対策連絡会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- ・公的機関は地域をサポートする(公助)
 - 区が中心となり、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。
 - ・区と駅前滞留者対策連絡会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。
 - ・エリア防災計画を策定し、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。
 - ・駅前滞留者対策連絡会では、平常時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルール及びエリア防災計画に反映させる。
 - ・電話の輻輳や停電等の影響を受けない IP 無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
 - ・駅前滞留者対策連絡会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板(情報共有ボード)や IP 無線機に加え、大型ビジョンやエリアメール、各種 SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策連絡会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
 - ・駅前滞留者対策連絡会は、平常時より区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
 - ・災害時における避難経路等の安全点検等を平常時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り 組む。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(イ) 駅前滞留者対策連絡会に対する支援

JR 各駅(荻窪駅、西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅)における各駅の駅前滞留者対策への取組支援、訓練を拡充する。

エ 集客施設及び駅等の利用者保護

- ・事業者は、利用者の保護に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映する。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲で計画に明記する。テナントビルや、事業者が存在する複合ビルの場合、事業者は、ビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。事業者は、冊子等(電子媒体を含む)により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、計画を必要な場所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- ・事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への 提供方法、災害時要配慮者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- ・事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける 長周期地震動への対策を講じておく。
- ・事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や被災時の経路の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- ・事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が 待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- ・事業者は、一時滞在施設が開設されるまでの間は、施設の特性や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが求められる。
- ・事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。また、事業者は訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練にあたっては、停電や通信手段の断絶など発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行う。

○高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

○外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応 や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・やさしい日本語の活用を検討する。

○感染症への対応

感染症等の感染症拡大防止に努め、マスクや手指消毒液、非接触型体温計等の備えておく。

オ 学校等における児童・生徒等の安全確保

・学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平常時より整備する。 その際、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にする。発災時には、児 童・生徒等の学校施設等内又は他の安全な場所での待機、その他、児童・生徒等の安全確保のた めに必要な措置を行う。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

・学校、学童クラブ、保育園、子供園等は、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、水、食料等を備蓄する。

カ 帰宅困難者対応訓練の実施

首都直下地震によって多数の帰宅困難者が発生した想定で、駅、駅周辺事業者、区などが連携し、 混乱の防止や安全確保に努めるため、連絡会や訓練等を定期的に実施する。また、帰宅困難者の安全 確保や誘導、一時滞在施設の開設・運営等を円滑に実施する体制を確保する。

キ 区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前 共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等、その他必要な準備をす る。特に携帯電話や、スマートフォンの充電用ケーブル、予備バッテリー等の準備をしておくことが 望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツール
	の周知
	・帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用
	・都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツール
都総務局	の周知、ガイドライン等の作成
	・都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のWi-Fi 及び災害時用公衆電話(特
	設公衆電話)を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備
	・民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に
	対し補助を実施
	・一時滞在施設における電力・通信体制の強靭化の取組推進
	・電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、
	施設へ配布
警察署	・適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の準備
通信事業者	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備
	・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防
	災訓練等における利用体験の実施

(2) 取組内容

区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信 事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

3 一時滞在施設の確保及び運営支援

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・区立施設や都立・私立高校、民間施設等を一時滞在施設として指定することを検 討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請す る。 ・事業者との間で、一時滞在施設の指定に関する協定を締結するよう要請する。
都総務局	 ・都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知を行う。 ・国、区、事業団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 ・民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
都主税局	・民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施
都総務局 都都市整備局	・都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を促進する。
事業者団体	・加盟する事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼する。
事業者学校等	・事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ・帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。
一時滞在施設 となる施設	・行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ・事業所防災リーダーへの登録
国・都・区	 ・都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及 啓発 ・一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ 周知 ・一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考 え方(適用可能性や費用負担)について整理 ・民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の 支援策について検討し、地域の実状に応じて支援策を具体化

(2) 取組内容

ア 一時滞在施設の指定

- ・区が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、事業者等に協力を求め、民間施設に対して、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。
- ・事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを 検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞ れが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

- ・一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公開とすることができる。ただし、民間施設等で施設管理者が非公開を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う。
- ・災害時要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先 スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、やさしい日本語、英語、 中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受入れのための態勢を整備する。

イ 一時滞在施設の確保運営に係る支援

(ア) 一時滞在施設に関する普及啓発

区及び都は、地域内の住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、民間の一時滞在施設は、施設管理者の善意に基づく「共助」の観点から運営されることから、①一時滞在者は自己の判断で利用するものであること、②一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力すること、③施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと、の受入条件を承諾し、署名した者を受け入れることについてもあわせて普及啓発に努める。

そのほか、①余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合等、施設の管理者の判断により、急きよ閉鎖する可能性があること、②受入定員に達した場合には新たな受入れを断ること、③負傷者の治療や、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があること、等、施設において対応できない事項についても普及啓発に努める。

(イ) 防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防へ周知し、災害時における連携に 努める。

(ウ) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都が実施している民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免などの様々な支援策の周知を図る。

(エ) 一時滞在施設運営マニュアルの整備

区は、事業者に対し、都が作成した一時滞在施設の運営マニュアルを活用した民間一時滞在施設向けのマニュアルの整備を支援する。

4 帰宅支援のための体制整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
国 都総務局 区	・鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知
都総務局区	・帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知 ・災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設等の周知
	・帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	対策内容
都総務局	 ・災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ・沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ・全都立学校(島しょを除く。)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ・災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置 ・帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備
通信事業者	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害 用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者学校等	・混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ・災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ・協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ・帰宅ルールを策定

(2) 取組内容

ア 混乱収拾後の帰宅方法の周知

・区は、鉄道等の公共交通機関が復旧した場合に、帰宅者が駅に集中することを避けるなど、事故が起こらないよう適切な帰宅方法・ルール(国及び都の検討による)を区民や事業者に周知する。

イ 事業者による帰宅方法・ルールの事前設定

・事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、帰宅時間が 集中しないための対応や帰宅状況の把握の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定する。

ウ 災害時帰宅支援ステーションによる支援

・区は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、区内単一で営業する事業者と協定を締結するとともに、帰宅支援の対象道路等の沿道における帰宅支援体制を整備する。

エ 徒歩帰宅訓練の実施

- ・行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- ・徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を 把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレなど、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の 契機となることを目的とする。
- ・訓練実施にあたっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知するなど、工夫が必要である。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第8章 帰宅困難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

才 帰宅支援対象道路16

- ・都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- ・帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休息場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- ・帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置も必要で、徒歩帰宅 者のための安全な歩行空間の確保(無電柱化や段差解消等のバリアフリー化)や、円滑な歩行を 阻害する要因(不法占用、違法駐車等)の一掃に向けた検討を行う。

_

¹⁶ 徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第8章 帰宅困難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

- 危険が切迫した場合、区長は当該地域住民に対し、避難指示を発令
- 避難行動要支援者の避難等に関する支援対策として、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録者台帳を各震災救援所のキャビネットに保管
- 現行の広域避難場所は、20か所
- 震災救援所65か所、第二次救援所7か所、福祉 救援所41か所を確保

第2節

- 高齢者や外国人等災害 制の構築の更なる検討
- 避難時の移動距離やす 面積が確保できていな を都に積極的に働きか
- 災害への対応と経験、 救援所運営管理標準、 要

第4節

- 避難体制の整備
- 避難場所の確保や運営体制の確立

第5節 具

弗5即 呉	
地震直後の行 発災後72	地震前の行動(予防対策)
避難 (1:	避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む) (166頁)
女性等に配慮した震災約 (14	避難場所等の指定・整備(171頁)
車中泊や臨時的に多 (14	震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等 (175頁)
感染 (14	第二次救援所及び福祉救援所の指定・管理運営体 制の整備等(178頁)
動物 (14	車中泊(179頁)
被災者の他:	動物愛護(180頁)
(14	感染症対策(181頁)

震災編第1部第8章参照

」 課題

評要配慮者への避難体 が必要 分要な受け入れ人数分のいため、避難場所の拡大 いため、避難場所の拡大 けていく必要 検証結果を踏まえ、「震災 ?ニュアル」の改定を行う必

第3節 対策の方向性

- 的確な避難誘導や衛生管理の徹底等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進、在宅避難を原則とした避難体制、福祉避難所の拡充を推進
- 災害時、事態の推移に即応可能な避難場所等の 運営方法を検討、一時避難地における都指定の 対策の実施
- 震災救援所等の拡充、災害時要配慮者及び女性のニーズに応じた対策等を震災救援所運営管理標準マニュアルに反映

到達目標

■ 震災救援所における生活環境の確保と震災救援所等運営体制の確立

体的な取組

動(応急対策)

19頁)

時間以内	/
誘導 35頁)	
(援所等の開設・管理運営 1頁)	
生した避難所の対応 15頁)	
症対策 Ⅰ6頁)	
9救護 16頁)	
地区への移送	Ŧ

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

1 避難体制の整備

- ・区内において危険が切迫した場合に、区長は管轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、要避難地域・ 避難先を定めて当該地域住民に対し避難指示を発令する。
- ・区民は、高齢者等避難が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、避難の準備をする。特に災害時要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始する。また、避難指示が出された場合、震災救援所運営連絡会、防災市民組織や事業所等を中心に集団避難を開始する。
- ・避難行動要支援者「の避難等に関する支援対策として、地域のたすけあいネットワーク(地域の手) の登録者台帳を各震災救援所のキャビネットに保管している。発災時には、各震災救援所の救護・支 援を担当する組織が中心となり、登録者台帳を基に登録者の安否確認等を行う。

2 避難場所等の指定

- ・区の避難場所は、震災時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、広域的な避難を確保するものであり、東京都が指定している。現行の区民の避難場所は、20か所である。
- ・避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1m²以上を確保することを原則としている。
- ・区の避難場所の呼称については、混乱を避けるため、「避難場所」とせず、「広域避難場所」とする。

3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

・令和6年(2024年)3月31日現在、区内に震災救援所65か所、第二次救援所7か所、福祉救援所41か 所が確保されている。なお、区立小中学校の耐震化は、令和6年度(2024年度)現在、完了している。

・区は、災害時の避難場所、避難所について、災害の種類(「洪水」「内水氾濫」「土砂災害(崖崩れ)」「地震」「大規模火災」)ごとに整理している【別冊 資料 241】。ただし、各避難場所、避難所の呼称については、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、「震災救援所」「第二次救援所」「福祉救援所」「一時避難地」(震災時)としている。

¹⁷ 平成 25 年(2013 年)6月の災害対策基本法の改正を受け、「災害時要援護者」の名称を「災害時要配慮者」、「避難行動要支援者」の名称に整理している。「災害時要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者、その他の特に配慮を要する人である。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

第9章 避難者対策

第2節 課題

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
避難者発生数	122, 469 人
要配慮者死者数	261 人

1 避難体制の整備

- ・避難時の情報収集伝達体制、避難誘導体制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、 避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。
- ・災害が大規模となった場合、避難行動要支援者の安否確認は震災救援所の役員のみでは対応困難となることが想定されるため、避難者の中からボランティアを募るなど、人員の確保が課題である。また、 昨今の災害を踏まえ、高齢者や障害者等の災害時要配慮者をはじめとする避難者への対応について、 更なる検討が必要である。

2 避難場所等の指定

- ・都が区民の避難先として想定する避難場所20か所の指定では、必要最低限の条件は満たしているが、避難場所によっては、避難時の移動距離が最大2.4kmと遠方にあり、また、一人当たりの避難者有効面積も、14か所が2㎡未満と狭いことが課題となっている。今後も引き続き、避難場所の拡大を都に積極的に働きかけていく必要がある。
- ・災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所の運営方法について事前に定める必要がある。

3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

昨今の災害への対応と経験、検証結果を踏まえ、「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改定を行う必要がある。災害時要配慮者、女性等のニーズに応じた避難者対策については、平成27年(2015年)にマニュアルに反映し、感染症対策については令和4年(2022年)に反映をしているが、震災救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者の第二次救援所、福祉救援所への移送方法や受入態勢についての詳細な点は検討中である。

第3節 対策の方向性

1 避難体制の整備

- ・的確な避難指示等、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の 避難全般にわたる対策を総合的に推進する。
- ・避難体制については、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難を原則とするが、 災害時要配慮者については、専門的なケアを必要とする者の受入態勢を確保するため、福祉救援所の 拡充を図る。
- ・各震災救援所の運営管理標準マニュアルにより、平常時から避難行動要支援者の安否確認の手順を確認しておく。

2 避難場所の指定及び安全化

- ・区は、災害時に避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、 避難場所等の運営方法について検討する。また、区が指定する「一時避難地」について、都の避難場 所指定を受けられるよう、対策を講じていく。
- ・都は、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策

第4節 到達目標

3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

・災害関連死の抑制にも影響する、震災救援所等における良好な生活環境の確保に向け、災害時要配慮者、女性等のニーズに応じた対策について引き続き検討を行うとともに、昨今の災害対応と経験を踏まえた内容を、随時「震災救援所運営管理標準マニュアル」に反映させる。

第4節 到達目標

1 避難体制の整備

区と都は協力して、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。また、災害時要配慮者に対し適切な避難誘導を行う仕組みや、外国人が情報を把握し適切な避難行動をとれる仕組み等の検討・整備を行っていく。

2 避難場所の確保や運営体制の確立

区は、都及び事業者と連携し、避難場所の確保に努めるとともに、職員の配置や情報伝達方法等、必要事項を定め、避難場所の運営体制を確立する。

3 震災救援所における生活環境の確保と震災救援所等運営体制の確立

災害関連死を抑制し、安心・安全を考慮した震災救援所における生活環境の確保を図るとともに、 昨今の災害の対応と経験、検証結果、感染症対策等を踏まえた震災救援所運営体制を確立する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 避難体制の整備 4 第二次救援所及び福祉救援所の指定・管理運営体

(災害時要配慮者対策を含む) 制の整備等

2 避難場所等の指定・整備5 車中泊3 震災救援所の指定・管理運営体制の6 動物愛護

整備等 7 感染症対策

1 避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む)

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容	
	・火災情報等、避難に繋がる情報伝達方法の強化	
区	・避難場所等の運用方法の検討	
	・区民の防災知識の普及・啓発	
	・災害時要配慮者の支援体制の整備	
	・社会福祉施設等の安全対策の推進	
	・災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達するための、災害情報共有シス	
	テムの構築	
	・都と連携した緊急通報システム等の整備	
	・震災救援所、避難場所、一時避難地等の周知	
	・都及び事業者と連携した避難場所の確保	

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	対策内容
	・広域避難誘導に関する検討
都総務局	・震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上
	・避難場所等の周知に関する区との連携
	・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援
都福祉局	・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検
石P/田/正/PJ	計
	・緊急通報システムの活用を促進
都保健医療局	・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係
即休健区烷川	る市町村への情報提供
	・各施設における自衛消防訓練内容の充実
都関係各局	・在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発
印度床行用	・外国人旅行者応対マニュアルの配布
	・在住外国人のための防災訓練の実施
	・区と連携した災害時要配慮者に対する防災訓練の実施
消防署	・ 救急直接通報等の活用
旧则有	・地域が一体となった協力体制づくりの推進
	社会福祉施設等と地域の連携を促進

(2) 取組内容

ア 情報伝達方法の強化

- ・区は、災害が発生した際に、火災等の避難に必要な情報を把握し、区民に迅速かつ的確に提供する必要がある。区は、災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達し、被害を最小限に抑えることを目的として、防災・防犯情報メール配信サービス、電話応答サービス、電話通報サービス、区公式ホームページ、各種 SNS、CATV (J:COM)、緊急速報メール (エリアメール)を導入している。これらについて、送付内容等、発災時の活用方法について事前に定め、訓練を実施する。また、区は公開型 GIS「すぎナビ」を活用し、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。
- ・区は、「すぎなみマップ」を活用し、区災害対策本部内において、避難者人数等の情報を共有化している。

イ 避難場所等の運営方法の検討

避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所等の運営方法について検討し、あらかじめ運用方法を定める。検討内容は概ね次のとおりである。

- ・運用に要する職員等の適切な配置
- ・ 都及び事業者の協力体制
- ・適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うための情報伝達手段
- ・傷病者に対する、医療・搬送体制
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅又は震災救援所への移動についての誘導方法

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

ウ 区民の防災知識の普及・啓発

- ・区は、区民自らが生命及び身体を守るため、適切に判断し、速やかに在宅避難を含めた安全な場所への避難等を行えるように平常時より防災知識の普及・啓発に努める。
- ・区は、防災マップの配布や公開型 GIS「すぎナビ」の活用など、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図っている。また、外国人に向けて、区公式ホームページに外国語で防災情報を掲載しているほか、外国語版の防災マップや公開型 GIS「すぎナビ」にて防災情報を提供している。さらに災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違いについて普及啓発を図ることで、理解の促進に努める。
- ・区は、都と連携を図りながら、自宅等での生活が可能な場合における在宅避難、親戚知人宅やホテル等への避難など、状況に応じた多様な避難行動(分散避難)の実践を推進する。

エ 災害時要配慮者の支援体制の整備

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者などの災害時要配慮者は、適切な防災行動を とることが困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。
- ・区は、災害時において、災害時要配慮者に対する必要な支援ができるよう第二次救援所や福祉救援所の拡充等、体制の整備を図る。
- ・災害時要配慮者の対応にあたっては、震災救援所、救援隊本隊及び救援部庶務班が連携し、迅速 に行う必要があるため、連携の仕組みや活動手順等の整理・具体化を進めていく。
- ・利用者が適切に避難準備及び避難ができるよう社会福祉施設等に対する早期の情報伝達に努める。
- ・災害時要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能 な者もいるため、高齢者や障害者が早期の避難行動を促進できるよう、わかりやすい表現を用い る等の適した方法で情報伝達を行う。
- ・GIS (地理情報システム)を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、災害発生時に災害時要配慮者(避難行動要支援者)の安否を迅速に把握する。
- ・災害時要配慮者支援の実効性を確保するため、震災救援所運営連絡会の役員等への個人情報保護 研修及び登録者台帳の情報共有体制の整備を進める。

オ 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の拡充・強化

- ・高齢や障害などにより災害時に自力で避難することが困難な災害時要配慮者のうち、特に支援が 必要となる「避難行動要支援者」については、区が保有する福祉情報を整備し、「避難行動要支援 者名簿(以下「原簿」という。)」を作成する(年4回更新)。
- ・原簿の登載者は、介護保険認定者(要介護 1~5)、身体障害者手帳所持者(1 級~3 級)、愛の手帳所持者(1 度~3 度)、精神障害者保健福祉手帳所持者(1 級~3 級)、難病患者(手帳所持者を除く)、その他災害時に支援を希望する者とする。災害時には、区長の判断により、震災救援所、警察署、消防署、消防団に原簿を提供し、安否確認や救援などに活用する。
- ・原簿を基に、震災救援所を拠点とした地域での実効性ある支援体制を確立するため、区は以下の 施策を推進する。
 - ○原簿の登載者に対しては、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への一斉勧奨及び福祉 関係事業者の協力を得て、利用者に登録を促すなど、登録希望者について「登録者台帳」に登 載する。台帳については、民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団及び震災救援所運営連 絡会など、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の避難を支援する各所(避難支 援等関係者)に平常時から提供し、登録者の状況把握等に活用する。提供する登録者の情報は、 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事 由などである。
 - ○避難支援者等関係者に対する登録者台帳の提供にあたっては、情報漏洩を防止するために、個人情報保護研修を受講したものに限定して登録者台帳の閲覧を可能とする。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

- ○災害時に、避難行動要支援者に対し迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うため、震災救援 所運営連絡会における地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の取組を支援する。また、 災害時要配慮者支援システムの運用により、各震災救援所で、震災救援所運営連絡会委員をは じめとした避難支援者等関係者が災害発生時に登録者の安否を迅速に把握できる体制を整備 するとともに、将来的には災害時要配慮者自身が安否情報等を入力可能なものとすることを目 指す。
- ○民生児童委員による登録者の「個別避難支援プラン」の作成を推進し、登録者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実を図る。個別避難支援プランの作成にあたっては、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の協力も得ながら取り組む。
- ○緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所にプランを保管する「救急情報キット」 を地域の手の登録者に配布する。
- ○避難支援者等関係者が、地域の実状や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、平常時から登録者台帳の確認等の要配慮者対応訓練を実施する。

カ 地域福祉関係者やボランティアとの連携

災害時要配慮者支援には多くの関係者の協力が必要となるため、区は、関係者に対してパンフレットの配布や研修等を行うとともに、以下の取組を進める。

- ・「地域のたすけあいネットワーク (地域の手)」登録者への支援者や協力者を募るための啓発
- ・民間の障害者・高齢者施設との定期的な協議
- ・保健医療ボランティア登録制度の構築

キ 災害時要配慮者等に対する啓発や支援の充実

- ・災害時要配慮者自身の備えや災害時に実施すべき事項等について、啓発を行う。また、高齢者・ 障害者等関連施設・団体に対しても、災害時要配慮者向けに必要となる物資や医薬品の備蓄の必 要性について、啓発を行う。
- ・災害時要配慮者の特性に配慮した医療資器材等の把握と必要な支援体制を整備する。
- ・災害時要配慮者の意向や福祉救援所に指定されている施設の受入体制等を加味したうえで、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されたことを踏まえ、災害時要配慮者の福祉救援所への直接避難を総合的に検討する。

ク 在宅人工呼吸器使用者の避難支援計画作成

地震等により停電が起こった場合に備えて、在宅で人工呼吸器を使用している方に生命の危険があるため、委託した訪問看護ステーションと保健センターの保健師が、災害時の個別支援計画を作成する。計画作成にあたり、避難計画等の確認や人工呼吸器の電源の確保、対象者の周囲の安全、食料・常備薬の確保など災害時の備えや対応方法を対象者とその家族、関係者で確認しながら作成する。

ケ 家具転倒防止器具の取付け費用助成

65 歳以上のみの世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者福祉 手当受給者に対し、家具転倒防止器具の取り付け費用を助成する。

コ 防災訓練及び研修の充実

震災救援所訓練では、地域との連携による災害時要配慮者に対する様々な訓練を実施し、防災力の向上に努めていく。また、「災害対応力を強化する女性の視点〜男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン〜」を踏まえ、男女平等部門や子ども家庭部門等の協力を得て、同ガイドラインを活用した研修を実施する。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

サ 社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を推進する。

シ 社会福祉施設等と地域の連携

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

ス 防災行動力の向上

社会福祉施設等の職員は、地震を想定した救出救護訓練を取り入れた自衛消防訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

セ 都と連携した緊急通報システム等の整備

都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

ソ 震災救援所、広域避難場所、一時避難地等の周知

震災救援所、広域避難場所、一時避難地の役割の違いを考慮した安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行い、都と連携を図りながら周知する。

タ 路上生活者等の受入方針の検討

区は、震災救援所等に避難した路上生活者等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、他の避難者の心情等について勘案しながら対応する。

チ 地域包括支援センターと連携した避難行動の周知

区は、高齢者に対して適切な避難行動の周知を促進するため、地域包括支援センター (ケア 24) との連携方法を検討する。今後、地域包括支援センター (ケア 24) の窓口やケアマネジャーを通じて、地域の高齢者に対して区が推奨する避難行動を説明する体制を整備する。

ツ 被災者の移送方法等の検討

区は、後発災害のリスクや複合災害が発生した状況等を想定し、発生する後発災害に応じた被災者 の移送方法や移送手段を検討する。

送迎用バスを所有する各福祉施設や区内運輸関係企業等との協定締結についてさらに検討を進める。また、近距離移送の場合に備え、震災救援所における搬送用資器材(リヤカー、担架、車いす等)の配備や操作訓練のための協力・支援を行う。

テ福祉専門職等の確保

区は、災害発生時における災害時要配慮者の安否確認や避難生活支援などの災害対策業務に従事する福祉専門職や意思疎通支援者を確保するため、民間の障害者・高齢者支援事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、震災救援所、第二次救援所及び福祉救援所への職員派遣に関する協定の締結を推進するなどの人的な支援体制を整備する。また、東京都災害福祉広域支援ネットワークからの福祉専門職の派遣を受け入れるため、東京都災害福祉広域調整センターとの連携体制を構築する。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

2 避難場所等の指定・整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
	・避難場所の整備・指定に向けた取組
[]	・一時避難地の指定
区	・避難場所等の指定・整備
	・住民への周知
	・公共施設の基本的な役割の明確化
	・帰宅困難者の受入ルールの検討
都総務局	・避難場所等の住民への周知
	・状況に応じた多様な避難行動の推進
	・避難所等における通信環境等の確保の促進
都都市整備局	・東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路の指
和和加亚州市	定
都建設局	・避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備
和是政府	・避難場所や救助拠点となる都立公園の整備
 消防署	・消防水利の整備
刊列有	・避難場所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
都デジタル	・避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進
サービス局	歴末/月 こして1日にで40 (いる印工) の成寺の日報イマノノの金庸住庫
都各局	・都立施設の避難先としての活用にかかる区市町村への協力
(日)(古)(月)	・指定管理者等の役割の明確化

(2) 取組内容

災害時には、延焼火災の拡大や、がけ崩れ等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出現するものと想定される。そのような事態に備えて、あらかじめ安全な場所や道路を確保する。また、効率的・効果的な避難を実現するため、震災救援所、広域避難場所、一時避難地等の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

ア 避難場所の指定

(ア) 区民の避難場所

特別区の地域の避難場所は、震災時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、広域的な 避難を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条1項に基づき、東京都が指定している。 現行の区民の避難場所は、以下の20か所である。

図表:避難場所一覧表(令和4年(2022年)9月1日から適用)

		I	T	ı	T	
	避難場所	所在地	避難地域 (町丁目別)	区域面積 避難有効面積	避難計画人口 (人) 一人当たりの避 難有効面積 (㎡/人)	最遠距離 (km)
1	芦花公園・明大八幡 山グランド一帯	世田谷区粕谷、八 幡山、船橋	上高井戸1丁目、上高井 戸3丁目	461, 113 235, 722	95, 939 2. 46	1. 1
2	コーシャハイム中野 弥生町・立正佼成会 大聖堂一帯	中野区弥生町 杉並区和田	方南2丁目、和田1~2丁目	144, 359 74, 078	34, 313 2. 16	0.8
3	中野区役所一帯	中野区中野、杉並 区高円寺北	高円寺南5丁目、高円寺 北1丁目	214, 73591, 638	87, 174 1. 05	1. 3
4	公社鷺宮西住宅一帯	中野区白鷺	下井草1~2丁目、本天 沼1~2丁目	75, 831 29, 301	26, 243 1. 12	1. 3
5	明大和泉校舎一帯	杉並区永福、下高 井戸	永福1~2丁目、下高井戸 2丁目の一部、1丁目の一 部、方南1丁目、和泉1~2 丁目、4丁目の一部	188, 379 99, 493	60, 771 1. 64	1. 6
6	和田堀公園(東地 区)一帯	杉並区大宮、堀ノ内	大宮1丁目の一部、堀/内 1~2丁目、和泉3丁目、4 丁目の一部	119, 70751, 683	25, 365 2. 04	1. 1
7	善福寺川緑地・ 和田堀公園(西地 区)一帯	杉並区成田西、成 田東、松ノ木、大 宮	阿佐谷南1~3丁目、阿佐谷北1~5丁目、永福4丁目、荻窪1丁目、2~5丁目の各一部、高円寺南3丁目、高円寺北2~4丁目、松ノ木1~3丁目、成田西1~4丁目、成田東1~5丁目、大宮2丁目、1丁目の一部、梅里2丁目、浜田山4丁目、上荻1丁目、天沼1~3丁目	710, 468310 , 342	145, 599 2. 13	2. 3
8	シャレール荻窪一帯	杉並区荻窪	荻窪 2~5 丁目の各一部	61, 005 18, 640	16, 095 1. 16	1. 0
9	柏の宮公園一帯	杉並区高井戸東、 浜田山	永福3丁目、高井戸東1 丁目の一部、浜田山1~3 丁目	172, 475 69, 124	17, 508 3. 95	1. 2
10	高井戸駅一帯	杉並区高井戸西、 高井戸東	宮前1~3丁目、高井戸西2~3丁目、1丁目の一部、高井戸東3~4丁目、2丁目の一部、西荻南3~4丁目、南荻窪1~4丁目	128, 740 57, 200	48, 811 1. 17	2. 4
11	高井戸公園一帯	杉並区久我山	久我山1~5丁目、宮前4 ~5丁目、高井戸西1丁目 の一部、松庵1~3丁目、 西荻南1~2丁目、上高 井戸2丁目	143, 960 57, 935	54, 208 1. 07	2. 0

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

	避難場所	所在地	避難地域 (町丁目別)	区域面積 避難有効面積	避難計画人口 (人) 一人当たりの避 難有効面積 (㎡/人)	最遠距離 (km)
12	上井草スポーツ センター一帯	杉並区今川、上井 草、練馬区下石神 井	今川1~4丁目、上井草1 ~4丁目、清水1~3丁目	172, 295 73, 088	39, 399 1. 86	1. 4
13	蚕糸の森公園一帯	杉並区和田	高円寺南1丁目、和田3 丁目	48, 725 22, 193	13, 245 1. 64	0. 4
14	井草森公園一帯	杉並区井草	井草1~5丁目、下井草3~5丁目、本天沼3丁目	63, 974 34, 691	31, 77 1. 09	1. 8
15	白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若宮	阿佐谷北6丁目	99, 714 36, 190	32, 581 1. 11	1. 4
16	善福寺公園・ 東京女子大学一帯	杉並区善福寺	西荻北3~4丁目、善福寺 2丁目、3~4丁目の各一 部	179, 578 45, 886	17, 138 2. 68	2.0
17	井草八幡宮一帯	杉並区善福寺	上荻4丁目、西荻北2丁 目、5丁目、善福寺1丁目、 3~4丁目の各一部	58, 939 21, 752	14, 608 1. 49	0. 9
18	セシオン杉並・妙法 寺一帯	杉並区梅里、堀ノ 内	高円寺南2,4丁目、梅里 1丁目、堀ノ内3丁目	108, 906 47, 529	26, 277 1. 81	0. 9
19	桃井原っぱ公園一帯	杉並区桃井	上获 2, 3 丁目、西荻北 1 丁目、桃井 1~4 丁目	65, 614 40, 633	22, 735 1. 79	1. 2
20	日本郵政・高井戸東 小学校一帯	杉並区高井戸東	下高井戸3~5 丁目,1 丁 目の一部、高井戸東1~2 丁目の一部	57, 472 26, 758	20, 219 1. 32	1. 3

(イ) 避難場所の指定の考え方

- ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1m²を確保できること。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する。

イ 避難道路の指定

(ア)区における避難道路

避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、避難場所までの距離が遠い地域又は火災による延焼の危険が著しい地域については、避難者を安全かつ円滑に誘導するため、東京都震災対策条例第48条に基づき避難道路を指定している。なお、東京都が指定している区における避難道路は、1系統2路線である。

図表:避難道路(令和4年(2022年)9月1日から適用)

避難場所	最遠地点	避難道路系統
明大和泉校舎一帯	方南1丁目	環状 7 号線→甲州街道

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

ウ 避難場所及び避難道路の整備

(ア) 避難場所案内板等の整備

- ・避難場所、避難道路の周知と避難の際の安全を期するため、経年劣化した案内板と標識板の建 替えを行うほか、避難場所の変更に伴う案内板等の交換を行う。なお、従前、避難場所の標識 には緑十字のマークを使用していたが、避難場所に逃げ込む人をイメージした新たなマーク (図記号)が国土交通省により作成され、JIS 規格に指定されたことに伴い、区では平成14年 度(2002年度)に新しいマークへの張替えを行った。このマークの板には特殊な蓄光材を付して おり、日中の明かりを受けて若干光る性質があるため、夜間に発災した場合も有効である。
- ・都は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、 避難場所案内板等の見方に関する周知を図る。あわせて、避難場所案内板等の多言語対応(英 語、中国語、韓国語)も図る。

(イ)消防水利の整備

東京消防庁では、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水 利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

エ 一時避難地の指定

(ア) 一時避難地の位置付け

東京都により指定された避難場所までの避難距離が長い、避難場所が偏在しているなど、必ずしも区民にとって安全で安心できる避難場所が十分に確保されている状況とはいえない。このような状況を改善するために、区では、大地震により、周辺が大火災に発展するおそれがあるとき、又は周辺に小火災が発生したとき、周辺住民が一時的に避難する場所(ただし、周辺の火災が拡大し、ふく射熱から身を守ることができなくなった場合等、安全性が確保できなくなった場合は、区長の避難の指示等により、避難場所に避難するものとする。)として、防災空地を兼ねた公園(防災公園)等を一時避難地として指定するとともに、避難場所として都の指定を目指して整備を行っている。なお、周辺住民の安全な避難場所を確保していくため、下高井戸おおぞら公園一帯について、既に広域避難場所としての指定を受けている明大和泉校舎一帯と合わせての指定を目指す。

指定施設	所在地
杉並区立馬橋公園	杉並区高円寺北 4-35-5
杉並区立塚山公園	杉並区下高井戸 5-23-12
杉並区立下高井戸おおぞら公園	杉並区下高井戸 2-28-23

(イ) 一時避難地の整備

- ・現在、区内には東京都が指定した避難場所以外に大きな公園や空地はほとんど存在しない。よって既存の民間空地の広域でのネットワーク化、大規模工場跡地、国公有地等について、一時避難地として計画し、安全で効果的な一時避難地の確保を行うとともに、東京都の避難場所の指定を受けることを目指して整備する。
- ・一時避難地においては、情報伝達その他各種連絡に備える態勢を整備する。
- ・区立馬橋公園、区立塚山公園等一時避難地の整備については、近隣のオープンスペースや震災 救援所と合わせて行うことなどで、継続的に都の指定を目指す。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

オ 避難場所等の周知

防災マップやハザードマップの配布などにより、近隣で大規模火災が発生することで震災救援所等に延焼のおそれがある場合を想定して、避難場所や避難道路等の周知を徹底する。また、避難場所と 震災救援所では役割が違うことから、日頃より区民等へ周知する。

3 震災救援所の指定・管理運営体制の整備等

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
	・震災救援所等の指定及び体制整備
	・「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改善
	・震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の具体化
	・飼養動物の同行避難の体制整備
区	・都、関係団体と協力した動物救護体制の整備
	・震災救援所の衛生管理対策の促進
	・震災救援所の医療救護対策の促進
	・簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレに関
	するマニュアル作成
都総務局	・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂や区の震
都福祉局	災救援所運営体制整備の支援
都福祉局	・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
	・震災救援所の衛生管理対策の推進
都保健医療局	・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援
	・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備
都教育庁	・避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計
10	画を策定
消防署	・避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援
日赤東京都支部	・避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備

(2) 取組内容

ア 震災救援所等の指定及び整備

災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対しては、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、震災救援所等を開設し、受入れ・保護する必要がある。

(ア) 震災救援所等の指定

区立小中学校等 65 か所を震災救援所として指定している。また、これらの施設が震災救援所 (避難・救援拠点)である旨を周辺住民に周知するため、震災救援所案内板を設置している。 【別冊・資料 238】

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(イ) 震災救援所補助・代替施設の指定

震災救援所の収容能力を超えた避難者が発生した場合や、区立小中学校等が被災して震災救援所として機能しない場合に備えて、区内の高校、大学など 24 か所の施設の一部をそれぞれ震災救援所補助・代替施設に指定している。【別冊・資料 238、242】また、震災救援所補助・代替施設に指定している施設には、災害時の連絡手段を確保するため、IP 無線機を配備している。なお、震災救援所補助・代替施設に指定している施設と意見交換会を実施したうえで、協定の見直しや施設利用計画の更新を実施する。

(ウ) 震災救援所等の体制整備

震災時、地域の救援活動の拠点となる、震災救援所の機能強化を図るため、以下の整備を行っている。

震災救援所運営連絡会の設置

町会、地域の事業所、学校を中心に震災救援所運営連絡会を設置し、救援所運営のルールづくりや、応急救護活動が円滑に行えるよう訓練を実施している。

学校防災倉庫の整備

震災時に必要となる救助資機材、毛布などの生活物資等を備蓄するため、震災救援所となる区立小中学校等の空き教室等を活用し、学校防災倉庫を設置し整備している。

学校防災用井戸の設置

震災時にはトイレ・洗濯などに役立つ生活用水が必要になるが、停電時にも使える手押しポンプを区立小中学校等及び済美養護学校に設置している。

・受水槽用取り出し水栓の設置

震災救援所の飲料水対策として、構造上設置が困難な一部の小中学校を除き、学校の受水槽の 下部に取り出し水栓を設置し、停電時にも受水槽から当面の飲料水を確保できるようにしている。

・スタンドパイプ、応急給水栓の配備

災害時の給水拠点を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる応急給水及び消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備している。また、構造上設置が困難な一部の小学校を除き、震災救援所等の敷地内において、応急給水ができるよう応急給水栓を設置した。

・NTT特設公衆電話の設置

震災救援所では、避難者家族等の安否確認のために NTT 東日本が提供する特設公衆電話を使用できるようにしている。各小中学校等に専用のモジュラージャックの設置工事を行っており、震災時には学校防災倉庫で保管している電話機を接続して無料で使用できる。

・食料及び資機材の備蓄

区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材を備蓄している。避難所で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの(不燃性・難燃性のある製品・防炎品など)を使用するなど、適切な防火防災対策に努める。

・プライバシー空間の確保

区は、震災時における避難者のプライバシー空間の確保のため、簡易間仕切りセットの備蓄を行う。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

・トイレ対策

区では各震災救援所に、簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレ、収便袋を備蓄している。なお、マンホールトイレについては、車いす対応として洋式オプションを備蓄しているほか、当該施設に設置されている障害者用トイレを有効利用することとしている。また、断水などのライフライン被害の長期化に備え、各種トイレに活用するための、収便袋の備蓄を進めるほか、区立小中学校の改築に合わせて、学校敷地内に設置可能なマンホールトイレの整備や、要配慮者の利用を想定したバリアフリー化を推進していく。

・Wi-Fiスポットの設置

避難者が安否確認や情報収集を行えるよう、震災救援所に整備した地域 BWA 通信基盤を活用した Wi-Fi スポットを適切に維持管理する。

空調設備の整備

区は、小中学校の教室や体育館に空調設備を整備した。

対象	整備年度		
小中学校の普通教室	・平成22年、平成23年度に設置完了		
小中学校の屋内運動場	・令和元年度から3ヵ年で屋内運動場への空調設備設置等の整備を実 施		
小学校の特別教室	 ・理科室 平成 26 年度に設置完了 ・家庭科室と図工室 平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度に設置完了 		
中学校の特別教室	 ・理科室 平成 26 年、平成 27 年度に設置完了 ・家庭科室 平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度に設置完了 ・美術室 令和元年度に設置完了 ・技術科室 令和 2 年度に設置完了 		

イ 「震災救援所運営管理標準マニュアル」の見直し

震災救援所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都作成の「避難所管理運営の指針」、消防署策定の「避難所の防火安全対策」等に併せて、「震災救援所運営管理標準マニュアル」の随時見直しを行う。震災救援所の防火安全対策においては、運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、消防署と連携を図っていく。災害時要配慮者、女性、性的マイノリティのニーズに応じた対策については、引き続き検討を行う。

ウ 災害時要配慮者対応に係る連携体制の具体化

災害時要配慮者の対応は、震災救援所、救援隊本隊及び救援部庶務班が連携し、迅速に行う必要があるため、震災救援所運営連絡会における災害時要配慮者の避難支援計画を踏まえた、災害時の効果的な支援体制の整備に努めるなど、連携の仕組みや活動手順等の具体化を進めていく。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

エ 各種トイレに関するマニュアルの作成

区は、簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレの設置や、維持管理方法 等に関するマニュアルを作成する。

オ 在宅避難者の把握方法の検討

スマートフォン等の位置情報のデータを活用し、平常時と災害時の違いや災害時における昼夜間の違いを分析し、震災救援所等に避難せず自宅で避難している避難者の概数等を把握する方法を研究する。

カ 避難施設間の避難者受入体制の構築

災害が発生した場合、一部の震災救援所に避難者が集中し、避難者を収容しきれない可能性があるため、震災救援所となる小中学校等の近隣に所在し、補助代替施設として指定している都立及び私立の高校、大学の活用方法を確立する。また、補助代替施設の所在する地域において多数の避難者が発生した場合に、震災救援所と補助代替施設が連携し、応急対策を行う仕組みづくりを推進する。

キ 都立施設等の活用

区は、震災救援所や補助代替施設が不足する場合に備え、都立施設や国立施設の避難施設としての 活用を検討する。

ク 宿泊施設の活用

区は、国、都、事業者団体と連携し、乳幼児親子などの災害時要配慮者の避難者対応や新たな感染症対策として、区内の宿泊施設(ホテル、旅館等)の活用を検討する。

4 第二次救援所及び福祉救援所の指定・管理運営体制の整備等

ア 第二次救援所の指定

災害時要配慮者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者については、区が避難状況等を勘案のうえ、地域区民センターに第二次救援所を開設して救援・救護を行うとともに、対象施設の拡大や整備に向けて取り組む。

イ 福祉救援所の指定

特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所での生活が極めて困難な災害時要配慮者を臨時的、応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる区立の障害者通所施設5か所、都立及び民間入所施設等36か所を福祉救援所として指定している。今後も福祉救援所の拡充のため、高齢者や障害者の入所施設等に対し、施設建設の段階から協力を求めるなどにより、福祉救援所の開設及び運営に関する協定の締結を推進する。国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえて、災害対策基本法の基準を満たす施設について、福祉救援所の指定及び施設ごとの受入対象の公示に向けた取り組みを進める。【別冊・資料68~101】

ウ 受入施設や必要物資の環境整備

(ア)受入施設の環境整備

区は、福祉救援所に指定した施設の状況を踏まえ、施設管理者と連携して、災害時要配慮者が 避難生活を送るうえで必要な環境整備(冷暖房設備、非常用発電機、情報関連機器、施設のバリ アフリー化等の整備)を推進する。また、第二次救援所に指定している地域区民センターについ ても災害時要配慮者が避難生活を送るための環境整備を推進する。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(イ)物資や資器材の備蓄

第二次救援所及び福祉救援所における災害時要配慮者の受入れに必要な物品の備蓄の充実を 図る。

エ 運営体制の整備

(ア) 避難先の振り分け基準の整理

要介護度や障害の程度、家族の有無、医療行為や医療的ケアの必要性などの視点から、医療救護所・第二次救援所・福祉救援所への振り分けのための基準を整理し、関係者間で共有するとともに訓練等を通じた検証を行う。

(イ) 福祉救援所連絡会の開催

福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を実施する。また、福祉救援所のマニュアルの整備、立ち上げ運営訓練など福祉救援所の機能強化を図る。

(ウ) 震災救援所との連携強化の推進

震災救援所との連携強化を推進するため、福祉救援所の開設及び運営に関する協定を締結した 施設職員と区内医療・福祉サービス事業者に震災救援所運営連絡会への参加を促す。

(エ)避難場所の充実

妊産婦や乳幼児親子などの特別な支援を必要とする方の避難場所について検討し、その確保を 図る。

(オ) 第二次救援所運営管理マニュアルの見直し

男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮して、女性等への対応について第二次救援所運営管理マニュアルの見直しを実施する。

(カ) 福祉救援所標準マニュアルの見直し

福祉救援所標準マニュアルに基づいて、福祉救援所の開設・運営訓練の実施や点検等を通じて、 定期的にマニュアルの見直しを実施する。

5 車中泊

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力
都総務局	
都福祉局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
都保健医療局	
警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 取組内容

車中泊者発生抑制に向けた普及啓発の協力

発災時の混乱防止に向け、「都における震災時の車中泊に係る基本的考え方」を踏まえ、区公式ホームページや各種 SNS、その他媒体等を活用し、都が実施する以下の普及啓発に協力する。

<啓発内容>

- ・東京都震災対策条例の趣旨(車両による避難の禁止)
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸 念があること
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

6 動物愛護

(1)協力体制の整備

区は、東京都や関係団体等と連携し、犬の登録台帳の確認及び発災時の住民からの逸走動物問合せ等の情報管理体制の整備を実施する。また、震災救援所に指定している施設の管理者と「災害時におけるペットの救護対策」の重要性に関する情報を共有し、連携の強化に努める。さらに、杉並区動物適正飼養普及員(杉並どうぶつ相談員)や東京都獣医師会杉並支部等の関係機関と連携し、災害発生時の協力体制の整備を進める。

(2) 飼養場所の設定

区は、都、関係団体等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを推進する。

ア 震災救援所内における飼養場所の設定

- ・区は、震災救援所内及びその近接地等に同行避難動物の飼養場所を設定するよう体制を整備する。
- ・動物飼養場所の設定にあたっては、震災救援所内での動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮する。
- ・震災救援所における飼養場所は、地域性や避難所の特性を踏まえ、避難所運営側と協議して設定する。 設定にあたっては、以下の事項に優先順位を付けて検討する。

<設定事項>

- ・雨、風、雪等がしのげる
- 暑さ(日差し)や寒さの対策が行いやすい
- 犬がけい留できるフェンスや柱がある
- ・部外者の立入制限等の対策が行いやすい
- ・飼い主のいる場所から動物の気配が感じられやすい
- ・動物が苦手な人の居室から離れている(鳴き声や臭い、抜け毛等の苦情が発生しにくい位置)
- ・ごみ捨てや物資配分等で、避難者が飼養場所のそばを通らない
- 清掃しやすい
- ・屋内に設置する場合(倉庫、プレハブ、学校の特別教室、プールの更衣室、部室)
- ・屋外に設置する場合(屋根や壁がある渡り廊下、プールサイド、テント等)

イ 資材等の確保

区は、飼育場所の区画の仕切り等に必要な資材の備蓄に努める。

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組 【予防対策】

(3)ペット同行避難時の対応の周知

区は、ペット同行避難の具体的な方法として、身元表示の徹底、飼い主による動物用避難用具の確保等、動物の健康管理、しつけの実施等の普及啓発に努める。また、震災救援所では人と動物との生活空間を分離する必要があることから、飼い主が動物と同行避難した場合に、原則、同室で飼養管理することはできないことや、家族、親戚、知人等の複数の一時預け先の確保について周知する。

7 感染症対策

(1) 感染予防対策物資の備蓄

区は、震災救援所内での集団感染の防止を徹底するため、震災救援所の運営や避難者の感染予防で使用する物資を備蓄する。

感染予防対策物品(震災救援所1か所あたり) (令和5年(2023年)4月現在)

物品名	数量
フェイスシールド	230 個
□) T.供	M 300 双
ゴム手袋	L 200 双
除菌消臭用漂白剤	2本
	500ml 1本
手指消毒剤	800ml 12本
	1,000ml 4本
感染症対策除菌消臭剤	4本
防護服セット	1式
医療用ガウン	250 着
非接触式電子温度計	3本(学校共用分含む)
非接触式電子体温計	1本
接触式電子体温計	5本
養生テープ	1 個
テント型プライベートルーム	3~5 張
要配慮者用テント	1 張
ワンタッチ式テント	2 張
防塵メガネ	10 個
防塵マスク	150 枚
マスク	2,000 枚
石鹸	200 個
ハンドソープ	25 本
ウエットティッシュ	1,000 個

第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 震災救援所における感染防止対策の実施

震災救援所では、3 密(密閉・密集・密接)となりやすいため、感染症が拡大しやすい環境であることから、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの事前設定、感染対策担当の設置、感染症対策ルール等を定めた震災救援所運営管理標準マニュアルに基づき運営を行う。

(3) 感染症防止対策の推進

大規模災害と感染症拡大の複合災害に備え、防護用品等の備蓄物資の更新や感染症対策に携わる知識 技術の維持、患者搬送体制の構築と維持による迅速な対応体制を整備する。

第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

- 区と都は、合わせて概ね3日分の食料を確保(4 日目からは調達物資での対応を想定)、飲料水 確保のため、区立小中学校等に応急給水栓等を 整備
- 学校防災倉庫及び災害備蓄倉庫を整備し、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点を選定
- 物流事業者等との協定締結等による輸送手段の 確保、輸送体制の構築

第2節

- 物資の途絶が3日以上 る可能性や、多様化す た対応が必要
- 区内の3日目分の食料 倉庫が不足しているた 及び地域内輸送拠点の 討が必要
- 災害時における輸送ル 確保を目的とした物流 整備や連絡体制の構ま 配送計画が必要

第4節

- 発災後3日分の区内備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進
- 物販事業者と連携した強固な調達体制の構築

女性等に配慮した生活必需品等の備蓄又は調達 (202頁)

■ 東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な物資の荷さばき機能の強化

第5節 具

	No or or
	長古水 o 仁:
地震前の行動(予防対策)	地震直後の行 発災後72
食料及び生活必需品等の確保(189頁)	備蓄物資の係
飲料水及び生活用水の確保(194頁)	飲料水の供
以科小及び土冶用小の確保(194頁)	
備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(196頁)	生活用水の
偏由石件次0·输及泛派07至偏(100页)	<u> </u>
輸送体制の整備(200頁)	支援物資の調道
支援物資の輸送(200頁)	義援物資の取
輸送車両等の確保(202頁)	輸送車両の社
燃料の確保(202頁)	災害時緊急離着陸場(

震災編 第1部 第9章参照

課題

に及び備蓄食料が不足する避難者ニーズを踏まえ

を区内に備蓄するための め、災害備蓄倉庫の増設)配置、増加について、検

/一トの検討、輸送手段の 事業者等との連携体制の をや交通規制に対応した

第3節 対策の方向性

- 要配慮者等にも配慮した区内備蓄の促進、震災 救援所を拠点とした水の確保、備蓄物品のあっ 旋等による各家庭の備蓄推進及び啓発を実施
- 井草防災拠点や災害備蓄倉庫の整備や地域内 輸送拠点の整備を促進
- 発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築、物流事業者等と事前協議や訓練等による実効性のある物流体制を構築

到達目標

- 東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な支援物資輸送体制の構築
- 孤立時に区内備蓄等のみで3日間を乗り切れる体制の構築

体的な取組

動(応急対策) 時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途
共給(153頁)	多様なニーズへの対応(162頁)
:給(155頁)	
#\\\\/\delta/\delta=\\	炊き出し(162頁)
共給(158頁)	
主要請(158頁)	食料品、飲料水等の安全確保(163頁)
り扱い(159頁)	
	市場の流通確保、消費者への情報提供(164頁)
確保(159頁)	
侯補地の確保(161頁)	支援物資の輸送(164頁)

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

- ・区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、タオル、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等の生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料品、生活必需品、感染症対策に必要な物資の調達について、あらかじめ業界団体、事業者等に協力を依頼している。
- ・区と都は、合わせて概ね3日分の食料を確保(4日目からは、調達物資(炊き出し等)での対応を想定)しており、被災乳幼児(2歳未満)用の調製粉乳等は、概ね7日分確保している。
- ・備蓄については、1日目分は区が、2日目、3日目分は都からの支援物資を被災者に供給することとしているが、緊急輸送道路の被災や大渋滞など混乱を想定し、区は、区内に3日間分の食料物資を確保することとした。また、震災時の飲料水等を確保するため、区立小中学校等に応急給水栓を整備するとともに、校内の受水槽や、浄水場、災害時給水ステーション(給水所)、応急給水槽等を設置している。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- ・区は、避難者用の備蓄物資を保管するため、学校防災倉庫及び災害備蓄倉庫を整備・保全している。
- ・都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、災害拠点倉庫、支援物資等の受入 れを行う地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設の機能を有する「井草防災拠点」として活 用している。
- ・区は、災害備蓄倉庫、地域内輸送拠点等から震災救援所等への物資の輸送を、協定締結機関、震災 救援所運営連絡会等と協力して行う。
- ・義援物資については、区と都が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

3 輸送体制の整備

区は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)との協定締結等により、 輸送手段の確保、輸送体制の構築している。物資の調達及び輸送調整に関するオペレーションは、救 援部物資班が行う。関係者との連絡手段は電話やFAX、IP無線機を主としている。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	想定される被害(多摩東部直下地震)
避難者数	122, 469 人
避難所避難者数(1日後)	104, 098 人
避難所外避難者数(1日後)	18, 371 人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

物資の途絶が3日以上におよび、備蓄している食料が不足する可能性がある。また、災害時要配慮者、食事制限のある方や子供、男女の違い、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品等、避難者のニーズは多様化しており、その対応が必要となる。備蓄品目・量、調達体制は、常に見直しを必要とする。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第3節 対策の方向性

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区は、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点として井草防災拠点を選定している。しかし、支援物資等受入拠点は、ヘリコプターの発着場所等、他の用途でも利用するほか、屋外であるため、備蓄物資の荷さばきに支障が出る可能性がある。また、区内で3日間分の食料を備蓄するための倉庫が不足している。そのため、災害備蓄倉庫の増設及び地域内輸送拠点の配置、増加について、随時検討を行いながら進めていく必要がある。

3 輸送体制の整備

震災救援所等へ物資等を輸送するため、災害備蓄倉庫、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点からの 効率的な輸送体制を築く必要がある。そのためには、災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段 の確保を目的とした東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者との連携等の具体化や情報の共 有化、連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。加えて、震度 6 弱の地震 が発生した場合に、行われる交通規制に対応した配送計画が必要となる。さらに、地域内輸送拠点にお ける荷受け・荷さばきや物資の在庫管理などについて、東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業 者との連携体制を構築し、効率的かつ効果的な物流体制を整備していく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

区は、都と連携し、発災後3日分の物資の区内備蓄を継続して進めていく。また、備蓄にあたっては、高齢者など災害時要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保にも努める。なお、都の備蓄物資は区の要請に基づき供給されるのが原則であるが、喫緊の際には、都は区からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給(プッシュ型支援)を行う。

(2)水の確保

発災時は道路状況等から車両運搬が困難な事態も予測されるので、震災救援所を拠点として水の確保に努める。なお、全震災救援所に整備された応急給水栓を活用し、水を確保する。

(3) 家庭内備蓄の促進

区は、自宅における避難生活に備えるため、備蓄物品のあっせん等により各家庭での備蓄の推進を 図る。また、区と都は、平常時から区(都)民に対し備蓄の普及啓発を行う。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

建物倒壊等による道路の閉塞や交通規制により、一時的に区外からの救援や物流が滞ることを想定し、発災後3日分の物資を区内に分散して備蓄をするため、井草防災拠点や災害備蓄倉庫の整備を進めていく。また、発災後に物資を震災救援所等へ円滑に輸送するため、地域内輸送拠点の整備を行うとともに、区立整備再編整備計画等、区立施設の移転や複合化に合わせ、災害備蓄倉庫等の確保や配置を促進していく。

3 輸送体制の整備

救援部物資班と東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者との連携を、事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。また、輸送手段や、荷受け・荷さばき、物資の在庫管理などについて、東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と事前協議や訓練等を行い、実効性のある物流体制を構築する。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 発災後3日分の区内備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

発災直後は道路障害物除去作業の未了、交通の集中、交通規制などにより大渋滞の発生が予測されている。また、人命救助活動が優先されることにより、長距離の支援物資輸送が困難になることも想定される。そのため、発災後3日間は原則として区内備蓄で対応するものとし、区と都で連携のうえ、災害発生後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を区内に備蓄する。また、災害時要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を検討し、多様なニーズを踏まえた備蓄を推進する。

2 物販事業者と連携した強固な調達体制の構築

避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者(小売事業者等)との連携を強化することにより、強固な調達体制を構築する。

- 3 東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な物資の荷さばき機能の強化 都の備蓄倉庫及び広域輸送基地での荷さばき機能の強化にあわせて、地域内輸送拠点、支援物資等受 入拠点における支援物資の受入れ・仕分け・積替え体制を構築する。
- 4 東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者と連携した円滑な支援物資輸送体制の構築 救援部物資班は、東京都トラック協会杉並支部や民間の物流事業者との十分な連携体制を構築する 等、支援物資輸送のオペレーション体制を確立し、発災時において、支援物資輸送に関する情報収 集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

5 孤立時に区内備蓄等のみで3日間を乗り切れる体制の構築

発災後の区及び区周辺の被害想定を考慮すると、道路等の「物流インフラ」や上下水道、電気、ガス、通信等「生活インフラ」の寸断、交通規制等に伴う周辺道路の渋滞、により区が一時的に孤立する可能性がある。このような場合でも、発災後3日間を乗り切れる食料備蓄・配送体制を構築する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1	食料及び生活必需品等の確保	5	支援物資の輸送
2	飲料水及び生活用水の確保	6	輸送車両等の確保
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	7	燃料の確保
4	輸送体制の整備	8	女性等に配慮した生活必需品等の備蓄又は調達

1 食料及び生活必需品等の確保

(1)対策内容と役割分担

災害の発生によって、食品・生活必需品の流通機構は一時的に麻痺状態を来たすことが予測される。 被災者に対して速やかに食料・生活必需品の配布ができるよう、平常時から備蓄物資の確保に努めると ともに、調達・搬送を含めた体制を整えておく必要がある。

機関名	対策内容
区	・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討・食料・生活必需品の受援体制の構築・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意・家庭・地域等における備蓄促進のための広報
都総務局	・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。
都都市整備局	・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。
都総務局 都福祉局	・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組 【予防対策】

【新たな備蓄及び震災時の支援物資供給の考え方】

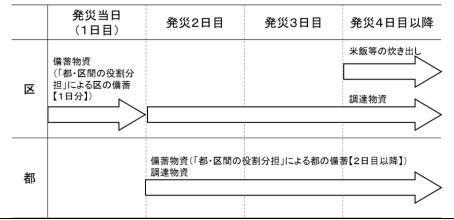
- これまでの備蓄及び震災時の支援物資の供給方法は、以下【これまでの基本的な考え方】に示すとおりとしてきたが、発災後、①建物倒壊や火災などによる道路閉塞、②震度 6 弱以上で実施する交通規制による渋滞などにより、一時的に区外からの救援や物流が滞り、これまで計画してきた運用が困難となることが想定される。
- そのため、令和3年度から、①東京都の寄託物資及び井草防災拠点を活用すること、②区にて 新たに1日分の追加備蓄を行うことにより、「食料の区内備蓄」の拡充し、「発災後3日間」を 乗り切れる体制を構築することとする。

《区における支援物資供給の概要》

	発災1日目	発災2•3日目	発災4日目以降
対応方法		○区内に保管している都寄託物 資分(1日分)または区備蓄増分 (1日分)等で確保	
備蓄場所	(不足分を災害備蓄倉庫) 〇スクラム自治体、民間協定	○災害拠点倉庫(旧杉並中継 所) 及び災害備蓄倉庫で備蓄 ○スクラム自治体、民間協定団 体等からの支援を活用	_

【これまでの基本的な考え方】

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 「震災対策における都・区間の役割分担(昭和52年合意)」における食料備蓄については、区は発災当初の1日分を、2日目以降は、都からの支援物資を被災者に供給することとしている。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯等による 炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食 品の調達体制を整える。



(2) 取組内容

ア 食料の確保について

(ア)食料の備蓄

災害時の食料の供給については、「震災対策における都・区間の役割分担(昭和52年合意)」により、区が当初の1日分を確保し、2日目以降の分については、都が必要な量を備蓄又は調達により確保することになっている。区は、被害想定の震災救援所生活者等に給与する1日分(乳児については3日分)の食料を、次のとおり備蓄している。

表 区の食料備蓄

	品目	必要量	合計	備蓄の状況
				(令和3年3月現在)
0~6月児	粉乳	500 人×5 食×3 日分	7,500食	粉乳
		= 7,500 食 (1 食 27g)	(202kg)	12,672 食
				27g・264 箱
				(342kg)
				アレルギー対応 粉乳
				2,133 食
				800g・72 缶
				(57.6kg)
0~6月児	液体ミルク	8 人×65 か所=520 人分=2600 食=1 日	2,600食	3,552食
		分(1日5食)	(624 リット	3,552 食×240ml
			ル)	(852 リットル)
7~11 月児	おかゆ	350 人×3 食×3 日分	3,150食	31,200食
		= 3,150 食 (1 食 30g)	(95kg)	
災害時	おかゆ	障害者 3,000 人×3 食	25,500食	280g·10,400 袋
要配慮者		= 9,000 食 (1 食 90g)	(2, 295kg)	(2, 912kg)
		高齢者(要介護認定者等) 5,500人×3食		※1 袋 3 食換算
		= 16,500 食 (1 食 90g)		
1歳児	乾燥米	900 人×3 食×3 日分	8,100食	190,000 食
		= 8,100 食 (1 食 33g)	(267kg)	
65 歳以上	乾燥米	24,000 人×3 食=72,000 食	162,000 食	5kg・3,800箱
		(1 食 100g)	(16, 200kg)	(19,000kg)
2歳児以上	乾燥米	90,000 人×1 食=90,000 食		※1 食 100g 換算
65 歳未満		(1 食 100g)		
	クラッカー	90,000 人×2 食=180,000 食	216,000 食	クラッカー
		(1 食 88g)	(19, 008kg)	227, 500 食
帰宅困難者	クラッカー	18,000 人×2 食=36,000 食		(20, 020kg)
		(1 食 88g)		アレルギー対応 クッキー
				20,800食
				(1食72g)
				(1, 497kg)
	乾燥米	18,000 人×1 食=18,000 食	18,000食	18,000食
		(1 食 100g)	(1,800kg)	
				5kg・360 箱
				(1, 800kg)
				※1 食 100g 換算

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組 【予防対策】

東日本大震災を契機に、被害想定に基づいた食料備蓄とは別に駅前滞留者及び区内通過者対策 として以下のとおり備蓄を行っている。

対象	品目	備蓄量	備蓄の状況 (令和3年3月現在)
駅前滞留者	クラッカー	拠点とする救援所 700 人×1 食×7 校	4,900食
区内通過者	0 7 9 9 1	= 4,900 食 (1 食 88g)	(431. 2kg)

また、上記とは別に職員、児童・生徒分として1日分の食料の備蓄を整備する。

(イ) 食料の区内備蓄の推進

発災後、区及び区周辺の被害状況を考慮すると、区が一時的に孤立することが考えられるため、 災害拠点倉庫及び災害備蓄倉庫の整備や、都の寄託物資の活用によって、避難者3日分の食料の 区内備蓄を推進する。

	発災 1 日目	発災 2・3 日目	発災4日目以降
対応方法	○区の食料備蓄分で確保(1日分)	○区内に保管している都寄託物 資分(1日分)又は区備蓄増分(1 日分)等で確保	○国、都道府県、 民間事業者等の 調達物資で対応
備蓄場所	○主に学校防災倉庫で備蓄 (不足分を災害備蓄倉庫)○スクラム自治体、民間協 定団体等からの支援を活用	○災害拠点倉庫(井草防災拠点)及び災害備蓄倉庫で備蓄○スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	Н

(ウ) 食料等調達に係る災害時協定

- ・区は、備蓄分のほか、災害時協定により食料等を調達する。
- ・現在、区は、杉並区商店会連合会、スーパーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料 183~191】
- ・現状の支援物資調達に係る災害時協定については、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を 確保する等、見直しを行う。

(エ) 食料の配布基準の周知

食料の配布は、震災救援所内外で配給に不平等が生じないよう、配給対象者・配給量に関する一般的な方針や、震災救援所以外の避難者に対する情報提供方法等を確立しておく。

イ 生活必需品等の確保

区は、以下のような生活必需品、災害時要配慮者及び女性など様々な避難者のニーズに対応した支援物資、資機材を備蓄、調達により確保する。

【区の備蓄一覧】

生活必需品	ストーブ、各種トイレ、タオル、トイレットペーパー、洗いおけ、 石けん、マスク、消毒液等
災害時要配慮者及び女性など 様々な避難者のニーズに対応 した支援物資	毛布・エアマット(要配慮者用)、生理用品、液体ミルク・ほ乳ビン、 災害時用電光掲示板(聴覚障害者用)、 ウエットティッシュ、紙オムツ(乳幼児用、高齢者用)、防犯ブザー、 メイク落とし、チャック付きゴミ袋、手提げビニール袋等 ※備蓄品は、災害時要配慮者及び女性など様々な視点からの配慮が 必要である。そのため、震災救援所等の備蓄品目・備蓄量につい て随時検討を行う。
その他の資機材	発電機、投光機、ランタン、炊飯器具、大型バーナー、リヤカー、 テント、スコップ、エンジン、油圧ジャッキ等

ウ 備蓄物資の充実

災害時要配慮者及び女性の視点を踏まえ、食料、生活必需品及び感染症対策物品の購入や入替を推 進することで備蓄物資の充実を図る。

エ 支援物資等調達に係る災害時協定

- ・区は、備蓄分のほか、協定先から災害時協定により支援物資等を調達する。
- ・現在区は、区内業者と寝具類の提供に関する協定を締結している。【別冊・資料 181】
- ・現状の支援物資調達に係る災害時協定について、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を確保する等、協定先・協定内容について見直しを行う。

オ 区民、事業者による物資の備蓄についての意識向上

区民による家庭内備蓄率の向上を図るため、平常時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、防災訓練や防災リーダー養成講座で家庭内備蓄の重要性、方法等の周知を強化するとともに、杉並区防災用品のあっせん事業を継続し、区民に対する普及啓発を行う。また、都総務局と協力して、帰宅困難者の発生に備えて備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者の備蓄を促進する。さらに、「杉並区の防災対策」や「東京くらし防災」などの紙媒体、公開型 GIS「すぎナビ」や「東京都防災アプリ」などの電子媒体を活用して、これまで特に取組が薄い若年層を中心に、日常備蓄の普及啓発を図る。

2 飲料水及び生活用水の確保

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
	・震災救援所等に飲料水の備蓄を確保する。
	・震災救援所に応急給水に対応できるスタンドパイプを配置している。
	・震災救援所での飲料水を確保するため、受水槽を活用している。
	・応急給水槽において、応急給水に必要な資機材等の管理を行う。
区	・災害用井戸の整備により、生活用水の確保に努める。
	・協定締結等により、公衆浴場の深井戸を確保する。
	・東京消防庁が設置する深井戸を生活用水として活用する。
	・災害時給水ステーション(給水拠点)において、災害発生時に参集のうえ、活
	動する要員をあらかじめ指定する。
	・震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション(給水拠点)を設
+777 4/A 3/A 🖂	置する。
都総務局	・災害時給水ステーション(給水拠点)となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水
	所において、応急給水に必要な施設や資機材等を整備する。
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	・飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を
都都市整備局	促進する。
	・災害時給水ステーション(給水拠点)となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水
	所において、応急給水に必要な資器材等を管理する。
	・災害時給水ステーション(給水拠点)である浄水場(所)・給水所において、災
	害発生時に参集のうえ、活動する要員をあらかじめ指定する。
松小学日	・防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を
都水道局	整備している。
	・消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材
	を貸与している。
	・避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて
	応急給水栓の維持管理を行う。

(2) 取組内容

ア 飲料水の確保

震災救援所に随時飲料水(2 リットルペットボトル)を備蓄していく。各震災救援所に1,800 本、3,600 リットルの水を確保している。また、都水道局が実施する震災救援所等の給水管への応急給水栓設置事業に協力している。

イ 給水拠点の設置

震災時の飲料水は、浄水場、給水所及び応急給水槽等によって確保する。また、震災救援所等の敷地内において、応急給水ができるよう応急給水栓を設置した。区は、区立小中学校等に、緊急遮断弁、給水用の仮設水栓付きの受水槽を設置している。震災救援所の受水槽数及び水量は次のとおりである。

表:震災救援所等の受水槽数及び水量(令和5年(2023年)9月現在)

区分	受水槽数	水量
小学校	36	約 406 ㎡
中学校	22	約 306 m³
計	58	約 712 m³

※小学校には、済美養護学校を含む

※中学校には、杉並和泉学園、高円寺学園を含む

ウ 生活用水の確保

被災者の生活維持を図るうえで、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要な生活用水の確保である。

(ア) 登録生活用水井戸

災害時に生活用水を確保するために、区民所有の井戸の登録制度を実施している。登録している井戸には、整備費の補助を行っており、今後も登録生活用水井戸の増加を促進していく。【別冊・資料 253】

(イ) 学校防災用井戸

震災救援所として指定する区立小中学校等及び済美養護学校に防災用の井戸を設置し、被災者 の避難生活が長期化した場合に備え、生活用水の安定確保に努める。

(ウ) 区有施設の防災用井戸

区の防災拠点となる施設や、震災時に区民の生活用水確保のため必要となる施設に防災用井戸を設置し、被災者の生活用水を確保する。【別冊・資料 252】

(エ) 公衆浴場の深井戸の活用

区は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部と、生活用水の提供並びに被災者に対し応 急的な入浴機会の提供を行うため、協定を結んでいる。【別冊・資料 170】

そのうち、区内4か所の公衆浴場に、深井戸の揚水ポンプ用の非常用発電機の設置助成を行い、 停電時にも速やかに生活用水の提供及び入浴ができるよう整備している。【別冊・資料254】

(オ) 東京消防庁が設置する深井戸の活用

- ・東京消防庁が、震災時の火災等に対処するために、消防水利として深井戸を設置している。
- ・消火用水として活用しない場合、生活用水として活用する。【別冊・資料230、231、232】

エ 目標とする応急給水量

時期	1日1人当たりの目標と する応急給水量(用途)	主な活動の方法	住民の運搬距離
	ラ·る/心心和/八重 (川辺)		
発災直後	3 0	• 拠点給水	#瓜→○01
(3日後まで)	飲料水	・車両輸送	概ね2km
復旧初期	3~20 ℓ	• 拠点給水	
(概ね		• 車両輸送	250m~2km
10日後まで)	炊事、洗面等の最低生活用水	• 仮設給水栓等	
復旧中期	20∼100 ℓ		
(概ね	生活用水 (3日に1回の風呂・	thu 上公人。	100m~250m
20日後まで)	洗濯、トイレ1日1回)	• 拠点給水	
復旧後期	100∼250 ℓ	・車両輸送 ・仮設給水栓等	100 - 夕地内乳栗の
(概ね	震災前の生活レベルに限りな	・	100m~宅地内設置の
30日後まで)	く近づける。		仮設給水栓

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容		
	・災害備蓄倉庫、学校防災倉庫の設置及び備蓄品の維持・管理。		
	・都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等からの支援物資の		
 	荷さばき方法等、受援体制を整える。		
	・地域内輸送拠点を選定する。		
	・東京都トラック協会杉並支部及び民間物流事業者と連携し、地域内輸		
	送拠点等の運営・輸送体制を構築する。		
都総務局	・国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ		
41711075月	受援体制を整える。		
	・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。		
±47.4= 4.1 F=	・都の備蓄物資を管理する。		
都福祉局	・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営		
	体制を構築する。		

(2)取組内容

ア 災害備蓄倉庫、学校防災倉庫等の設置及び備蓄品の管理 表 災害対策用備蓄倉庫一覧

令和6年(2024年)3月31日基準

	- 一				
No.	施設名	面積(m²)	所在地		
1	高井戸災害備蓄倉庫	247. 15	高井戸東1-18-5 南公園緑地事務所等と併設		
2	松ノ木災害備蓄倉庫	49. 50	松ノ木2-33-6 松ノ木保育園・児童館と併設		
3	善福寺災害備蓄倉庫	30.00	善福寺2-26-18 善福寺保育園・敬老館と併設		
4	久我山災害備蓄倉庫	65. 33	久我山5-18-7 久我山小学校隣接		
5	永福災害備蓄倉庫	42. 52	永福2-6-12 永福南保育園・学童クラブ隣接		
6	和田災害備蓄倉庫	40.00	和田2-31-18 和田小学校隣接		
7	成田西災害備蓄倉庫	148. 92	成田西3-4-1 杉並第二小学校と併設		
8	上井草災害備蓄倉庫	30.00	上井草2-12-26 四宮小学校隣接		
9	堀ノ内災害備蓄倉庫	休止	堀ノ内2-5-27 済美教育センター隣接		
10	久我山第二災害備蓄倉庫	51.67	久我山5-36-17 希望の家(福祉施設)隣接		
11	浜田山災害備蓄倉庫	77. 25	浜田山4-21-3 浜田山学童クラブ(校外育成室)と併設		
12	上井草第二災害備蓄倉庫	401. 82	上井草3-16-21 上瀬戸公園隣接		
13	松ノ木第二災害備蓄倉庫	71. 71	松ノ木1-3-11 和田堀公園隣接		
14	高井戸西災害備蓄倉庫	108. 35	高井戸西2-5-10(旧)高井戸区民事務所・児童館と 併設		
15	善福寺第二災害備蓄倉庫	124. 15	善福寺1-8-4 荻窪中学校隣接		
16	和泉第二災害備蓄倉庫	150.00	和泉2-36-11 和泉学園学童クラブ(校外育成室)と 併設		
17	桃井災害備蓄倉庫	70.98	桃井4-3-2 西荻地域区民センター地下		
18	高円寺北災害備蓄倉庫	156. 00	高円寺北4-35-5 馬橋公園内		
19	和田第二災害備蓄倉庫	165. 00	和田3-55-46 蚕糸の森公園内		
20	阿佐谷南災害備蓄倉庫	239. 32	阿佐谷南1-15-1 区役所地下		
21	井草災害備蓄倉庫	299. 89	井草4-13-1 井草森公園管理事務所地下		
22	梅里堀ノ内災害備蓄倉庫	100. 19	堀ノ内3-37-4 梅里堀ノ内敬老会館と併設		
23	柏の宮公園災害備蓄倉庫	66.98	浜田山2-5-1杉並区立柏の宮公園内		
24	天沼災害備蓄倉庫	68.40	天沼3-23-1 天沼弁天池公園内		
25	高円寺南災害備蓄倉庫	50.73	高円寺南4-44-11 ゆうゆう高円寺南館と併設		
26	桃井第二災害備蓄倉庫	156.00	桃井3-8-1 桃井原っぱ公園内		
27	南荻窪災害備蓄倉庫	61.09	南荻窪2-1-1 大宮前体育館と併設		
28	ウェルファーム災害備蓄倉庫	60.00	天沼3-19-16 複合施設と併設		
29	高円寺南第二災害備蓄倉庫	24.84	高円寺南3-29-5 ゆうゆう馬橋館と併設		
30	下高井戸災害備蓄倉庫	170.00	下高井戸2-28-23 下高井戸おおぞら公園内		

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組 【予防対策】

No.	施設名	面積(m²)	所在地
31	馬橋公園災害備蓄倉庫	148. 14	高円寺北4-35-5 馬橋公園内
32	成田西第二災害備蓄倉庫	45. 57	成田西2-10-22
33	松庵災害備蓄倉庫	108. 75	松庵2-23-37

イ 学校防災倉庫

震災救援所として指定している区立小中学校等 65 校に対し、地域における避難・救援拠点としての機能を強化するため、空き教室等を活用して学校防災倉庫を設置し、毛布、救助用資機材等の備蓄を行っている。また、学校防災倉庫のスペースを十分確保できない震災救援所の物資を補完して備蓄するため、計画的に災害備蓄倉庫を整備する。

ウ 備蓄の分散化

発災後に想定される建物被害、焼失被害を考慮すると、災害備蓄倉庫の一部に被害が発生し、備蓄物資を活用できない場合が想定される。

このことから、被災地区を補完する備蓄食料の保管場所を選定し、食料の分散備蓄を実施する。

【食料を備蓄する保管場所の選定の目安】

- (ア) 火災危険度が低い地域であること
- (イ) 幹線道路(緊急時啓開道路)に接面又は至近であること
- (ウ) 大型車両の出入可能な環境であること
- (エ) 一定の広さの保管スペースを有していること

エ 民間事業者との連携

可能な限り区内での備蓄を推進するため、民間事業者の協力等を得て保管場所の確保や流通備蓄の 活用を図る。

オ 輸送拠点の整備

(ア) 支援物資等受入拠点の選定

災害時には、道路閉塞や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが想定される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送が有効と考えられる場合には、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定する。なお、使用決定後、区は必要な支援物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関(警視庁・東京消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。さらに、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を経由して震災救援所等に輸送される。

支援物資等受入拠点となりうる ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地	住所	着陸展開面(m)	着陸可能機種
区立井草森公園運動場	杉並区井草4-12-1	110×60	中型
都立和田堀公園第一競技場	杉並区大宮2-26	100×80	"
都立和田堀公園第二競技場	杉並区堀ノ内1-15	100×50	"
都立高井戸公園	杉並区久我山2-2-1	_	_
区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	150×80	中型
区立下高井戸おおぞら公園	杉並区下高井戸2-28-23	_	_
区立柏の宮公園	杉並区浜田山2-5-1	_	_
杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1	_	_
杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49	_	_
高円寺学園	杉並区高円寺北1-4-11	_	_
西宮中学校	杉並区宮前5-1-25	_	_
桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25	_	_
桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4	_	_
松庵小学校	杉並区松庵2-23-24	_	_
井草中学校	杉並区上井草3-20-11	_	_

[※]区は平成 19 年(2007 年)4 月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁へリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」を締結している。平成 21 年度 (2009 年度)より、ヘリコプター緊急離着陸場に指定されている小中学校及び公園、グランド事務所等の屋上にヘリサインの整備を行っている。

(イ) 地域内輸送拠点の指定

- ・災害時において、区内においてより効果的な緊急輸送を図るために、地域内輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。地域内輸送拠点は、区の地域における支援物資の受入拠点であり、支援物資を受入拠点から震災救援所等に配分・輸送する際の拠点でもある。
- ・区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。
- ・区は、地域内輸送拠点に指定された施設には、災害時の連絡手段を確保するため、IP 無線機を 配備している。

地域内輸送拠点	住所	
杉並区永福体育館	杉並区永福 1-7-6	
杉並区上井草スポーツセンター (体育館)	杉並区上井草 3-34-1	
杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31	
井草防災拠点	杉並区井草 4-15-18	
※井草森公園を含む		
杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1	

[※]あらかじめ指定した地域内輸送拠点を都総務局に報告する。

なお、災害の規模によっては、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるため、区では岩崎通信機(株)と「災害時等における緊急物資拠点施設の提供に関する協定」を締結した。

【別冊・資料 167】

今後も、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

4 輸送体制の整備

区は、地域内輸送拠点及び支援物資等受入拠点から避難所等への支援物資の輸送に関して、東京都トラック協会杉並支部、杉並輸送事業協同組合、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)と事前協議、業務手順のマニュアル化、訓練等を行うことで、区内における支援物資の輸送体制を構築する。

【別冊・資料 163~166】

なお、発災時に渋滞の発生により、物資搬送が困難と想定される地域へは、例えば小型トラックや荷台付き二輪車の活用、周辺の災害備蓄倉庫での対応など、対策を検討する。

5 支援物資の輸送

区災害対策本部救援部は、道路等の被害状況の情報を共有しながら、支援物資を輸送する。輸送経路 図は次ページのとおり。

支援物資の仕分け、受入れ等は、区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊が中心となり行うが、 災害規模の拡大等により人員に不足が生じる場合には、受援班の指示に基づき、他の災対各部からの応 援要請、他自治体からの応援及び防災市民組織、ボランティア等の協力によって対応する。

図表:輸送経路図 自治体スクラム支援会議参加自治体 東京都 物資管理 物資管理 (福祉局)(港湾局) 支援自治体 支援自治体 物資調整 広域輸送基地 × 1 窓口自治体 ☆自治体スクラム支援会議における災害時の受援 ・支援計画による。 イ) I) 杉並区 物資管理 地域内輸送拠点 (永福体育館、上井草スポーツセンター(体育館)、 高円寺体育館、大宮前体育館、井草防災拠点) 杉並区 災害対策本部 才) ウ) 輸送 **X**2 の調整 支援物資等 受入拠点 災害備蓄倉庫 都トラック協会 (井草防災拠点を含む) 杉並支部 ヤマト運輸(株) ア) 佐川急便(株) 避難所等 → 情報の流れ(連絡・調整等) 物資の流れ

- ※1 自治体スクラム支援会議参加自治体のなかで、窓口となる自治体が支援物資の調達調整を行い、情報の一元化を図る。(自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画による。)※2 杉並区災害対策本部救援部物資班は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)に支援物資輸送の要請を行う。東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)は、連絡調整を行い、配車車両を確保する。

- ア) 災害備蓄倉庫から震災救援所等に備蓄物資を搬送する場合、各震災救援所運営連絡会が、避難者の中から募ったボランティアの協力のもと行う。また、必要に応じて救援隊本隊へ応援を求める。
- イ)国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、 区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。
- ウ) 区災害対策本部救援部は、ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から指定される支援物資等 受入拠点において、支援物資を受け入れた場合は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、 佐川急便(株)の協力のもと地域内輸送拠点に支援物資を輸送する。なお、支援物資等受入拠点、地 域内輸送拠点において支援物資を受け入れる際には、受取、配分作業に係る要員の確保が必要となる。 そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員を確保する。
- エ) 自治体スクラム支援会議参加自治体からの支援物資については、原則、支援側の自治体が地域内輸送拠点及び震災救援所等に輸送を行う。
- オ) 区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊は、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、 佐川急便(株)の協力のもと地域内輸送拠点から震災救援所等へ支援物資の輸送を行う。なお、震災 救援所等にて支援物資を受け入れる際には、受取や配分作業に係る要員の確保が必要となる。受入れ は、各震災救援所運営連絡会を中心に行い、必要に応じて避難者の協力を得て人員を確保する。
- カ)災害時要配慮者の支援物資ニーズに対応するため、各震災救援所運営連絡会は必要に応じてボラン ティアを活用して災害時要配慮者宅への支援物資を配送する。

6 輸送車両等の確保

- 区の災害応急対策にあたっては、庁有車を優先して使用する。
- ・庁有車の現況は、【別冊・資料 246】のとおり。また、必要に応じて東京都トラック協会杉並支部、杉 並輸送事業協同組合、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)との協定に基づき輸送車両を調達する。 【別冊・資料 163~166】
- ・東京都トラック協会杉並支部及びヤマト運輸(株)、佐川急便(株)からの輸送車両の調達が困難な場合は、民間事業者からの車両貸渡を検討する。
- ・震災救援所に大型車両がアクセスできず、物資輸送が遅延する可能性があるため、各震災救援所付近 の緊急道路障害物除去路線網において通行可能な車両の種類を把握する。

7 燃料の確保

車両用燃料については、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料 168】

また、防災上重要な施設にて、災害対応や業務継続の実施のために燃料が不足する場合は、都災害対策本部へ要請し、必要な燃料を確保する。

8 女性等に配慮した生活必需品等の備蓄又は調達

女性等に配慮した生活必需品及び感染症対策物品の備蓄や調達を推進する。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

- 大気中の空間放射線量率や区立小中学校、保育園等の給食食材の検査を実施、結果を公表
- 空間放射線量率や給食食材の検査結果等を区 報、区ホームページ上で公表
- 危機管理対策会議に放射能対策部会の設置

第2節

- 東日本大震災による福 事故に対応した危機管 した新たな事故発生時
- 科学的・客観的根拠に を引き続き行っていくこ

第4節

■ 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

第5節 具

地震前の	行動	(圣)	学位	١
피, 등 III U	11 里川	(マリ)	ロンパースマ	J

情報伝達体制の整備 (207頁)

区民への情報提供等 (207頁)

放射線等使用施設の安全化 (207頁) 地震直後の行 発災後72

> 情報連 (17

区民への1

放射線等使用於 (17

核燃料物質輸送I

震災編 第1部 第10章参照

課題

温第一原子力発電所の 理対策本部体制を基本と の対応体制の構築が必要 基づく正確な情報の提供 とが必要

第3節 対策の方向性

- これまでの対応策を踏まえて庁内の役割分担を 明確化し、より機能的に対応できる情報連絡体制 を構築
- 区民の安心安全のため、国や都の取組を注視しつつ、現在行っている給食食材の検査や空間放射線量率のモニタリング計測、結果の情報提供を実施

到達目標

■ 区民への適切な対応

体的な取組

動(応急対策)時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途
<u>[</u> 絡体制	保健医療活動
'1頁)	(176頁)
青報提供等	放射性物質への対応
'1頁)	(176頁)
施設の応急措置 '2頁)	(170327
車両等の応急対策	風評被害への対応
73頁)	(176頁)

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第11章 放射性物質対策 第1節 現在の到達状況

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

1 区有施設等における空間放射線量率測定・放射性物質検査等

大気中の空間放射線量率について日常的な定点観測等を実施するとともに、区立小中学校、保育園等 の給食食材の検査を実施し、結果を公表している(食材産地を含む)。

- ·3 定点¹⁸地表土から高さ 1m の空間放射線量率測定(平成 23 年(2011 年)11 月~)
- ・生活衛生課分室におけるゲルマニウム半導体検出器による給食食材の検査(平成24年(2012年)3月~)
- ・芝生の養生シート指定廃棄物の指定 (平成24年(2012年)3月申請、令和2年(2020年)6月指定)

2 区民への正確な情報提供等

空間放射線量率の測定結果や給食食材の検査結果等について、区報や区公式ホームページにおいて公表している。

3 体制の整備等

危機管理対策会議に放射能対策部会の設置(平成23年(2011年)6月~)

第2節 課題

1 事故発生時に円滑に対応できる体制の構築

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に対応した危機管理対策本部体制を基本にして、新たな事故発生時の対応体制を構築する。

2 区民への情報提供策の構築

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供を引き続き行っていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 関係課の役割分担の明確化

これまでに各課でとられた対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、(仮称)放射能対策チームを設置することで、より機能的に対応できる情報連絡体制を構築する。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の安心安全のため、国や 都の取組を注視しつつ、現在行っている給食食材の検査や空間放射線量率のモニタリング測定を継続的に実 施し、区公式ホームページ・広報等での情報提供を行っていく。

-

¹⁸ 区役所前、保健所前、高井戸保健センター前

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第11章 放射性物質対策 第4節 到達目標

第4節 到達目標

1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、被害情報等の把握、必要な連絡調整や対策の実施等、危機管理 対策会議の各部が連携して円滑かつ迅速に対応できる体制を構築する。

2 区民への適切な対応

放射性物質や空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対し必要となる適切な対応を行う。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 情報伝達体制の整備

3 放射線等使用施設の安全化

2 区民への情報提供等

1 情報伝達体制の整備

(1)対策内容と役割分担

区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響(以下「放射性物質等による影響」という。)が懸念される事態が発生した場合に備え、円滑にかつ迅速に対応できる体制を構築する。

2 区民への情報提供等

(1)対策内容と役割分担

- ・区は、必要な情報提供等の体制を整備する。
- ・区は、原子力事業者と協力して、地域住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次 に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ○放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - ○原子力施設の概要に関すること。
 - ○原子力災害とその特性に関すること。
 - ○放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - ○緊急時に都や国等が講ずる対策の内容に関すること。
 - ○緊急時に住民が取るべき行動に関すること
- ・原子力防災の知識の普及と啓発に際しては、災害時要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域における 支援体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点への配慮に努める。
- ・区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。
- ・職員に対しては、空間放射線量率の測定方法、放射性物質除去マニュアル、放射線被曝等についての 研修を行う。
- ・平常時の空間放射線量率のモニタリング測定の実施と結果の公表を行う。

3 放射線等使用施設の安全化

(1)対策内容と役割分担

・放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を行う。その中で区が果たすべき役割を行う。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第11章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

・放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

機関名	対策内容
都保健医療局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
都保健医療局	関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。
都産業労働局	

(2) 取組内容

区は、都と連携し、必要となる対策について実施する。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第11章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

- り災証明書の早期発行が可能となる被災者生活 再建支援システムの運用を開始(平成30年9月か ら)
- 震災救援所のトイレに簡易トイレ、ペール缶トイレ、 マンホールトイレ等の部材を配備
- ごみの収集運搬について清掃事務所間の相互 応援体制を整備、がれきの処理は「杉並区震災 がれき処理マニュアル」に基づいて処理

第2節

- り災証明書の迅速な発 早急に実施する体制整
- 被災後の災害用トイレ
- がれきの処理及び被災 搬体制を想定した方策 棄物処理施設が使用で 積する場所が必要

第4節

- 生活再建の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

第5節 具

地震直後の行 発災後72

地震前の行動(予防対策)	
被災住宅等の応急危険度判定(214頁)	
り災証明書の発行(214頁)	
義援金の配分(215頁)	
応急教育(215頁)	
応急保育(216頁)	
応急育成(217頁)	
トイレの確保及びし尿処理(218頁)	
ごみ処理(220頁)	
災害廃棄物処理(220頁)	
応急仮設住宅(222頁)	
災害救助法等(223頁)	

被災住宅等の応急1 被災宅地の危険 地域被害概5 義援金の募集検診 応急教育 応急保育 応急保育 応急育成 災害遺児等の一

ごみ処理

災害廃棄物

災害救助法等6

震災編 第1部 第11章参照

課題

行、住家被害認定調査を 登備が必要 の確保が必要 とごみ・生活ごみの収集運 及び体制の検討、一般廃 できない場合の一時的に集

第3節 対策の方向性

- り災証明書の早期発行が可能となるような体制 の整備、義援金の募集・配分を迅速に対応する ための体制を構築
- トイレの確保のために、震災救援所における災害 用トイレの配備や、し尿の収集・運搬に関する関 係機関との連携体制を推進
- 日頃から災害廃棄物に係る情報を共有、災害廃棄物処理に係る研修等による人材育成

到達目標

■ 災害廃棄物処理体制の構築

体的な取組

動(応急対策) 時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途	>
- - - - - - - - - - - - - -	被災住宅の応急修理(191頁)	
度判定(180頁)	応急仮設住宅等の供与(192頁)	
· 2.把握(180頁)	被災者の生活相談等の支援(194頁)	
及び決定(181頁)	住家被害認定調査の開始とり災証明書 の発行準備(195頁)	
(181頁)	義援金の受付・保管・支給(199頁)	=
(183頁)		=
(183頁)	被災者の生活再建資金援助等(200頁)	_
	職業のあっせん(206頁)	
	租税等の徴収猶予及び減免等(207頁)	
(186頁)	その他の生活確保(209頁)	
	中小企業への融資(210頁)	
D適用(189頁)	農林漁業関係者への融資(214頁)	
	災害廃棄物処理の実施(214頁)	

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第12章 住民の生活の早期再建 第1節 現在の到達状況

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明書」の早期発行が可能となる被災者生活再建支援システムの運用について、平成30年(2018年)9月から開始した。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

- ・ 震災救援所のトイレについて、簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレ等の資器材を配備 している。
 - 災害用トイレの備蓄等(震災救援所1か所あたりの備蓄基準量)
 - ○簡易トイレ2基
 - ○ペール缶トイレ3基
 - ○洋式便器セット 20 セット
 - ○マンホールトイレ 10 基
 - ○収便袋 3,300 枚
- ・区立柏の宮公園、都立和田堀公園、区立桃井原っぱ公園、区立下高井戸おおぞら公園、区立馬橋公園、区立三井の森公園、区立向井公園、都立高井戸公園、西荻地域区民センター、コミュニティふらっと永福、阿佐谷地域区民センター、高円寺地域区民センターにマンホールトイレを配置している。

3 ごみ処理、災害廃棄物処理

- ・ごみの収集運搬は、清掃事務所間の相互応援体制を整備し、清掃協議会より配車される臨時車両と合わせ、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行うこととしている。
- ・災害廃棄物の処理は、災対都市整備部内に「がれき対策班」を設置し、「杉並区震災がれき処理マニュ アル」にしたがって処理する。

第2節 課題

【被害想定】

項目	想定される被害 (多摩東部直下地震)
建物全壊棟数	3, 233 棟
建物半壊棟数	10,676 棟
避難者発生数	122, 469 人
災害廃棄物の推定発生量	113 万 t

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

- ・「首都直下地震等による東京の被害想定」の多摩東部直下地震では、冬夕方・風速 8m/s の条件下で地震が発生した場合、災害廃棄物が約113万 t になると推計される。
- ・り災証明書は、被災後の生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。また、証明書の発行対象となる家屋が膨大な量になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。

震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第12章 住民の生活の早期再建 第3節 対策の方向性

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

4.8%の下水道の被害(多摩東部直下地震)が想定されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までの間を乗り切るため、被災後の災害用トイレの確保の必要がある。

3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題

多摩東部直下地震で推計されている約 113 万 t の災害廃棄物を処理し、大量に発生する被災ごみや震災救援所から排出される生活ごみの収集運搬体制等を想定した具体的方策及びその体制を検討する必要がある。また、一般廃棄物処理施設が被災し、使用できない場合、それまでの間に震災救援所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

- ・り災証明書の交付については、住家被害認定調査や手続きに要する時間を短縮するため、区の住家 被害認定調査情報、被災者台帳、住民基本台帳等に加え、都主税局の固定資産台帳情報、消防署の 火災調査台帳情報等を連携させるシステムを構築するなどの体制整備を行う。
- ・義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え

震災救援所における災害用トイレの配備の促進や、関係機関との連携により、トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進する。

3 災害廃棄物に係る情報共有及び人材育成

区は、発災後、速やかに区内の災害廃棄物発生量を推計し、具体的な処理方法を検討できるよう、 日頃から災害廃棄物に係る情報共有を行い、災害廃棄物処理に係る研修等の人材育成を図る。

第4節 到達目標

1 生活再建の迅速化

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、 住家被害認定調査を着実に実施し、速やかにり災証明書を交付する体制を構築する。また、義援金を 迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

震災救援所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保を継続する。

3 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物を分別・選定する一次仮置場候補地等の選定や処理について、関係機関との連携体制を整備する。また、「杉並区災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を構築する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1	被災住宅等の応急危険度判定	7	トイレの確保及びし尿処理
2	り災証明書の発行	8	ごみ処理
3	義援金の配分	9	災害廃棄物処理
4	応急教育	10	応急仮設住宅
5	応急保育	11	災害救助法等
6	応急育成		

1 被災住宅等の応急危険度判定

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容	
□	・応急危険度判定模擬訓練の実施	
区	優先判定区域の事前設定	

(2) 取組内容

ア 応急危険度判定模擬訓練の実施

地震発生直後においては、マンパワー不足から応急危険度判定に遅れが生じることも考えられるため、建築物の応急危険度判定の模擬訓練を実施する。

イ 優先判定区域の事前設定

都が発表している地震に関する地域危険度測定調査の建物倒壊危険度における危険量からより多くの建物倒壊が想定されている区域を調査して、優先して応急危険度判定を実施する区域をあらかじめ設定する。

2 り災証明書の発行

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容	
	・国・都のガイドラインに基づき、住家被害認定調査やり災証明書発行体	
区	制を構築	
	・住家被害認定調査やり災証明書の発行手続きについて職員研修を実施	
	・区市町村が発行するり災証明書手続の迅速化を促進	
	・国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指	
±27.∜公∑欠 EP.	針」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明書発行体制等について	
都総務局都主税局	ガイドライン化	
	・区市町村に対する研修の実施	
	・区市町村の応援要員の確保の検討	
	・固定資産税関連情報等に関し、区と調整	

機関名	対策内容	
	・火災による被害状況調査体制の充実	
消防署	・区との協定締結や事前協議によるり災証明書発行に係る火災被害の情報	
	収集等、連携体制の確立	

(2) 取組内容

ア り災証明書の発行体制の構築

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明書発行体制等について、平常時での業務手順等の確認や、システムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。

り災証明書の発行に必要な災害に係る住家被害認定調査業務のマネジメントや実務を担う人材の 育成に向けて研修や訓練を実施する。

災害に係る住家被害認定調査、り災証明書の発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を図る。また、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。

火災に係る被害調査とそれに基づくり災証明書の発行を行う東京消防庁や、固定資産関連情報を管理する東京都主税局等の関係機関と、住家被害認定調査やり災証明書発行に必要な調整を行う。

イ 住家被害認定調査の体制強化及びり災証明書発行の迅速化の検討

区は、住家被害認定調査やり災証明書の発行に係る研修等によって、担当職員の対応力向上を図る とともに、効率的な調査方法を検討する。

ウ 応急危険度判定結果等の活用検討

区は、応急危険度判定の実施計画や判定結果を活用した住家被害認定調査の判定方法を検討する。

3 義援金の配分

(1)対策内容と役割分担

機関名		
区	・義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。	

(2)取組内容

- ・都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。
- ・区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。ただし、配分の詳細について、区に委任された場合には区が配分委員会を設置し、配分を決定する。

4 応急教育

災害時における区立子供園、小中学校、特別支援学校(以下「学校等」という。)の園児、児童、生徒(以下、「児童・生徒等」という。)の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針(以下「基本方針」という。)、杉並区立学校標準防災マニュアル(以下「マニュアル」という。)及び杉並区立学校(園)における震災時対応及び防災対策の指針(以下

「指針」という。)に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。 これら応急教育について基本方針、マニュアル及び指針に基づき必要な事項を定める。

(1) 事前の準備

- (ア) 校長は、以下の事項に留意し、状況に応じた学年・学級の臨時編制、学習指導の方法などの応急 教育計画を作成するとともに、指導の方法について的確な計画を立てておく。
 - ・平常時と同様な教育活動が行えない場合、可能な範囲における教育活動の維持、推進
 - ・登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育
 - ・地域の実状を踏まえ、当該学年に適切な応急教育
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
- ・防災対策では組織を整備することが肝要である。そのため、校長を委員長とし、学校職員で構成する常設の「学校防災委員会」を設置する。
- ・震災時に区立小中学校等は、震災救援所となる。このため、あらかじめ震災救援所として提供する 体育館や教室を定め、必要事項をまとめた「学校施設震災時利用計画」を作成する。
- ・通信連絡網は発災時の職員の招集、児童・生徒の安否確認、情報の収集・伝達等の手段として重要である。このため、児童・生徒の連絡網、職員緊急連絡網、防災関係機関との連絡網を機能的に編成し、常時整備する。
- ・通学路を含め、施設・設備等の事前の安全対策と災害時に正常に機能させるための日常の点検が必要である。このため、安全点検責任者の指定や設備図面の整理、チェックリストの作成をする。また、校門、体育館、学校防災倉庫等の鍵を適切に保管し、合鍵の保管場所について職員に明示する。なお、機械警備校では、鍵預託者との連絡を密にする。
- ・児童・生徒の発達段階を考慮し、副読本やビデオ教材等を用いた防災教育を計画するとともに、多様な状況を想定し、身体の保護、二次災害の防止、組織的行動の習得を目的とした避難訓練を計画的に実施する。
- ・校内研修・応急処置技能修得研修を含めた教職員の防災研修を実施するとともに、災害発生時の応 急教育計画を策定しておく。

5 応急保育

災害の発生に伴い、未就学児童及び小学校在学児童等(以下「対象児童」という。)の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、震災救援所又は区立保育園・子供園において、緊急かつ一時的な保育(以下「応急保育」という。)を実施する必要が生じた場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。

(1) 実施場所、対象児童及び保育従事者

応急保育の実施場所、対象となる児童及び保育従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	保育の対象となる児童	保育従事者
震災救援所	対象児童全部	教職員、区職員(保育園・子供園職員を含む)、避難住民、ボランティア等
区立保育園 区立子供園	区立保育園・子供園在園児童(他の未 就学児童も必要があれば受け入れる)	当該保育園・子供園の職員

なお、震度 5 強以上の地震が発生したときは、応急保育の実施場所は、基本的に震災救援所とする。 その場合、必要に応じて区立保育園・子供園の職員は、災害対策本部救援部長の指示を受けて、震災救 援所における応急保育に従事する。また、区立保育園・子供園における応急保育は、態勢が整い次第、 順次実施するものとする。

(2) 実施期間

震災救援所における応急保育の実施期間は、当該震災救援所の設置期間中とする。設置期間終了後(規模の縮小等により、応急保育を実施しなくなった場合を含む。)に引き続き応急保育が必要な対象児童(小学生を除く)については、近隣の区立保育園・子供園が継続して応急保育を実施するものとする。

(3) 事前の準備

- ア 保育園長・子供園長は、保育園・子供園の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を策定しておくとともに、保育の方法等について的確な計画を立てておく。
- イ 保育園長・子供園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
 - (ア) 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法を検討するととも に、その周知を図っておく。
 - (イ) 警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
 - (ウ)保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と想定される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。
 - (エ) 防災物資、備蓄食料等については、保育園用「危機管理マニュアル」に沿って準備しておく。

(4) 民間施設における応急保育

私立保育園(公設民営園も含む)、認証保育所等の在園児童の応急保育は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立保育園に準じて各施設で検討・計画するものとする。なお、各施設が応急保育について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

6 応急育成

災害の発生に伴い、児童館、子ども・子育てプラザに来館する児童等(以下「対象児童」という。)の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、震災救援所又は児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブにおいて、緊急かつ一時的な育成(以下「応急育成」という。)を実施する必要が生じた場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。このため、子ども家庭部児童青少年課及び児童館、子ども・子育てプラザ及び学童クラブは、応急育成に関する計画を策定しておく。

(1) 実施場所、対象児童及び育成従事者

応急育成の実施場所、対象となる児童及び育成従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	育成の対象となる児童	育成従事者
震災救援所	対象児童全部	教職員、区職員(児童館、子ども・ 子育てプラザ職員を含む)、避難 住民、ボランティア等
児童館 子ども・子育てプラザ 学童クラブ	・児童館一般来館児童 ・子ども・子育てプラザー般来館児童 ・学童クラブ出席児童	当該児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブの職員

なお、震度 5 強以上の地震が発生したときは、応急育成の実施場所を基本的に震災救援所とするが、 発災当初は、周囲の家屋の延焼による避難途上の危険性や震災救援所での混乱も想定されるため、発災

当初の震災救援所への避難は状況に応じて実施する。児童館等の職員は、震災救援所で応急育成を行う場合、必要に応じて救援部長の指示を受けて、震災救援所における応急育成に従事する。また、区立学童クラブにおける応急育成は、態勢が整い次第、順次実施するものとする。

(2) 実施期間

震災救援所における応急育成の実施期間は、当該震災救援所の開設期間中とする。開設期間終了後(規模の縮小等により、応急育成を実施しなくなった場合を含む。)に引き続き応急育成が必要な対象児童 (未就学児を除く)については、近隣の学童クラブが継続して応急育成を実施するものとする。

(3) 事前の準備

- ア 施設長は、学童クラブの立地条件等を考慮したうえで、災害時の応急計画を策定しておくととも に、育成の方法等について的確な計画を立てておく。
- イ 施設長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
- (ア) 児童(一般来館児を含む。)の避難訓練、災害時の事前指導を徹底する。
- (イ) 児童の保護者等との災害時の連絡方法については事前に検討する。また、ICT を活用した連絡網や、災害用伝言ダイヤル等の有効活用を図るため日頃より操作方法の確認を行うとともに、保護者への周知や災害時の円滑な連絡体制構築についての協力を仰ぐものとする。
- (ウ) 警察署、消防署、消防団等との連絡網を確立しておく。
- (エ) 育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と想定される。このため帰宅できない児童の保護について対策を講じておく。
- (オ) 防災物資、備蓄食料等については、「児童館危機管理マニュアル」に沿って準備しておく。

(4) 委託施設における応急育成

業務委託で開設する学童クラブ児童の応急育成は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と体制については、公営学童クラブに準じて各施設で検討・計画・実施するものとする。なお、各施設が応急育成について検討・計画・実施するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

7 トイレの確保及びし尿処理

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容		
	・災害用トイレの確保		
	・震災救援所等に生活用水の確保		
区	・し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保		
	・都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入		
	用マンホール等への収集・運搬体制の構築		
都総務局 ・関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進			
郑伊健医校 已	・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などの		
都保健医療局	トイレ機能を確保する取組を進める。		
	・区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保		
都環境局	に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進		
	・し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施		

機関名	対策内容		
	・避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化な		
都下水道局	どの推進		
44 下水坦河	・し尿の受入体制の整備		
	・災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大		
47.牡本亡	・避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害		
都教育庁	用トイレ整備を行う区市町村を支援		

(2) 取組内容

ア 災害用トイレの確保

(ア) 震災救援所

- ・震災救援所のトイレについて、簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレ等の部材を配備している。今後も、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保ができるように、トイレの備蓄を計画的に進める。
- ・車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り 当該施設を有効利用する。また、区立小中学校等の改築に合わせ、敷地内へのマンホールトイ レ設備の整備を進めていく。

(イ) 公園等区有施設

区内の公園トイレ・公衆トイレ等(令和5年(2023年)4月1日トイレ設置公園235か所)において、災害時に活用可能な体制を整備する。現在マンホールトイレを配置している公園等区有施設は、区立柏の宮公園、都立和田堀公園、区立桃井原っぱ公園、区立下高井戸おおぞら公園、区立馬橋公園、区立三井の森公園、区立向井公園、都立高井戸公園、西荻地域区民センター、コミュニティふらっと永福、阿佐谷地域区民センター、高円寺地域区民センターである。今後、公園や施設の新設・大規模改修に合わせ、それぞれの諸条件に十分留意しながら、貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等、所要の整備を進める。

イ トイレ使用備品の確保

災害時に衛生面に配慮した継続的なトイレの清掃を実施するため、平均的なトイレ使用回数を1日5回として想定し、最低限必要な備品等を計画的に備蓄する。

ウ 震災救援所等の生活用水の確保

学校のプールや防災井戸等を生活用水として確保し、水洗トイレ(下水道機能)の洗浄水として有効活用する。

エ し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保

区は、民間事業所と締結している協定の規定に基づき、し尿処理(除去)に係る運搬車・労力等を確保する。【別冊・資料 177~179】

オ 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制の確保等

区は、都下水道局と締結している覚書の規定に基づき、水再生センター及び下水道幹線におけるし 尿受入用マンホールへのし尿の搬入・処理体制を整備する。【別冊・資料 180】

カ 区民・事業所における対策の周知

区民、事業所に対しては、下水管の破損に備えた収便袋の備蓄、断水への備えとして平常時から風 呂水のくみ置き等、家庭・事業所で可能な対策について周知する。また、災害時には、トイレ用水の 節約や登録生活用水井戸の利用を呼びかけていく。

8 ごみ処理

(1)対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機関名	対策内容
	・ゴミ出しルールの啓発
区	・ごみ処理に関する窓口
	・所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の
	促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保

(2) 取組内容

災害発生時にどのように区民が災害廃棄物やごみ出しを行うべきか検討し、災害時のごみ出しルール に関する広報・啓発活動を実施する。

区が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材については、都への要請を行うことで、不足分の確保を図る体制となっている。都は、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行う。 杉並清掃事務所は、災害が発生した場合に排出されたごみを迅速に処理し、環境衛生の保全を図る。 令和5年度(2023年度)の作業計画における職員数、収集運搬車数は下表のとおり。

(令和5	年度((2023)	年度)	作業計画)

				(1 - 1		1 /2/11	/CFT [
車種	直営小型 プレス車	小型 特殊車	小型 プレス車	新大型 特殊車	軽小型 ダンプ車	軽小型 ダンプ車	計
種別	可燃	可燃	可燃	可燃	可燃	不燃	
車両台数	6	8	26	1	13	13	67
収集作業職員	12	16	52	3	13	13	109

[※]職員数については、収集作業に従事する職員数。

9 災害廃棄物処理

(1)対策内容と役割分担

区は、都や関係機関と調整を図り、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を適正に処理するための準備を行う。

機関名	対策内容
	・仮置場の候補地の指定について検討
[]	・所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促
<u>X</u>	進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保
	・区災害廃棄物処理計画の策定

(2) 取組内容

ア 仮置場の確保

区は、応急仮設住宅建設予定地等、他課とのオープンスペースの利用用途に関する調整を行い、災害廃棄物の発生推計に合わせた仮置場の確保を推進する。

種別	定義	設置主体	設置時期
応急集積場所 (一時積み置場)	以下の災害廃棄物を仮置きする集積場所 ・救助活動、道路啓開等により発生するがれき ・家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ご み等	区	発災 24 時間以 内~1 年
一次仮置場 (分別処理場)	以下の災害廃棄物を分別・保管する仮置場 ・応急集積場所等から区が収集した災害廃棄物 ・被災建築物の解体撤去で発生するがれき	区	72 時間後 ~3 年
二次仮置場	・各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場(仮設処理施設、資源化一時保管場所を併設することもある)	特別区	3 週間後 ~3 年
資源化物一時保管 場所	・破砕等の処理が終了し、資源として再利用が可能になった災害廃棄物のうち、利用先が決まるまでの間必要に応じて一時的に保管しておく場所(二次仮置場に併設することを想定)	特別区	3 週間後 ~3 年

イ 関係機関との連絡体制の整備

- ・区は、災害廃棄物処理全般において、他の特別区や清掃一組、国、都との相互協力体制のもと共 同処理を実施するため、平常時から災害廃棄物に関する情報を共有するとともに、関係機関の実 施する訓練等に参加する。
- ・状況により、廃棄物処理業の許可を有する事業者等と直接委託を検討するとともに、区内団体と の協定や清掃協議会を通じた協定により、民間事業者等から協力・支援を受け、処理体制の強化 に向けて、協定の締結や定期的な協定内容の見直しを実施する。

ウ 区災害廃棄物処理計画の策定

区は、災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画等と整合を図り、大規模災害発生時に、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するため、区が独自に実施した地震被害シミュレーション結果に基づいて杉並区災害廃棄物処理計画を策定した。

エ 災害廃棄物処理等の対応人材の育成

災害廃棄物処理体制の充実を図るため、災害発生時に災害廃棄物等の収集や運搬等に必要な人材を 確保できるよう人材の育成を行う。

	廃棄物の種類		対象とする廃棄物の具体例
			損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物
_	災	がれき等	・がれき(コンクリート系混合物(コンクリートがら)、木質系混合物(木くず)、金属系混合物(金属くず)、可燃系混合物、不燃系混合物)
般	害		・廃家電等、廃自動車・廃タイヤ等、危険物・有害物等
廃棄物	廃棄物	ごみ (生活ごみ、 避難所ごみ)	災害時に排出されるごみ、片づけごみ ・割れたガラス食器類や破損した家具などの粗大ごみ等 震災救援所から排出されるごみ ・残飯、汚れた紙類等の可燃ごみやプラスチック製容器包装、段ボール等の資源等
		し尿	簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレ等からのくみ取りし尿や災害に伴って便槽へ流入した汚水
	生活ごみ、し尿(通常)		通常生活で排出されるごみ、し尿

10 応急仮設住宅

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容		
□	・都外避難者への支援方法の検討		
<u>X</u>	・あらかじめ建設候補地を決定		
都住宅政策本部	・建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。		
	・建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討		
	・規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討		

(2) 取組内容

ア 都外避難者への支援方法の検討

災害の状況によっては、都外の応急仮設住宅への入居が必要となる場合も考えられ、子育てや介護上の心配・負担の増大や、世帯が市町村域等を越えて分離して生活するなど、家族関係が複雑となるケースも少なくない。そのため、区は、都外の応急仮設住宅へ入居した被災者(区民)に対する支援方法を検討する。なお、区が都外の応急仮設住宅への入居者に対して、孤立防止や困窮状態に陥らないように適切な被災者支援を提供するためには、被災者(区民)の入居先となる市町村やその周辺で活動するNPO団体等との連携が必要となる。

イ 建設候補地を決定

接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況(埋設配管)、避難場所などの利用の有無を正確に事 前調査し、応急仮設住宅建設候補地を決定する。

11 災害救助法等

(1)対策内容と役割分担

ア 災害救助法の適用

機関名	対策内容		
区	・職員が、災害救助法適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体		
	制の整備		
±a7 (√√√5/2 🖂)	・災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区に周知		
都(総務局)	の徹底		

イ 激甚災害法の適用

機関名	対策内容
区	・職員が、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制 の整備
都総務局	・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底
都各局	・激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に 理解し、迅速に対応できる体制を整備

(2) 取組内容

災害救助法等に基づいた対応の迅速化

災害時において災害救助法適用基準や激甚災害指定手続等の対応を迅速に実施するため、災害救助 法や激甚災害法の手続等を研修等で確認し、体制を整備する。

第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策)

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割

第1節 杉並区

第1章 杉並区及び防災機関の役割

第1節 杉並区

1 区の役割

- (1) 区防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難指示等及び誘導に関すること。
- (6) 水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 応急給水に関すること。
- (9) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (10) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (11) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた対応と経験を伝承する活動の支援に関すること。
- (12) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (13) 災害復興に関すること。
- (14) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (15) 防災市民組織の育成に関すること。
- (16) 事業所防災に関すること。
- (17) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (18) 外出者の支援に関すること。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 区災害対策本部各部の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 災害対策予算に関すること。
政策経営部	2 情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。
	3 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧に関すること。
	1 防災に関する計画・調整に関すること。
	2 災害対策本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。
	3 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況調査の総括に関すること。
	4 都及び防災関係機関との連絡に関すること。
	5 災害対策本部の通信情報の総括に関すること。
	6 災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関すること。
	7 職員の被災状況の確認に関すること。
	8 非常呼集に関すること。
	9 初動配備態勢に関すること。
	10 職員の宿泊・給食に関すること。
	11 各部における職員の応援の調整に関すること。
	12 他の自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
と 総務部	13 車両及び燃料の調達、配車及び人員の確保に関すること。
小心4万 日日	14 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	15 義援金品の受付及び送付に関すること。
	16 報道機関との連絡調整に関すること。
	17 災害に関する広報及び広聴相談業務に関すること。
	18 災害に関する情報の収集伝達及び整理に関すること。
	19 防災行政無線設備の点検・整備に関すること。
	20 区防災会議に関すること。
	21 議会との連絡その他渉外に関すること。
	22 災害対策のために必要な経費及び物品の出納に関すること。
	23 区役所庁舎、所管施設及び有線通信施設の点検・整備に関すること。
	24 区役所庁舎及び所管施設利用者の安全、保護に関すること。
	25 他の部、課に属さないこと。
	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 住家被害認定調査及びり災証明書(火災被害に係るものを除く)に関
	すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬の応援に関すること。
	4 死体埋(火)葬許可証の発行に関すること。
	5 商工農業関係の被害調査に関すること。
区民生活部	6 租税等の徴収猶予及び減免等に関すること。
	7 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	8 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	9 帰宅困難者の支援に関すること。
	10 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	11 応急給水に関すること。
	12 所管施設利用者の安全、保護に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割 第1節 杉並区

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関すること。
	4 身元不明者の遺骨の取扱に関すること。
	5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け
	に関すること。
	6 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
	7 義援金品の配分に関すること。
	8 国民健康保険料の減免、一部負担金に関すること。
	9 災害時要配慮者の救護に関すること。
	10 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	11 帰宅困難者の支援に関すること。
	12 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関すること。
	13 社会福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること
保健福祉部 保健福祉部	(他の部に属することを除く)。
	14 介護保険料及び利用者負担の減免に関すること。
	15 医療・助産救護に関すること。
	16 杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会等との連
	絡に関すること。
	17 防疫、その他保健衛生に関すること。
	18 飲料水・食品の衛生に関すること。
	19 医療用資機材等の調達及び搬送に関すること。
	20 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること。
	21 被災者等の健康確保に関すること。
	22 被災者等の健康に関わる適切な栄養管理に関すること。
	23 民間医療施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。
	24 動物の救護に関すること。
	25 応急給水に関すること。
	26 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	27 所管施設利用者の安全、保護に関すること。
	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	2 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。
	3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関すること。
	4 身元不明者の遺骨の取扱に関すること。
	5 帰宅困難者の支援に関すること。
	6 第二次救援所、福祉救援所の開設及び統括に関すること。
子ども家庭部	7 応急給水に関すること。
	8 区立保育園・子供園・児童館の児童の保護に関すること。 9 応急保育対策に関すること。
	10 災害遺児等の一時的保護に関すること。
	10 炎音道光等の一時的保護に関すること。 11 私立児童福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。
	11 松立児重備性施設の災害対象の支援及の被害調査に関すること。 12 医療・助産救護に関すること (保健福祉部に属することを除く)。
	13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	14 所管施設利用者の安全、保護に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割 第1節 杉並区

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 都市計画に関する災害復旧計画の策定に関すること。
	2 応急仮設住宅の入居等に関すること。
	3 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選定に関すること。
	4 道路及び河川、橋梁等の保全、整備、復旧に関すること。
	5 道路等における障害物の除去に関すること。
都市整備部	6 水防活動に関すること。
401111年加山	7 危険ながけ、擁壁、落下物(屋外広告物等)、建築物等の調査及び指導
	に関すること。
	8 道路、建築物等の被害状況の調査及び報告に関すること。
	9 災害復旧対策に係る土木、建築工事の指導・相談業務に関すること。
	10 がれき処理対策に関すること。
	11 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	1 ごみ、し尿処理対策に関すること。
環境部	2 防疫に関すること。
>K-26-14	3 がれきの処理に係る連絡調査に関すること。
	4 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	1 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。
	2 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。
	3 区立学校の児童・生徒の保護に関すること。
	4 被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び支給に関すること。
教育委員会	5 応急教育対策に関すること。
事務局	6 教育職員・県費負担の事務職員及び栄養職員の災害対策業務支援に
	関すること。
	7 文化財の保護に関すること。
	8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関すること。
	9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関すること。

第2節 東京都関係機関等

第2節 東京都関係機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東京都防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 7 緊急輸送の確保に関すること。 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 9 人命の救助及び救急に関すること。 10 消防及び水防に関すること。 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12 外出者の支援に関すること。 13 応急給水に関すること。 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた経験を伝承する活動の支援に関すること。 17 公共施設の応急復旧に関すること。 18 災害復興に関すること。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21 事業所防災に関すること。 22 防災教育及び防災訓練に関すること。 23 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。
建設局(第三建設事務所)	 1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。
交通局 (小滝橋自動車営業所 杉並支所)	1 バスによる輸送協力に関すること。 2 都営交通施設の保全に関すること。
水道局 西部支所 杉並営業所	1 応急給水に関すること。2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。3 災害時における他の局の応援に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割 第2節 東京都関係機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
下水道局	
西部第一下水道 事 務 所 第二基幹施設 再構築事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。3 工事中の下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
警視庁 第四方面本部 杉並警察署 高井戸警察署 荻窪警察署	 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 交通規制に関すること。 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 行方不明者の調査に関すること。 遺体の調査等及び検視に関すること。 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第四消防 方面本消防署 荻窪消防署	 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 5 区民の防災意識の調査や防災対策、水防体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 6 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける VR (災害疑似体験) コーナー等を活用した体験訓練の実施 7 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 8 出火防止に関する教育・訓練の実施 9 VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 10 デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 11 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 12 区民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習の実施 13 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 14 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 15 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 16 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 17 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 接近の実施を取り入れた防災訓練の実施を取り入れた防災訓練の実施の実施を取り入れた防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 21 前各号に揚げるもののほか、消防に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割 第2節 東京都関係機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
杉並消防団 荻窪消防団	1 水火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること。2 人命の救助及び応急救護に関すること。3 地域住民の指導に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割

第3節 自衛隊

第3節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。
	2 災害派遣の実施に関すること。
陸上自衛隊	(1) 人命・財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に
(第1普通科連隊)	関すること。
	(2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関
	すること。

第4節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東京支社 杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局	1 郵便施設の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
NTT 東日本 (東京北支店)	1 電報、電話の通信の確保に関すること。2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。3 気象予警報の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社 (首都圏本部)	1 鉄道施設の保全に関すること。2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。4 計画運休に関すること。
東京電力パワーグ リッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力供給に関すること。
東京ガスグループ	1 ガス施設等の建設及び保安に関すること。2 ガスの供給に関すること。
首都高速道路 株式会社	1 首都高速道路等の保全に関すること。2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割 第4節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日赤東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。)。 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本通運	
福山通運	】 1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関する
佐川急便	こと。
ヤマト運輸	
西濃運輸	

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画 (風水害予防対策)

第1章 杉並区及び防災機関の役割

第5節 指定地方公共機関

第5節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること。
	2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送の協力に関すること。
	3 計画運休に関すること。
	1 鉄道施設の保全に関すること。
工二分 公子人 7.	2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関す
西武鉄道株式会社	ること。
	3 計画運休に関すること。
	1 鉄道施設の保全に関すること。
東京地下鉄株式会社	2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する
	こと。
	3 計画運休に関すること。
東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関
杉並支部	すること。

第6節 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
杉並区医師会	1 災害時における医療・助産救護活動の協力に関すること。
東京都杉並区 歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。
杉並区薬剤師会	1 備蓄医薬品の管理の協力に関すること。
東京都柔道整復師会 杉並支部	1 災害時における応急救護活動の協力に関すること。
獣医師会 杉並支部	1 災害時における動物に関わる救護活動に関すること。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等 第1節 現在の到達状況

第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、水害ハザードマップを始めとする様々な媒体等を通して、垂直避難や家庭内備蓄の推奨、あっせん、排水溝清掃の励行等について、意識啓発を行っている。

2 地域による共助の推進

現在、区内には約160の防災市民組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。また、防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として防災市民組織連絡協議会が設置されている。このほか、町会・自治会、商店会、事業所等、地域を構成する団体は様々ある。これら団体に対し、講演会等の場で水害に係る知識の普及啓発や情報提供等を行っている。

第2節 課題

1 自助による防災力の向上

家庭内備蓄の充実、自宅周辺の洪水浸水想定区域を確認した適切な避難行動などにより、在宅避難を支える自助の取組を強化することが、区民の生命を守ることにつながる。そのため、水害ハザードマップ等を使用して自宅周辺の状況を確認し、区民一人ひとりが、垂直避難又は水平避難のどちらが適切かを理解し行動するための意識啓発を継続して行っていく必要がある。

2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)

これまで、地域が担ってきた災害時要配慮者等への共助の仕組みは、地域関係の希薄化により、脆弱化が進んでいる。そのため、災害時要配慮者等に対する新たな支援策を検討し、実施する必要がある。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、水防法に基づいて必要な措置を実施することになっている。

区では、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等に対して、避難確保計画の作成、訓練の実施等を促していく必要がある。

3 ボランティア活動の支援体制

発災時において、ボランティアは、物資の配給支援や被害家屋の清掃等復旧支援、災害廃棄物処理といった様々な役割を果たすことが期待されている。一方、過去の災害では、甚大な被害の影響や混乱から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

受援体制の構築に合わせて、ボランティア活動に求めるべき事項を整理して、ボランティアが活動できる体制を確立する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による防災力の向上

防災対策で最も基本となるのは「自助」であり、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を持って防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進する。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等 第4節 到達目標

2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)

災害時要配慮者等への新たな支援策については、地域包括支援センターや民生委員等との連携により 実施する安否確認などについて検討していく。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立 地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の状況を定期的に把握し、避難確保計画の作成や訓練の実 施等、当該事業所が担うべき役割の理解を促進する対策を実施する。

第4節 到達目標

1 家庭内での事前水害対策実施率 100%

垂直避難や家庭内備蓄の推奨、あっせん、排水溝清掃の励行等、家庭内での防災対策を普及啓発し、 事前の水害対策の実施率を 100%とする。

2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)

災害時要配慮者等への支援の具体化を図る。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画の作成等を着実に推進することで、該当事業所における防災体制を強化し、災害時要配慮者等の人的被害の発生を防ぐための共助の仕組みを構築する。

3 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

区は、杉並区社会福祉協議会、NPO 団体等と連携し、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係る具体的な事項について協議を行うことにより、水害時にボランティアの具体的な活用を図る。

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 区民等の役割

5 防災意識の啓発

2 防災市民組織等の強化

6 防災訓練の充実

3 事業所防災体制の強化

7 登録ボランティア

4 地域による共助の推進

1 区民等の役割

- (1) 区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。
- (2) 区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。
- ア「自らの命は自らが守る」意識を持つ
- イ 自らの判断で避難行動を実施
- ウ 早期避難の重要性の理解
- エ 避難情報や洪水、強風、土砂災害等に関する知識や技術の習得
- オ 水害ハザードマップ等を活用した自宅周辺の地理的特徴等の把握
- カ 食料や飲料水など生活必需品の備蓄などによる備え
- キ 水害対策に必要な用具の準備
- ク 災害時の連絡方法や避難所や避難経路についての確認
- ケ 垂直避難や親戚・知人宅等への避難の検討
- コ 「東京マイ・タイムライン」等を活用した防災行動の決定
- サ 雨量、河川水位情報、河川監視映像の確認
- シ 気象情報や区が発令する避難指示等の避難情報の収集
- ス 建築物などの安全性の向上
- セ 自宅等への浸水防止対策の習得
- (3) 区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加するように努めなければならない。

2 防災市民組織等の強化

(1) 防災市民組織の充実・強化

ア 防災市民組織の役割

防災市民組織の役割、とるべき措置は、概ね次のとおりである。

	(1)防災に関する知識の普及
	(2)避難、救出救護等各種訓練の実施
可從吐	(3) 応急手当用医薬品、救助用資器材等防災資器材の備蓄及び保守管理
平常時	(4)地域内の水害時危険箇所や土砂災害の発生するおそれのある箇所における災害時要
	配慮者の把握及び支援体制の整備
	(5)区が開設する避難所の運営支援に関すること
	(1)地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難指示の伝達
₹% (((n±:	(2) 救出救護の実施及び協力、災害時要配慮者の避難支援
発災時	(3)集団避難の実施
	(4)避難所の運営支援

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 防災リーダーの育成

区は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害、土砂災害、防災気象情報に関する専門家を活用した講演会を実施するなど、各地域における防災リーダーの育成に努める。

3 事業所水防体制の強化

(1) 洪水浸水想定区域内の事業所

水防法第 15 条の 3 により、地下空間のある施設、洪水浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の措置を実施する。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、その旨を区に報告する。

A CHARLATON, COLICE MAY SO		
事業所等	地下街等 (地下空間のある施設)	災害時要配慮者利用施設
措置の義務付け	義務	義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 避難訓練の実施	避難確保計画の作成 避難訓練の実施
自衛水防組織の設置	設置義務あり 設置後、構成員を区に報告	設置した場合、構成員を区に報告

(2) 土砂災害警戒区域内の事業所

土砂災害防止法第8条の2により、土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設の管理者 等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務とする。また、避難確保計画を作成した 災害時要配慮者利用施設の管理者等は、その旨を区に報告する。

(3)地域住民との連携訓練の推進

区及び消防署は、地域の防災体制を強化するため、事業所についても地域の安全を担う構成員である との認識から、地域ぐるみの訓練への積極的な参画など地元防災市民組織等との連携体制づくりを指導 している。情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努めていく。

(4) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、避難誘導等が極めて重要であることから、当該施設と地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を消防署と連携して推進する。

ア 社会福祉施設等と地域の連携

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を促進する。

イ 防災行動力の向上

社会福祉施設等の職員は、水害を想定した避難訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

4 地域による共助の推進

(1)「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の拡充・強化

高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要配慮者について、区が保有する福祉情報を整備し、作成した「原簿」の活用など、水害時においても「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」を活用した水害対策を検討し実施する。

5 防災意識の啓発

区は、区民に対し、浸水予想区域、水害に対する備え、水害発生時の行動など、水害に関する啓発を 行うことが重要である。そのために、区や防災関係機関は、水防に関する知識の普及活動や防災教育等 を推進し、区民の水防に関する意識を高めていく必要がある。

(1) 区民の防災知識の普及

区は、区民自らが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で早期避難や垂直避難等、 避難行動を行うことについて周知することで、区民理解の促進を図る。

(2) 防災教育の充実

ア区

防災セミナーや各種講演会、水害出前講座等を開催し、区民の防災知識の向上を図る。また、小中学校等の避難訓練や防災教育の年間計画を把握して普及活動との連携を進めるとともに、避難確保計画が、全校で策定されるよう取組を推進する。

イ 消防署

消防署は、全国で発生した水害の課題や経験、過去の消防活動の経験等を踏まえ、次の対策を推進する

- (ア) 区と連携して水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報の提供を通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。
- (イ) 都と連携して「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を実施する。
- (ウ) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
- (エ) 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害 疑似体験訓練を実施する。
- (オ)児童生徒に対し、発達段階に応じた防災教育を実施し、災害から、自らと家族を守る防災意 識の向上を図る。
- (カ) 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

6 防災訓練の充実

災害時に応急対策活動を円滑に実施するためには、日頃から防災関係機関相互の緊密な連携と、実効性の高い訓練が不可欠である。このような認識に基づき、区及び防災関係機関は、それぞれ能力向上を図るとともに、区民との協力体制の確立に重点を置いた各機関の個別訓練等を実施していく必要がある。

第3章 区民と地域の防災力向上 第1節 具体的な取組 【予防対策】

(1) 各機関の個別訓練

主催	内容
区	災害時における災害応急対策業務の習熟と迅速な活動態勢の確立を図るため、区職員防災訓練実施要網に定めるところにより実施する。 1 主な訓練項目 (1) 災害対策本部設置訓練 (2) 職員非常呼集(参集)訓練 (3) 職員配置・派遣訓練 (4) 情報連絡訓練 (5) 災害状況調査訓練 (6) 避難所開設訓練 (7) 避難誘導訓練 (8) 物資輸送及び配布訓練 (9) 各部等相互応援訓練 (10) 職員防災住宅職員防災訓練 (11) 応援職員受入訓練 2 実施時間 勤務時間内又は勤務時間外に毎年度実施
消防署	区内消防署全職員及び消防団員に各種教育及び訓練を実施する。 1 参加者 区内消防職員、消防団員 2 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水害時の活動に必要な訓練 3 実施時期 年1回以上実施する。
敬言,宏宗 罢石	1 実施方法 関係機関の協力を得て実施する。 2 訓練項目 (1) 救助活動 (2) 避難誘導 (3) 広報活動 (4) 水防工法 (5) 交通制限 (6) 舟艇操作法 (7) 通信訓練 3 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降9月までとする。場所は、その都度定める。

主催	内容			
	職員の危機管理意識の向上及び危機対応能力の強化を図り、東京都水道局震災応急対策計画 等における対策の実効性を確保するため、毎年度策定する東京水道危機対応力強化計画に基 づき、訓練を行う。			
	訓練名 訓練内容			
	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。		
	2 水道局平日発災対応訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を 全部署、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市 町等関係団体と連携しながら行う。		
	3 水道局休日発災対応訓練	首都直下型地震等が、休日に発生したことを想定し、 初動活動、情報連絡訓練等を行う。		
都水	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病 院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行 う。		
都水道局	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指 定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及 び防災行政無線通信訓練を行う。		
	6 拠点給水訓練	災害時給水ステーション(給水拠点)において拠点給 水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校 及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。		
	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等 の訓練を行う。		
	8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加及 び消火栓等から仮設給水栓による応急給水訓練のサ ポートを行う。		
パワーグリッド東京電力	1 非常時における迅速・的確な情報 災害訓練を年1回以上、全社的に 2 国、地方公共団体が実施する防災			

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

主催	内容
	本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、
古	防災訓練を実施する。
京	(訓練項目)
東京ガスグ	1 災害時の出動訓練
グル	2 災害時の緊急措置及び通報連絡訓練
ープ	3 各事業所間の連絡体制訓練
	4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練
	5 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加
	「災害対策実施要網」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信
	設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練を毎年数回実施、復
	旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。
	また、国・都・区市町村が主催して行う総合防災訓練に参加する。
NTT	1 災害時の通信の疎通確保
I 東	2 指揮·命令·情報伝達·初期行動
東日本	3 非常招集
7	4 所内・所外電気通信設備の復旧
	5 災害対策機器の取扱・点検・整備
	6 避難及び救護
	7 防火及び防水
	8 その他必要とする訓練
	災害発生時において、的確な情報判断と適切な措置及び正確かつ迅速な情報連絡体制が常に
	とれるよう、年1回以上次のような訓練を行う。
+	1 異常時想定訓練
東京地下鉄	2 防災設備取扱訓練
地下	3 非常招集訓練
鉄	4 情報収集伝達訓練
	5 避難誘導訓練
	6 救出救護訓練
	7 初動消火、初動措置訓練

(2) 水防訓練

水防法及び東京都水防計画に基づき、水防部隊の実践的運用と水防活動の習熟を図り、区内の水害による被害の軽減を図るため、防災関係機関の協力のもと協働して水防訓練を実施する。

ア 参加機関

- (ア) 東京消防庁第四消防方面本部、区内各消防署、各消防団
- (イ) 区
- (ウ) 河川管理者

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組 【予防対策】

イ 訓練種目

各種水防資機材を使用して行う基本訓練と、各種基礎技術を用いて、一定の想定のもと行う総合訓練を、実施する。

ウ 訓練項目

- 監視警戒及び情報収集訓練
- ・各種水防工法訓練(積土のう、鋼板防護、排水作業、その他各種都市型水防工法)
- 指揮本部運営及び部隊運用訓練
- ・関係機関との連携訓練
- 救助訓練、広報訓練
- 避難誘導訓練

工 実施時期

原則として、毎年梅雨前に実施する。また、区や防災関係機関によるものだけでなく、防災市民組織による水防訓練(土のう作成等)、家庭における簡易水防工法(水のう作成等)の訓練や講習を行う。

(3) その他の訓練

区では都が行う「風水害図上訓練」、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」に参加し、風水害時の初動態勢、応急対応及び情報伝達方法の検証を行う。

7 登録ボランティア

(1) 東京都防災ボランティア

- ・東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録してお く制度である。現在、公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支 援する「語学ボランティア」等がある。
- ・災害時、東京都では、災害対策本部にボランティア部を設置し、都におけるボランティア活動の総合的窓口として、東京ボランティア・市民活動推進センターや区市町村等との連携・協力により、ボランティア派遣等を実施することとしている。

(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- ・東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7(1995年)年7月から開始した。区内では、杉並391名、荻窪256名が登録している。
- ・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署 に事前登録しているボランティアである。杉並・荻窪消防署は、応急救護をはじめ専門的な知識・ 技術を有するボランティア活動を得るため、受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。

(3) 赤十字ボランティア

- ・主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機 関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- ・日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災意識の普及に努め、災害時にはボランティア が組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整 備を図る。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 豪雨対策

5 落下物等の防止

2 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

6 有毒物・危険物等の安全化

3 土砂災害に関するソフト対策

7 文化財の安全化

4 竜巻対策

1 豪雨対策

(1) 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成 19 年(2007 年)8 月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成 21 年(2009 年)に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定しており、直近では令和 5 年(2023 年)12 月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。

また、平成30年(2018年)3月に神田川流域豪雨対策計画、令和元年(2019年)11月に目黒川流域豪雨対策計画を改定した。これを基本とし、都と区は連携して河川・下水道の整備や流域対策に取り組んでいる。その中で、流域対策として、区が取り組む雨水流出抑制の果たす役割は重要なものであり、道路、学校、公園等、公共施設への雨水浸透・貯留施設の設置や、民間施設等への雨水浸透施設等の設置を推進し、浸水被害の軽減を図っていく。

(2)河川改修

ア 現況

٠.	20,72		
	河川名	延長	備考
	妙正寺川	1, 150m	妙正寺池を源に区内北部を流れ、中野区へ
ſ	神田川	8,060m	井の頭池を源に区内南部を通り、中野区へ
	善福寺川	8,460m	善福寺池を源に区内中央部を蛇行し、中野区へ
ſ	計	17,670m	

都内の中小河川では、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げたりする(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間50ミリに対応する河道整備を推進する。

(ア)神田川

- ・30mm/h 降雨に対応する整備は、昭和39年度(1964年度)を初年度とする中小河川改修緊急3か年整備計画、昭和42年度(1967年度)からの中小河川緊急整備計画等を経て、昭和56年度(1981年度)に完了した。
- ・50mm/h 整備計画については、昭和43年度(1968年度)から、地下鉄工事との競合や道路工事との調整を図りながら、分水路工事を先行させ、お茶の水、水道橋、江戸川橋及び高田馬場分水路が完成している。また、護岸は、江戸川橋下流~西武新宿線神田上水橋梁、新堀橋~柳橋区間が完成、区内では方南橋から一本橋上流及び中井橋付近が完成している。なお、永福橋から上流については、30mm/h 整備時に50mm/h 整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(イ) 妙正寺川

- ・30mm/h 整備は神田川と同様の緊急整備計画の実施により昭和50年(1975年)に完了した。
- ・50mm/h 整備は、河道改修と河川沿いの調節池との組み合わせにより実施している。調節池については、令和2年度末(2020年度)時点で5つの調節池が供用開始しており、計37.5万m3の貯留が可能となっている。
- ・50mm/h 護岸整備については、中野区内で、落合調節池から環状七号線地下調節池・妙正寺川取水施設間、延長約3,900mについて平成21年度(2009年度)末までに完了した。平成26年度(2014年度)から鷺宮調節池の洪水調節能力を担保にして、調節池より上流部の護岸改修に着手し整備を進めている。
- ・令和2年度(2020年度)に洪水予報河川に指定された。

(ウ) 善福寺川

- ・30mm/h 整備計画は、神田川と同様の緊急整備計画の実施により、昭和45年(1970年)に完了した。なお、松渓橋から上流は、30mm/h 整備時に50mm/h 整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。
- ・50mm/h 整備については、水害の早期軽減対策として、和田堀公園内3か所に掘込み式調節池が設置されているほか、平成28年(2016年)8月に善福寺川緑地内で整備を進めていた善福寺川調節池が取水可能となった。これにより、善福寺川調節池の洪水調節能力を担保にして、調節池より上流の護岸改修に着手し整備を進めている。
- ・護岸整備としては、平成 17 年(2005 年)に神田川・環状七号線地下調節池の善福寺川取水施設が稼動したことを契機に、平成 19 年度(2007 年度)から調節池の上流に向けて護岸工事に着手している。また、善福寺川取水施設から和田堀第六調節池間の延長約 2,000mの区間は、河川激 甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、護岸整備の一部や和田堀第六号調節池の増強整備などが平成 17 年度(2005 年度)から平成 21 年度(2009 年度)の 5 か年計画により実施、その後も通常事業により二枚橋まで約 1.2km が完成している。

(エ) 神田川・環状七号線地下調節池

- ・本調節池は、環状七号線の地下に設置するもので、主に神田川・善福寺川の合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画された、最大貯留量 540,000 ㎡の施設である。
- ・第一期事業では、平成9年度(1997年度)に神田川取水施設において取水を開始、第二期事業では平成17年度(2005年度)に善福寺川取水施設が取水を開始し、平成19年度(2007年度)末に調節池のすべての施設が完成した。これにより、環状七号線から下流域の治水安全度が向上し、現在、神田川・環状七号線地下調節池と白子川調節池を連結する環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事を進めており、完成すれば合計140万㎡を超える貯留量が確保される。今後、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸等の検討を進める。

イ 事業計画

(ア)神田川

- ・中流部の本郷橋上下流と、区内では宮前橋の架替を含む宮前橋上下流の護岸整備を進めている。
- ・永福橋下流の未整備区間の治水安全度を早期に向上させるため、都市計画下高井戸公園内に貯留量約30,000 mの地下調節池の整備を進める。

(イ)妙正寺川

上流域の浸水被害の早期軽減を目的に平成22年度(2010年度)に着手した鷲宮調節池が、平成25年(2013年)4月より取水可能となったことを受けて、これより上流の下鷺橋からオリーブ橋までの護岸整備を進める。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(ウ) 善福寺川

平成 24 年度(2012 年度)に済美橋上流及び宮下橋上流の護岸整備に着手し、上流に向けて整備を進める。済美橋上流においては、大松橋下流部において大松橋の架替を含む護岸整備工事、宮下橋上流部においては御供米橋下流及び御供米橋上下流の護岸工事が予定されている。また、善福寺川上流域の水害の早期軽減を図るため、都立善福寺川緑地内に貯留量約 35,000 ㎡の善福寺川調節池が平成 28 年(2016 年)8 月末に取水可能となったことから、西園橋下流部において護岸工事を、神通橋上下流部において神通橋の架替を含む護岸工事を進めている。加えて、善福寺川下流域の治水安全度の向上を図るため、都立和田堀公園内に貯留量約 17,500 ㎡の掘込式調節池の整備を進める。

(3) 水路整備

ア 現況

区内の水路は、かつては用水路や排水路として機能していたが、都市化の進展や下水道の整備等に伴い、埋立てをして舗装化したものがほとんどである。現在、蓋掛け柵きょなどの水路は約3.8km残っている。

イ 事業計画

昨今、水路上の蓋掛け柵きょについて、経年劣化に伴う欠損等が顕著に現れ、改善が求められている。また、水路の周辺は低地であることから豪雨時には部分的な内水氾濫が起き浸水被害も発生している。このような背景を踏まえ、柵きょとして取り残されているものについて、災害時の避難路としても機能を有する安全で快適な歩行者空間を確保するため、水路整備に取り組んでいく。

(4) 雨水流出抑制施設の整備

ア 公共施設(道路・広場含む)及び一定規模以上の民間施設

雨水流出抑制対策を推進するため、既存の建物に加え、公共施設及び一定規模以上の民間施設に対しても、建物の新築や改築時における建築確認の事前協議の際に、雨水浸透・貯留施設を設置することを積極的に誘導していく。あわせて、個人所有の住宅に対しては、雨水浸透・貯留施設設置の助成も行う。

イ 緑化への雨水の活用など複合的な施設整備の誘導

雨水貯留・浸透施設設置にあたっては、防災用水、雨水の循環活用や緑化など、地域の環境インフラとしての機能を建築物に持たせる目的のもと、既往の支援制度を拡充することなどによって、住宅、店舗、事務所への雨水浸透・貯留、再利用施設の設置を図る。

ウ 豪雨対策計画の推進

平成30年(2018年)3月に神田川流域、令和元年(2019年)11月に目黒川流域の豪雨対策計画を改定した。令和5年(2023年)12月には、気候変動に対応する豪雨対策として「水害から都民の生命を守る。」「水害時も必要最低限の都市機能を確保し、早期復旧・復興を実現する。」「水害による財産被害を軽減する。」を目標に掲げる豪雨対策基本方針を改定し、更なる対策の推進を図ることとしている。

(5) 下水道の整備

- ・近年は、1 時間 50mm を上回る局所的集中豪雨が増加していることに加え、高度な土地活用で都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、短時間で雨水の大部分が下水道へ流れ込み、都市型水害が多発している。また、地下街や地下鉄などでは、浸水による人命への被害や都市機能への重大な影響などの発生が危惧される。
- ・都は、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、1 時間 50 ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所など

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

の基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。

- ・一方、基幹施設の整備は、規模が大きく長い年月が必要であり、浸水被害を早期に軽減させるため、整備が完了した幹線管きょの一部区間を貯留管として暫定的に活用するとともに、対策を工夫しながら区民が実感できる効果を短期間のうちにあげるために、緊急的に取組む対策として、「雨水整備クイックプラン」を策定し、区管内ではバイパス管などの工事を行い、さらに「阿佐谷南地区」の整備を行った。また、平成25年(2013年)の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを検討し、平成25年(2013年)12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。区管内では、50mm 拡充対策として、天沼・阿佐谷・高円寺地区を対象とする「桃園川幹線流域」を増強する第二桃園川幹線の整備を推進しており、荻窪二、四丁目地区の浸水対策貯留管を整備した。また、小規模対策地区として、善福寺が選定され、現在、残る「桃園川幹線流域」の事業に取組んでいる。
- ・その他、総合治水対策の一環として、関係各局や区、区民などと連携し、公共雨水浸透ますや宅地内 浸透施設の設置の促進に努めている。

(6)警戒期の問合せ窓口の検討及び地下空間管理者への周知

区は、浸水の危険が予想される際に、区民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実させるため、体制の拡充を検討する。また、地下空間管理者は、都から提供を受けた降雨情報や河川の水位に関する情報を地下街の店舗などに周知し、地下にいる人々の避難誘導などを行うよう周知する。

(7) インターネット等を活用した区民への情報提供

区内の雨量情報や河川の水位情報、避難所の開設状況などを、区公式ホームページに掲載するほか、各種 SNS 等を活用し、迅速な災害情報の提供を行う。

(8) 地下空間への浸水被害対策

- ・都は、「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」を策定し、重点的に地下空間浸水対策を推進している。
- ・区は、水害の発生が予想される地域において新たに建築される建物に対して、地下空間における浸水 対策の実施を誘導する建築指導要綱を制定し、地下空間における浸水対策を推進する。併せて、区民 に対して、地下、半地下を居室として活用しないよう啓発を行う。また、洪水などによる浸水被害が 発生するおそれのある地域においては、住宅等の高床化や防水板設置を行う場合に助成を行い、家屋 の浸水被害の軽減を図る。

(9) 水害ハザードマップ

- ・予想される浸水の区域や避難所などの情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を作成し、 事前に周知することは、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立などに極めて有効である。
- ・区は、「杉並区水害ハザードマップ」を、平成27年(2015年)5月の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に変更された「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」を活用し、平成31年(2019年)4月「わが家の水害ハザードマップ」へ改定した。また、洪水予報等の伝達方法、避難所、適切な避難行動、警戒レベル等を区民に周知するため、これらを水害ハザードマップ等に記載し、区民に避難先や避難行動の理解促進を図る。

(10) 洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等

- ・洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等は、【別冊・資料 243】のとおりである。
- ・選定条件については、河川及び下水道の整備状況等が考慮されていることから神田川流域浸水予想区域図を活用し、0.1m以上の浸水が想定される区域図上に現存する施設を対象とする。また、医療機関については、有床施設のみとする。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の種別と対象施設数)

施設種別	対象施設数	施設詳細
地下街等	8	駅(地下鉄)、地下自転車駐車場
医療機関	5 ※	病院等 ※対象施設は診療所、歯科診療所、助産所を除外
高齢者施設	86	老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護施設、ゆうゆう 館等
教育施設	33	小中学校等、図書館、子供園、幼稚園、その他教育施設
児童福祉施設	82	児童館、保育園、保育所等
障害者施設	25	障害福祉サービス施設、障害者施設
1	239	

(11) 災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置

- ・区は、【別冊・資料 243】に記載した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。
- ・災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、当該区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が作成指示に従わない場合、その理由を確認し、正当でない場合は、公表を検討する。また、施設ごとに設備環境が異なるため、必要に応じて、あらかじめ災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等と協議のうえ、洪水予報、避難指示等の伝達方法を決定する。

(12) 他機関連携型水害対応タイムラインの策定

都市部の災害においては、ゲリラ豪雨等による急激な河川水位の上昇や、土砂災害等の発生が危惧されている。このような突発的に発生する災害において、災害発生時に対応方針を決定するのではなく、 事前に水害対応タイムライン(防災行動計画)を定めておくことは、非常に重要であるため、区においても他機関連携型水害対応タイムラインの策定を検討していく。

(13) 避難の理解力向上キャンペーンの実施

区は、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在する小中学校において、ハザードマップ上での施設周辺の災害リスクや適切な避難行動の確認を促す。また、区内の医療機関や社会福祉施設に対しては、ハザードマップ上での施設周辺の災害リスクの確認を促す。

(14) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿に記載されている災害時要配慮者のうち、洪水浸水想定区域の災害リスクが高い区域に住む災害時要配慮者を事前に精査し、関係課で情報を共有し、対策を検討する。

(15) 豪雨時の外出リスクの周知

区は、豪雨時等の外出リスクについて、以下の事項を区民へ周知する。

- ア 豪雨時、浸水時、暴風時の移動は極めて危険であり、自動車で移動した場合も同様に危険である こと。
- イ 外出中に身の危険を感じた場合には、命を守る最善の行動をとること。

(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針

東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づき設定した取り組みを踏まえ、防災対策の検討を進める。

達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については以下のとおり。

目標達成に向けた3つの柱	取組項目
	洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等
	避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認
	水害危険性の周知、ICT を活用した洪水・高潮情報の提供
	危険レベルの統一化による防災情報の整理
	隣接区市町村等への避難体制の共有
	要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の
田温かの国本な政群のための取り	実施状況の確認
円滑かつ迅速な避難のための取組	水害ハザードマップの作成、改良と周知
	まるごとまちごとハザードマップの促進
	浸水実績等の周知
	自助・共助の仕組みの強化
	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
	防災教育の充実
	水位計、河川監視用カメラ等の整備
	水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等
	水防訓練の充実
的確な水防活動のための取組	水防に関する広報の充実
日子が年、イングライロ・カン・フィングラインが日	水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討
	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
	洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
迅速な氾濫水の排水に関する取組	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備
である。 では「一位」 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	等
	堤防など河川管理施設の整備
その他の取組	災害時及び災害復旧に対する支援強化
	災害情報等の共有体制の強化

※東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針(改定)(令和2年5月22日)参照

(17) 多機関連携型タイムライン及び停電情報等の共有方法の検討

近年は、地球温暖化の長期的な影響等から、豪雨災害が頻発している。台風は強大化の一途を辿って おり、「令和元年台風第 15 号(房総半島台風)」では、電柱の倒壊による停電等、千葉県に大きな被害を

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

もたらした。また、30年に一度の勢力と言われた「令和元年台風第 19号(東日本台風)」では、大雨により各地で川の氾濫、浸水被害が発生し、東日本全域に大きな被害を出した。特別区においても、他区で初めて大雨特別警報が発令されたり、交通機関が計画運休を行ったりするなど大きな影響を及ぼした。また、「平成 30年7月豪雨(西日本豪雨)」や「令和 2年7月豪雨(九州北部豪雨)」など、線状降水帯による豪雨や、局地的大雨(ゲリラ豪雨)等による急激な河川水位の上昇、土砂災害等の発生が危惧されている。区内でも平成 17年(2005年)9月や平成 30(2018年)年8月に発生した局地的大雨(ゲリラ豪雨)は、大きな被害をもたらした。

これらの豪雨災害への対応では、防災関係機関の連携した対応が欠かせない。そのため、水害発生前後に対応方針を定めるのではなく、あらかじめ防災関係機関が連携した「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定について、検討を進めていく。なお、併せて「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定と連動し、道路閉塞や道路冠水、停電といった情報を防災関係機関で共有し、区民向けに発信を行う体制の構築に向けた検討を行う。

(18) 土のうストッカーの整備

土のうストッカーは、平成 27 年度 (2015 年度) から、区民が自由に土のうを持ち出すことができるように設置しており、過去に浸水被害が多発した地域の対策として、阿佐ヶ谷駅、久我山駅周辺など、現在区内 16 か所に設置している。今後も、新たな浸水被害の発生等、区内の状況を踏まえながら増設に取り組んでいく。

2 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

(1) がけ崩れ対策

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政の 対応としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その 結果に基づいて改善指導を行う。

ア がけ、擁壁の崩壊防止

(ア) がけ、擁壁等の安全化

がけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災 上の見地から指導を行っている。今後とも指導を行っていく。

(イ) 改善資金の融資あっせん

区道沿いのがけに擁壁を設置し、もしくは既存の擁壁を改善しようとする者に対し、必要な資金を融資あっせんする制度を昭和56年(1981年)11月から実施している。

≪融資≫

- a 融資限度額 500 万円
- b 利子補給 条例及び規則の規定に基づき、区が利子補給する。

イ 急傾斜地の安全対策

- ・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と 定めている。都では、このうち高さ5m以上で被害想定区域内に人家が存在するなど、一定の要件 を満たすものを「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。現在、区では、急傾斜地崩壊危険箇所は 「堀ノ内1丁目9番およびその周辺」「大宮1丁目5番およびその周辺」の2か所がある。その うち「堀ノ内1丁目9番およびその周辺」の1か所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されてい る。
- ・都では、指定された区域の斜面崩壊を防止するため、崩壊防止工事を行っているが、区内では平成 19年(2007年)に工事を行った。引き続き本地域の安全化を図る。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】

3 土砂災害に関するソフト対策

(1) 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。) は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制 の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制 等のソフト対策を推進しようとするものである。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

- ・平成30年(2018年)1月30日に東京都における土砂災害警戒区域等の指定により、区内では7か所が 土砂災害警戒区域(うち、土砂災害特別警戒区域6か所)の指定区域となった。
- ・土砂災害防止法に基づき都知事による指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域 における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

(土砂災害警戒区域等指定一覧)

区域の所在地	区域の番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	対応部署
高井戸東一丁目 16・17 番及び 高井戸東二丁目 22・23 番の一部	115001-K001	0	0	
高井戸東一丁目 12・16 番の一部	115001-K002	0	0	
堀ノ内一丁目9番の一部	115001-K003	0	×	水害応急対策室
和泉四丁目 18番の一部	115001-K004	0	0	水防本部
和泉四丁目 39・40番の一部	115001-K005	0	0	
久我山二丁目 16・18 番の一部	115001-K006	0	0	
久我山二丁目 16番の一部	115001-K007	0	0	

(3) 土砂災害ハザードマップの作成及び周知

区は、指定を受けた土砂災害警戒区域等に基づいて「土砂災害ハザードマップ」を作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項等を区民等に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報の提供

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が 区に伝達されたときは、土砂災害の発生するおそれのある箇所の住民等に情報を伝達し、自主避難を促 すとともに、区長が発令する避難指示等の判断に活用する。

(5) 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設は、以下のとおりである。

(土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧)

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校 (敷地内の一部)	高井戸東1丁目12番1号

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(6) 災害時要配慮者利用施設への措置

- ・区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に 確認する。
- ・土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従わない場合、その理由を確認し、正当でない場合は、公表を検討する。また、施設ごとに設備環境が異なるため、必要に応じて、あらかじめ災害時要配慮者利用施設の管理者等と協議のうえ、避難指示等の伝達方法を決定する。

(7) 災害時要配慮者の避難支援体制

区は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者に対する避難支援体制及び避難支援の具体的な方法を 検討する。

(8) 水害対応タイムラインの策定

都市部では、ゲリラ豪雨等による急激な河川水位の上昇や、土砂災害等の発生が危惧されている。このような突発的に発生する災害に対しては、災害発生時に対応方針を決定するのではなく、事前に水害対応タイムライン(防災行動計画)を定めておくことは、非常に重要であるため、区は水害対応タイムラインの策定を検討する。

(9) 避難行動要支援者名簿の活用

「避難行動要支援者名簿」に記載されている災害時要配慮者のうち、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む災害時要配慮者を事前に精査し、関係課で情報を共有し、対策を検討する。

4 竜巻対策

(1) 竜巻災害の特性

過去に国内で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

- 竜巻災害固有の特性
 - 発生のタイミングが突発的である。
 - ・被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
 - ・被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
 - ・竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が周知されていない。
- 他の災害と共通する特性
 - ・被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニールハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】

(2) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

聚 <u>けか発表している。</u> 	efective.
情報	内容
	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日~
 予告的な気象情報	1 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告
1. ロロルな X(3く目中)	的な気象情報を発表する。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合に
	は、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
	積乱雲に伴う激しい現象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生に
雷注意報	より被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの
由任息報	激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と
	明記して特段の注意を呼びかける。
	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注
	意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激
	しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北
	部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まってい
竜巻注意情報	る場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。
	また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、
	その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まってい
	る旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表
	から概ね1時間である。
	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可
竜巻発生確度	能性のある地域を分布図(10km 格子単位)で表し、その 1 時間後までの移動を
ナウキャスト	予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時 10 分毎に発表
	する。

ア 竜巻発生確度ナウキャストについて

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測等に基づき、10km 四方の格子単位で 竜巻などの激しい突風の発生する可能性を解析し、発表時点とその 1 時間先までの移動予測を 10 分 刻みで行うものである。また、時々刻々変化する状況に追随できるよう平常時も含めて 10 分毎に最 新の情報に更新される。

この情報で示す分布図は、竜巻などの突風は降水や雷とは異なり、レーダーなどの観測機器で実態を捉えることができないため、「発生確度」と称する気象ドップラーレーダー観測等のデータから推定した「竜巻が現在発生している(又は今にも発生する)可能性の程度」を表示したものである。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

〈 竜巻発生ナウキャストの分布図の見方 〉

	内容
	○竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり、注意が必要である。
	○発生確度2となっている地域(県など)には竜巻注意情報が発表される。
発生確度2の地域	○予測の適中率は7~14%程度と発生確度1に比べて高いが、捕捉率は50~
	70%程度であり、竜巻などの激しい突風の発生を見逃してしまう場合があ
	ることに留意する必要がある。
	○発生確度2の地域よりは低いが、竜巻などの激しい突風が発生する可能性
 発生確度1の地域	がある。
光生唯 及 1 7 7 地	○予測の適中率は1~7%程度と低いが、発生確度1と2を合せると捕捉率が
	80%程度と高くなり見逃しを減らすことができる。
発生確度1や2と	○発生確度1や2となっている地域に比べると竜巻など激しい突風の可能性は
, , , , , , ,	低いが、積乱雲が発生している場合には竜巻などの激しい突風が発生する
なっていない地域	可能性があることに留意する必要がある。

イ 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの関係及び役割

竜巻発生確度ナウキャストの開始後、予測も含めて発生確度2の地域が現れたときに、竜巻注意情報が発表される。よって、竜巻注意情報が発表された後は、竜巻発生確度ナウキャストを利用して、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある地域の詳細および今後の変化を把握するといった利用が想定される。

(3) 竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

- ・気象庁は、東京都地域防災計画風水害編及び気象庁防災業務計画に基づき、情報を、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。
- ・伝達は、発表者(都及び気象庁)から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。 指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。

(4) 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

- ・激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲(概ね一つの県)を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。
- ・ 竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的である。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(5)区の対応

区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意 し、竜巻等突風災害に係る対応についての区民に対する周知、啓発等に努める。

5 落下物等の防止

(1)屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、災害時に脱落し、被害を与えることも予想される。このため区は、 東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際 し、災害対策の観点からの指導を継続して実施していく。

6 有毒物・危険物等の安全化

LP ガス・塩素等の高圧ガス及び毒物等は、平常時には、燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。しかし、これらの保管施設が、ひとたび災害で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性等による二次災害を誘発し、多大の被害をもたらす。

高圧ガス、毒物・劇物等の保管施設の安全化について、それぞれの施策を取り上げる。

(1) 高圧ガス保管施設

都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、 厳しい規制、検査を行うとともに、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、きめ細かい指導を行ってい る。

(2) 毒物・劇物保管施設

保健所等は、毒物・劇物の営業者及び業務上取扱者に対し、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生に危険を生じるおそれのあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するとともに、危害防止のため応急処置を講ずるよう指導する。なお、区では、平成13年(2001年)1月に学校における化学薬品に起因する災害の防止に関する内容を盛り込んだ「杉並区立学校安全対策の手引き」を作成して区立小中学校に配布し、事故防止に努めている。

(3) 危険物施設

消防署では、次の事項について積極的に指導を行う。

ア 保安対策

- (ア) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画等に基づく訓練の実施並びに危険物事業所間の相互応援組織の育成充実を促進する。
- (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため設置、許可等にあたっては、貯蔵取扱の安全 化指導を促進する。

イ 規制及び維持管理

(ア) 危険物施設の規制

危険物施設に対しては、貯蔵し、又は取扱う危険物の種別、数量及び施設の形態により、消防 法令に基づき位置、構造、設備に関する規制と危険物の貯蔵、取扱及び運搬に関する規制並びに 自主保安管理等にかかわる指導を推進する。

第4章 安全な都市づくりの実現

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(イ)維持管理

危険物施設に対しては、立入検査を行うとともに、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、 危険物取扱者及び危険物施設保安員等による自主的災害予防体制の確立について指導を図る。

ウ 危険物等の輸送の安全化

- (ア) タンクローリーについては、構造・設備及び危険物取扱者免状の所持等について法令基準に 適合するよう指導を強化する。
- (イ) 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を 進める。

7 文化財の安全化

文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の災害予防について普及徹底を図るための区及び消防署の施策については以下のとおりである。

(1) 防災設備等の整備推進

- ア 文化財の搬出用具の整備等を指導するとともに、災害予防に関し、常に関係機関と密接な連絡 を図るよう指導する。
- イ 文化財の災害予防のため、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導・推進する。

(2) 発災後の対応

文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都、 国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 ライフライン施設

2 道路及び交通施設等

1 ライフライン施設

生活を維持していくうえで、不可欠な上下水道、電気、ガス等のライフライン施設は、都市機能そのものを支えている。また、災害によりこれらの施設に被害が生じた場合、都市の機能は失われ、生活を維持することが、困難となるおそれがある。

発災後も、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめる ための安全対策について定める。

(1) 電気施設

ア 業務設備

- (ア) 要員の確保
- (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
- (ウ) 非常持出品の搬出準備
- (エ) 防火扉の開閉点検
- (オ) 建物の補強
- (カ) 建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止
- (キ) 排水設備の点検整備

イ 変電設備、配電設備

- (ア) 工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を構ずる。
- (イ) 非常災害時の運転、保守、操作の規定による。

(2) ガス施設

ア 施設の現況

(ア)都市ガス製造施設

都市ガス製造基地は、根岸 LNG 基地、袖ケ浦 LNG 基地工場、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の 4 か所にあり、各 LNG 基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。また、ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

(イ) 供給施設

- a ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。
- b 水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。
- c ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して 設計及び施工している。

イ ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

(3) 水道施設

- ・大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設 備を増強、配水本管テレメータや自動水質計器の電源を確保している。
- ・浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰の設置、 施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。
- ・風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を実施する。
- ・水道施設築造は、水道施設の技術的基準を定める省令等によって設計している。

(4)下水道施設

水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を実施した。

(5)通信施設

- ・災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中でも通信の果たす役割は非常に大きい。
- ・災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計(耐水・耐風・耐雪・耐震・耐火設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備する。

ア 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線のケーブルの分散収容を図っている。また、優先電話により通信を確保する。

イ 災害対策用電気通信機器の配備及び開発

- (ア) 災害により、NTT 交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機・ 衛星車載車等を配備している。
- (イ) 通信の全面途絶及び避難所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機・携帯電話機・移動無線機等を常備するとともに停電対策として、移動用発電機を主要地域に配備している。
- (ウ) 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。
- (エ)通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信 システムの開発・配備をする。
- (オ) 輻輳緩和策として「災害用伝言ダイヤル"171"」の提供。

ウ 公衆電話の整備

一般電話が利用制限された場合でも、公衆電話は比較的かかりやすい。災害時は料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に、交換所単位で実施する。

エ 避難所等への通信確保

災害救助法が適用された場合は、避難所等にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。また、 Wi-Fi アクセスポイントの整備に努め、受け入れた避難者による安否確認や情報収集を支援する。

オ 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品をあらかじめ確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合には、 工事用物品を充当する。

カ 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊の回避に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。一定規模以上の共同溝・とう道については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

2 道路及び交通施設等

道路、鉄道等は、都市生活を営むうえで、非常に大きな役割を果たしているとともに、災害時においても、救助物資の輸送等の重要な役割を担っている。これらの施設が、ひとたび災害で大きな被害を受けた場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故の多発が十分予想されるとともに、応急対策、復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから都市機能の麻ひにつながることも考えられる。このため、被害の軽減を図るためにも、道路及び交通施設の安全化は極めて重要な課題である。道路、鉄道について、それぞれの安全化対策を明らかにする。

(1) 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。このため、各道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。

ア 道路の現況

(令和2年(2020年)4月1日現在)

機関名	道路延長	備考		
都建設局	FC CO1	河川架橋:17 橋、立体交差橋:12 橋、歩道橋・人道橋:41		
(第三建設事務所)	56,681m	橋、跨線橋:2橋		
国土交通省				
関東地方整備局	4, 327m	黄断歩道橋:6 橋、立体交差橋:2 橋		
東京国道事務所				
首都高速道路	4,615m	高架構造(入口:2、出口:2、非常電話:22、非常口:		
中日本高速道路	1,059m	高架構造		
区	677,037m	河川架橋:119橋、跨線橋:3橋、横断歩道橋:1橋		
計	743, 719m			

イ 事業計画

機関名	事業計画
都建設局 (第三建設事務所)	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要道路上の老朽橋及び耐震性の不足している橋梁、交通のあい路になっている橋梁について、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。
首都高速道路	1 事業計画の概要 高架橋の安全性を向上させる対策を実施する。また、お客様の安全対策な ど、防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。 2 実施計画の内容 ア 道路構造物、管理施設等の定期点検 イ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検 ウ お客様等の安全確保 ・お客様等への情報伝達の充実 ・避難・誘導施設の整備 エ 資機材の備蓄等の措置 災害時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機 材及び物資の備蓄等を行う。
東京国道事務所	路線:国道 20 号 事業計画:災害時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、必要 な補修・補強を実施する。
区	1 道路の整備 災害時には、路面陥没等の被害が予想されることから、日々の点検ととも に定期的な調査を実施し、計画的な修繕を実施することにより、災害時の被 害軽減を図る。 2 橋梁の整備 災害時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、主要な生活道 路や緊急道路障害物除去路線上にある橋梁について、「橋梁白書」に基づ き、計画的、かつ、効率的に橋梁の長寿命化修繕や耐震補強・改良等の整備 を行う。

(2) 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん災害による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

ア 施設の現況

(ア) 路線 (単位:m)

	路線延長	内訳						
機関名		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋 梁 区間	地下区間	
東日本旅客鉄道	5, 780	_	4, 555	651	414	160	_	
京王電鉄	6, 918	5, 114	451	235	1, 028	89	_	
西武鉄道	2, 505	2, 496	_	_	_	9	_	
東京地下鉄	4, 900	_	_	_	_	_	4, 900	

(イ) 駅舎

機関名	駅舎数	構造別内訳		
(成)	趴 	防火	耐火	
東日本旅客鉄道	4	4	_	
京王電鉄	7	_	7	
西武鉄道	3	1	2	
東京地下鉄	5	_	5	

イ 事業計画

機関名	事業計画				
	1 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備				
東日本旅客	列車の緊急停止措置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の				
鉄道	被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報				
	連絡設備を推進する。				

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【予防対策】

機関名	事業計画
京王電鉄	1 駅舎 2年に1回、点検を実施している。 2 軌道・架線 線路、建物等については、2日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 盛土部分 盛土部分については、法面の流出、沈下等特に高い築堤には副堤(押さえ盛土等)を設けている。
西武鉄道	1 駅舎 2年に1回の定期検査により点検を実施する。 2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。 ア 構造物の現況調査 イ 橋梁補強工事 ウ 構造物補強工事 エ 法面防護工事
東京地下鉄	1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災 体制を確立する。 2 排水施設 トンネル内の排水については、全線 155 か所にポンプ室を設置し、それぞれ 毎分 1~1.5 トンの排水が可能なポンプ 3 台を配備している。 3 車両の防災対策 車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は「難燃性」以上の 判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けている。 4 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電すると いう事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯により出 口は容易にわかる。また、列車内も蓄電池により照明を確保している。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第6章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組 【予防対策】

第6章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 具体的な取組 【予防対策】

- 1 業務継続計画の策定
- 2 避難指示に関するマニュアルの改善
- 3 災害対応経験者リストの作成
- 4 水防情報システムの改修

1 業務継続計画の策定

区では、業務継続計画(震災編)を策定しているが、区の機能継続を図るため、風水害における業務継続計画(風水害編)の策定について検討を行う。

2 避難指示に関するマニュアルの改善

内閣府のガイドラインに基づいて、避難すべき区域及び伝達方法を含めた運用方針を定める。なお、 避難指示等に関する運用方針の策定における留意点は、次のとおり。

- ・避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難や屋内全確保の区域を示すのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を具体的に設定する。
- ・対象地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域 が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込み、発令範囲を具体的に設定する。

3 災害対応経験者リストの作成

区は、これまで被災自治体に派遣した区職員の情報を整理し、災害時に活用できる人材の把握に努める。なお、被災自治体に派遣した区職員の情報として、氏名、年齢、性別、派遣先の自治体名、対応した業務、実施した役割等を確認する。

4 水防情報システムの改修

近年多発する集中豪雨や台風などの風水害に備えるため、水防活動や避難判断に必要な河川水位や雨量を監視する水防情報システムについて、機器の耐用年数に応じて計画的に機器更新を行い、システム全体の機能性を確保する。

第7章 情報通信の確保

第1節 具体的な取組 【予防対策】

第7章 情報通信の確保

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 ホームページのアクセス集中対策

3 問合せ窓口の整備

2 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

1 ホームページのアクセス集中対策

台風接近等に伴う避難所開設などの特に重要な情報を周知した場合、区公式ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じているため、キャッシュサイトを活用するなどの緊急時のアクセス集中対策を実施する。

2 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

区は、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、水害時における物資に関する円滑かつ 迅速な対応を実施するため、区内で備蓄している備蓄物資や地域内輸送拠点を登録する。

3 問合せ窓口の整備

発災後、被害の程度により電話の問合せが急増する。このことにより、円滑な電話対応が困難になることが想定されるため、窓口業務に精通した職員の優先活用や要員増強による窓口体制を強化する。また、AI 技術を活用した自動対話を可能とするチャットボットなどを活用することで問合せ対応の更なる充実を図る。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第8章 医療救護・保健等対策

第8章 医療救護・保健等対策

「具体的な取組 【予防対策】」については、共通的な内容として「震災・風水害編 第2部 第7章 医療救護・保健等対策」を準用する。

第9章 避難者対策

第1節 具体的な取組 【予防対策】

第9章 避難者対策

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 避難体制の整備

3 感染症対策

(災害時要配慮者対策を含む)

2 避難所等の指定

1 避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む)

(1) 福祉関係者、関係団体と連携した災害時要配慮者の避難体制の検討

区は、災害時要配慮者の安否確認や避難支援、情報提供について、杉並区障害者団体連合会をはじめとする障害者団体等と連携して災害時要配慮者対策を検討する。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む災害時要配慮者の避難支援体制構築に向け、福祉関係者や地域住民と連携し、協力を得る方法を検討する。

(2) 地域包括支援センターと連携した避難行動の周知

区は、高齢者における避難行動の理解促進を図るため、地域包括支援センター(ケア 24)との連携方法を検討する。今後、地域包括支援センター(ケア 24)の窓口やケアマネジャーを通じて、地域の高齢者に対して区が推奨する避難行動を説明する体制を整備する。

(3)警戒期における避難行動の周知

区内では、「想定し得る最大規模の降雨」による浸水が発生した場合であっても、ほとんどの地域で浸水深が 2.0m 未満であり、かつ、浸水の継続が想定される時間は比較的短いことから、垂直避難(屋内安全確保)による身の安全の確保を推奨し、周知する。なお、垂直避難(屋内安全確保)を行ったとしても、身の安全の確保が困難な場合には、「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」に基づき、水平避難(避難所への避難や家族、友人宅等への避難)を行うことを周知する。

避難情報	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	 危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
関無指が 【警戒レベル 5】 緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保 ・既に災害が発生している状況であり、立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)を参考に作成

第9章 避難者対策

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(4) 避難指示等の未発令時における避難方法の検討

区は、避難指示等を発令するいとまがない場合における区民の避難について、あらかじめ地域の実 状や発災時の状況に応じた避難方法を検討する。

(5) 水害ハザードマップの充実

「わが家の水害ハザードマップ」について、「杉並区土砂災害ハザードマップ」との統合やタイムラインの掲載等充実を図り、防災訓練等での活用や配布を行うことで、内容の周知徹底を図り、水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動や適切な避難先の判断について普及啓発を実施する。

(6) 避難誘導計画の作成

- ・区は、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。
- ・発災前においては、避難指示等を発令していることが前提となり、区内の浸水深の関係から、避難誘導が必要な避難者については、屋内安全確保で身の安全が確保できない区民が対象となる。

(7) 避難所開設運営マニュアルの更新

区は、避難所の開設運営マニュアル及び水害時避難所隊行動指針を作成しているが、地域の特性や施設の利用方法、感染症対策等を踏まえて、各避難所別のマニュアルや行動指針を適宜更新していく。

(8)「東京マイ・タイムライン」の普及・作成支援

区民一人ひとりが、災害リスク、防災気象情報、避難場所、避難のタイミング等を理解し、水害からの避難行動を事前に確認するツールである「東京マイ・タイムライン」について、普及・啓発を行うとともに、「水害講座」を通じて、作成の支援を行う。

2 避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

区は、災害時の避難場所、避難所について、災害の種類(「洪水」「内水氾濫」「土砂災害(崖崩れ)」 「地震」「大規模火災」)ごとに整理する。【別冊・資料 241】

水害時の避難所の呼称については、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、従来どおり「避難所」(水害・土砂災害時)とする。

(2) 自主避難所の指定

- ・自主避難所は、台風の接近に伴う警戒や、小規模水害の発生のおそれなどがある場合に、区民が自主 的に避難する避難所である。
- ・指定避難所は、区が高齢者等避難などの避難に関する情報を発令した場合に開設する避難所(水害・土 砂災害時)である。
- ・区では、指定避難所(水害・土砂災害時)に指定している施設を自主避難所としても指定することで、 高齢者等避難などの避難に関する情報の発令前の段階から避難可能な体制とする。

(3) 指定管理者制度導入施設等における避難施設の指定

区は、避難所として指定管理者制度導入施設等を指定する場合、あらかじめ指定管理者又は業務委託事業者と避難所の開設運営に関する役割分担等を協定等で規定のうえ、避難施設として指定する。今後指定管理者と災害時の役割分担を実施する。

第9章 避難者対策

第1節 具体的な取組 【予防対策】

(4) 他区市町村の被災者の受入施設の検討

区は、他の都内区市町村で被害が発生した場合、該当区市町村の被災者を区で一時的に受け入れる場合を想定し、避難所として開設する施設を検討する。

(5) 都立高校等の避難所活用

区は、大規模な風水害の発生し、又はそれに準ずる災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合、必要に応じて都立高校、私立高校、私立大学に協力を依頼し、避難所を増設し、避難者の受入れを行う。そのため、平常時より情報共有や協力関係の構築に努める。

3 感染症対策

(1) 水害時避難所隊行動指針等の見直し

避難所は、3 密(密閉・密集・密接)となりやすいため、従来の体育館、一部の特別教室での避難者受入れではなく、校舎等を最大限広く使用した受入れを行う。また、感染症が拡大しやすい環境であることから、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの設定、感染症対策に配慮した避難者の受付方法や避難所運営ルールの拡充を水害時避難所隊行動指針に定めている。

(2) 避難者の受入体制等の検討

感染症対策では、これまでに明らかになった情報に基づいて、感染拡大防止対策を実施している。しかしながら、感染症に関する情報は、感染症対策分科会においても変更される可能性があるとされている。このことから、区は、新たに発表される情報に基づいて、避難所における避難者の受入体制や運営方法を検討のうえ、適宜、見直す。

震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送対策 第1節 具体的な取組 【予防対策】

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 災害時給水ステーション(給水拠点)

3 備蓄品の充実

の整備

2 給水資器材の整備

1 災害時給水ステーション(給水拠点)の整備

風水害により応急給水の必要が生じた場合には、必要に応じて受水槽、浄水場(所)及び給水所のほか、 応急給水槽についても施設の活用を図る。また、災害時における安定供給を確保するため、給水所の新 設、配水池容量の増強、送水管ルートの複数化、配水管網の整備等を図る。なお、震災救援所等の受水 槽数については「震災予防対策 第2部 第10章 第5節 2 飲料水及び生活用水の確保」を、水量や都 水道局所管の災害時給水ステーション(給水拠点)については、「震災編 第1部 第9章 第1節 2 飲 料水の供給」を参照。

2 給水資器材の整備

都・区間の役割分担によって区民への給水は区が行うことになっている。そこで、浄水場、応急給水槽等から避難所等に搬送して給水するために必要な資器材を整備する。資器材は、区立小中学校等 (震災救援所)に配備されているものを活用する。

3 備蓄品の充実

- ・区は、従来、避難所開設及び運営にあたって必要な災害応急対策用器材を水害用初動セットとして 備蓄している。
- ・平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等の対応と経験を踏まえ、飲料水、コッペパン、テレビ、ケトル等の物資を追加で備蓄した。また、感染症対策等として、非接触式体温計、ゴム手袋、次亜塩素酸漂白剤、手指消毒剤、フェイスシールド、医療用ガウン等を備蓄した。

第11章 住民の生活の早期再建の推進

第1節 具体的な取組 【予防対策】

1 り災証明書の発行

2 災害廃棄物処理計画の作成

1 り災証明書の発行

(1)対策内容と役割分担

機関名	対策内容
	・ガイドラインに基づき、住家被害認定調査やり災証明書の交付体制等を 構築
区	・住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施
	・消防署との協定締結や事前協議により、り災証明書交付に係る連携体制の確立
	・「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関する
	ガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し
都総務局	・共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整
都主税局	・区市町村に対する研修や訓練の実施
	・区市町村の応援要員の確保の検討
	・固定資産関連情報等に関し区と調整
	・風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実
消防署	・区市町村との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災
	のり災証明書交付に係る連携体制の確立

(2) 取組内容

- ・区は、り災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。
- ・区は、消防署と協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災のり災証明書交付に係る 連携体制を確立する。
- ・区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、り災証明書発行体制等の庁内体制を整備すると ともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- ・区は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- ・区は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等 を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 区災害廃棄物処理計画の作成

区は、災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画等と整合を図り、大規模災害発生時に、災害 廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧・ 復興を実現するため、杉並区災害廃棄物処理計画を策定した。 震災・風水害編 第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第11章 住民の生活の早期再建の推進 第1節 具体的な取組 【予防対策】

	廃棄物の種類		対象とする廃棄物の具体例
一般廃棄物	災害廃棄物	がれき等 ごみ (生活ごみ、 避難所ごみ)	損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物 ・がれき(コンクリート系混合物(コンクリートがら)、木質系混合物(木くず)、金属系混合物(金属くず)、可燃系混合物、不燃系混合物) ・廃家電等、廃自動車・廃タイヤ等、危険物・有害物等 災害時に排出されるごみ、片づけごみ ・割れたガラス食器類や破損した家具などの粗大ごみ等 震災救援所から排出されるごみ ・残飯、汚れた紙類等の可燃ごみやプラスチック製容器包装、段ボール等の資源等
		し尿	簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレからのくみ取りし尿 や災害に伴って便槽へ流入した汚水
	生活ごみ、し尿(通常)		通常生活で排出されるごみ、し尿

索

神田川......14, 16, 246, 247 BBCP......53, 115, 144, 155 き 11 遺体収容所......138, 144, 145 帰宅困難者 ... 27, 28, 54, 127, 128, 148, 149, 150, 151, 一時滞在施設.......148, 149, 152, 154, 156, 157, 158 152, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 191, 193, 228, 一時避難地60, 120, 122, 165, 166, 170, 171, 174 229 一般ボランティア......27, 55, 228, 229 救援物資26, 27, 28, 31, 32, 55, 228, 229, 235, 236 医療救護活動......138, 140, 141, 142, 236 急傾斜地崩壊危険箇所......252 医療救護所......140, 143, 144, 145, 179 急傾斜地崩壊危険区域.......252 医療救護班......31, 138, 142, 235 医療ボランティア......169,229 ネ 緊急地震速報......54, 129, 131 液状化......61, 62, 63, 64, 73, 74, 94 緊急通行車両......95 駅前滞留者対策協議会 148, 150, 151 緊急通行車両確認標章......30 緊急道路障害物除去路線......75,93,100,262 お 緊急輸送道路.......91,94,180,186 緊急輸送道路沿道建築物......61,64 応急危険度判定......26, 28, 56, 73, 215, 228, 230 It 応急給水....27, 28, 29, 47, 49, 102, 176, 194, 195, 196, 227, 228, 229, 231, 271 激甚災害.......223 応急教育......28, 29, 215, 216, 227, 230, 231 検案......31, 139, 140, 144, 145, 235 カン 仮設トイレ......29,232 広域火葬......140、144 火葬......27, 28, 139, 144, 228, 229 学校防災倉庫......176, 196, 197, 198, 216 広域輸送基地......186, 188, 196 洪水浸水想定区域............ 237, 238, 240, 249, 250, 268

引

高齢者等避難	. 164, 268, 269	車中泊	178, 179, 180
個別避難支援プラン	169	住家被害認定調査 27, 2	12, 213, 214, 215, 228, 272
ごみ処理	212, 220	城南地区河川流域浸水予想區	区域図3, 249
		消防水利62,64,6	5, 74, 77, 78, 171, 174, 195
さ		情報連絡態勢	49, 245
		初動医療体制	
災害遺児	28, 229	初動態勢	113, 114, 245
災害医療コーディネーター138, 139	, 140, 141, 142	震災救援所 18, 27, 28, 37	7, 38, 39, 41, 47, 51, 52, 56
災害援護資金	27, 229	57, 61, 63, 73, 75, 89, 90	, 91, 106, 108, 117, 119,
災害救助法11, 28, 106, 157	, 223, 230, 260	132, 143, 144, 145, 164,	165, 166, 167, 168, 169,
災害拠点病院13, 49, 73, 89, 102, 138,	139, 140, 142,	170, 171, 175, 176, 177,	178, 179, 180, 181, 182,
144, 243		186, 187, 192, 193, 194,	195, 198, 199, 202, 212,
災害時帰宅支援ステーション149, 152	, 158, 159, 160	213, 216,217, 218, 219, 2	
災害時給水ステーション186	, 194, 243, 271	震災救援所運営連絡会 30,	
災害障害見舞金	229	168, 169, 176, 186, 202,	
災害時要配慮者27, 30, 40, 41, 47, 51	1, 77, 131, 132,	,,,,	
139, 140, 155, 158, 164, 165, 166, 16	7, 168, 169,	<u></u> す	
176, 178, 186, 189, 191, 192, 193, 20	2, 229, 232,	9	
238, 239, 241, 250, 254, 268		水害時危険箇所	239
災害時要配慮者利用施設.3, 19, 53, 116,	237, 238, 240,	水害対応タイムライン	250, 252, 254
249, 250, 253, 254		水害ハザードマップ	13, 237, 239, 241, 249, 269
災害情報メール	167	水害応急対策室	
災害弔慰金		水防法	
災害復興		水防本部	
災害ボランティアコーディネーター			
災害ボランティアセンター		U	
L		善福寺川	14, 16, 246, 247, 248
		専門ボランティア	
自衛消防組織	. 53, 54, 79, 81		
自衛消防隊	42, 53, 117	7	
支援物資 64, 113, 118, 120, 186, 187,	188, 189, 190,	_	
192, 193, 196, 198, 199, 200, 201, 20	2	総合防災訓練	49, 50, 114, 243, 244
支援物資等受入拠点	187		
歯科医療救護活動	32	た	
事業継続計画53, 54, 115, 116	, 122, 144, 155		
事業所防災 2		耐震化18, 42, 60, 61, 62, 63	8, 64, 69, 70, 74, 75, 81, 89
自主避難		90, 91, 94, 101, 102, 103	, 194, 219, 220
自主避難所		耐震改修	54, 62, 70, 116
指定緊急避難場所		耐震シェルター	69
指定避難所		耐震診断	54, 70, 116
〕屋処理 98 919 913		第二次救援所18	27, 28, 175, 178, 179, 229

竜巻対策254	避難行動要支援者
<i>p</i>	避難指示19, 127, 164, 165, 239, 250, 253, 254, 265,
ち	268, 269 避難場所172, 174
地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 164,168,	是 <i>和他们</i>
169, 241	- .\$-
地域別延焼危険度79	~
地下街等66, 237, 238, 240, 249, 250	福祉救援所 18, 27, 28, 73, 165, 175, 178, 179, 229
地区防災計画39	
調節池	^
<u></u>	ヘリコプター緊急離着陸場121, 198, 199
道路法71, 104, 257	 ほ
特定緊急輸送道路 60, 64, 91	
特定緊急輸送道路沿道建築物69	防疫
土砂災害危険箇所253	防災関係機関3, 11, 12, 21, 25, 26, 29, 39, 41, 42, 45,
土砂災害警戒区域237, 238, 240, 250, 253, 254, 265,	46, 47, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 119, 128, 129,
268	130,131,142,148,154,157,158,216,228,231,
土砂災害警戒情報253	241, 244, 245, 252
土砂災害特別警戒区域253	防災教育29, 30, 37, 39, 41, 45, 51, 76, 216, 227, 231,
土砂災害ハザードマップ241, 253, 269	232, 241
土砂災害防止法240, 253	防災行政無線49, 129, 130, 131, 132, 186
土のうストッカー252	防災公園
トリアージ47, 48	防災市民組織 25, 29, 30, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 47, 48, 50, 51, 54, 61, 63, 77, 79, 117, 119, 121, 164, 194,
な	200, 227, 231, 232, 237, 239, 240, 245
	防災用井戸176, 195
内水氾濫	補助・代替施設18, 176, 178
ひ	み
被害想定3, 4, 5, 14, 38, 42, 62, 63, 90, 112, 113, 127,	身元不明者27, 28, 139, 229
138,145,148,165,186,188,190,192,212	妙正寺川14, 16, 246, 247
被災者生活再建支援金	
備蓄倉庫100, 186, 187, 188, 189, 196	ゆ
避難確保計画3, 237, 238, 240, 241, 250, 254	
避難訓練47, 216, 217, 218, 240, 241, 250, 254	行方不明者 30, 138, 144, 232